

野村世界6資産分散投信

野村世界6資産分散投信(安定コース)

野村世界6資産分散投信(分配コース)

野村世界6資産分散投信(成長コース)

追加型投信 内外 資産複合 インデックス型

野村世界6資産分散投信(配分変更コース)

追加型投信 内外 資産複合

【投資信託説明書（請求目論見書）】

(2024年3月29日)

この目論見書により行なう野村世界6資産分散投信(安定コース)／(分配コース)／(成長コース)／(配分変更コース)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2023年9月28日に関東財務局長に提出しており、2023年9月29日にその効力が生じております。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

【発行者名】	: 野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	: CEO兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	: 東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	: 該当事項はありません。

NOMURA 野村アセットマネジメント

目次

目次	2
第一部【証券情報】	3
(1)【ファンドの名称】	3
(2)【内国投資信託受益証券の形態等】	3
(3)【発行（売出）価額の総額】	3
(4)【発行（売出）価格】	3
(5)【申込手数料】	4
(6)【申込単位】	4
(7)【申込期間】	4
(8)【申込取扱場所】	4
(9)【払込期日】	4
(10)【払込取扱場所】	4
(11)【振替機関に関する事項】	5
(12)【その他】	5
第二部【ファンド情報】	6
第1【ファンドの状況】	6
1【ファンドの性格】	6
2【投資方針】	13
3【投資リスク】	29
4【手数料等及び税金】	37
5【運用状況】	41
第2【管理及び運営】	73
1【申込（販売）手続等】	73
2【換金（解約）手続等】	74
3【資産管理等の概要】	75
4【受益者の権利等】	80
第3【ファンドの経理状況】	81
1【財務諸表】	81
2【ファンドの現況】	330
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	333
第三部【委託会社等の情報】	334
第1【委託会社等の概況】	334
1【委託会社等の概況】	334
2【事業の内容及び営業の概況】	336
3【委託会社等の経理状況】	337
4【利害関係人との取引制限】	388
5【その他】	388
約款	389

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

野村世界6資産分散投信(安定コース)

野村世界6資産分散投信(分配コース)

野村世界6資産分散投信(成長コース)

野村世界6資産分散投信(配分変更コース)

(以上を総称して「野村世界6資産分散投信」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。また、「野村世界6資産分散投信(安定コース)」を「安定コース」、「野村世界6資産分散投信(分配コース)」を「分配コース」、「野村世界6資産分散投信(成長コース)」を「成長コース」、「野村世界6資産分散投信(配分変更コース)」を「配分変更コース」という場合があります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権(以下「受益権」といいます。)

なお、当初元本は1口当り1円です。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

各ファンドにつき2兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額*とします。

なお、午後3時までには、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

(5) 【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に1.65%(税抜1.5%)以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。

②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

(6) 【申込単位】

1万円以上1円単位(当初元本1口=1円)

ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(7) 【申込期間】

2023年9月29日から2024年9月26日まで

*なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

投資者は、販売会社の定める期日までに申込代金をお支払いください。(詳しくは販売会社にお問い合わせください。)各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、野村アセットマネジメント株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を經由して、野村信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込代金は申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時~午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(1 1) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

「野村世界6資産分散投信」の特色についてご紹介いたします。

《ポイント1》

[安定コース][分配コース][成長コース]

国内および外国の、「債券」「株式」「リート(不動産投資信託)*」といった6種類の資産に、バランス良く分散投資します。

[配分変更コース]

原則として、国内および外国の、「債券」「株式」「リート(不動産投資信託)*」といった6種類の資産すべてに投資を行います。



※リート(REIT)とは不動産投資信託(Real Estate Investment Trust)のことを意味しており、不動産に投資する投資信託のことです。

ファンドは、公社債・株式・REITなどの値動きのある証券等に投資します(また、外貨建資産に投資する場合にはこの他に為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。

したがって、元金が保証されているものではありません。

《ポイント2》

「野村世界6資産分散投信」は、乗り換え(スイッチング)可能なファンドで構成されております。

[安定コース]

国内債券の比率を高めることで、信託財産の着実な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

[分配コース]

外国債券の比率を高めることで、インカムゲイン(利子配当収益)の獲得と信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

[成長コース]

株式の比率を高めることで、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

[配分変更コース]

投資対象資産のリスクや利回りおよび市場環境(トレンド)の分析により、各マザーファンドの投資比率

を決定し、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

《ポイント3》

[安定コース][分配コース][成長コース]

年に6回、収益を分配します。

原則、1月、3月、5月、7月、9月および11月の各10日(ただし、休業日の場合は翌営業日)を決算日とし、毎決算時に、分配を行ないます。

詳しくは後述の「2 投資方針 (4)分配方針」をご覧ください。

- ◆国内及び外国の各債券、国内及び外国の各株式、国内及び外国の各不動産投資信託証券(REIT)を実質的な主要投資対象^{※1}とします。
- ◆上記の6資産について、各ファンド毎に概ね下記の表に記載の比率(「基本投資割合」といいます。)を目処としてバランスよく分散投資を行ないます。
- ◆各ファンドにおける、各資産への配分比率は以下を基本とします。

	安定コース	分配コース	成長コース
国内債券	60%	20%	10%
外国債券	10%	50%	10%
国内株式	5%	5%	35%
外国株式	15%	15%	35%
国内REIT	5%	5%	5%
外国REIT	5%	5%	5%

- ◆2ヵ月に1回決算^{※2}を行ない、利子配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案して分配を行ないます。

※1 各ファンドは、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」といいます。)とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

※2 決算日は、原則として1月、3月、5月、7月、9月および11月の各10日(休業日の場合は翌営業日)とします。

[配分変更コース]

- ◆原則、1月および7月の各10日(ただし、休業日の場合は翌営業日)を決算日とし、毎決算時に、分配を行ないます。

- ◆国内及び外国の各債券、国内及び外国の各株式、国内及び外国の各不動産投資信託証券(REIT)を実質的な主要投資対象^{※1}とします。

- ◆運用にあたっては、投資対象資産のリスクや利回りおよび市場環境(トレンド)を分析し、効率的に収益を獲得することを目指して、各マザーファンドへの投資比率^{※2}を決定します。なお、各マザーファンドへの投資比率は適宜見直します。

※1 ファンドは、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」を親投資信託(「マザーファンド」といいます。)とするファミリーファンド方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、マザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

※2 マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう内外の株式および REIT への投資比率は、原則として、信託財産の純資産総額の80%程度以内とします。

■信託金の限度額■

各ファンドの受益権の信託金限度額は各々1兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(野村世界6資産分散投信 (安定コース))

(野村世界6資産分散投信 (分配コース))

(野村世界6資産分散投信 (成長コース))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス型
追加型	海外	債券	
		不動産投信	
	内外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々	日本 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリーファンド	あり ()	日経225 TOPIX
不動産投信	その他 ()	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし	その他 (合成指数)
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券、 不動産投信) 資産配分固定型))					
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型					

各ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

(野村世界6資産分散投信 (配分変更コース))

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回	グローバル (日本を含む)		
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券、 不動産投信) 資産配分変更型))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。(2023年1月19日現在)

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則(以下「MRF等規則」という。)に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1) 年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1) グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1) ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1) 為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1) 日経225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

[特殊型]

- (1) ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるもの

のをいう。

(4) その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

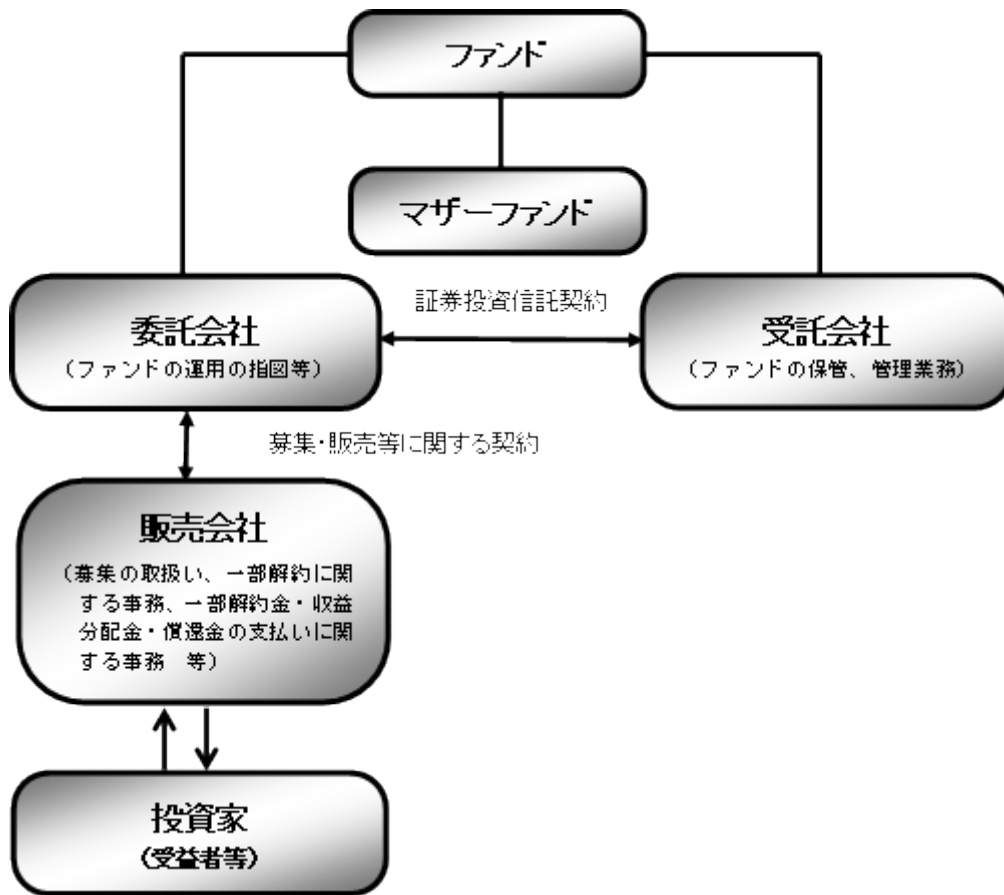
2005年10月3日

「野村世界6資産分散投信（安定コース）」、「野村世界6資産分散投信（分配コース）」、「野村世界6資産分散投信（成長コース）」の各ファンドについて、信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

2015年9月28日

「野村世界6資産分散投信（配分変更コース）」について、信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

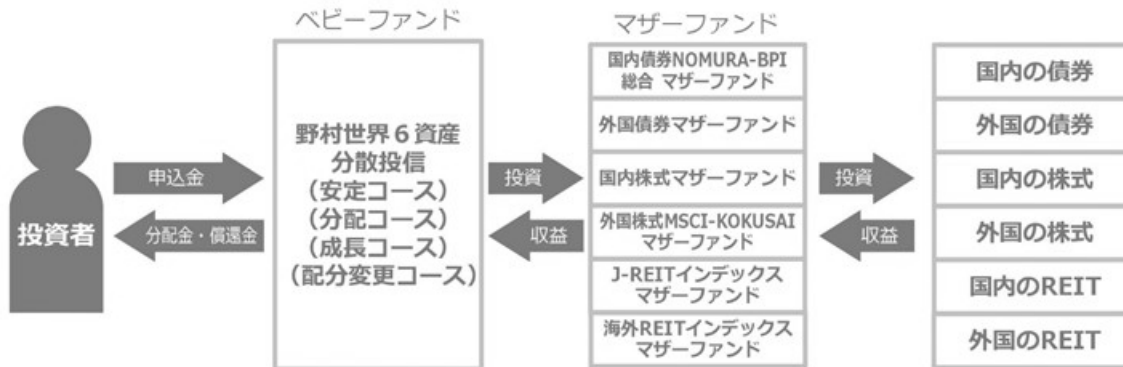
(3) 【ファンドの仕組み】



<p>ファンド</p>	<p>野村世界6資産分散投信(安定コース) 野村世界6資産分散投信(分配コース) 野村世界6資産分散投信(成長コース) 野村世界6資産分散投信(配分変更コース)</p>
<p>マザーファンド (親投資信託)</p>	<p>国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド 外国債券マザーファンド</p>

	国内株式マザーファンド 外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド J-REIT インデックス マザーファンド 海外 REIT インデックス マザーファンド
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

●ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



■委託会社の概況(2024年2月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180 百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋 1-13-1	5,150,693 株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

[1]マザーファンドへの投資を通じて、国内及び外国の各債券、国内及び外国の各株式、国内及び外国の各不動産投資信託証券(REIT)に実質的に投資します。

◆運用にあたっては、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、

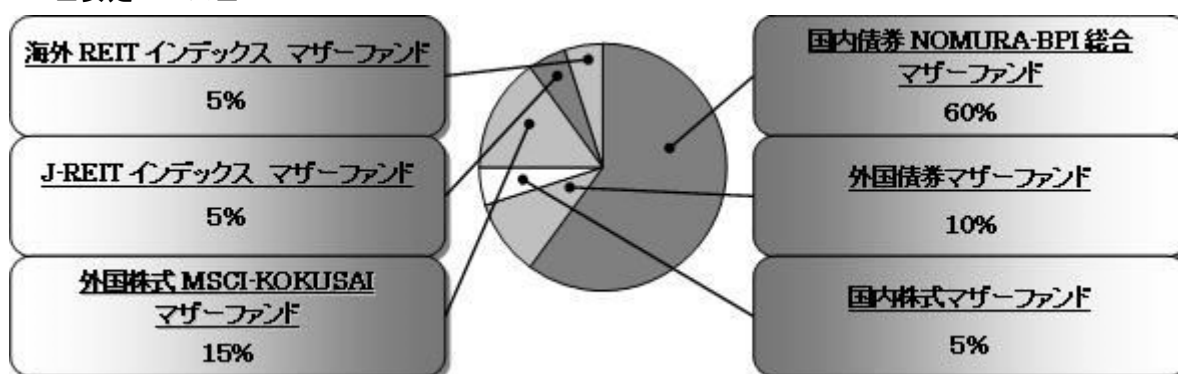
「海外 REIT インデックス マザーファンド」の各受益証券に投資を行ないます。

安定コース	信託財産の着実な成長を目的に運用を行なうことを基本とします。
分配コース	インカムゲイン(利子配当収益)の獲得と信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。
成長コース	信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。
配分変更コース	信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

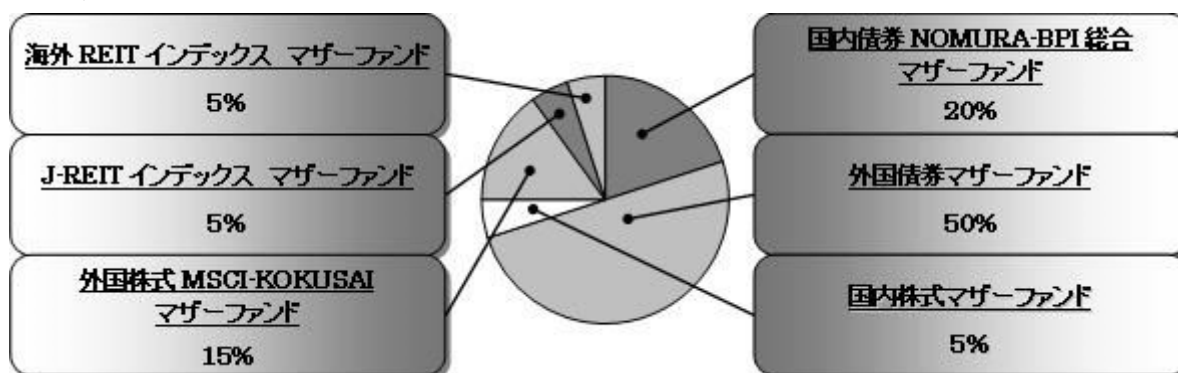
[2] 「安定コース」「分配コース」「成長コース」

各ファンドにおける各マザーファンドへの投資比率は以下を基本(これを「基本投資割合」といいます。)とし、原則として毎月、リバランスを行ない、各マザーファンドの対象指数の月次リターンに、ファンドの各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

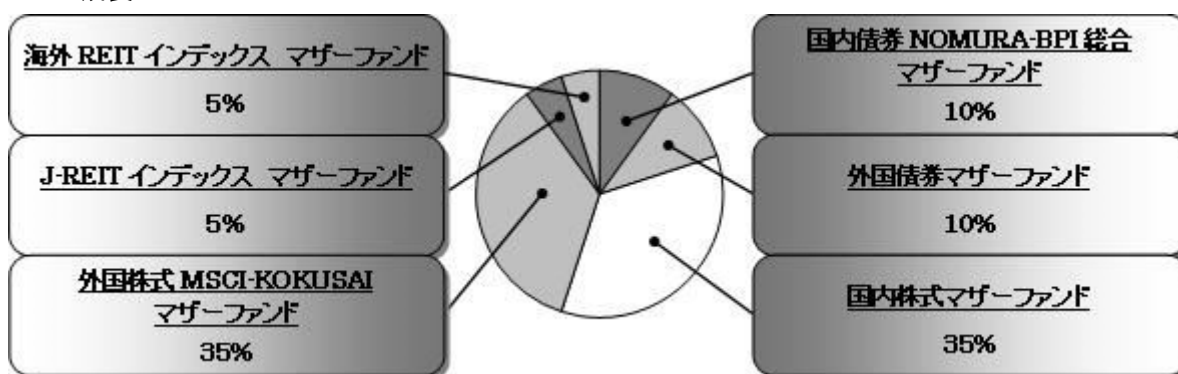
■安定コース■



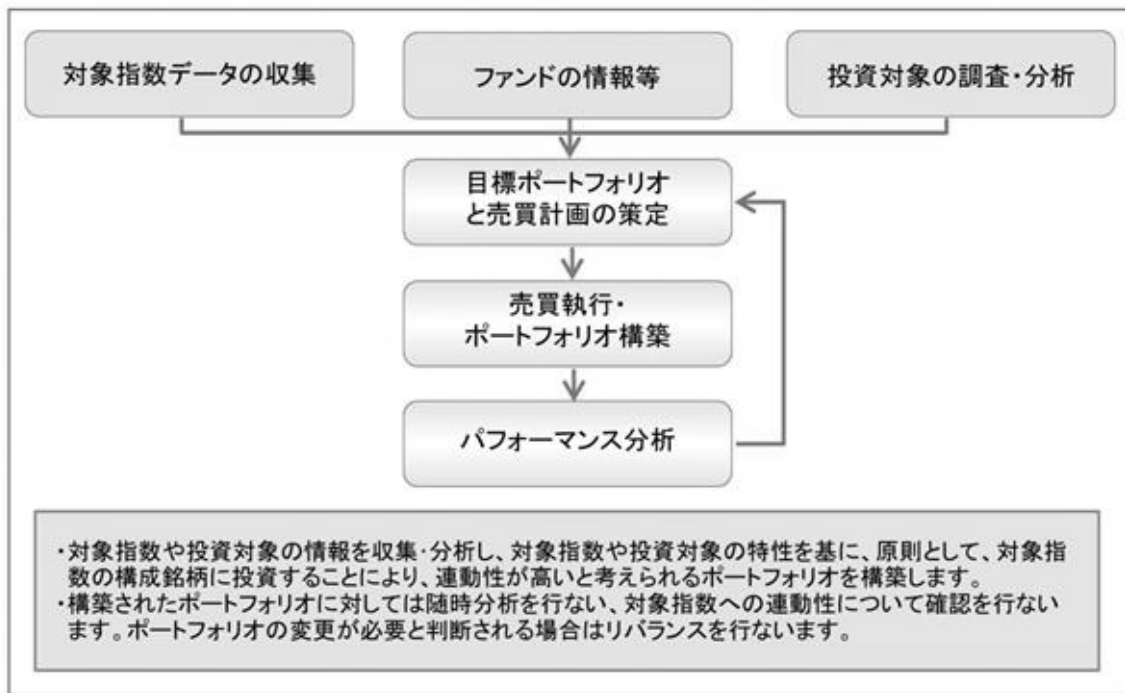
■分配コース■



■成長コース■



■投資プロセス■



* 上記の投資プロセスは、今後変更となる場合があります。

「配分変更コース」

運用にあたっては、投資対象資産のリスクや利回りおよび市場環境（トレンド）を分析し、効率的に収益を獲得することを目指して、各マザーファンドへの投資比率※を決定します。なお、各マザーファンドへの投資比率は適宜見直します。

※マザーファンドを通じて実質的に投資を行なう内外の株式およびREITへの投資比率は、原則として、信託財産の純資産総額の80%程度以内とします。

■運用プロセス■



* 上記の運用プロセスは、今後変更となる場合があります。

■各マザーファンドの投資方針等について■

〔国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド〕

(対象指数：NOMURA-BPI 総合 (NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合))

- ・主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合 (NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

「NOMURA-BPI 総合」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。

NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

〔外国債券マザーファンド〕

(対象指数：FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース))

- ・主として外国の公社債に投資することにより、FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

「FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

〔国内株式マザーファンド〕

(対象指数：東証株価指数(TOPIX))

- ・主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。

「東証株価指数(TOPIX)」は、株式会社JPX総研が発表している株価指標で、日本の株式を対象に浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。日本の株式市場全体の動向を示す指標の1つです。

東証株価指数(TOPIX)の指数値及び東証株価指数(TOPIX)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

〔外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド〕

(対象指数：MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし))

- ・主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)*の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ※配当再投資・GROSS(税込)の指数とします。

- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

「MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)」は、MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

MSCI-KOKUSAI 指数は、MSCIが開発した指数で、日本を除く先進国で構成された浮動株数ベ

ースの時価総額株価指数です。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。同指数の著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

〔J-REIT インデックス マザーファンド〕

(対象指数：東証 REIT 指数(配当込み))

- ・J-REIT を主要投資対象とし、東証 REIT 指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ・J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

「東証 REIT 指数(配当込み)」は、東京証券取引所に上場している REIT 全銘柄に投資した場合の投資成果(市場における価格の変動と配当金の受け取りをあわせた投資成果)を表す指数です。

東京証券取引所に上場している REIT 全銘柄を対象とした時価総額加重平均を、2003年3月31日を1,000として指数化したものです。

東証 REIT 指数(配当込み)の指数値及び東証 REIT 指数(配当込み)に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社(以下「J P X」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証 REIT 指数(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証 REIT 指数(配当込み)に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証 REIT 指数(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

〔海外 REIT インデックス マザーファンド〕

(対象指数：S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース))

- ・日本を除く世界各国の REIT を主要投資対象とし、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。
- ・REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

「S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)」は、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、ドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

S&P 先進国 REIT 指数は、S&P の持つグローバル・インデックスである S&P グローバル株価指数から、REIT 及び REIT と同様の制度に基づく銘柄を抽出して算出するインデックスで、先進国に上場する不動産投資信託(REIT)及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて毎日算出されます。同指数の構成国や構成銘柄等については定期的に見直しが行なわれますので、変動することがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

国内及び外国の各債券、国内及び外国の各株式、国内及び外国の各不動産投資信託証券(REIT)を実質的な主要投資対象とします。

各ファンドは、「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」への投資を通じて、実質的に国内及び外国の各債券、国内及び外国の各株式、国内及び外国の各不動産投資信託証券(REIT)に投資を行いません。

■各マザーファンドの主要投資対象■

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド	わが国の公社債を主要投資対象とします。
外国債券マザーファンド	外国の公社債を主要投資対象とします。
国内株式マザーファンド	わが国の株式を主要投資対象とします。
外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド	外国の株式を主要投資対象とします。
J-REIT インデックス マザーファンド	J-REIT ^{※1} を主要投資対象とします。
海外 REIT インデックス マザーファンド	日本を除く世界各国の REIT ^{※2} を主要投資対象とします。

※1 わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

※2 世界の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

なお、国によっては、「不動産投資信託証券」について、「REIT」という表記を用いていない場合もありますが、当ファンドにおいては、こうした場合も含め、全て「REIT」といいます。

①投資の対象とする資産の種類

「安定コース」「分配コース」「成長コース」(約款第 20 条)

「配分変更コース」(約款第 15 条)

この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)
 - ハ. 金銭債権(イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲等

「安定コース」「分配コース」「成長コース」(約款第 21 条第 1 項)

「配分変更コース」(約款第 16 条第 1 項)

委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、第 3 号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付

の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

③金融商品の指図範囲等

「安定コース」「分配コース」「成長コース」(約款第21条第2項)

「配分変更コース」(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(上記②に掲げるものを除く。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)各マザーファンドの概要

「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合(NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1)投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

①主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

①株式への投資は行ないません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

④スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「外国債券マザーファンド」

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ②有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。
- ③スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。
- ④一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「国内株式マザーファンド」

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ①主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。
- ②非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。

③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④有価証券先物取引等は約款第 16 条の範囲で行ないます。

⑤スワップ取引は約款第 17 条の範囲で行ないます。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

①主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④有価証券先物取引等は約款第 17 条の範囲で行ないます。

⑤スワップ取引は約款第 18 条の範囲で行ないます。

⑥投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑦同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

⑧同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑨同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債*への投資割合は、信託財産の純資産総

額の10%以内とします。

※転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）をいいます。

- ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「J-REIT インデックス マザーファンド」

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証REIT指数(配当込み)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※(以下「J-REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2) 投資態度

①J-REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

②資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への直接投資は行ないません。

③株式への直接投資は行ないません。

④不動産投信指数先物取引は約款第14条の2の範囲で行ないます。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、東証REIT指数(配当込み)における時価の構成割合が30%を超えるJ-REITがある場合には、当該J-REITへ東証REIT指数(配当込み)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超

えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

「海外 REIT インデックス マザーファンド」

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)*の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)は、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、ドルベース)を委託会社において円換算した指数です。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券*(以下「REIT」といいます。)を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託証券(一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。)とします。

(2) 投資態度

①REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

②外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

③株式への直接投資は行ないません。

④不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないます。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

ただし、S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

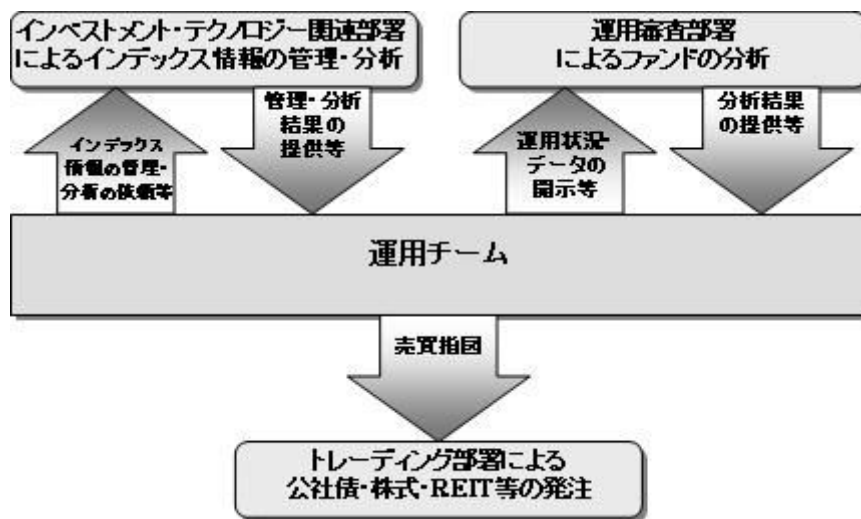
⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行ないません。

⑦前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

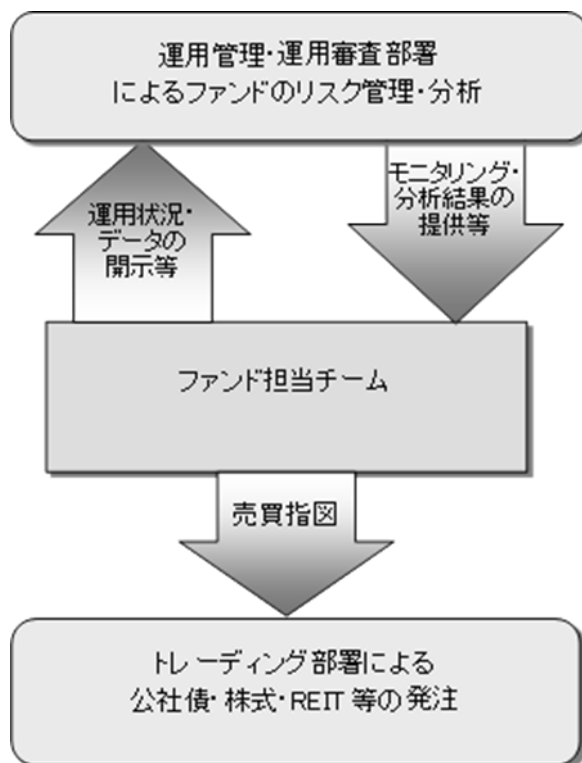
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。

「安定コース」「分配コース」「成長コース」



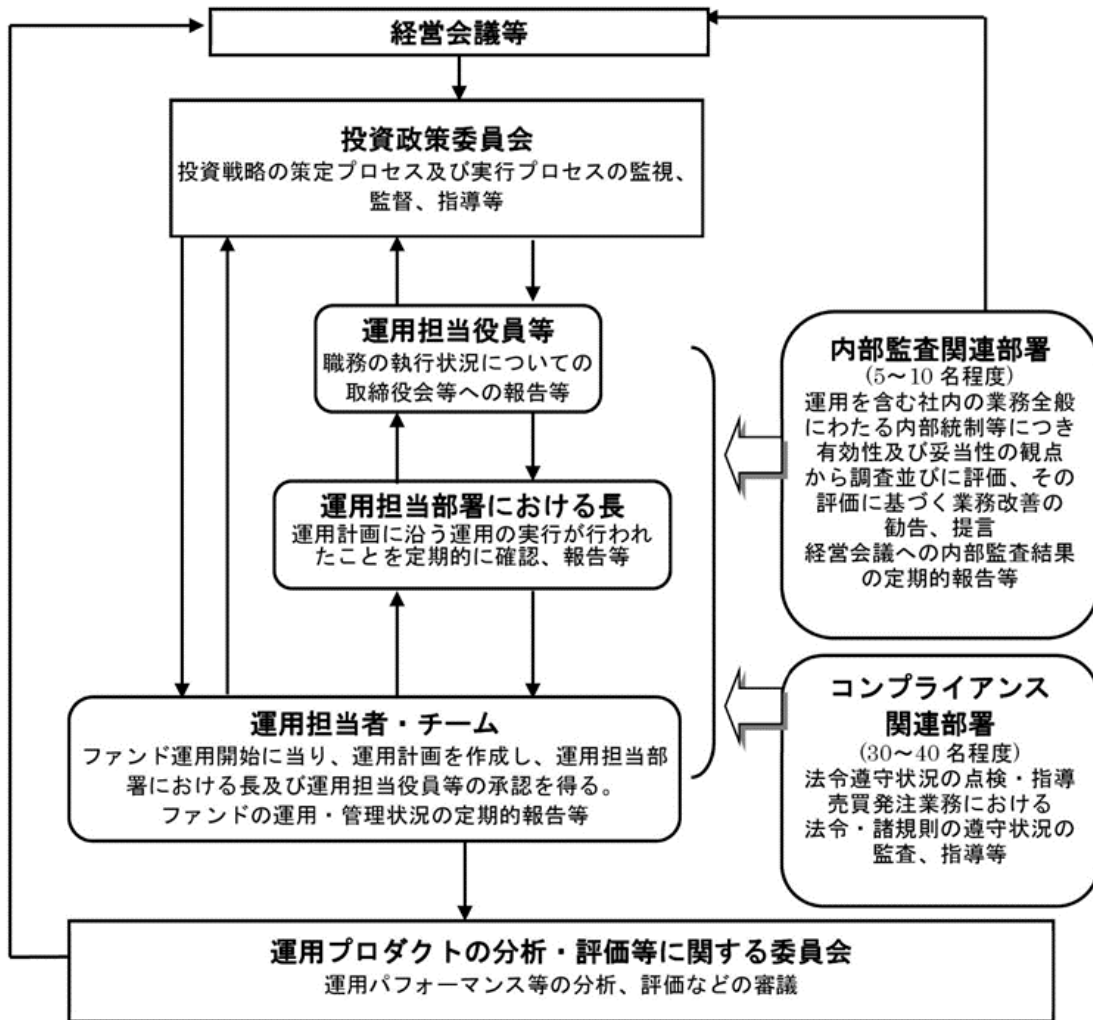
「配分変更コース」



※運用体制はマザーファンドを含め記載されております。

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ② 「安定コース」「分配コース」「成長コース」
収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

「配分変更コース」

収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

※利子・配当等収益とは、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

*委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

「安定コース」「分配コース」「成長コース」

原則として**毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の各10日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

「配分変更コース」

原則として**毎年1月および7月の各10日**(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

◆分配金のお支払い

お客様と販売会社とのご契約によって、以下の通りとなります。

[分配金をお支払いする契約の場合]

決算日から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。*1

[分配金を再投資する契約の場合]

分配金は税引き後無手数料で再投資されます。*2

※1 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

※2 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

◆分配金に関する留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

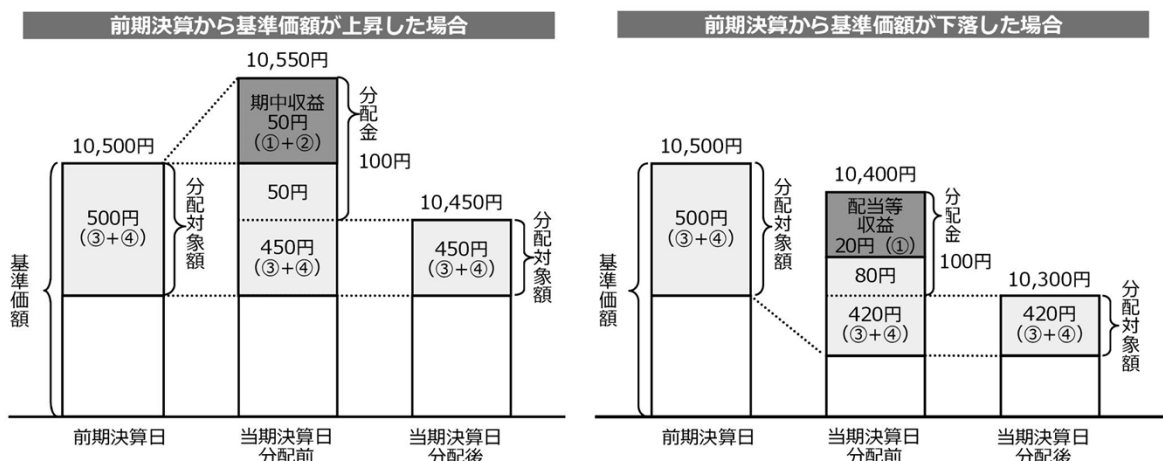


●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

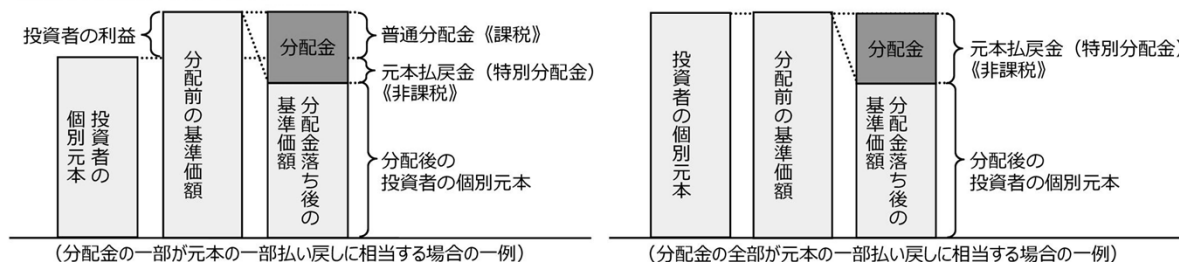
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



●投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

普通分配金	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
元本払戻金 (特別分配金)	分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金 (特別分配金) となります。

◆投資者が元本払戻金 (特別分配金) を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金 (特別分配金) を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

各ファンド共通

①株式への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

③デリバティブの使用(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。

④公社債の借入れ

「安定コース」「分配コース」「成長コース」(約款第 24 条)

「配分変更コース」(約款第 19 条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑤資金の借入れ

「安定コース」「分配コース」「成長コース」(約款第 31 条)

「配分変更コース」(約款第 25 条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合

計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限)

3 【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

【株価変動リスク】

◆ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

【REIT の価格変動リスク】

◆REIT は、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドは実質的に REIT に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

【債券価格変動リスク】

◆債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますのでこれらの影響を受けます。

【為替変動リスク】

◆ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ◆資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ◆「配分変更コース」以外の各ファンドについて、ファンドの基準価額と対象指数（合成指数）は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が合成指数に連動または上回ることを保証するものではありません。
- ◆投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆ファンドが実質的な投資対象とする REIT の中には、流動性の低いものもあり、こうした REIT への投資は、流

動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。

◆REITに関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。

◆各マザーファンドが対象とする指数等の著作権等について

■国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンドについて■

「NOMURA-BPI 総合」

NOMURA-BPI 総合は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

■外国債券マザーファンドについて■

「FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」

FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

■国内株式マザーファンドについて■

「東証株価指数 (TOPIX)」

- ①東証株価指数 (TOPIX) の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) に係る標章又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社 (以下「J P X」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数 (TOPIX) に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数 (TOPIX) に係る標章又は商標に関するすべての権利は J P X が有する。
- ② J P X は、東証株価指数 (TOPIX) の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証株価指数 (TOPIX) の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証株価指数 (TOPIX) に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③ J P X は、東証株価指数 (TOPIX) の指数値及び東証株価指数 (TOPIX) に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証株価指数 (TOPIX) の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。
- ④ J P X は、東証株価指数 (TOPIX) の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P X は、東証株価指数 (TOPIX) の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤本件商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥ J P X は、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦ J P X は、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証株価指数 (TOPIX) の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧以上の項目に限らず、J P X は本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

■外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンドについて■

「MSCI-KOKUSAI 指数」

MSCI-KOKUSAI 指数の著作権、知的所有権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

本ファンドは、MSCI Inc. (MSCI)、MSCI の関連会社及び MSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI が独占的に所有しています。MSCI 及び MSCI 指数は、MSCI 及びそ

の関係会社のサービスマークであり、野村アセットマネジメント株式会社は特定の目的の為にその使用を許諾されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると黙示的であることを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIとその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、本ファンドまたは本ファンドの発行会社あるいは所有者に関わらず、MSCIにより決定、作成、及び計算されています。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、本ファンドの発行者または所有者の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、本ファンドを現金に償還する方程式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本ファンドの所有者に対し、本ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源から本件指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性及び／または完全性について保証するものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、本件ファンドの発行会社、本件ファンドの所有者その他の個人・法人が、本契約にもとづき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連して本件指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証をおこなうものではありません。MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、本件指数及びそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。本件指数及びそれに含まれるデータに関し、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害(逸失利益を含む。)につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI、MSCIの関連会社及びMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

本証券の購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人・法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、本証券を保証、推奨、売買、又は宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、又はサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

■J-REIT インデックス マザーファンドについて■

「東証REIT指数（配当込み）」

- ①東証REIT指数（配当込み）の指数値及び東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証REIT指数（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有する。
- ②JPXは、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の方法の変更、東証REIT指数（配当込み）の指数値の算出若しくは公表の停止又は東証REIT指数（配当込み）に係る標章若しくは商標の変更若しくは使用の停止を行うことができる。
- ③JPXは、東証REIT指数（配当込み）の指数値及び東証REIT指数（配当込み）に係る標章又は商標の使用に関して得られる結果並びに特定日の東証REIT指数（配当込み）の指数値について、何ら保証、言及をするものではない。

- ④ J P Xは、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではない。また、J P Xは、東証 REIT 指数（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負わない。
- ⑤ 本件商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではない。
- ⑥ J P Xは、本件商品の購入者又は公衆に対し、本件商品の説明又は投資のアドバイスをする義務を負わない。
- ⑦ J P Xは、当社又は本件商品の購入者のニーズを東証 REIT 指数（配当込み）の指数値を算出する銘柄構成及び計算に考慮するものではない。
- ⑧ 以上の項目に限らず、J P Xは本件商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しない。

■海外 REIT インデックス マザーファンドについて■

「S&P 先進国 REIT 指数」

本ファンドは、スタンダード&プアーズ及びその関連会社（以下、S&P）により、何ら支援、推奨、販売または販促されるものではありません。

S&P は、ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、証券への全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは S&P 先進国 REIT 指数の一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックする能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。

S&P は、被許諾者とは、S&P および S&P 先進国 REIT 指数の特定のトレードマークとトレードネームのライセンス使用を与えているのみの関係であり、S&P 先進国 REIT 指数は、被許諾者あるいは本ファンドに関係なく S&P により決定、作成、および計算されています。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数の決定、作成、および計算において、被許諾者あるいは本ファンドの所有者の要求を考慮に入れる義務を一切負いません。

S&P は、本ファンドの発行価格および発行数量の決定、あるいは本ファンドの発行または販売のタイミングや本ファンドを換金する際の方程式の決定または計算について、責任を負うものではなく、参加もしておりません。

S&P は、本ファンドの管理、マーケティングまたは売買に関連するいかなる義務または責任も負いません。

S&P は、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータの正確性および／または完全性について保証するものではなく、それに関連する過誤、省略または中断に対して責任を負うことはありません。

S&P は、被許諾者、ファンドの所有者またはその他のいかなる個人・法人が S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータを使用することによって得られる結果について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の保証を行いません。

S&P は、明示的あるいは黙示的保証を行なうものではなく、かつ、S&P 先進国 REIT 指数またはそこに含まれるデータに関連して、特定の目的あるいは使用のための市場性または適切性について何ら保証を行なうものではないことを明記します。

前記事項を制限することなく、S&P は、たとえ特別の損害、懲罰的損害、間接的損害あるいは結果的損害（逸失利益を含む）につき、その可能性について通知を受けていたとしても、かかる損害について責任を負いません。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

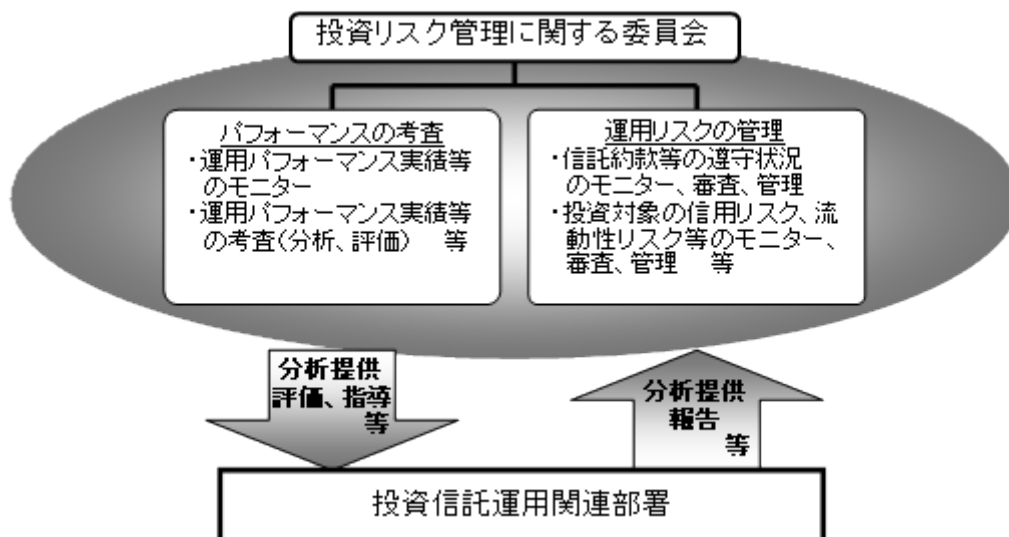
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図

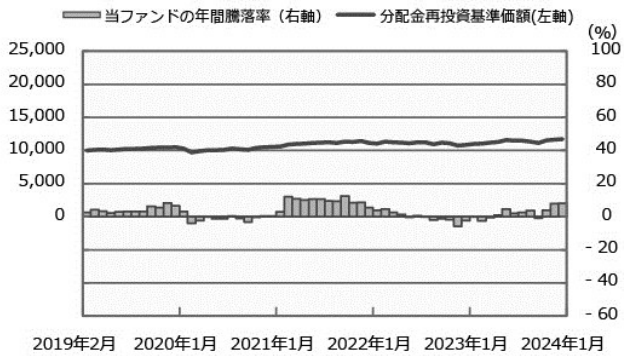


※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

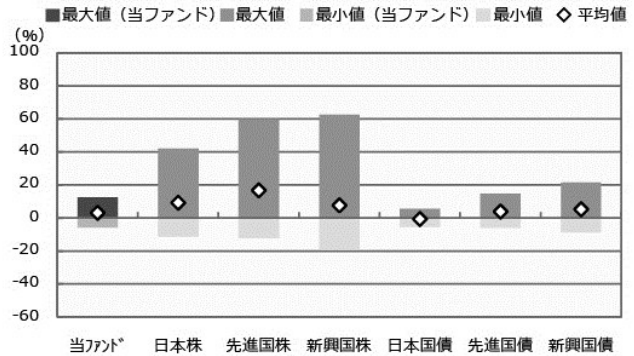
リスクの定量的比較 (2019年2月末～2024年1月末：月次)

野村世界6資産分散投信（安定コース）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド*	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	12.5	42.1	59.8	62.7	5.4	14.8	21.5
最小値 (%)	△ 5.8	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	3.0	9.1	16.8	7.6	△ 0.7	3.9	5.2

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年2月末を10,000として指数化しております。

* 年間騰落率は、2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

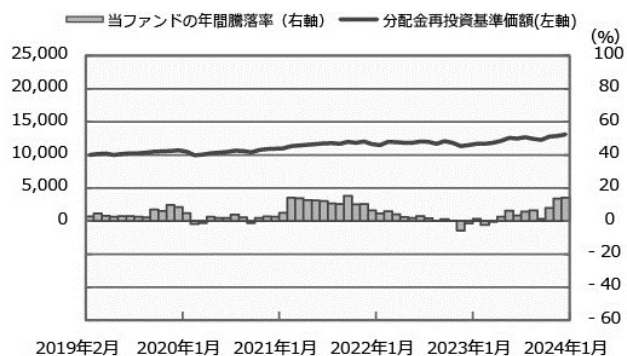
* 2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

* 決算日に対応した数値とは異なります。

* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

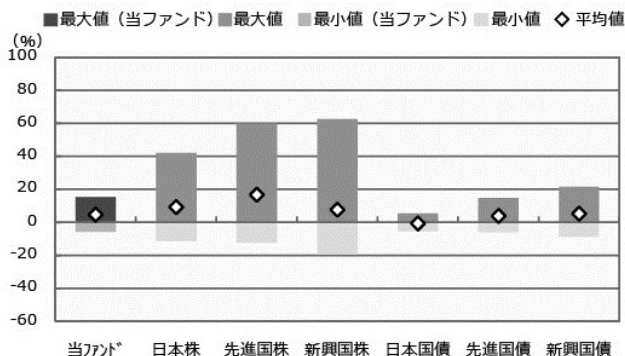
野村世界6資産分散投信（分配コース）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2019年2月 2020年1月 2021年1月 2022年1月 2023年1月 2024年1月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

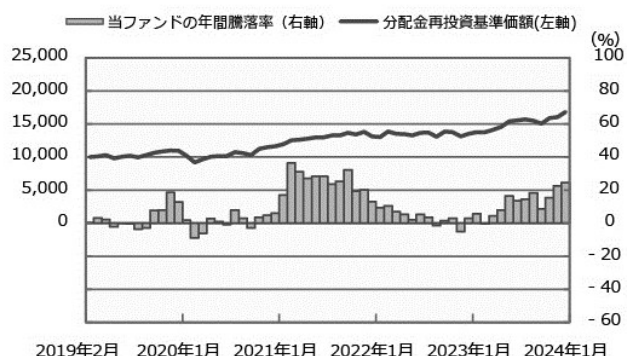
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	15.2	42.1	59.8	62.7	5.4	14.8	21.5
最小値 (%)	△ 5.7	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	4.7	9.1	16.8	7.6	△ 0.7	3.9	5.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年2月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

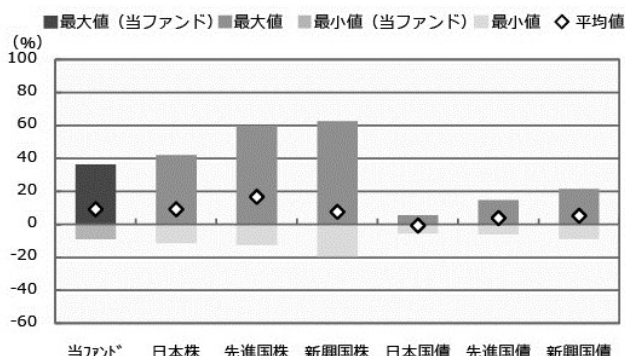
野村世界6資産分散投信（成長コース）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2019年2月 2020年1月 2021年1月 2022年1月 2023年1月 2024年1月

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

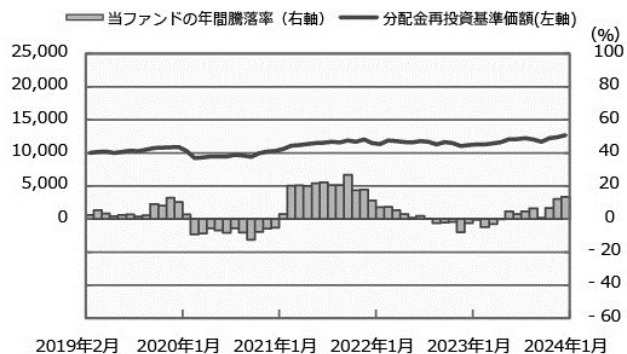
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	36.4	42.1	59.8	62.7	5.4	14.8	21.5
最小値 (%)	△ 9.0	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	9.2	9.1	16.8	7.6	△ 0.7	3.9	5.2

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年2月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

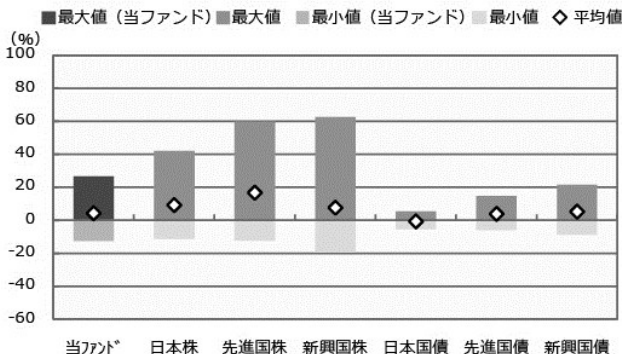
- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

野村世界6資産分散投信（配分変更コース）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	26.6	42.1	59.8	62.7	5.4	14.8	21.5
最小値 (%)	△ 12.6	△ 11.4	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均値 (%)	4.2	9.1	16.8	7.6	△ 0.7	3.9	5.2

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年2月末を10,000として指数化しております。
* 年間騰落率は、2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 2019年2月から2024年1月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPPI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

①取得申込日の翌営業日の基準価額に、1.65% (申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する率) (税抜 1.5%) 以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、各ファンドについて、ファンドの計算期間を通じて毎日、当該ファンドの純資産総額に下記の信託報酬率を乗じて得た額とし、その配分については次の通り(税抜)とします。

ファンド	安定 コース	分配 コース	成長 コース	配分変更 コース
信託報酬率	年 0.682% (税抜 年 0.62%)	年 0.759% (税抜 年 0.69%)	年 0.836% (税抜 年 0.76%)	年 1.045% (税抜 年 0.95%)
委託会社	年 0.23%	年 0.26%	年 0.29%	年 0.45%
販売会社	年 0.34%	年 0.38%	年 0.42%	年 0.45%
受託会社	年 0.05%	年 0.05%	年 0.05%	年 0.05%

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

《支払先の役務の内容》

<委託会社>	<販売会社>	<受託会社>
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

(4) 【その他の手数料等】

①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。

②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の

負担とし、ファンドから支払われます。

- ③ファンドに関する組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用はファンドから支払われます。また、ファンドが投資するマザーファンドに関する有価証券の貸付に係る事務の処理に要する費用が、ファンドから実質的に支払われます。
- ④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (国税(所得税及び復興特別所得税) 15.315% および地方税 5%) の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、「成長コース」は配当控除の適用があります。「安定コース」、「分配コース」、「配分変更コース」は配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により 20.315% (国税 15.315% および地方税 5%) の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は 20.315% の税率により源泉徴収が行なわれます。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りません。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》(注2)	《配当所得》
・特定公社債(注1)の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

(注1)「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債(同族会社が発行した社債を除きます。)などの一定の公社債をいいます。

(注2)株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

*少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（国税 15.315%）の税率で源泉徴収※が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益※については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

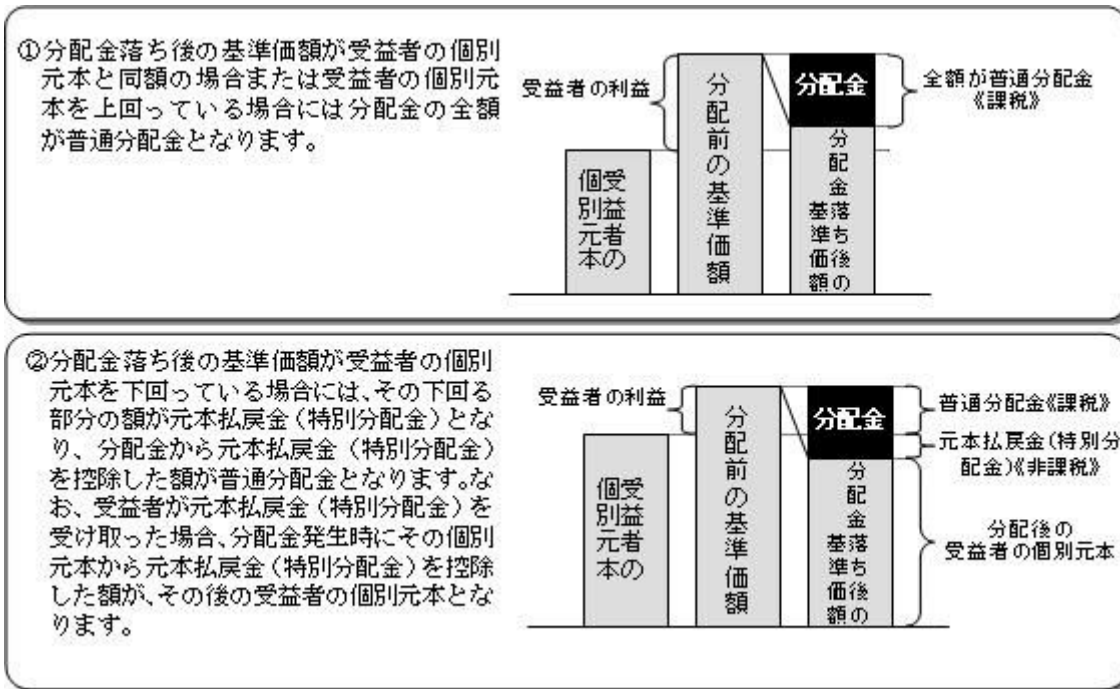
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
 ※上記は 2024 年 1 月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

5 【運用状況】

以下は2024年1月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

野村世界6資産分散投信（安定コース）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	92,963,072,218	99.97
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	27,756,853	0.02
合計（純資産総額）		92,990,829,071	100.00

野村世界6資産分散投信（分配コース）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	129,895,049,663	99.97
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	36,973,038	0.02
合計（純資産総額）		129,932,022,701	100.00

野村世界6資産分散投信（成長コース）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	84,175,294,831	99.97
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	23,246,337	0.02
合計（純資産総額）		84,198,541,168	100.00

野村世界6資産分散投信（配分変更コース）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	15,000,130,958	95.75
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	665,651,178	4.24
合計（純資産総額）		15,665,782,136	100.00

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	825,829,080,300	82.02
地方債証券	日本	57,827,529,510	5.74
特殊債券	日本	70,845,300,568	7.03
社債券	日本	49,683,024,000	4.93
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	2,662,832,252	0.26
合計（純資産総額）		1,006,847,766,630	100.00

(参考) 外国債券マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	383,616,641,082	47.02
	カナダ	16,413,533,042	2.01
	メキシコ	6,940,980,897	0.85
	ドイツ	41,992,872,371	5.14
	イタリア	71,551,524,123	8.77
	フランス	56,764,905,669	6.95
	オランダ	11,698,572,157	1.43
	スペイン	45,751,588,451	5.60
	ベルギー	14,049,143,672	1.72
	オーストリア	10,277,051,042	1.25
	フィンランド	2,905,590,531	0.35
	アイルランド	3,884,360,638	0.47
	イギリス	42,212,387,233	5.17
	スウェーデン	1,654,379,765	0.20
	ノルウェー	1,403,940,413	0.17
	デンマーク	2,215,460,873	0.27
	ポーランド	4,189,452,681	0.51
	オーストラリア	11,148,513,604	1.36
	ニュージーランド	1,926,481,820	0.23
	シンガポール	3,402,618,754	0.41
マレーシア	4,063,683,169	0.49	
中国	64,569,073,510	7.91	
イスラエル	2,554,277,960	0.31	
	小計	805,187,033,457	98.70
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	10,555,222,135	1.29
合計 (純資産総額)		815,742,255,592	100.00

(参考) 国内株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	648,398,814,200	98.29
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	11,270,301,265	1.70
合計 (純資産総額)		659,669,115,465	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	7,583,895,000	1.14

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
-------	------	----------	----------

株式	アメリカ	1,503,230,988,683	72.47
	カナダ	67,880,220,081	3.27
	ドイツ	48,647,225,799	2.34
	イタリア	14,698,570,541	0.70
	フランス	67,100,821,516	3.23
	オランダ	28,874,064,548	1.39
	スペイン	14,206,799,293	0.68
	ベルギー	4,290,690,002	0.20
	オーストリア	1,103,935,374	0.05
	ルクセンブルグ	273,830,887	0.01
	フィンランド	6,156,149,345	0.29
	アイルランド	1,909,877,671	0.09
	ポルトガル	1,123,261,542	0.05
	スイス	664,208,238	0.03
	イギリス	83,700,330,571	4.03
	スイス	57,053,268,200	2.75
	スウェーデン	17,407,695,736	0.83
	ノルウェー	3,674,609,169	0.17
	デンマーク	19,550,128,028	0.94
	オーストラリア	39,899,704,030	1.92
	ニュージーランド	1,108,313,828	0.05
	香港	10,435,770,685	0.50
	シンガポール	6,059,200,121	0.29
	イスラエル	2,093,093,824	0.10
小計	2,001,142,757,712	96.48	
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	34,433,327,851	1.66
	カナダ	165,540,145	0.00
	フランス	754,646,957	0.03
	ベルギー	194,363,550	0.00
	イギリス	698,473,767	0.03
	オーストラリア	2,360,801,452	0.11
	香港	468,391,140	0.02
	シンガポール	794,436,069	0.03
小計	39,869,980,931	1.92	
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	33,036,475,272	1.59
合計（純資産総額）		2,074,049,213,915	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	----	------	---------	---------

株価指数先物取引	買建	アメリカ	24,764,629,687	1.19
	買建	カナダ	1,101,757,817	0.05
	買建	ドイツ	3,063,326,311	0.14
	買建	イギリス	1,362,666,512	0.06
	買建	スイス	914,393,557	0.04
	買建	オーストラリア	680,068,991	0.03

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	日本	52,593,283,600	97.43
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	1,385,973,691	2.56
合計 (純資産総額)		53,979,257,291	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
REIT 指数先物取引	買建	日本	1,380,578,000	2.55

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	アメリカ	55,472,944,575	76.42
	カナダ	1,103,969,035	1.52
	ドイツ	27,577,548	0.03
	イタリア	6,306,017	0.00
	フランス	1,292,134,127	1.78
	オランダ	131,805,362	0.18
	スペイン	295,123,054	0.40
	ベルギー	798,361,799	1.09
	アイルランド	30,327,752	0.04
	シンガポール	23,458,001	0.03
	ガンジー	78,206,454	0.10
	イギリス	3,553,592,692	4.89
	オーストラリア	4,872,644,926	6.71
	ニュージーランド	212,655,119	0.29
	香港	803,788,746	1.10
	シンガポール	2,339,443,608	3.22
	韓国	129,424,736	0.17
イスラエル	94,046,559	0.12	
小計		71,265,810,110	98.17
現金・預金・その他資産 (負債控除後)	—	1,321,428,726	1.82

合計（純資産総額）	72, 587, 238, 836	100. 00
-----------	-------------------	---------

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	アメリカ	1, 266, 985, 291	1. 74

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

野村世界6資産分散投信（安定コース）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	親投資信託受益証券	国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	43, 617, 855, 573	1. 2703	55, 412, 055, 625	1. 2569	54, 823, 282, 669	58. 95
2	日本	親投資信託受益証券	外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	2, 367, 209, 586	5. 8978	13, 961, 383, 068	6. 1884	14, 649, 239, 802	15. 75
3	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	3, 271, 175, 406	2. 8201	9, 225, 074, 402	2. 8642	9, 369, 300, 597	10. 07
4	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	1, 745, 328, 850	2. 7239	4, 754, 115, 669	2. 8426	4, 961, 271, 789	5. 33
5	日本	親投資信託受益証券	J-REITインデックスマザーファンド	1, 755, 592, 502	2. 6331	4, 622, 824, 392	2. 6185	4, 597, 018, 966	4. 94
6	日本	親投資信託受益証券	海外REITインデックスマザーファンド	1, 288, 243, 477	3. 5597	4, 585, 760, 326	3. 5420	4, 562, 958, 395	4. 90

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99. 97
合計	99. 97

野村世界6資産分散投信（分配コース）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	22, 631, 282, 795	2. 8201	63, 824, 071, 492	2. 8642	64, 820, 520, 181	49. 88
2	日本	親投資信託受益証券	国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	20, 110, 380, 881	1. 2704	25, 550, 078, 888	1. 2569	25, 276, 737, 729	19. 45
3	日本	親投資信託受益証券	外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	3, 274, 577, 521	5. 8980	19, 313, 577, 716	6. 1884	20, 264, 395, 530	15. 59
4	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	2, 414, 319, 454	2. 7238	6, 576, 134, 361	2. 8426	6, 862, 944, 479	5. 28
5	日本	親投資信託受益証券	J-REITインデックスマザーファンド	2, 428, 452, 522	2. 6331	6, 394, 384, 257	2. 6185	6, 358, 902, 928	4. 89
6	日本	親投資信託受益証券	海外REITインデックスマザーファンド	1, 781, 916, 662	3. 5597	6, 343, 095, 930	3. 5420	6, 311, 548, 816	4. 85

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99. 97
合計	99. 97

野村世界6資産分散投信（成長コース）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	10,648,579,690	2.7267	29,035,592,284	2.8426	30,269,652,626	35.95
2	日本	親投資信託受益証券	外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	4,814,261,095	5.9038	28,422,881,671	6.1884	29,792,573,360	35.38
3	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	2,850,796,943	2.8215	8,043,781,957	2.8642	8,165,252,604	9.69
4	日本	親投資信託受益証券	国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	6,336,246,031	1.2703	8,049,115,886	1.2569	7,964,027,636	9.45
5	日本	親投資信託受益証券	J-REITインデックスマザーファンド	1,530,162,462	2.6332	4,029,307,906	2.6185	4,006,730,406	4.75
6	日本	親投資信託受益証券	海外REITインデックスマザーファンド	1,122,828,402	3.5601	3,997,393,843	3.5420	3,977,058,199	4.72

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.97
合計	99.97

野村世界6資産分散投信（配分変更コース）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	親投資信託受益証券	国内株式マザーファンド	1,222,635,521	2.7264	3,333,509,514	2.8426	3,475,463,731	22.18
2	日本	親投資信託受益証券	外国債券マザーファンド	859,506,676	2.8201	2,423,894,777	2.8642	2,461,799,021	15.71
3	日本	親投資信託受益証券	海外REITインデックスマザーファンド	650,751,237	3.5596	2,316,459,692	3.5420	2,304,960,881	14.71
4	日本	親投資信託受益証券	J-REITインデックスマザーファンド	879,858,002	2.6330	2,316,727,092	2.6185	2,303,908,178	14.70
5	日本	親投資信託受益証券	外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	365,546,707	5.8978	2,155,921,369	6.1884	2,262,149,241	14.44
6	日本	親投資信託受益証券	国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	1,743,853,852	1.2702	2,215,085,800	1.2569	2,191,849,906	13.99

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	95.75
合計	95.75

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付(2年)第452回	23,000,000,000	99.94	22,988,000,000	99.96	22,992,640,000	0.005	2025/9/1	2.28
2	日本	国債証券	国庫債券 利付(2年)第453回	13,000,000,000	99.85	12,980,855,000	99.95	12,993,500,000	0.005	2025/10/1	1.29
3	日本	国債証券	国庫債券 利付(10年)第360回	13,000,000,000	98.35	12,785,665,000	98.09	12,752,090,000	0.1	2030/9/20	1.26

4	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年) 第45回	12,000,000,000	99.95	11,994,360,000	99.90	11,988,960,000	0.005	2025/12/1	1.19
5	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第350回	10,150,000,000	100.02	10,152,436,000	99.54	10,104,223,500	0.1	2028/3/20	1.00
6	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第339回	10,000,000,000	101.03	10,103,340,000	100.55	10,055,900,000	0.4	2025/6/20	0.99
7	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第162回	10,000,000,000	99.51	9,951,900,000	100.11	10,011,400,000	0.3	2028/9/20	0.99
8	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第347回	10,000,000,000	99.91	9,991,000,000	99.89	9,989,900,000	0.1	2027/6/20	0.99
9	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第363回	10,050,000,000	97.67	9,816,008,000	97.25	9,774,228,000	0.1	2031/6/20	0.97
10	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第351回	9,500,000,000	99.83	9,484,420,000	99.39	9,442,335,000	0.1	2028/6/20	0.93
11	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第362回	9,200,000,000	98.44	9,056,817,000	97.58	8,977,544,000	0.1	2031/3/20	0.89
12	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第153回	9,000,000,000	99.76	8,978,600,000	99.57	8,962,110,000	0.005	2027/6/20	0.89
13	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第364回	9,050,000,000	97.46	8,820,177,000	96.95	8,774,156,000	0.1	2031/9/20	0.87
14	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第366回	9,000,000,000	98.00	8,820,308,000	97.16	8,744,670,000	0.2	2032/3/20	0.86
15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第163回	8,500,000,000	100.41	8,535,330,000	100.57	8,548,535,000	0.4	2028/9/20	0.84
16	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年) 第157回	8,000,000,000	100.54	8,043,380,000	99.95	7,996,720,000	0.2	2028/3/20	0.79
17	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第348回	8,000,000,000	100.12	8,009,716,000	99.78	7,982,640,000	0.1	2027/9/20	0.79
18	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第361回	8,000,000,000	98.15	7,852,110,000	97.85	7,828,720,000	0.1	2030/12/20	0.77
19	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第371回	8,000,000,000	97.11	7,769,465,000	97.53	7,802,400,000	0.4	2033/6/20	0.77
20	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第367回	8,000,000,000	99.25	7,940,020,000	96.88	7,750,800,000	0.2	2032/6/20	0.76
21	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第365回	8,000,000,000	97.30	7,784,728,000	96.67	7,733,840,000	0.1	2031/12/20	0.76
22	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第368回	8,000,000,000	98.17	7,853,600,000	96.59	7,727,760,000	0.2	2032/9/20	0.76
23	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第372回	7,500,000,000	100.69	7,552,398,000	100.94	7,571,025,000	0.8	2033/9/20	0.75
24	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第370回	7,500,000,000	100.46	7,534,510,000	98.66	7,399,800,000	0.5	2033/3/20	0.73
25	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年) 第359回	7,500,000,000	98.81	7,410,967,000	98.31	7,373,700,000	0.1	2030/6/20	0.73

26	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 46回	7,000,000,000	100.31	7,021,700,000	99.98	6,998,880,000	0.1	2027/3/20	0.69
27	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第15 4回	7,000,000,000	99.95	6,997,130,000	99.78	6,984,810,000	0.1	2027/9/20	0.69
28	日本	国債証券	国庫債券 利付 (20年)第1 76回	8,020,000,000	90.63	7,268,968,200	86.96	6,974,593,000	0.5	2041/3/20	0.69
29	日本	国債証券	国庫債券 利付 (5年)第15 9回	7,000,000,000	99.67	6,977,015,000	99.39	6,957,510,000	0.1	2028/6/20	0.69
30	日本	国債証券	国庫債券 利付 (10年)第3 52回	7,000,000,000	99.75	6,983,170,000	99.22	6,945,540,000	0.1	2028/9/20	0.68

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	82.02
地方債証券	5.74
特殊債券	7.03
社債券	4.93
合計	99.73

(参考) 外国債券マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	86,650,000	17,256.41	14,952,682,187	16,554.99	14,344,901,811	6.25	2030/5/15	1.75
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	82,500,000	16,653.55	13,739,180,737	16,043.75	13,236,098,942	5.375	2031/2/15	1.62
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	84,200,000	15,997.65	13,470,025,177	15,546.35	13,090,028,354	5.25	2028/11/15	1.60
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	87,650,000	15,446.83	13,539,152,507	14,840.30	13,007,524,358	4.125	2032/11/15	1.59
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY BOND	70,850,000	15,606.36	11,057,108,539	15,243.18	10,799,794,768	6	2026/2/15	1.32
6	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	57,950,000	18,441.49	10,686,847,081	18,486.13	10,712,714,190	5.5	2029/4/25	1.31
7	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O.A.T	56,600,000	18,540.46	10,493,902,185	18,856.75	10,672,921,460	4.75	2035/4/25	1.30
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	71,200,000	12,872.06	9,164,913,236	13,155.86	9,366,977,913	0.5	2027/4/30	1.14
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	67,200,000	13,603.53	9,141,572,432	13,718.69	9,218,960,640	0.375	2025/11/30	1.13
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,600,000	13,824.85	8,930,855,685	13,920.70	8,992,777,391	2	2026/11/15	1.10
11	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	54,000,000	16,014.74	8,647,963,803	16,459.31	8,888,029,182	3.85	2029/12/15	1.08
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	64,230,000	13,823.95	8,879,129,186	13,547.50	8,701,565,557	2.875	2032/5/15	1.06
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	62,300,000	13,630.13	8,491,573,701	13,932.23	8,679,782,181	0.25	2025/5/31	1.06
14	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	49,600,000	17,336.65	8,598,982,939	17,181.81	8,522,181,630	5.9	2026/7/30	1.04
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	63,100,000	13,173.52	8,312,497,161	13,154.71	8,300,625,474	1.125	2028/2/29	1.01
16	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	50,950,000	16,005.10	8,154,602,246	16,124.97	8,215,675,272	3.6	2025/9/29	1.00
17	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	43,850,000	18,078.94	7,927,619,213	18,534.12	8,127,213,462	5.75	2033/2/1	0.99

18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	102,200,000	8,551.27	8,739,400,467	7,870.87	8,044,029,459	1.375	2050/8/15	0.98
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	56,500,000	14,172.29	8,007,343,982	14,208.02	8,027,534,830	2.25	2025/11/15	0.98
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	56,850,000	13,435.96	7,638,346,083	13,806.01	7,848,716,708	0.25	2025/8/31	0.96
21	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	42,150,000	18,511.38	7,802,547,869	18,172.75	7,659,814,956	6.5	2027/7/4	0.93
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	53,000,000	14,362.98	7,612,380,926	14,400.53	7,632,282,626	3	2025/10/31	0.93
23	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	38,150,000	19,733.25	7,528,236,407	19,752.05	7,535,409,286	5.75	2032/10/25	0.92
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	96,900,000	7,985.24	7,737,704,187	7,612.08	7,376,106,385	1.25	2050/5/15	0.90
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	50,000,000	15,174.59	7,587,297,656	14,731.65	7,365,828,057	4	2030/2/28	0.90
26	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	40,300,000	17,630.43	7,105,066,350	17,727.87	7,144,333,786	5.15	2028/10/31	0.87
27	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	38,500,000	18,428.32	7,094,903,511	18,398.64	7,083,478,558	6	2029/1/31	0.86
28	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	43,150,000	16,102.28	6,948,136,739	16,363.33	7,060,777,455	3.85	2026/9/15	0.86
29	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT	36,500,000	19,028.58	6,945,433,967	19,220.39	7,015,444,358	5.75	2032/7/30	0.86
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	48,500,000	14,454.99	7,010,674,935	14,410.04	6,988,870,785	3	2025/9/30	0.85

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	98.70
合 計	98.70

(参考) 国内株式マザーファンド

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	9,838,100	1,981.80	19,497,161,050	3,000.00	29,514,300,000	4.47
2	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	1,267,400	12,562.34	15,921,518,692	14,695.00	18,624,443,000	2.82
3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	10,746,400	889.60	9,560,090,845	1,395.00	14,991,228,000	2.27
4	日本	株式	キーエンス	電気機器	179,200	63,971.69	11,463,727,768	66,580.00	11,931,136,000	1.80
5	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	379,200	16,187.43	6,138,274,756	27,865.00	10,566,408,000	1.60
6	日本	株式	日立製作所	電気機器	869,700	7,937.66	6,903,388,950	11,675.00	10,153,747,500	1.53
7	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	53,451,600	167.41	8,948,551,790	186.30	9,958,033,080	1.50
8	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1,254,600	5,767.10	7,235,404,315	7,700.00	9,660,420,000	1.46
9	日本	株式	三菱商事	卸売業	3,756,200	1,865.21	7,006,123,026	2,565.00	9,634,653,000	1.46
10	日本	株式	信越化学工業	化学	1,627,400	4,084.04	6,646,373,408	5,875.00	9,560,975,000	1.44
11	日本	株式	任天堂	その他製品	1,131,200	5,794.06	6,554,251,236	8,310.00	9,400,272,000	1.42
12	日本	株式	三井物産	卸売業	1,428,300	4,476.01	6,393,091,386	6,031.00	8,614,077,300	1.30
13	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	1,274,300	4,804.39	6,122,240,270	6,752.00	8,604,073,600	1.30
14	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	1,363,600	3,934.57	5,365,181,510	5,927.00	8,082,057,200	1.22
15	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	4,369,300	1,243.08	5,431,416,164	1,675.50	7,320,762,150	1.10
16	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	1,590,300	4,551.87	7,238,846,904	4,362.00	6,936,888,600	1.05
17	日本	株式	第一三共	医薬品	1,565,400	4,408.24	6,900,666,900	4,423.00	6,923,764,200	1.04

18	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	1,744,200	2,801.39	4,886,195,810	3,930.00	6,854,706,000	1.03
19	日本	株式	KDDI	情報・通信業	1,388,600	4,232.04	5,876,620,587	4,897.00	6,799,974,200	1.03
20	日本	株式	HOYA	精密機器	352,700	15,071.89	5,315,856,494	18,945.00	6,681,901,500	1.01
21	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,381,900	2,048.91	4,880,320,401	2,702.00	6,435,893,800	0.97
22	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	886,400	5,305.47	4,702,772,080	6,460.00	5,726,144,000	0.86
23	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	2,891,900	1,542.98	4,462,144,241	1,963.50	5,678,245,650	0.86
24	日本	株式	オリエンタルランド	サービス業	974,700	4,886.86	4,763,223,682	5,502.00	5,362,799,400	0.81
25	日本	株式	ダイキン工業	機械	216,000	25,567.89	5,522,665,990	23,885.00	5,159,160,000	0.78
26	日本	株式	村田製作所	電気機器	1,630,100	2,590.54	4,222,849,700	3,015.00	4,914,751,500	0.74
27	日本	株式	SMC	機械	54,200	70,037.19	3,796,015,980	82,910.00	4,493,722,000	0.68
28	日本	株式	三菱電機	電気機器	2,014,100	1,752.94	3,530,613,744	2,203.00	4,437,062,300	0.67
29	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	1,072,000	3,015.46	3,232,577,885	3,895.00	4,175,440,000	0.63
30	日本	株式	丸紅	卸売業	1,580,500	1,986.91	3,140,318,135	2,541.50	4,016,840,750	0.60

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.07
		鉱業	0.34
		建設業	2.06
		食料品	3.25
		繊維製品	0.37
		パルプ・紙	0.16
		化学	5.79
		医薬品	4.48
		石油・石炭製品	0.45
		ゴム製品	0.69
		ガラス・土石製品	0.66
		鉄鋼	0.95
		非鉄金属	0.65
		金属製品	0.51
		機械	5.29
		電気機器	17.16
		輸送用機器	8.45
		精密機器	2.31
		その他製品	2.38
		電気・ガス業	1.35
		陸運業	2.65
		海運業	0.89
		空運業	0.43
倉庫・運輸関連業	0.13		
情報・通信業	7.49		

	卸売業	7.14
	小売業	4.11
	銀行業	7.02
	証券、商品先物取引業	0.84
	保険業	2.40
	その他金融業	1.13
	不動産業	1.89
	サービス業	4.63
合 計		98.29

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	3,741,900	24,122.42	90,263,693,130	27,745.30	103,820,145,554	5.00
2	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	1,689,300	42,562.14	71,900,225,133	60,287.45	101,843,596,887	4.91
3	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	591,140	42,519.15	25,134,770,649	92,623.03	54,753,182,092	2.63
4	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	大規模小売り	2,222,500	15,485.60	34,416,754,634	23,460.45	52,140,850,125	2.51
5	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,420,000	15,216.17	21,606,969,417	22,347.92	31,734,050,660	1.53
6	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	532,000	31,895.07	16,968,180,606	59,028.85	31,403,349,796	1.51
7	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	インタラクティブ・メディアおよびサービス	1,249,600	15,246.38	19,051,886,135	22,582.52	28,219,126,364	1.36
8	アメリカ	株式	TESLA INC	自動車	683,700	29,334.21	20,055,801,589	28,269.10	19,327,586,747	0.93
9	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・半導体製造装置	106,217	96,378.75	10,237,061,956	178,264.00	18,934,668,138	0.91
10	アメリカ	株式	ELI LILLY & CO.	医薬品	193,080	52,678.93	10,171,247,984	95,166.79	18,374,805,551	0.88
11	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	695,500	19,193.72	13,349,236,030	26,008.63	18,089,008,077	0.87
12	アメリカ	株式	BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	金融サービス	313,100	45,576.60	14,270,033,888	57,123.98	17,885,518,921	0.86
13	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	221,670	69,780.77	15,468,304,285	74,307.65	16,471,777,995	0.79
14	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サービス	384,600	32,999.94	12,691,779,436	40,893.48	15,727,633,369	0.75
15	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	石油・ガス・消耗	958,800	16,139.58	15,474,631,608	15,470.61	14,833,228,059	0.71

				燃料						
16	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品	576,346	22,678.52	13,070,675,759	23,426.51	13,501,777,350	0.65
17	アメリカ	株式	MASTERCARD INC	金融サービス	201,400	53,364.07	10,747,525,188	65,687.78	13,229,519,798	0.63
18	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品	564,100	21,766.86	12,278,689,827	23,237.64	13,108,358,083	0.63
19	アメリカ	株式	HOME DEPOT	専門小売り	239,400	42,343.12	10,136,943,326	52,690.10	12,614,011,137	0.60
20	デンマーク	株式	NOVO NORDISK A/S-B	医薬品	781,100	11,765.19	9,189,793,671	16,056.37	12,541,632,169	0.60
21	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	96,490	99,644.45	9,614,692,982	128,183.96	12,368,470,397	0.59
22	アメリカ	株式	COSTCO WHOLESALE CORPORATION	生活必需品流通・小売り	105,970	73,555.89	7,794,718,712	103,394.18	10,956,681,996	0.52
23	アメリカ	株式	MERCK & CO INC	医薬品	607,300	15,651.58	9,505,209,915	17,950.93	10,901,601,611	0.52
24	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品	639,000	18,850.41	12,045,417,764	16,950.96	10,831,666,699	0.52
25	アメリカ	株式	ABBVIE INC	バイオテクノロジー	422,400	23,197.55	9,798,645,162	24,333.94	10,278,658,790	0.49
26	アメリカ	株式	ADOBE INC	ソフトウェア	109,000	57,886.64	6,309,644,593	92,655.49	10,099,449,282	0.48
27	アメリカ	株式	SALESFORCE INC	ソフトウェア	232,840	29,288.96	6,819,642,404	42,454.56	9,885,120,100	0.47
28	アメリカ	株式	ADVANCED MICRO DEVICES	半導体・半導体製造装置	386,648	14,650.57	5,664,615,501	25,387.45	9,816,007,928	0.47
29	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	石油・ガス・消耗燃料	434,200	23,889.39	10,372,773,198	22,150.20	9,617,619,445	0.46
30	アメリカ	株式	NETFLIX INC	娯楽	106,100	50,784.57	5,388,242,887	83,048.51	8,811,447,707	0.42

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	インタラクティブ・メディアおよびサービス	4.55
		メディア	0.66
		娯楽	1.04
		不動産管理・開発	0.32
		エネルギー設備・サービス	0.24
		石油・ガス・消耗燃料	4.31
		化学	1.75
		建設資材	0.31
		容器・包装	0.20
		金属・鉱業	1.37
		紙製品・林産品	0.08
		航空宇宙・防衛	1.67
		建設関連製品	0.61
		建設・土木	0.30
		電気設備	0.88
		コングロマリット	0.89
		機械	1.81
		商社・流通業	0.46

商業サービス・用品	0.57
航空貨物・物流サービス	0.46
旅客航空輸送	0.04
海上運輸	0.06
陸上運輸	1.09
運送インフラ	0.10
自動車用部品	0.14
自動車	1.53
家庭用耐久財	0.29
レジャー用品	0.01
繊維・アパレル・贅沢品	1.19
ホテル・レストラン・レジャー	2.05
販売	0.08
大規模小売り	2.92
専門小売り	1.59
生活必需品流通・小売り	1.69
飲料	1.52
食品	1.37
タバコ	0.50
家庭用品	1.03
パーソナルケア用品	0.58
ヘルスケア機器・用品	2.19
ヘルスケア・プロバイダー/ヘルスケア・サービス	1.99
バイオテクノロジー	1.82
医薬品	4.93
銀行	5.34
金融サービス	3.11
保険	3.04
情報技術サービス	1.45
ソフトウェア	9.07
通信機器	0.67
コンピュータ・周辺機器	5.28
電子装置・機器・部品	0.49
半導体・半導体製造装置	7.08
各種電気通信サービス	0.96
無線通信サービス	0.21
電力	1.51
ガス	0.09
総合公益事業	0.68
水道	0.08
消費者金融	0.39

		資本市場	3.14
		各種消費者サービス	0.01
		独立系発電事業者・エネルギー販売業者	0.11
		ヘルスケア・テクノロジー	0.05
		ライフサイエンス・ツール/サービス	1.20
		専門サービス	0.99
新株予約権証券	—	—	0.00
投資証券	—	—	1.92
合 計			98.40

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人 投資証券	5,988	569,280	3,408,853,613	597,000	3,574,836,000	6.62
2	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	5,272	541,470	2,854,634,003	566,000	2,983,952,000	5.52
3	日本	投資証券	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	16,598	164,628	2,732,503,894	161,400	2,678,917,200	4.96
4	日本	投資証券	日本都市ファンド投資法人 投資証券	24,602	97,939	2,409,500,712	100,200	2,465,120,400	4.56
5	日本	投資証券	KDX不動産投資法人 投資証券	14,770	156,406	2,310,130,151	160,200	2,366,154,000	4.38
6	日本	投資証券	日本プロロジスリート投資法人 投資証券	8,941	299,663	2,679,287,914	262,600	2,347,906,600	4.34
7	日本	投資証券	GLP投資法人 投資証券	17,337	145,962	2,530,559,665	131,700	2,283,282,900	4.22
8	日本	投資証券	大和ハウスリート投資法人 投資証券	7,737	283,969	2,197,073,525	260,700	2,017,035,900	3.73
9	日本	投資証券	オリックス不動産投資法人 投資証券	10,227	178,447	1,824,985,101	170,600	1,744,726,200	3.23
10	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	11,481	146,648	1,683,669,386	149,400	1,715,261,400	3.17
11	日本	投資証券	アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	5,036	352,228	1,773,822,441	325,000	1,636,700,000	3.03
12	日本	投資証券	インヴィンシブル投資法人 投資証券	24,851	56,837	1,412,463,612	60,700	1,508,455,700	2.79
13	日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	17,181	72,689	1,248,873,418	75,900	1,304,037,900	2.41
14	日本	投資証券	日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	3,510	349,866	1,228,030,986	353,500	1,240,785,000	2.29
15	日本	投資証券	積水ハウス・リート投資法人 投資証券	15,423	79,761	1,230,163,292	78,500	1,210,705,500	2.24
16	日本	投資証券	日本アコモデーションファンド投資法人 投資証券	1,772	654,852	1,160,398,838	614,000	1,088,008,000	2.01
17	日本	投資証券	アクティビア・プロパティーズ投資法人 投資証券	2,693	403,905	1,087,717,156	402,000	1,082,586,000	2.00
18	日本	投資証券	産業ファンド投資法人 投資証券	7,831	154,251	1,207,945,048	133,600	1,046,221,600	1.93
19	日本	投資証券	ラサールロジポート投資法人 投資証券	6,561	160,413	1,052,473,464	149,400	980,213,400	1.81
20	日本	投資証券	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	2,135	501,421	1,070,535,295	442,500	944,737,500	1.75
21	日本	投資証券	日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	3,288	319,442	1,050,325,829	272,800	896,966,400	1.66
22	日本	投資証券	イオンリート投資法人 投資証券	6,296	153,975	969,431,471	138,900	874,514,400	1.62

23	日本	投資証券	フロンティア不動産投資法人 投資証券	1,904	479,758	913,459,839	436,000	830,144,000	1.53
24	日本	投資証券	森ヒルズリート投資法人 投資証券	6,035	148,010	893,241,271	137,200	828,002,000	1.53
25	日本	投資証券	大和証券リビング投資法人 投資証券	7,558	112,312	848,856,236	106,100	801,903,800	1.48
26	日本	投資証券	コンフォリア・レジデンシャル投資法人 投資証券	2,524	342,603	864,732,252	309,500	781,178,000	1.44
27	日本	投資証券	ヒューリックリート投資法人 投資証券	4,802	157,656	757,065,295	155,300	745,750,600	1.38
28	日本	投資証券	森トラストリート投資法人 投資証券	9,893	71,119	703,586,013	74,900	740,985,700	1.37
29	日本	投資証券	大和証券オフィス投資法人 投資証券	1,063	605,099	643,221,165	629,000	668,627,000	1.23
30	日本	投資証券	三菱地所物流リート投資法人 投資証券	1,772	417,635	740,049,983	369,500	654,754,000	1.21

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	97.43
合計	97.43

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	投資証券	PROLOGIS INC	335,970	17,777.47	5,972,697,712	18,669.50	6,272,392,419	8.64
2	アメリカ	投資証券	EQUINIX INC	34,140	109,904.63	3,752,144,326	124,175.12	4,239,338,904	5.84
3	アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	201,220	12,067.54	2,428,231,501	12,826.52	2,580,952,656	3.55
4	アメリカ	投資証券	REALTY INCOME CORP	302,433	8,672.54	2,622,864,189	8,141.80	2,462,351,721	3.39
5	アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	118,610	16,391.95	1,944,249,279	20,544.86	2,436,826,082	3.35
6	アメリカ	投資証券	PUBLIC STORAGE	57,530	42,025.44	2,417,723,993	42,016.33	2,417,199,925	3.33
7	アメリカ	投資証券	DIGITAL REALTY TRUST INC	110,110	15,790.82	1,738,727,681	21,279.66	2,343,103,473	3.22
8	アメリカ	投資証券	VICI PROPERTIES INC	376,100	4,721.83	1,775,882,290	4,461.91	1,678,125,103	2.31
9	アメリカ	投資証券	EXTRA SPACE STORAGE INC	76,810	20,934.68	1,607,993,172	21,477.37	1,649,677,404	2.27
10	オーストラリア	投資証券	GOODMAN GROUP	628,300	1,924.69	1,209,286,280	2,456.20	1,543,233,476	2.12
11	アメリカ	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	51,630	27,591.57	1,424,553,228	26,328.82	1,359,357,080	1.87
12	アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	125,630	9,657.54	1,213,277,445	8,749.71	1,099,226,695	1.51
13	アメリカ	投資証券	IRON MOUNTAIN INC	106,160	8,335.23	884,869,021	10,071.76	1,069,218,360	1.47
14	アメリカ	投資証券	INVITATION HOMES INC	209,100	5,028.05	1,051,365,754	4,880.95	1,020,607,481	1.40
15	アメリカ	投資証券	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	56,860	17,575.70	999,354,778	17,883.06	1,016,830,792	1.40
16	アメリカ	投資証券	VENTAS INC	146,330	6,718.30	983,089,501	6,934.85	1,014,776,601	1.39
17	アメリカ	投資証券	SUN COMMUNITIES INC	45,280	19,093.23	864,541,722	18,337.51	830,322,634	1.14
18	アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	42,460	22,417.61	951,851,808	19,177.07	814,258,541	1.12
19	アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	23,360	34,381.88	803,160,818	34,596.04	808,163,693	1.11
20	アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	256,700	2,598.27	666,976,148	2,903.78	745,401,353	1.02
21	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	447,200	1,486.75	664,875,666	1,642.13	734,362,674	1.01
22	アメリカ	投資証券	WP CAREY INC	79,580	10,137.01	806,703,272	9,199.74	732,115,508	1.00
23	アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	242,300	2,824.58	684,398,058	3,020.34	731,830,442	1.00
24	香港	投資証券	LINK REIT	933,200	875.75	817,254,974	743.47	693,813,670	0.95
25	アメリカ	投資証券	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	67,840	9,639.71	653,958,598	10,017.16	679,564,779	0.93

26	アメリカ	投資証券	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	97,200	7,285.36	708,137,305	6,763.69	657,430,862	0.90
27	アメリカ	投資証券	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	76,840	7,572.54	581,874,196	7,849.65	603,167,874	0.83
28	アメリカ	投資証券	AMERICAN HOMES 4 RENT-A	115,800	5,175.19	599,287,604	5,207.03	602,975,174	0.83
29	アメリカ	投資証券	UDR INC	110,100	6,185.05	680,974,973	5,382.62	592,626,902	0.81
30	アメリカ	投資証券	REGENCY CENTERS CORP	59,880	8,943.62	535,543,998	9,322.20	558,213,875	0.76

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	98.17
合計	98.17

②【投資不動産物件】

野村世界6資産分散投信（安定コース）

該当事項はありません。

野村世界6資産分散投信（分配コース）

該当事項はありません。

野村世界6資産分散投信（成長コース）

該当事項はありません。

野村世界6資産分散投信（配分変更コース）

該当事項はありません。

（参考）国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

該当事項はありません。

（参考）J-REITインデックス マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）海外REITインデックス マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村世界6資産分散投信（安定コース）

該当事項はありません。

野村世界6資産分散投信（分配コース）

該当事項はありません。

野村世界6資産分散投信（成長コース）

該当事項はありません。

野村世界6資産分散投信（配分変更コース）

該当事項はありません。

（参考）国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）外国債券マザーファンド

該当事項はありません。

（参考）国内株式マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX先物(2024年03月限)	買建	297	日本円	7,203,446,015	7,583,895,000	1.14

（参考）外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/ 地域	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリカ	シカゴマ ーカンタイ ル取引所	E-mini S&P500株 価指数先物(2024 年03月限)	買建	678	米ドル	164,066,850	24,208,063,719	167,838,900	24,764,629,687	1.19
	カナダ	モントリオ ール取引所	S&P TSX60株価指 数先物(2024年03 月限)	買建	39	カナダド ル	9,908,100	1,090,485,479	10,010,520	1,101,757,817	0.05
	ドイツ	ユーレック ス・ドイツ 金融先物取 引所	ユーロ50株価指 数先物(2024年03 月限)	買建	409	ユーロ	18,585,650	2,973,146,428	19,149,380	3,063,326,311	0.14
	オース トラリ ア	シドニー先 物取引所	SPI200株価指数先 物(2024年03月 限)	買建	37	豪ドル	6,928,950	673,216,782	6,999,475	680,068,991	0.03
	イギリ ス	ロンドン国 際金融先物 オプション 取引所	FT100株価指数先 物(2024年03月 限)	買建	95	英ポンド	7,232,820	1,354,924,174	7,274,150	1,362,666,512	0.06
	スイス	ユーレック ス・チュー リッヒ取引 所	SMI株価指数先物 (2024年03月限)	買建	47	スイスフ ラン	5,253,610	899,260,426	5,342,020	914,393,557	0.04

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
REIT 指数先物 取引	大阪取引所	REIT 指数先物(2024年03月限)	買建	773	日本円	1,386,196,170	1,380,578,000	2.55

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	国/地 域	取引所	名称	買建/ 売建	枚数	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指 数先物 取引	アメリ カ	シカゴ ボ ード オプ トレード	ダウ・ジョーズ 米国不動産指数先 物(2024年03月 限)	買建	253	米ドル	8,791,370	1,297,166,647	8,586,820	1,266,985,291	1.74

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

野村世界6資産分散投信(安定コース)

2024年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第17特定期間	(2014年3月10日)	38,790	38,896	1.0896	1.0926
第18特定期間	(2014年9月10日)	38,231	38,333	1.1172	1.1202
第19特定期間	(2015年3月10日)	37,542	37,638	1.1756	1.1786
第20特定期間	(2015年9月10日)	35,250	35,343	1.1454	1.1484
第21特定期間	(2016年1月12日)	36,401	36,497	1.1399	1.1429
第22特定期間	(2016年7月11日)	37,784	37,883	1.1501	1.1531
第23特定期間	(2017年1月10日)	39,780	39,881	1.1792	1.1822
第24特定期間	(2017年7月10日)	42,032	42,139	1.1780	1.1810
第25特定期間	(2018年1月10日)	45,283	45,396	1.2051	1.2081
第26特定期間	(2018年7月10日)	48,342	48,464	1.1969	1.1999
第27特定期間	(2019年1月10日)	58,522	58,674	1.1578	1.1608
第28特定期間	(2019年7月10日)	77,812	78,005	1.2123	1.2153
第29特定期間	(2020年1月10日)	87,808	88,023	1.2289	1.2319
第30特定期間	(2020年7月10日)	85,964	86,184	1.1755	1.1785
第31特定期間	(2021年1月12日)	91,723	91,948	1.2208	1.2238
第32特定期間	(2021年7月12日)	93,754	93,973	1.2851	1.2881
第33特定期間	(2022年1月11日)	93,334	93,551	1.2909	1.2939
第34特定期間	(2022年7月11日)	91,464	91,682	1.2565	1.2595

第 35 特定期間	(2023 年 1 月 10 日)	88,687	88,906	1.2117	1.2147
第 36 特定期間	(2023 年 7 月 10 日)	93,060	93,279	1.2785	1.2815
第 37 特定期間	(2024 年 1 月 10 日)	92,710	92,925	1.2949	1.2979
	2023 年 1 月末日	89,352	—	1.2208	—
	2 月末日	90,534	—	1.2385	—
	3 月末日	90,681	—	1.2407	—
	4 月末日	91,578	—	1.2543	—
	5 月末日	92,347	—	1.2655	—
	6 月末日	94,375	—	1.2957	—
	7 月末日	93,495	—	1.2822	—
	8 月末日	93,688	—	1.2851	—
	9 月末日	92,266	—	1.2651	—
	10 月末日	90,274	—	1.2389	—
	11 月末日	92,778	—	1.2807	—
	12 月末日	92,459	—	1.2908	—
	2024 年 1 月末日	92,990	—	1.2999	—

野村世界 6 資産分散投信（分配コース）

2024 年 1 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 17 特定期間	(2014 年 3 月 10 日)	174,156	174,716	0.9327	0.9357
第 18 特定期間	(2014 年 9 月 10 日)	164,913	165,426	0.9641	0.9671
第 19 特定期間	(2015 年 3 月 10 日)	160,888	161,351	1.0430	1.0460
第 20 特定期間	(2015 年 9 月 10 日)	143,237	143,664	1.0073	1.0103
第 21 特定期間	(2016 年 1 月 12 日)	135,421	135,835	0.9824	0.9854
第 22 特定期間	(2016 年 7 月 11 日)	124,102	124,502	0.9298	0.9328
第 23 特定期間	(2017 年 1 月 10 日)	126,824	127,207	0.9939	0.9969
第 24 特定期間	(2017 年 7 月 10 日)	122,468	122,834	1.0031	1.0061
第 25 特定期間	(2018 年 1 月 10 日)	121,742	122,097	1.0308	1.0338
第 26 特定期間	(2018 年 7 月 10 日)	118,208	118,559	1.0099	1.0129
第 27 特定期間	(2019 年 1 月 10 日)	112,507	112,857	0.9633	0.9663
第 28 特定期間	(2019 年 7 月 10 日)	118,397	118,745	1.0185	1.0215
第 29 特定期間	(2020 年 1 月 10 日)	118,990	119,333	1.0409	1.0439
第 30 特定期間	(2020 年 7 月 10 日)	113,339	113,675	1.0113	1.0143
第 31 特定期間	(2021 年 1 月 12 日)	116,874	117,207	1.0542	1.0572
第 32 特定期間	(2021 年 7 月 12 日)	121,090	121,415	1.1207	1.1237
第 33 特定期間	(2022 年 1 月 11 日)	120,506	120,826	1.1292	1.1322
第 34 特定期間	(2022 年 7 月 11 日)	119,350	119,671	1.1159	1.1189

第35 特定期間	(2023年1月10日)	114,750	115,073	1.0677	1.0707
第36 特定期間	(2023年7月10日)	123,635	123,959	1.1468	1.1498
第37 特定期間	(2024年1月10日)	127,652	127,974	1.1897	1.1927
	2023年1月末日	115,702	—	1.0747	—
	2月末日	117,441	—	1.0908	—
	3月末日	117,681	—	1.0917	—
	4月末日	119,244	—	1.1056	—
	5月末日	121,599	—	1.1269	—
	6月末日	126,267	—	1.1708	—
	7月末日	124,698	—	1.1552	—
	8月末日	126,671	—	1.1737	—
	9月末日	124,326	—	1.1515	—
	10月末日	122,415	—	1.1345	—
	11月末日	126,985	—	1.1788	—
	12月末日	127,186	—	1.1867	—
	2024年1月末日	129,932	—	1.2068	—

野村世界6資産分散投信（成長コース）

2024年1月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第17 特定期間	(2014年3月10日)	41,484	41,608	1.0015	1.0045
第18 特定期間	(2014年9月10日)	40,366	40,481	1.0591	1.0621
第19 特定期間	(2015年3月10日)	39,572	39,671	1.1974	1.2004
第20 特定期間	(2015年9月10日)	34,826	34,918	1.1355	1.1385
第21 特定期間	(2016年1月12日)	32,811	32,901	1.0926	1.0956
第22 特定期間	(2016年7月11日)	30,861	30,952	1.0229	1.0259
第23 特定期間	(2017年1月10日)	33,973	34,059	1.1873	1.1903
第24 特定期間	(2017年7月10日)	33,568	33,650	1.2270	1.2300
第25 特定期間	(2018年1月10日)	34,864	34,942	1.3464	1.3494
第26 特定期間	(2018年7月10日)	33,835	33,913	1.2942	1.2972
第27 特定期間	(2019年1月10日)	32,332	32,413	1.1844	1.1874
第28 特定期間	(2019年7月10日)	36,024	36,109	1.2806	1.2836
第29 特定期間	(2020年1月10日)	38,359	38,443	1.3723	1.3753
第30 特定期間	(2020年7月10日)	35,749	35,834	1.2552	1.2582
第31 特定期間	(2021年1月12日)	40,803	40,889	1.4352	1.4382
第32 特定期間	(2021年7月12日)	44,672	44,756	1.5960	1.5990
第33 特定期間	(2022年1月11日)	47,360	47,446	1.6545	1.6575
第34 特定期間	(2022年7月11日)	50,275	50,369	1.6153	1.6183

第 35 特定期間	(2023 年 1 月 10 日)	53,417	53,518	1.5767	1.5797
第 36 特定期間	(2023 年 7 月 10 日)	65,922	66,032	1.8076	1.8106
第 37 特定期間	(2024 年 1 月 10 日)	77,950	78,071	1.9355	1.9385
	2023 年 1 月末日	55,406	—	1.6195	—
	2 月末日	56,962	—	1.6497	—
	3 月末日	57,647	—	1.6487	—
	4 月末日	59,508	—	1.6868	—
	5 月末日	61,932	—	1.7373	—
	6 月末日	66,892	—	1.8431	—
	7 月末日	68,470	—	1.8529	—
	8 月末日	70,845	—	1.8722	—
	9 月末日	71,244	—	1.8449	—
	10 月末日	70,666	—	1.7921	—
	11 月末日	75,203	—	1.8921	—
	12 月末日	76,162	—	1.9083	—
	2024 年 1 月末日	84,198	—	1.9977	—

野村世界 6 資産分散投信（配分変更コース）

2024 年 1 月末日及び同日前 1 年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1 口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 計算期間	(2016 年 1 月 12 日)	6,123	6,123	0.9877	0.9877
第 2 計算期間	(2016 年 7 月 11 日)	9,461	9,461	0.9657	0.9657
第 3 計算期間	(2017 年 1 月 10 日)	10,370	10,380	1.0321	1.0331
第 4 計算期間	(2017 年 7 月 10 日)	9,939	9,948	1.0466	1.0476
第 5 計算期間	(2018 年 1 月 10 日)	10,636	10,645	1.1225	1.1235
第 6 計算期間	(2018 年 7 月 10 日)	11,237	11,248	1.0908	1.0918
第 7 計算期間	(2019 年 1 月 10 日)	12,679	12,691	1.0449	1.0459
第 8 計算期間	(2019 年 7 月 10 日)	14,618	14,631	1.1228	1.1238
第 9 計算期間	(2020 年 1 月 10 日)	15,771	15,785	1.1738	1.1748
第 10 計算期間	(2020 年 7 月 10 日)	14,065	14,078	1.0245	1.0255
第 11 計算期間	(2021 年 1 月 12 日)	15,172	15,186	1.1129	1.1139
第 12 計算期間	(2021 年 7 月 12 日)	16,022	16,035	1.2540	1.2550
第 13 計算期間	(2022 年 1 月 11 日)	15,864	15,876	1.2801	1.2811
第 14 計算期間	(2022 年 7 月 11 日)	15,546	15,559	1.2498	1.2508
第 15 計算期間	(2023 年 1 月 10 日)	14,889	14,902	1.1939	1.1949
第 16 計算期間	(2023 年 7 月 10 日)	15,643	15,656	1.2863	1.2873
第 17 計算期間	(2024 年 1 月 10 日)	15,552	15,564	1.3463	1.3473
	2023 年 1 月末日	15,019	—	1.2059	—

2 月末日	15,144	—	1.2171	—
3 月末日	15,093	—	1.2165	—
4 月末日	15,194	—	1.2323	—
5 月末日	15,411	—	1.2560	—
6 月末日	15,881	—	1.3059	—
7 月末日	15,843	—	1.3048	—
8 月末日	15,969	—	1.3177	—
9 月末日	15,603	—	1.2948	—
10 月末日	15,130	—	1.2614	—
11 月末日	15,582	—	1.3200	—
12 月末日	15,451	—	1.3354	—
2024 年 1 月末日	15,665	—	1.3667	—

②【分配の推移】

野村世界6資産分散投信（安定コース）

	計算期間	1口当たりの分配金
第17 特定期間	2013年9月11日～2014年3月10日	0.0090円
第18 特定期間	2014年3月11日～2014年9月10日	0.0090円
第19 特定期間	2014年9月11日～2015年3月10日	0.0090円
第20 特定期間	2015年3月11日～2015年9月10日	0.0090円
第21 特定期間	2015年9月11日～2016年1月12日	0.0060円
第22 特定期間	2016年1月13日～2016年7月11日	0.0090円
第23 特定期間	2016年7月12日～2017年1月10日	0.0090円
第24 特定期間	2017年1月11日～2017年7月10日	0.0090円
第25 特定期間	2017年7月11日～2018年1月10日	0.0090円
第26 特定期間	2018年1月11日～2018年7月10日	0.0090円
第27 特定期間	2018年7月11日～2019年1月10日	0.0090円
第28 特定期間	2019年1月11日～2019年7月10日	0.0090円
第29 特定期間	2019年7月11日～2020年1月10日	0.0090円
第30 特定期間	2020年1月11日～2020年7月10日	0.0090円
第31 特定期間	2020年7月11日～2021年1月12日	0.0090円
第32 特定期間	2021年1月13日～2021年7月12日	0.0090円
第33 特定期間	2021年7月13日～2022年1月11日	0.0090円
第34 特定期間	2022年1月12日～2022年7月11日	0.0090円
第35 特定期間	2022年7月12日～2023年1月10日	0.0090円
第36 特定期間	2023年1月11日～2023年7月10日	0.0090円
第37 特定期間	2023年7月11日～2024年1月10日	0.0090円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村世界6資産分散投信（分配コース）

	計算期間	1口当たりの分配金
第17特定期間	2013年9月11日～2014年3月10日	0.0090円
第18特定期間	2014年3月11日～2014年9月10日	0.0090円
第19特定期間	2014年9月11日～2015年3月10日	0.0090円
第20特定期間	2015年3月11日～2015年9月10日	0.0090円
第21特定期間	2015年9月11日～2016年1月12日	0.0060円
第22特定期間	2016年1月13日～2016年7月11日	0.0090円
第23特定期間	2016年7月12日～2017年1月10日	0.0090円
第24特定期間	2017年1月11日～2017年7月10日	0.0090円
第25特定期間	2017年7月11日～2018年1月10日	0.0090円
第26特定期間	2018年1月11日～2018年7月10日	0.0090円
第27特定期間	2018年7月11日～2019年1月10日	0.0090円
第28特定期間	2019年1月11日～2019年7月10日	0.0090円
第29特定期間	2019年7月11日～2020年1月10日	0.0090円
第30特定期間	2020年1月11日～2020年7月10日	0.0090円
第31特定期間	2020年7月11日～2021年1月12日	0.0090円
第32特定期間	2021年1月13日～2021年7月12日	0.0090円
第33特定期間	2021年7月13日～2022年1月11日	0.0090円
第34特定期間	2022年1月12日～2022年7月11日	0.0090円
第35特定期間	2022年7月12日～2023年1月10日	0.0090円
第36特定期間	2023年1月11日～2023年7月10日	0.0090円
第37特定期間	2023年7月11日～2024年1月10日	0.0090円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村世界6資産分散投信（成長コース）

	計算期間	1口当たりの分配金
第17特定期間	2013年9月11日～2014年3月10日	0.0090円
第18特定期間	2014年3月11日～2014年9月10日	0.0090円
第19特定期間	2014年9月11日～2015年3月10日	0.0090円
第20特定期間	2015年3月11日～2015年9月10日	0.0090円
第21特定期間	2015年9月11日～2016年1月12日	0.0060円
第22特定期間	2016年1月13日～2016年7月11日	0.0090円
第23特定期間	2016年7月12日～2017年1月10日	0.0090円
第24特定期間	2017年1月11日～2017年7月10日	0.0090円
第25特定期間	2017年7月11日～2018年1月10日	0.0090円
第26特定期間	2018年1月11日～2018年7月10日	0.0090円
第27特定期間	2018年7月11日～2019年1月10日	0.0090円
第28特定期間	2019年1月11日～2019年7月10日	0.0090円
第29特定期間	2019年7月11日～2020年1月10日	0.0090円
第30特定期間	2020年1月11日～2020年7月10日	0.0090円

第31 特定期間	2020年7月11日～2021年1月12日	0.0090円
第32 特定期間	2021年1月13日～2021年7月12日	0.0090円
第33 特定期間	2021年7月13日～2022年1月11日	0.0090円
第34 特定期間	2022年1月12日～2022年7月11日	0.0090円
第35 特定期間	2022年7月12日～2023年1月10日	0.0090円
第36 特定期間	2023年1月11日～2023年7月10日	0.0090円
第37 特定期間	2023年7月11日～2024年1月10日	0.0090円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村世界6資産分散投信（配分変更コース）

	計算期間	1口当たりの分配金
第1 計算期間	2015年9月28日～2016年1月12日	0.0000円
第2 計算期間	2016年1月13日～2016年7月11日	0.0000円
第3 計算期間	2016年7月12日～2017年1月10日	0.0010円
第4 計算期間	2017年1月11日～2017年7月10日	0.0010円
第5 計算期間	2017年7月11日～2018年1月10日	0.0010円
第6 計算期間	2018年1月11日～2018年7月10日	0.0010円
第7 計算期間	2018年7月11日～2019年1月10日	0.0010円
第8 計算期間	2019年1月11日～2019年7月10日	0.0010円
第9 計算期間	2019年7月11日～2020年1月10日	0.0010円
第10 計算期間	2020年1月11日～2020年7月10日	0.0010円
第11 計算期間	2020年7月11日～2021年1月12日	0.0010円
第12 計算期間	2021年1月13日～2021年7月12日	0.0010円
第13 計算期間	2021年7月13日～2022年1月11日	0.0010円
第14 計算期間	2022年1月12日～2022年7月11日	0.0010円
第15 計算期間	2022年7月12日～2023年1月10日	0.0010円
第16 計算期間	2023年1月11日～2023年7月10日	0.0010円
第17 計算期間	2023年7月11日～2024年1月10日	0.0010円

③【収益率の推移】

野村世界6資産分散投信（安定コース）

	計算期間	収益率
第17 特定期間	2013年9月11日～2014年3月10日	5.5%
第18 特定期間	2014年3月11日～2014年9月10日	3.4%
第19 特定期間	2014年9月11日～2015年3月10日	6.0%
第20 特定期間	2015年3月11日～2015年9月10日	△1.8%
第21 特定期間	2015年9月11日～2016年1月12日	0.0%
第22 特定期間	2016年1月13日～2016年7月11日	1.7%
第23 特定期間	2016年7月12日～2017年1月10日	3.3%
第24 特定期間	2017年1月11日～2017年7月10日	0.7%

第 25 特定期間	2017 年 7 月 11 日～2018 年 1 月 10 日	3.1%
第 26 特定期間	2018 年 1 月 11 日～2018 年 7 月 10 日	0.1%
第 27 特定期間	2018 年 7 月 11 日～2019 年 1 月 10 日	△2.5%
第 28 特定期間	2019 年 1 月 11 日～2019 年 7 月 10 日	5.5%
第 29 特定期間	2019 年 7 月 11 日～2020 年 1 月 10 日	2.1%
第 30 特定期間	2020 年 1 月 11 日～2020 年 7 月 10 日	△3.6%
第 31 特定期間	2020 年 7 月 11 日～2021 年 1 月 12 日	4.6%
第 32 特定期間	2021 年 1 月 13 日～2021 年 7 月 12 日	6.0%
第 33 特定期間	2021 年 7 月 13 日～2022 年 1 月 11 日	1.2%
第 34 特定期間	2022 年 1 月 12 日～2022 年 7 月 11 日	△2.0%
第 35 特定期間	2022 年 7 月 12 日～2023 年 1 月 10 日	△2.8%
第 36 特定期間	2023 年 1 月 11 日～2023 年 7 月 10 日	6.3%
第 37 特定期間	2023 年 7 月 11 日～2024 年 1 月 10 日	2.0%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目まで表示しております。

野村世界 6 資産分散投信（分配コース）

	計算期間	収益率
第 17 特定期間	2013 年 9 月 11 日～2014 年 3 月 10 日	8.7%
第 18 特定期間	2014 年 3 月 11 日～2014 年 9 月 10 日	4.3%
第 19 特定期間	2014 年 9 月 11 日～2015 年 3 月 10 日	9.1%
第 20 特定期間	2015 年 3 月 11 日～2015 年 9 月 10 日	△2.6%
第 21 特定期間	2015 年 9 月 11 日～2016 年 1 月 12 日	△1.9%
第 22 特定期間	2016 年 1 月 13 日～2016 年 7 月 11 日	△4.4%
第 23 特定期間	2016 年 7 月 12 日～2017 年 1 月 10 日	7.9%
第 24 特定期間	2017 年 1 月 11 日～2017 年 7 月 10 日	1.8%
第 25 特定期間	2017 年 7 月 11 日～2018 年 1 月 10 日	3.7%
第 26 特定期間	2018 年 1 月 11 日～2018 年 7 月 10 日	△1.2%
第 27 特定期間	2018 年 7 月 11 日～2019 年 1 月 10 日	△3.7%
第 28 特定期間	2019 年 1 月 11 日～2019 年 7 月 10 日	6.7%
第 29 特定期間	2019 年 7 月 11 日～2020 年 1 月 10 日	3.1%
第 30 特定期間	2020 年 1 月 11 日～2020 年 7 月 10 日	△2.0%
第 31 特定期間	2020 年 7 月 11 日～2021 年 1 月 12 日	5.1%
第 32 特定期間	2021 年 1 月 13 日～2021 年 7 月 12 日	7.2%
第 33 特定期間	2021 年 7 月 13 日～2022 年 1 月 11 日	1.6%
第 34 特定期間	2022 年 1 月 12 日～2022 年 7 月 11 日	△0.4%
第 35 特定期間	2022 年 7 月 12 日～2023 年 1 月 10 日	△3.5%
第 36 特定期間	2023 年 1 月 11 日～2023 年 7 月 10 日	8.3%
第 37 特定期間	2023 年 7 月 11 日～2024 年 1 月 10 日	4.5%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村世界6資産分散投信（成長コース）

	計算期間	収益率
第17特定期間	2013年9月11日～2014年3月10日	9.2%
第18特定期間	2014年3月11日～2014年9月10日	6.7%
第19特定期間	2014年9月11日～2015年3月10日	13.9%
第20特定期間	2015年3月11日～2015年9月10日	△4.4%
第21特定期間	2015年9月11日～2016年1月12日	△3.2%
第22特定期間	2016年1月13日～2016年7月11日	△5.6%
第23特定期間	2016年7月12日～2017年1月10日	17.0%
第24特定期間	2017年1月11日～2017年7月10日	4.1%
第25特定期間	2017年7月11日～2018年1月10日	10.5%
第26特定期間	2018年1月11日～2018年7月10日	△3.2%
第27特定期間	2018年7月11日～2019年1月10日	△7.8%
第28特定期間	2019年1月11日～2019年7月10日	8.9%
第29特定期間	2019年7月11日～2020年1月10日	7.9%
第30特定期間	2020年1月11日～2020年7月10日	△7.9%
第31特定期間	2020年7月11日～2021年1月12日	15.1%
第32特定期間	2021年1月13日～2021年7月12日	11.8%
第33特定期間	2021年7月13日～2022年1月11日	4.2%
第34特定期間	2022年1月12日～2022年7月11日	△1.8%
第35特定期間	2022年7月12日～2023年1月10日	△1.8%
第36特定期間	2023年1月11日～2023年7月10日	15.2%
第37特定期間	2023年7月11日～2024年1月10日	7.6%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村世界6資産分散投信（配分変更コース）

	計算期間	収益率
第1計算期間	2015年9月28日～2016年1月12日	△1.2%
第2計算期間	2016年1月13日～2016年7月11日	△2.2%
第3計算期間	2016年7月12日～2017年1月10日	7.0%
第4計算期間	2017年1月11日～2017年7月10日	1.5%
第5計算期間	2017年7月11日～2018年1月10日	7.3%
第6計算期間	2018年1月11日～2018年7月10日	△2.7%
第7計算期間	2018年7月11日～2019年1月10日	△4.1%

第8計算期間	2019年1月11日～2019年7月10日	7.6%
第9計算期間	2019年7月11日～2020年1月10日	4.6%
第10計算期間	2020年1月11日～2020年7月10日	△12.6%
第11計算期間	2020年7月11日～2021年1月12日	8.7%
第12計算期間	2021年1月13日～2021年7月12日	12.8%
第13計算期間	2021年7月13日～2022年1月11日	2.2%
第14計算期間	2022年1月12日～2022年7月11日	△2.3%
第15計算期間	2022年7月12日～2023年1月10日	△4.4%
第16計算期間	2023年1月11日～2023年7月10日	7.8%
第17計算期間	2023年7月11日～2024年1月10日	4.7%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（4）【設定及び解約の実績】

野村世界6資産分散投信（安定コース）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第17特定期間	2013年9月11日～2014年3月10日	5,808,792,107	9,275,598,077	35,599,317,742
第18特定期間	2014年3月11日～2014年9月10日	3,331,460,824	4,709,927,154	34,220,851,412
第19特定期間	2014年9月11日～2015年3月10日	2,490,871,475	4,777,346,311	31,934,376,576
第20特定期間	2015年3月11日～2015年9月10日	2,550,460,584	3,710,036,317	30,774,800,843
第21特定期間	2015年9月11日～2016年1月12日	2,799,356,062	1,640,437,837	31,933,719,068
第22特定期間	2016年1月13日～2016年7月11日	3,821,855,162	2,903,327,741	32,852,246,489
第23特定期間	2016年7月12日～2017年1月10日	4,034,840,672	3,151,626,683	33,735,460,478
第24特定期間	2017年1月11日～2017年7月10日	5,002,958,103	3,057,192,248	35,681,226,333
第25特定期間	2017年7月11日～2018年1月10日	4,318,102,769	2,421,329,441	37,577,999,661
第26特定期間	2018年1月11日～2018年7月10日	4,261,761,059	1,450,420,616	40,389,340,104
第27特定期間	2018年7月11日～2019年1月10日	11,645,798,161	1,489,445,537	50,545,692,728
第28特定期間	2019年1月11日～2019年7月10日	16,220,268,360	2,581,124,132	64,184,836,956
第29特定期間	2019年7月11日～2020年1月10日	9,715,840,532	2,449,680,875	71,450,996,613
第30特定期間	2020年1月11日～2020年7月10日	4,767,621,144	3,086,485,954	73,132,131,803
第31特定期間	2020年7月11日～2021年1月12日	4,574,770,988	2,574,076,690	75,132,826,101
第32特定期間	2021年1月13日～2021年7月12日	1,496,673,884	3,672,242,711	72,957,257,274
第33特定期間	2021年7月13日～2022年1月11日	1,594,793,974	2,252,351,252	72,299,699,996
第34特定期間	2022年1月12日～2022年7月11日	2,561,744,499	2,071,211,529	72,790,232,966
第35特定期間	2022年7月12日～2023年1月10日	2,313,117,802	1,908,880,117	73,194,470,651
第36特定期間	2023年1月11日～2023年7月10日	1,926,806,258	2,333,903,719	72,787,373,190
第37特定期間	2023年7月11日～2024年1月10日	2,230,192,960	3,418,459,469	71,599,106,681

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村世界6資産分散投信（分配コース）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第17特定期間	2013年9月11日～2014年3月10日	3,656,432,367	39,461,113,357	186,722,869,972
第18特定期間	2014年3月11日～2014年9月10日	2,967,557,335	18,631,733,080	171,058,694,227
第19特定期間	2014年9月11日～2015年3月10日	2,865,836,090	19,665,608,021	154,258,922,296
第20特定期間	2015年3月11日～2015年9月10日	2,604,971,003	14,662,384,914	142,201,508,385
第21特定期間	2015年9月11日～2016年1月12日	1,662,405,039	6,023,189,784	137,840,723,640
第22特定期間	2016年1月13日～2016年7月11日	3,061,472,804	7,436,873,069	133,465,323,375
第23特定期間	2016年7月12日～2017年1月10日	3,739,731,284	9,595,954,907	127,609,099,752
第24特定期間	2017年1月11日～2017年7月10日	3,452,299,020	8,974,571,272	122,086,827,500
第25特定期間	2017年7月11日～2018年1月10日	3,404,286,836	7,386,485,615	118,104,628,721
第26特定期間	2018年1月11日～2018年7月10日	3,061,292,894	4,114,106,112	117,051,815,503
第27特定期間	2018年7月11日～2019年1月10日	3,761,330,493	4,023,778,974	116,789,367,022
第28特定期間	2019年1月11日～2019年7月10日	3,779,406,991	4,321,122,871	116,247,651,142
第29特定期間	2019年7月11日～2020年1月10日	2,606,301,236	4,534,631,492	114,319,320,886
第30特定期間	2020年1月11日～2020年7月10日	1,845,132,061	4,092,303,981	112,072,148,966
第31特定期間	2020年7月11日～2021年1月12日	2,266,786,377	3,473,594,802	110,865,340,541
第32特定期間	2021年1月13日～2021年7月12日	1,449,173,711	4,262,169,470	108,052,344,782
第33特定期間	2021年7月13日～2022年1月11日	1,575,151,084	2,911,767,205	106,715,728,661
第34特定期間	2022年1月12日～2022年7月11日	2,624,343,070	2,383,242,426	106,956,829,305
第35特定期間	2022年7月12日～2023年1月10日	2,722,999,956	2,201,966,066	107,477,863,195
第36特定期間	2023年1月11日～2023年7月10日	2,961,476,725	2,630,393,853	107,808,946,067
第37特定期間	2023年7月11日～2024年1月10日	3,154,146,408	3,665,884,109	107,297,208,366

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村世界6資産分散投信（成長コース）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第17特定期間	2013年9月11日～2014年3月10日	2,515,099,060	9,156,496,516	41,423,546,041
第18特定期間	2014年3月11日～2014年9月10日	1,340,856,967	4,649,812,744	38,114,590,264
第19特定期間	2014年9月11日～2015年3月10日	1,634,513,552	6,699,416,880	33,049,686,936
第20特定期間	2015年3月11日～2015年9月10日	1,793,206,836	4,171,373,667	30,671,520,105
第21特定期間	2015年9月11日～2016年1月12日	793,066,021	1,433,026,696	30,031,559,430
第22特定期間	2016年1月13日～2016年7月11日	1,755,396,641	1,615,935,403	30,171,020,668
第23特定期間	2016年7月12日～2017年1月10日	1,707,427,145	3,264,390,759	28,614,057,054
第24特定期間	2017年1月11日～2017年7月10日	2,046,080,069	3,302,234,296	27,357,902,827
第25特定期間	2017年7月11日～2018年1月10日	1,443,756,138	2,906,402,524	25,895,256,441
第26特定期間	2018年1月11日～2018年7月10日	1,436,922,581	1,188,944,112	26,143,234,910
第27特定期間	2018年7月11日～2019年1月10日	2,260,780,662	1,106,242,247	27,297,773,325
第28特定期間	2019年1月11日～2019年7月10日	2,019,189,932	1,185,211,411	28,131,751,846
第29特定期間	2019年7月11日～2020年1月10日	1,566,818,607	1,744,959,206	27,953,611,247
第30特定期間	2020年1月11日～2020年7月10日	1,981,926,680	1,453,545,051	28,481,992,876
第31特定期間	2020年7月11日～2021年1月12日	1,480,507,905	1,530,874,610	28,431,626,171

第32 特定期間	2021年1月13日～2021年7月12日	1,263,665,122	1,704,310,721	27,990,980,572
第33 特定期間	2021年7月13日～2022年1月11日	1,619,418,932	985,424,864	28,624,974,640
第34 特定期間	2022年1月12日～2022年7月11日	3,398,463,474	897,976,745	31,125,461,369
第35 特定期間	2022年7月12日～2023年1月10日	3,752,396,670	999,030,370	33,878,827,669
第36 特定期間	2023年1月11日～2023年7月10日	4,409,521,489	1,818,122,703	36,470,226,455
第37 特定期間	2023年7月11日～2024年1月10日	5,852,041,170	2,047,204,330	40,275,063,295

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村世界6資産分散投信（配分変更コース）

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1 計算期間	2015年9月28日～2016年1月12日	6,267,389,624	67,722,166	6,199,667,458
第2 計算期間	2016年1月13日～2016年7月11日	4,382,828,481	784,249,488	9,798,246,451
第3 計算期間	2016年7月12日～2017年1月10日	1,739,779,545	1,490,214,597	10,047,811,399
第4 計算期間	2017年1月11日～2017年7月10日	1,484,300,885	2,035,026,698	9,497,085,586
第5 計算期間	2017年7月11日～2018年1月10日	1,567,707,415	1,589,104,024	9,475,688,977
第6 計算期間	2018年1月11日～2018年7月10日	1,390,912,315	564,110,395	10,302,490,897
第7 計算期間	2018年7月11日～2019年1月10日	2,366,529,314	534,350,970	12,134,669,241
第8 計算期間	2019年1月11日～2019年7月10日	1,752,362,493	867,414,078	13,019,617,656
第9 計算期間	2019年7月11日～2020年1月10日	1,517,913,925	1,101,264,743	13,436,266,838
第10 計算期間	2020年1月11日～2020年7月10日	983,297,280	690,339,113	13,729,225,005
第11 計算期間	2020年7月11日～2021年1月12日	392,622,303	488,421,915	13,633,425,393
第12 計算期間	2021年1月13日～2021年7月12日	308,524,177	1,165,076,334	12,776,873,236
第13 計算期間	2021年7月13日～2022年1月11日	310,733,949	694,606,352	12,393,000,833
第14 計算期間	2022年1月12日～2022年7月11日	398,662,995	351,767,639	12,439,896,189
第15 計算期間	2022年7月12日～2023年1月10日	348,397,408	316,915,668	12,471,377,929
第16 計算期間	2023年1月11日～2023年7月10日	250,179,504	559,526,807	12,162,030,626
第17 計算期間	2023年7月11日～2024年1月10日	162,910,715	772,959,239	11,551,982,102

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

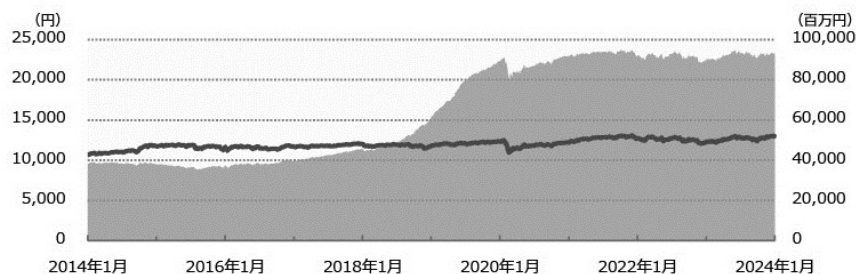


運用実績 (2024年1月31日現在)

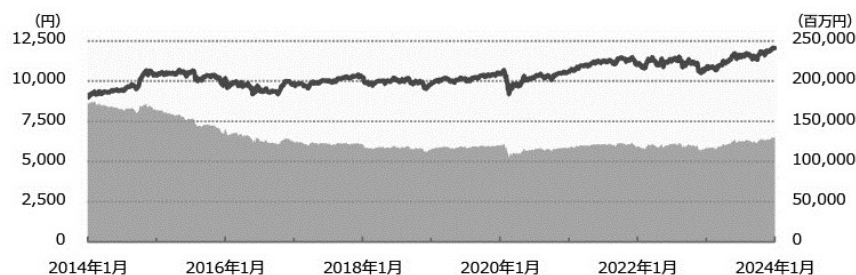
■ 基準価額・純資産の推移 (日次)

— 基準価額 (分配後、1万口あたり) (左軸) — 純資産総額 (右軸)

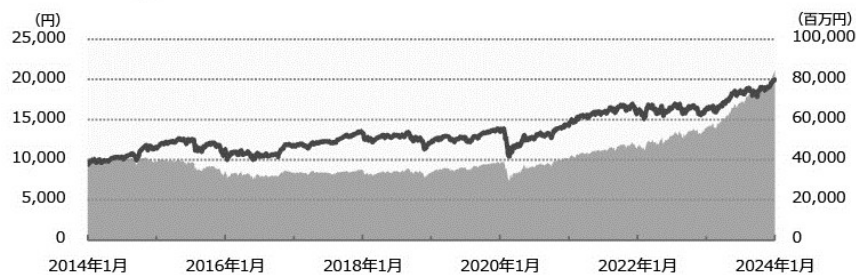
■ 野村世界6資産分散投信 (安定コース)



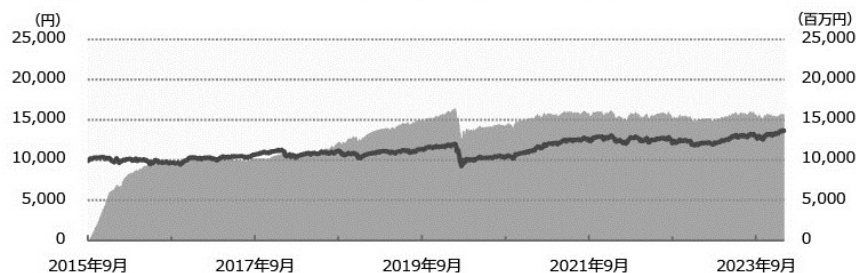
■ 野村世界6資産分散投信 (分配コース)



■ 野村世界6資産分散投信 (成長コース)



■ 野村世界6資産分散投信 (配分変更コース) (設定来)



■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

■ 野村世界6資産分散投信 (安定コース)

2024年1月	30 円
2023年11月	30 円
2023年9月	30 円
2023年7月	30 円
2023年5月	30 円
直近1年間累計	180 円
設定来累計	3,220 円

■ 野村世界6資産分散投信 (分配コース)

2024年1月	30 円
2023年11月	30 円
2023年9月	30 円
2023年7月	30 円
2023年5月	30 円
直近1年間累計	180 円
設定来累計	4,810 円

■ 野村世界6資産分散投信 (成長コース)

2024年1月	30 円
2023年11月	30 円
2023年9月	30 円
2023年7月	30 円
2023年5月	30 円
直近1年間累計	180 円
設定来累計	3,770 円

■ 野村世界6資産分散投信 (配分変更コース)

2024年1月	10 円
2023年7月	10 円
2023年1月	10 円
2022年7月	10 円
2022年1月	10 円
設定来累計	150 円

■ 主要な資産の状況

各マザーファンドへの投資比率

	投資比率 (%)			
	野村世界6資産分散投信			
	安定 コース	分配 コース	成長 コース	配分変更 コース
国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド	59.0	19.5	9.5	14.0
外国債券マザーファンド	10.1	49.9	9.7	15.7
国内株式マザーファンド	5.3	5.3	36.0	22.2
外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	15.8	15.6	35.4	14.4
J-REITインデックス マザーファンド	4.9	4.9	4.8	14.7
海外REITインデックス マザーファンド	4.9	4.9	4.7	14.7

実質的な銘柄別投資比率（上位）

・「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)			
			野村世界6資産分散投信			
			安定 コース	分配 コース	成長 コース	配分変更 コース
1	国庫債券 利付（2年）第452回	国債証券	1.3	0.4	0.2	0.3
2	国庫債券 利付（2年）第453回	国債証券	0.8	0.3	0.1	0.2
3	国庫債券 利付（10年）第360回	国債証券	0.7	0.2	0.1	0.2
4	国庫債券 利付（2年）第455回	国債証券	0.7	0.2	0.1	0.2
5	国庫債券 利付（10年）第350回	国債証券	0.6	0.2	0.1	0.1

・「外国債券マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)			
			野村世界6資産分散投信			
			安定 コース	分配 コース	成長 コース	配分変更 コース
1	US TREASURY N/B	国債証券	0.2	0.9	0.2	0.3
2	US TREASURY N/B	国債証券	0.2	0.8	0.2	0.3
3	US TREASURY BOND	国債証券	0.2	0.8	0.2	0.3
4	US TREASURY N/B	国債証券	0.2	0.8	0.2	0.2
5	US TREASURY BOND	国債証券	0.1	0.7	0.1	0.2

・「国内株式マザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)			
			野村世界6資産分散投信			
			安定 コース	分配 コース	成長 コース	配分変更 コース
1	トヨタ自動車	輸送用機器	0.2	0.2	1.6	1.0
2	ソニーグループ	電気機器	0.2	0.1	1.0	0.6
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	0.1	0.1	0.8	0.5
4	キーエンス	電気機器	0.1	0.1	0.6	0.4
5	東京エレクトロン	電気機器	0.1	0.1	0.6	0.4

・「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」を通じての投資銘柄

順位	銘柄	業種	投資比率 (%)			
			野村世界6資産分散投信			
			安定 コース	分配 コース	成長 コース	配分変更 コース
1	APPLE INC	コンピュータ・周辺機器	0.8	0.8	1.8	0.7
2	MICROSOFT CORP	ソフトウェア	0.8	0.8	1.7	0.7
3	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	0.4	0.4	0.9	0.4
4	AMAZON.COM INC	大規模小売り	0.4	0.4	0.9	0.4
5	ALPHABET INC-CL A	インタラクティブ・メディアおよびサービス	0.2	0.2	0.5	0.2

・「J-REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

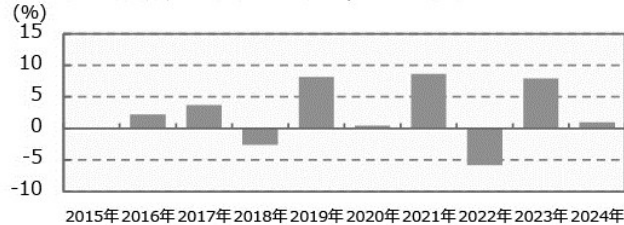
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)			
			野村世界6資産分散投信			
			安定 コース	分配 コース	成長 コース	配分変更 コース
1	日本ビルファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.3	0.3	0.3	1.0
2	ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	投資証券	0.3	0.3	0.3	0.8
3	野村不動産マスターファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.2	0.2	0.2	0.7
4	日本都市ファンド投資法人 投資証券	投資証券	0.2	0.2	0.2	0.7
5	KDX不動産投資法人 投資証券	投資証券	0.2	0.2	0.2	0.6

・「海外REITインデックス マザーファンド」を通じての投資銘柄

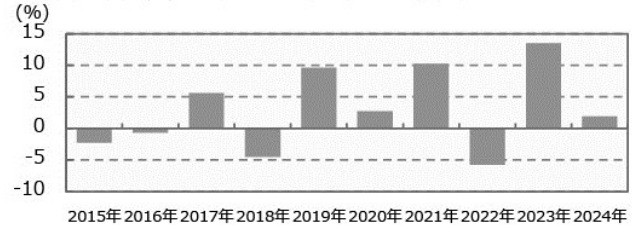
順位	銘柄	種類	投資比率 (%)			
			野村世界6資産分散投信			
			安定 コース	分配 コース	成長 コース	配分変更 コース
1	PROLOGIS INC	投資証券	0.4	0.4	0.4	1.3
2	EQUINIX INC	投資証券	0.3	0.3	0.3	0.9
3	WELLTOWER INC	投資証券	0.2	0.2	0.2	0.5
4	REALTY INCOME CORP	投資証券	0.2	0.2	0.2	0.5
5	SIMON PROPERTY GROUP INC	投資証券	0.2	0.2	0.2	0.5

年間収益率の推移 (暦年ベース)

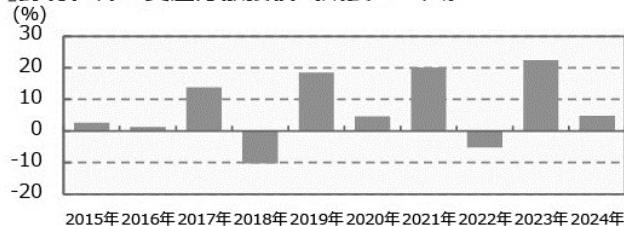
野村世界6資産分散投信 (安定コース)



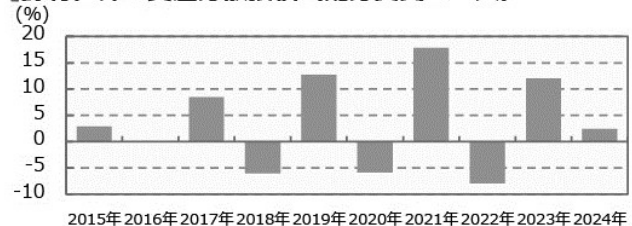
野村世界6資産分散投信 (分配コース)



野村世界6資産分散投信 (成長コース)



野村世界6資産分散投信 (配分変更コース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・配分変更コースにベンチマークはありません。
- ・配分変更コースの2015年は設定日（2015年9月28日）から年末までの収益率。
- ・2024年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に受益権の募集が行なわれます。

(2) 申込締切時間

午後3時までに取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

(3) 販売単位

1万円以上1円単位（当初元本1口=1円）とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。

(4) 販売価額

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

(5) 申込代金の支払い

販売会社の定める期日までに支払うものとします。

(6) スイッチング

各ファンド間でスイッチングができます。

スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。

販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

また、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

(7) 積立方式

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約*を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

*当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

(8) 申込受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止（配分変更コースのみ）、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます）の受け付けを中止すること、および既に受け付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます）の受け付けを取り消す場合があります。

(9) 申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※購入およびスイッチングのお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 解約の請求

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

(2) 解約請求の締切時間

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに解約請求の申込みが行われ、かつ、その解約請求の申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込み分とします。

(3) 換金単位

1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

(4) 換金価額

解約申込み受付日の翌営業日の基準価額となります。

(5) 換金制限

信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。また、別途、大口解約について、1日1件10億円以下の金額であっても、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により一部解約の金額に制限を設ける場合や一部解約の実行の請求の受付時間に制限*を設ける場合があります。

※受付時間に制限とは、営業日の正午までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものに制限する場合をいいます。

(6) 換金代金の支払い

原則として一部解約の実行の請求日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

(7) 解約請求の受け付けの中止および取り消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止（配分変更コースのみ）、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の

一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

(8) 換金手続等に関する照会先

ファンドの換金（解約）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法※により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
公社債等	原則として、基準価額計算日※1における以下のいずれかの価額で評価します。※2 ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額
株式	原則として、基準価額計算日※1の金融商品取引所の最終相場で評価します。
REIT(不動産投資信託)	原則として、基準価額計算日※1の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行いません。

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。

「安定コース」「分配コース」「成長コース」 : 2005年10月3日設定

「配分変更コース」 : 2015年9月28日設定

(4) 【計算期間】

「安定コース」「分配コース」「成長コース」

原則として、毎年1月11日から3月10日まで、3月11日から5月10日まで、5月11日から7月10日まで、7月11日から9月10日まで、9月11日から11月10日までおよび11月11日から翌年1月10日までとします。

「配分変更コース」

原則として、毎年1月11日から7月10日までおよび7月11日から翌年1月10日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

「安定コース」「分配コース」「成長コース」

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により受益権の口数が各ファンドにつき30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ii) 上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (iii) 上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。
- (iv) 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(v) 上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(vi) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vii) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、その委託者と受託者との間において存続します。

(viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、毎年1月、7月に終了する計算期間の末日および償還時に交付運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年3月、9月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

2016年1月以降については、委託者は、有価証券報告書を原則毎年1月、7月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。

(v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、前述の「(b) 信託期間の終了」(i) または「(e) 信託約款の変更」(ii) に規定する公告または書面に付記します。

(h) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

「配分変更コース」

(a) ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ii) 上記(i)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(i)から(iii)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。
- (v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(d) 信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 信託約款の変更等

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人

に関する法律第 16 条第 2 号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ii) 委託者は、上記(i)の事項(上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(e) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(f) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(d) 信託約款の変更等」にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(g) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第 18 条第 1 項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(h) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(i) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

＜収益分配金再投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受け取りください。

「安定コース」「分配コース」「成長コース」

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

＜収益分配金再投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

受益者は、一部解約の実行を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金(解約)手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

野村世界6資産分散投信（安定コース）

野村世界6資産分散投信（分配コース）

野村世界6資産分散投信（成長コース）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(2023年7月11日から2024年1月10日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村世界6資産分散投信（配分変更コース）

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第17期計算期間(2023年7月11日から2024年1月10日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

独立監査人の監査報告書

2024年3月5日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界6資産分散投信（安定コース）の2023年7月11日から2024年1月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村世界6資産分散投信（安定コース）の2024年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村世界6資産分散投信（安定コース）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2023年7月10日現在)	当期 (2024年1月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	180,459,662	465,669,093
親投資信託受益証券	93,016,281,261	92,665,970,991
未収入金	256,009,186	-
流動資産合計	93,452,750,109	93,131,640,084
資産合計	93,452,750,109	93,131,640,084
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	218,362,119	214,797,320
未払解約金	67,178,388	100,689,721
未払受託者報酬	8,554,821	8,506,983
未払委託者報酬	97,524,889	96,979,605
未払利息	86	314
その他未払費用	342,170	340,258
流動負債合計	391,962,473	421,314,201
負債合計	391,962,473	421,314,201
純資産の部		
元本等		
元本	72,787,373,190	71,599,106,681
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	20,273,414,446	21,111,219,202
(分配準備積立金)	8,643,139,173	8,615,850,985
元本等合計	93,060,787,636	92,710,325,883
純資産合計	93,060,787,636	92,710,325,883
負債純資産合計	93,452,750,109	93,131,640,084

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2023年1月11日 至 2023年7月10日	当期 自 2023年7月11日 至 2024年1月10日
営業収益		
受取利息	8	-
有価証券売買等損益	5,855,042,307	2,141,477,888
営業収益合計	5,855,042,315	2,141,477,888
営業費用		
支払利息	18,938	22,189
受託者報酬	24,871,794	25,678,433
委託者報酬	283,538,319	292,734,077

その他費用	994,807	1,027,071
営業費用合計	309,423,858	319,461,770
営業利益又は営業損失(△)	5,545,618,457	1,822,016,118
経常利益又は経常損失(△)	5,545,618,457	1,822,016,118
当期純利益又は当期純損失(△)	5,545,618,457	1,822,016,118
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	40,848,885	22,242,681
期首剰余金又は期首欠損金(△)	15,492,635,806	20,273,414,446
剰余金増加額又は欠損金減少額	485,656,516	612,181,442
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	485,656,516	612,181,442
剰余金減少額又は欠損金増加額	552,972,058	922,536,909
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	552,972,058	922,536,909
分配金	656,675,390	651,613,214
期末剰余金又は期末欠損金(△)	20,273,414,446	21,111,219,202

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2023年7月11日から2024年1月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2023年7月10日現在	当期 2024年1月10日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 72,787,373,190口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 71,599,106,681口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2785円 (10,000口当たり純資産額) (12,785円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2949円 (10,000口当たり純資産額) (12,949円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自2023年1月11日 至2023年7月10日	当期 自2023年7月11日 至2024年1月10日																																																
1. 分配金の計算過程 2023年1月11日から2023年3月10日まで	1. 分配金の計算過程 2023年7月11日から2023年9月11日まで																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>202,429,997円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>19,406,014,005円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>8,789,220,587円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>28,397,664,589円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>73,072,166,139口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>3,886円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	202,429,997円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	19,406,014,005円	分配準備積立金額	D	8,789,220,587円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	28,397,664,589円	当ファンドの期末残存口数	F	73,072,166,139口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,886円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>118,496,681円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>19,627,807,425円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>8,549,348,436円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>28,295,652,542円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>72,872,185,790口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>3,882円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	118,496,681円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	19,627,807,425円	分配準備積立金額	D	8,549,348,436円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	28,295,652,542円	当ファンドの期末残存口数	F	72,872,185,790口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,882円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	202,429,997円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																															
収益調整金額	C	19,406,014,005円																																															
分配準備積立金額	D	8,789,220,587円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	28,397,664,589円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	73,072,166,139口																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,886円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	118,496,681円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																															
収益調整金額	C	19,627,807,425円																																															
分配準備積立金額	D	8,549,348,436円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	28,295,652,542円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	72,872,185,790口																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,882円																																															

10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	219,216,498円

2023年3月11日から2023年5月10日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	257,151,672円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	19,455,706,855円
分配準備積立金額	D	8,708,165,837円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	28,421,024,364円
当ファンドの期末残存口数	F	73,032,257,745口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	3,891円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	219,096,773円

2023年5月11日から2023年7月10日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	252,953,988円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	19,500,123,301円
分配準備積立金額	D	8,608,547,304円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	28,361,624,593円
当ファンドの期末残存口数	F	72,787,373,190口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	3,896円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	218,362,119円

10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	218,616,557円

2023年9月12日から2023年11月10日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	135,265,956円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	19,679,268,114円
分配準備積立金額	D	8,345,299,972円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	28,159,834,042円
当ファンドの期末残存口数	F	72,733,112,458口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	3,871円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	218,199,337円

2023年11月11日から2024年1月10日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	222,473,880円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	540,529,229円
収益調整金額	C	19,439,064,416円
分配準備積立金額	D	8,067,645,196円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	28,269,712,721円
当ファンドの期末残存口数	F	71,599,106,681口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	3,948円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	214,797,320円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2023年1月11日 至 2023年7月10日	当期 自 2023年7月11日 至 2024年1月10日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	
---	--

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2023年7月10日現在	当期 2024年1月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2023年1月11日 至 2023年7月10日	当期 自 2023年7月11日 至 2024年1月10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2023年1月11日 至 2023年7月10日	当期 自 2023年7月11日 至 2024年1月10日
期首元本額 73,194,470,651円	期首元本額 72,787,373,190円
期中追加設定元本額 1,926,806,258円	期中追加設定元本額 2,230,192,960円
期中一部解約元本額 2,333,903,719円	期中一部解約元本額 3,418,459,469円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2023年1月11日 至 2023年7月10日	当期 自 2023年7月11日 至 2024年1月10日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,975,021,233	2,535,437,368
合計	1,975,021,233	2,535,437,368

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年1月10日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年1月10日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	1,736,339,777	4,729,095,016	
		外国債券マザーファンド	3,261,780,032	9,198,545,868	
		外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	2,375,783,569	14,011,896,333	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	43,719,846,197	55,546,064,593	
		J-REITインデックスマザーファンド	1,739,159,989	4,579,382,167	
		海外REITインデックスマザーファンド	1,292,521,003	4,600,987,014	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：100.0%	54,125,430,567	92,665,970,991	100.0%
合計				92,665,970,991	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月5日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界6資産分散投信（分配コース）の2023年7月11日から2024年1月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村世界6資産分散投信（分配コース）の2024年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村世界6資産分散投信（分配コース）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2023年7月10日現在)	当期 (2024年1月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	217,266,227	636,502,475
親投資信託受益証券	123,583,981,185	127,591,737,658
未収入金	381,125,127	-
流動資産合計	124,182,372,539	128,228,240,133
資産合計	124,182,372,539	128,228,240,133
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	323,426,838	321,891,625
未払解約金	66,996,132	92,049,321
未払受託者報酬	11,297,294	11,662,294
未払委託者報酬	144,605,348	149,277,342
未払利息	104	429
その他未払費用	451,869	466,472
流動負債合計	546,777,585	575,347,483
負債合計	546,777,585	575,347,483
純資産の部		
元本等		
元本	107,808,946,067	107,297,208,366
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	15,826,648,887	20,355,684,284
（分配準備積立金）	17,958,581,278	21,544,211,523
元本等合計	123,635,594,954	127,652,892,650
純資産合計	123,635,594,954	127,652,892,650
負債純資産合計	124,182,372,539	128,228,240,133

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2023年1月11日 至 2023年7月10日	当期 自 2023年7月11日 至 2024年1月10日
営業収益		
受取利息	12	-
有価証券売買等損益	9,952,001,138	6,074,458,748
営業収益合計	9,952,001,150	6,074,458,748
営業費用		
支払利息	25,862	30,188
受託者報酬	32,468,929	34,757,313
委託者報酬	415,602,224	444,893,565

その他費用	1, 298, 688	1, 390, 230
営業費用合計	449, 395, 703	481, 071, 296
営業利益又は営業損失 (△)	9, 502, 605, 447	5, 593, 387, 452
経常利益又は経常損失 (△)	9, 502, 605, 447	5, 593, 387, 452
当期純利益又は当期純損失 (△)	9, 502, 605, 447	5, 593, 387, 452
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	56, 144, 946	25, 790, 994
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	7, 272, 722, 605	15, 826, 648, 887
剰余金増加額又は欠損金減少額	318, 184, 434	513, 511, 356
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	318, 184, 434	513, 511, 356
剰余金減少額又は欠損金増加額	240, 644, 755	582, 960, 445
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	240, 644, 755	582, 960, 445
分配金	970, 073, 898	969, 111, 972
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	15, 826, 648, 887	20, 355, 684, 284

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2023年7月11日から2024年1月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2023年7月10日現在	当期 2024年1月10日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 107, 808, 946, 067 口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 107, 297, 208, 366 口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1468円 (10,000口当たり純資産額) (11,468円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.1897円 (10,000口当たり純資産額) (11,897円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自2023年1月11日 至2023年7月10日	当期 自2023年7月11日 至2024年1月10日																																																
1. 分配金の計算過程 2023年1月11日から2023年3月10日まで	1. 分配金の計算過程 2023年7月11日から2023年9月11日まで																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>441, 687, 414円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>6, 282, 104, 087円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>17, 729, 975, 854円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>24, 453, 767, 355円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>107, 704, 281, 048口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>2, 270円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	441, 687, 414円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	6, 282, 104, 087円	分配準備積立金額	D	17, 729, 975, 854円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	24, 453, 767, 355円	当ファンドの期末残存口数	F	107, 704, 281, 048口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2, 270円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>479, 047, 446円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>1, 126, 898, 705円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>6, 836, 199, 972円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>17, 775, 981, 955円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>26, 218, 128, 078円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>107, 870, 280, 355口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>2, 430円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	479, 047, 446円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1, 126, 898, 705円	収益調整金額	C	6, 836, 199, 972円	分配準備積立金額	D	17, 775, 981, 955円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	26, 218, 128, 078円	当ファンドの期末残存口数	F	107, 870, 280, 355口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2, 430円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	441, 687, 414円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																															
収益調整金額	C	6, 282, 104, 087円																																															
分配準備積立金額	D	17, 729, 975, 854円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	24, 453, 767, 355円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	107, 704, 281, 048口																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2, 270円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	479, 047, 446円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1, 126, 898, 705円																																															
収益調整金額	C	6, 836, 199, 972円																																															
分配準備積立金額	D	17, 775, 981, 955円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	26, 218, 128, 078円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	107, 870, 280, 355口																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	2, 430円																																															

10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	323,112,843円

2023年3月11日から2023年5月10日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	525,692,436円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	6,435,750,368円
分配準備積立金額	D	17,728,359,984円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	24,689,802,788円
当ファンドの期末残存口数	F	107,844,739,329口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,289円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	323,534,217円

2023年5月11日から2023年7月10日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	558,006,627円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	6,637,132,656円
分配準備積立金額	D	17,724,001,489円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	24,919,140,772円
当ファンドの期末残存口数	F	107,808,946,067口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,311円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	323,426,838円

10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	323,610,841円

2023年9月12日から2023年11月10日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	430,727,378円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	245,074,464円
収益調整金額	C	7,010,325,563円
分配準備積立金額	D	18,886,302,015円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	26,572,429,420円
当ファンドの期末残存口数	F	107,869,835,375口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,463円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	323,609,506円

2023年11月11日から2024年1月10日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	489,734,957円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,419,226,029円
収益調整金額	C	7,154,210,121円
分配準備積立金額	D	18,957,142,162円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	29,020,313,269円
当ファンドの期末残存口数	F	107,297,208,366口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	2,704円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	321,891,625円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2023年1月11日 至 2023年7月10日	当期 自 2023年7月11日 至 2024年1月10日
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。</p> <p>これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。</p> <p>○市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。</p> <p>○信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク</p> <p>同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>同左</p>

組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	
---	--

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2023年7月10日現在	当期 2024年1月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2023年1月11日 至 2023年7月10日	当期 自 2023年7月11日 至 2024年1月10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2023年1月11日 至 2023年7月10日	当期 自 2023年7月11日 至 2024年1月10日
期首元本額 107,477,863,195円	期首元本額 107,808,946,067円
期中追加設定元本額 2,961,476,725円	期中追加設定元本額 3,154,146,408円
期中一部解約元本額 2,630,393,853円	期中一部解約元本額 3,665,884,109円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2023年1月11日 至 2023年7月10日	当期 自 2023年7月11日 至 2024年1月10日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	4,338,991,839	3,008,988,356
合計	4,338,991,839	3,008,988,356

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年1月10日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年1月10日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	2,404,625,037	6,549,236,750
		外国債券マザーファンド	22,553,683,277	63,603,642,209
		外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	3,271,873,317	19,296,854,449
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	20,047,378,704	25,470,194,643
		J-REITインデックスマザーファンド	2,405,681,676	6,334,400,421
		海外REITインデックスマザーファンド	1,780,321,147	6,337,409,186
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：100.0%	52,463,563,158	127,591,737,658 100.0%
合計			127,591,737,658	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月5日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界6資産分散投信（成長コース）の2023年7月11日から2024年1月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村世界6資産分散投信（成長コース）の2024年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファン ドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村世界6資産分散投信（成長コース）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2023年7月10日現在)	当期 (2024年1月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	226,156,781	426,691,028
親投資信託受益証券	65,898,389,129	77,919,887,999
未収入金	56,892,220	-
流動資産合計	66,181,438,130	78,346,579,027
資産合計	66,181,438,130	78,346,579,027
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	109,410,679	120,825,189
未払解約金	59,583,784	169,231,794
未払受託者報酬	5,866,680	6,932,667
未払委託者報酬	83,306,868	98,443,905
未払利息	108	287
その他未払費用	351,979	415,941
流動負債合計	258,520,098	395,849,783
負債合計	258,520,098	395,849,783
純資産の部		
元本等		
元本	36,470,226,455	40,275,063,295
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	29,452,691,577	37,675,665,949
（分配準備積立金）	17,964,892,507	21,906,812,230
元本等合計	65,922,918,032	77,950,729,244
純資産合計	65,922,918,032	77,950,729,244
負債純資産合計	66,181,438,130	78,346,579,027

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2023年1月11日 至 2023年7月10日	当期 自 2023年7月11日 至 2024年1月10日
営業収益		
受取利息	7	-
有価証券売買等損益	8,670,331,249	5,644,155,841
営業収益合計	8,670,331,256	5,644,155,841
営業費用		
支払利息	19,655	23,556
受託者報酬	16,153,598	19,907,684
委託者報酬	229,381,067	282,689,038

その他費用	969,155	1,194,399
営業費用合計	246,523,475	303,814,677
営業利益又は営業損失(△)	8,423,807,781	5,340,341,164
経常利益又は経常損失(△)	8,423,807,781	5,340,341,164
当期純利益又は当期純損失(△)	8,423,807,781	5,340,341,164
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	98,847,420	49,304,800
期首剰余金又は期首欠損金(△)	19,538,245,850	29,452,691,577
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,103,790,760	5,021,249,908
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,103,790,760	5,021,249,908
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,194,983,857	1,735,694,399
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,194,983,857	1,735,694,399
分配金	319,321,537	353,617,501
期末剰余金又は期末欠損金(△)	29,452,691,577	37,675,665,949

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当該財務諸表の特定期間は、2023年7月11日から2024年1月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

前期 2023年7月10日現在	当期 2024年1月10日現在
1. 特定期間の末日における受益権の総数 36,470,226,455口	1. 特定期間の末日における受益権の総数 40,275,063,295口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.8076円 (10,000口当たり純資産額) (18,076円)	2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.9355円 (10,000口当たり純資産額) (19,355円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自2023年1月11日 至2023年7月10日	当期 自2023年7月11日 至2024年1月10日																																																
1. 分配金の計算過程 2023年1月11日から2023年3月10日まで	1. 分配金の計算過程 2023年7月11日から2023年9月11日まで																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>131,271,207円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>16,600,819,075円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>14,272,757,892円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>31,004,848,174円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>34,598,238,195口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>8,961円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	131,271,207円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	16,600,819,075円	分配準備積立金額	D	14,272,757,892円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	31,004,848,174円	当ファンドの期末残存口数	F	34,598,238,195口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,961円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>162,661,663円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>2,114,068,030円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>20,716,117,686円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>17,704,123,317円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>40,696,970,696円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>38,022,561,047口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>10,703円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	162,661,663円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,114,068,030円	収益調整金額	C	20,716,117,686円	分配準備積立金額	D	17,704,123,317円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	40,696,970,696円	当ファンドの期末残存口数	F	38,022,561,047口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	10,703円
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	131,271,207円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																															
収益調整金額	C	16,600,819,075円																																															
分配準備積立金額	D	14,272,757,892円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	31,004,848,174円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	34,598,238,195口																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,961円																																															
項目																																																	
費用控除後の配当等収益額	A	162,661,663円																																															
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,114,068,030円																																															
収益調整金額	C	20,716,117,686円																																															
分配準備積立金額	D	17,704,123,317円																																															
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	40,696,970,696円																																															
当ファンドの期末残存口数	F	38,022,561,047口																																															
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	10,703円																																															

10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	103,794,714円

2023年3月11日から2023年5月10日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	366,531,390円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	151,014,380円
収益調整金額	C	17,534,543,160円
分配準備積立金額	D	14,064,292,526円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	32,116,381,456円
当ファンドの期末残存口数	F	35,372,048,028口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	9,079円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	106,116,144円

2023年5月11日から2023年7月10日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	226,145,151円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	3,722,093,052円
収益調整金額	C	18,883,258,884円
分配準備積立金額	D	14,126,064,983円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	36,957,562,070円
当ファンドの期末残存口数	F	36,470,226,455口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	10,133円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	109,410,679円

10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	114,067,683円

2023年9月12日から2023年11月10日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	267,840,028円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	22,595,551,307円
分配準備積立金額	D	19,653,364,997円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	42,516,756,332円
当ファンドの期末残存口数	F	39,574,876,587口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	10,743円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	118,724,629円

2023年11月11日から2024年1月10日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	221,705,981円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,533,718,133円
収益調整金額	C	23,879,653,044円
分配準備積立金額	D	19,272,213,305円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	45,907,290,463円
当ファンドの期末残存口数	F	40,275,063,295口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	11,398円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H / 10,000$	120,825,189円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

前期 自 2023年1月11日 至 2023年7月10日	当期 自 2023年7月11日 至 2024年1月10日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	
---	--

(2) 金融商品の時価等に関する事項

前期 2023年7月10日現在	当期 2024年1月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 2023年1月11日 至 2023年7月10日	当期 自 2023年7月11日 至 2024年1月10日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 2023年1月11日 至 2023年7月10日	当期 自 2023年7月11日 至 2024年1月10日
期首元本額 33,878,827,669円	期首元本額 36,470,226,455円
期中追加設定元本額 4,409,521,489円	期中追加設定元本額 5,852,041,170円
期中一部解約元本額 1,818,122,703円	期中一部解約元本額 2,047,204,330円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	前期 自 2023年1月11日 至 2023年7月10日	当期 自 2023年7月11日 至 2024年1月10日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	4,020,461,638	3,175,225,365
合計	4,020,461,638	3,175,225,365

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年1月10日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年1月10日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	10,177,977,447	27,720,739,374	
		外国債券マザーファンド	2,715,826,024	7,658,900,970	
		外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド	4,602,772,358	27,146,230,813	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	6,037,499,947	7,670,643,682	
		J-REITインデックスマザーファンド	1,483,808,954	3,907,017,356	
		海外REITインデックスマザーファンド	1,072,100,403	3,816,355,804	
	小計	銘柄数：6 組入時価比率：100.0%	26,089,985,133	77,919,887,999	100.0%
合計			77,919,887,999		

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月5日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村世界6資産分散投信（配分変更コース）の2023年7月11日から2024年1月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村世界6資産分散投信（配分変更コース）の2024年1月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンデは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンデと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

【野村世界6資産分散投信（配分変更コース）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第16期 (2023年7月10日現在)	第17期 (2024年1月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	592,277,048	771,660,218
親投資信託受益証券	15,152,724,915	14,897,943,350
流動資産合計	15,745,001,963	15,669,603,568
資産合計	15,745,001,963	15,669,603,568
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	12,162,030	11,551,982
未払解約金	9,682,113	22,959,182
未払受託者報酬	4,156,561	4,330,018
未払委託者報酬	74,817,965	77,940,232
未払利息	285	520
その他未払費用	249,333	259,735
流動負債合計	101,068,287	117,041,669
負債合計	101,068,287	117,041,669
純資産の部		
元本等		
元本	12,162,030,626	11,551,982,102
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,481,903,050	4,000,579,797
(分配準備積立金)	2,652,269,010	3,008,376,814
元本等合計	15,643,933,676	15,552,561,899
純資産合計	15,643,933,676	15,552,561,899
負債純資産合計	15,745,001,963	15,669,603,568

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第16期 自 2023年1月11日 至 2023年7月10日	第17期 自 2023年7月11日 至 2024年1月10日
営業収益		
受取利息	339	-
有価証券売買等損益	1,230,570,544	804,373,328
営業収益合計	1,230,570,883	804,373,328
営業費用		
支払利息	288,673	114,730
受託者報酬	4,156,561	4,330,018
委託者報酬	74,817,965	77,940,232
その他費用	249,333	259,735

営業費用合計	79,512,532	82,644,715
営業利益又は営業損失(△)	1,151,058,351	721,728,613
経常利益又は経常損失(△)	1,151,058,351	721,728,613
当期純利益又は当期純損失(△)	1,151,058,351	721,728,613
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	27,328,546	19,494,804
期首剰余金又は期首欠損金(△)	2,418,355,545	3,481,903,050
剰余金増加額又は欠損金減少額	60,629,867	49,383,510
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	60,629,867	49,383,510
剰余金減少額又は欠損金増加額	108,650,137	221,388,590
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	108,650,137	221,388,590
分配金	12,162,030	11,551,982
期末剰余金又は期末欠損金(△)	3,481,903,050	4,000,579,797

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2023年7月11日から2024年1月10日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第16期 2023年7月10日現在	第17期 2024年1月10日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 12,162,030,626口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 11,551,982,102口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2863円 (10,000口当たり純資産額) (12,863円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.3463円 (10,000口当たり純資産額) (13,463円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第16期 自2023年1月11日 至2023年7月10日	第17期 自2023年7月11日 至2024年1月10日																																																												
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>154,010,584円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>1,230,250,411円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>2,510,420,456円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>3,894,681,451円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>12,162,030,626口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>3,202円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>12,162,030円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	154,010,584円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円	収益調整金額	C	1,230,250,411円	分配準備積立金額	D	2,510,420,456円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,894,681,451円	当ファンドの期末残存口数	F	12,162,030,626口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,202円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	12,162,030円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>170,100,077円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>364,544,777円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>1,202,804,282円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>2,485,283,942円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>4,222,733,078円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>11,551,982,102口</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>3,655円</td> </tr> <tr> <td>10,000口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>10円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>11,551,982円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	170,100,077円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	364,544,777円	収益調整金額	C	1,202,804,282円	分配準備積立金額	D	2,485,283,942円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,222,733,078円	当ファンドの期末残存口数	F	11,551,982,102口	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,655円	10,000口当たり分配金額	H	10円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	11,551,982円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	154,010,584円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円																																																											
収益調整金額	C	1,230,250,411円																																																											
分配準備積立金額	D	2,510,420,456円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,894,681,451円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	12,162,030,626口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,202円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	12,162,030円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	170,100,077円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	364,544,777円																																																											
収益調整金額	C	1,202,804,282円																																																											
分配準備積立金額	D	2,485,283,942円																																																											
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	4,222,733,078円																																																											
当ファンドの期末残存口数	F	11,551,982,102口																																																											
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,655円																																																											
10,000口当たり分配金額	H	10円																																																											
収益分配金金額	I=F×H/10,000	11,551,982円																																																											

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

第 16 期 自 2023 年 1 月 11 日 至 2023 年 7 月 10 日	第 17 期 自 2023 年 7 月 11 日 至 2024 年 1 月 10 日
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の 2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスク、REIT の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 同左</p> <p>2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左</p>

(2) 金融商品の時価等に関する事項

第 16 期 2023 年 7 月 10 日現在	第 17 期 2024 年 1 月 10 日現在
<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p> <p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左</p> <p>2. 時価の算定方法 同左</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第 16 期 自 2023 年 1 月 11 日 至 2023 年 7 月 10 日	第 17 期 自 2023 年 7 月 11 日 至 2024 年 1 月 10 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第 16 期 自 2023 年 1 月 11 日	第 17 期 自 2023 年 7 月 11 日
-----------------------------	-----------------------------

至 2023 年 7 月 10 日		至 2024 年 1 月 10 日	
期首元本額	12,471,377,929 円	期首元本額	12,162,030,626 円
期中追加設定元本額	250,179,504 円	期中追加設定元本額	162,910,715 円
期中一部解約元本額	559,526,807 円	期中一部解約元本額	772,959,239 円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第 16 期 自 2023 年 1 月 11 日 至 2023 年 7 月 10 日	第 17 期 自 2023 年 7 月 11 日 至 2024 年 1 月 10 日
	損益に含まれた評価差額 (円)	
親投資信託受益証券	1,131,462,623	781,122,836
合計	1,131,462,623	781,122,836

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式(2024 年 1 月 10 日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024 年 1 月 10 日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	日本円	国内株式マザーファンド	1,162,848,196	3,167,133,346	
		外国債券マザーファンド	978,439,179	2,759,296,328	
		外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド	370,661,201	2,186,085,631	
		国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド	1,705,102,395	2,166,332,592	
		J-REITインデックス マザーファンド	876,256,494	2,307,270,974	
		海外REITインデックス マザーファンド	649,443,627	2,311,824,479	
	小計	銘柄数: 6 組入時価比率: 95.8%	5,742,751,092	14,897,943,350	100.0%
合計			14,897,943,350		

(注 1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注 2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

「野村世界 6 資産分散投信(安定コース)」、「野村世界 6 資産分散投信(分配コース)」、「野村世界 6 資産分散投信(成長コース)」および「野村世界 6 資産分散投信(配分変更コース)」は「国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSA Iマザーファンド」、「J-REITインデックスマザーファンド」および「海外REITインデックス マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産

の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
 なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年1月10日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	7,104,345,189
国債証券	820,643,716,800
地方債証券	57,969,074,513
特殊債券	70,230,988,870
社債券	49,501,620,000
未収入金	1,015,115,000
未収利息	1,538,052,499
前払費用	91,266,518
流動資産合計	1,008,094,179,389
資産合計	1,008,094,179,389
負債の部	
流動負債	
未払金	2,606,676,000
未払解約金	911,557,524
未払利息	4,793
流動負債合計	3,518,238,317
負債合計	3,518,238,317
純資産の部	
元本等	
元本	790,695,678,020
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	213,880,263,052
元本等合計	1,004,575,941,072
純資産合計	1,004,575,941,072
負債純資産合計	1,008,094,179,389

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年1月10日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1,2705円
(10,000口当たり純資産額)	(12,705円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年7月11日 至 2024年1月10日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。	
○流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年1月10日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年1月10日現在	
期首	2023年7月11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	723,424,334,839円
同期中における追加設定元本額	115,318,177,286円
同期中における一部解約元本額	48,046,834,105円
期末元本額	790,695,678,020円
期末元本額の内訳*	
野村国内債券インデックスファンド	336,188,707円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	43,719,846,197円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	20,047,378,704円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	6,037,499,947円
野村資産設計ファンド2015	331,778,510円
野村資産設計ファンド2020	367,274,922円
野村資産設計ファンド2025	424,149,379円
野村資産設計ファンド2030	393,208,832円
野村資産設計ファンド2035	238,342,618円
野村資産設計ファンド2040	284,115,667円
野村日本債券インデックスファンド	598,734,234円
野村日本債券インデックス(野村投資一任口座向け)	134,221,970,563円

のむラップ・ファンド (保守型)	22,049,027,302 円
のむラップ・ファンド (普通型)	57,427,520,683 円
のむラップ・ファンド (積極型)	6,101,223,848 円
野村日本債券インデックス (野村SMA向け)	9,695,039,115 円
野村資産設計ファンド2045	44,166,684 円
野村円債投資インデックスファンド	533,581,630 円
野村インデックスファンド・国内債券	2,501,252,492 円
マイ・ロード	39,367,523,047 円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,579,712,675 円
野村日本債券インデックス (野村SMA・EW向け)	20,322,688,455 円
野村世界6資産分散投信 (配分変更コース)	1,705,102,395 円
野村資産設計ファンド2050	33,895,725 円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	35,279,557 円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	14,096,694 円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	6,422,742 円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	4,702,616 円
のむラップ・ファンド (やや保守型)	2,562,116,910 円
のむラップ・ファンド (やや積極型)	1,340,409,842 円
インデックス・ブレンド (タイプI)	34,050,108 円
インデックス・ブレンド (タイプII)	19,183,926 円
インデックス・ブレンド (タイプIII)	94,510,917 円
インデックス・ブレンド (タイプIV)	23,957,970 円
インデックス・ブレンド (タイプV)	9,669,735 円
野村6資産均等バランス	8,915,405,257 円
世界6資産分散ファンド	187,398,991 円
野村資産設計ファンド2060	17,718,766 円
NEXT FUNDS 国内債券・NOMURA-BPI総合連動型上場投信	102,768,926,130 円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 債券・安定型	20,731,364,639 円
グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	454,059,256 円
グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	90,788,079 円
グローバル・インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	1,304,731,881 円
グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	361,007,428 円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型 (適格機関投資家専用)	12,527,774 円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型 (適格機関投資家専用)	8,719,940 円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型 (適格機関投資家専用)	169,806 円
野村インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	3,117,605,067 円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA (適格機関投資家専用)	841,364 円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	16,833,520 円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	33,850,690 円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	385,868,462 円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	266,321,918 円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	1,028,266,806 円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	103,931,355 円
ノムラ日本債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	1,561,238,628 円
ノムラFOFs用インデックスファンド・国内債券 (適格機関投資家専用)	424,980,081 円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	14,962,365 円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	43,619,520,680 円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	64,943,405,878 円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	28,158,380,271 円
野村国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合 (確定拠出年金向け)	51,793,349,790 円
マイバランスDC30	18,990,545,983 円
マイバランスDC50	17,104,491,228 円
マイバランスDC70	6,850,702,053 円
野村DC国内債券インデックスファンド・NOMURA-BPI総合	13,439,541,505 円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	3,000,690,740 円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	9,328,500,682 円

マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	3,996,262,292 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	397,061,363 円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	65,229,773 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	84,522,693 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	232,646,749 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	102,394,071 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	34,680,075 円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	3,556,898,938 円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	1,609,405,514 円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	737,753,088 円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	856,023,689 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	17,896,684 円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	324,345,114 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	695,368,053 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	6,230,035,613 円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	212,724,996 円
マイターゲット2070 (確定拠出年金向け)	158,954 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年1月10日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年1月10日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付(2年)第446回	2,000,000,000	2,001,460,000	
		国庫債券 利付(2年)第449回	3,500,000,000	3,501,925,000	
		国庫債券 利付(2年)第452回	24,000,000,000	24,007,680,000	
		国庫債券 利付(2年)第453回	13,000,000,000	13,002,210,000	
		国庫債券 利付(2年)第455回	12,000,000,000	12,001,080,000	
		国庫債券 利付(2年)第456回	1,000,000,000	1,001,570,000	
		国庫債券 利付(5年)第144回	4,400,000,000	4,407,876,000	
		国庫債券 利付(5年)第145回	3,900,000,000	3,907,566,000	
		国庫債券 利付(5年)第146回	5,100,000,000	5,110,353,000	
		国庫債券 利付(5年)第147回	5,600,000,000	5,600,000,000	
		国庫債券 利付(5年)第148回	6,500,000,000	6,499,155,000	
		国庫債券 利付(5年)第149回	4,100,000,000	4,098,319,000	
		国庫債券 利付(5年)第150回	6,300,000,000	6,295,338,000	
		国庫債券 利付(5年)第151回	4,500,000,000	4,494,960,000	
		国庫債券 利付(5年)第152回	4,000,000,000	4,007,600,000	
		国庫債券 利付(5年)第153回	9,000,000,000	8,982,990,000	
		国庫債券 利付(5年)第154回	5,500,000,000	5,504,015,000	

	国庫債券 利付（5年）第155回	1,500,000,000	1,511,760,000
	国庫債券 利付（5年）第156回	3,000,000,000	3,011,760,000
	国庫債券 利付（5年）第157回	8,000,000,000	8,023,280,000
	国庫債券 利付（5年）第158回	5,000,000,000	4,993,750,000
	国庫債券 利付（5年）第159回	7,000,000,000	6,982,990,000
	国庫債券 利付（5年）第160回	3,500,000,000	3,506,930,000
	国庫債券 利付（5年）第161回	2,000,000,000	2,012,320,000
	国庫債券 利付（5年）第162回	10,000,000,000	10,051,100,000
	国庫債券 利付（5年）第163回	6,000,000,000	6,058,560,000
	国庫債券 利付（40年）第1回	1,860,000,000	2,200,026,600
	国庫債券 利付（40年）第2回	2,700,000,000	3,073,572,000
	国庫債券 利付（40年）第3回	900,000,000	1,023,255,000
	国庫債券 利付（40年）第4回	1,630,000,000	1,850,327,100
	国庫債券 利付（40年）第5回	1,300,000,000	1,417,533,000
	国庫債券 利付（40年）第6回	2,000,000,000	2,134,220,000
	国庫債券 利付（40年）第7回	1,500,000,000	1,527,420,000
	国庫債券 利付（40年）第8回	1,500,000,000	1,415,490,000
	国庫債券 利付（40年）第9回	4,850,000,000	3,350,137,500
	国庫債券 利付（40年）第10回	1,810,000,000	1,465,466,500
	国庫債券 利付（40年）第11回	1,750,000,000	1,359,487,500
	国庫債券 利付（40年）第12回	2,370,000,000	1,637,480,400
	国庫債券 利付（40年）第13回	4,070,000,000	2,782,496,200
	国庫債券 利付（40年）第14回	2,960,000,000	2,157,780,800
	国庫債券 利付（40年）第15回	4,000,000,000	3,210,400,000
	国庫債券 利付（40年）第16回	4,500,000,000	3,951,180,000
	国庫債券 利付（10年）第339回	10,000,000,000	10,061,100,000
	国庫債券 利付（10年）第340回	4,200,000,000	4,229,442,000
	国庫債券 利付（10年）第341回	2,600,000,000	2,615,366,000
	国庫債券 利付（10年）第342回	4,550,000,000	4,559,418,500
	国庫債券 利付（10年）第343回	6,000,000,000	6,013,140,000
	国庫債券 利付（10年）第344回	6,400,000,000	6,413,760,000
	国庫債券 利付（10年）第345回	6,500,000,000	6,513,325,000
	国庫債券 利付（10年）第346回	7,000,000,000	7,013,300,000

	回			
	国庫債券 利付（10年）第347回	10,000,000,000	10,013,700,000	
	国庫債券 利付（10年）第348回	6,800,000,000	6,804,964,000	
	国庫債券 利付（10年）第349回	3,800,000,000	3,800,000,000	
	国庫債券 利付（10年）第350回	10,150,000,000	10,137,312,500	
	国庫債券 利付（10年）第351回	9,500,000,000	9,476,915,000	
	国庫債券 利付（10年）第352回	7,000,000,000	6,970,670,000	
	国庫債券 利付（10年）第353回	5,000,000,000	4,974,300,000	
	国庫債券 利付（10年）第354回	3,000,000,000	2,982,300,000	
	国庫債券 利付（10年）第355回	1,000,000,000	993,550,000	
	国庫債券 利付（10年）第356回	1,500,000,000	1,489,035,000	
	国庫債券 利付（10年）第357回	4,500,000,000	4,461,795,000	
	国庫債券 利付（10年）第358回	5,570,000,000	5,515,692,500	
	国庫債券 利付（10年）第359回	7,500,000,000	7,414,575,000	
	国庫債券 利付（10年）第360回	13,000,000,000	12,825,150,000	
	国庫債券 利付（10年）第361回	8,000,000,000	7,872,480,000	
	国庫債券 利付（10年）第362回	9,200,000,000	9,029,248,000	
	国庫債券 利付（10年）第363回	9,050,000,000	8,857,054,000	
	国庫債券 利付（10年）第364回	9,050,000,000	8,830,899,500	
	国庫債券 利付（10年）第365回	8,000,000,000	7,785,280,000	
	国庫債券 利付（10年）第366回	9,000,000,000	8,808,390,000	
	国庫債券 利付（10年）第367回	8,000,000,000	7,812,000,000	
	国庫債券 利付（10年）第368回	8,000,000,000	7,790,320,000	
	国庫債券 利付（10年）第369回	7,000,000,000	6,982,010,000	
	国庫債券 利付（10年）第370回	7,500,000,000	7,467,150,000	
	国庫債券 利付（10年）第371回	7,500,000,000	7,382,475,000	

	回			
	国庫債券 利付（10年）第372回	7,500,000,000	7,647,825,000	
	国庫債券 利付（30年）第1回	2,000,000,000	2,290,620,000	
	国庫債券 利付（30年）第2回	500,000,000	565,030,000	
	国庫債券 利付（30年）第3回	160,000,000	180,400,000	
	国庫債券 利付（30年）第4回	1,400,000,000	1,644,580,000	
	国庫債券 利付（30年）第5回	150,000,000	169,831,500	
	国庫債券 利付（30年）第6回	900,000,000	1,036,728,000	
	国庫債券 利付（30年）第7回	600,000,000	689,358,000	
	国庫債券 利付（30年）第8回	100,000,000	111,080,000	
	国庫債券 利付（30年）第9回	265,000,000	285,163,850	
	国庫債券 利付（30年）第10回	250,000,000	262,367,500	
	国庫債券 利付（30年）第11回	660,000,000	728,422,200	
	国庫債券 利付（30年）第12回	720,000,000	822,290,400	
	国庫債券 利付（30年）第13回	1,090,000,000	1,235,460,500	
	国庫債券 利付（30年）第14回	800,000,000	939,128,000	
	国庫債券 利付（30年）第15回	1,000,000,000	1,186,050,000	
	国庫債券 利付（30年）第16回	1,415,000,000	1,680,864,350	
	国庫債券 利付（30年）第17回	1,500,000,000	1,768,095,000	
	国庫債券 利付（30年）第18回	2,200,000,000	2,573,164,000	
	国庫債券 利付（30年）第19回	1,550,000,000	1,813,593,000	
	国庫債券 利付（30年）第20回	770,000,000	919,272,200	
	国庫債券 利付（30年）第21回	300,000,000	351,534,000	
	国庫債券 利付（30年）第22回	600,000,000	717,636,000	
	国庫債券 利付（30年）第23回	840,000,000	1,004,950,800	
	国庫債券 利付（30年）第24回	700,000,000	838,544,000	
	国庫債券 利付（30年）第25回	500,000,000	587,255,000	
	国庫債券 利付（30年）第26回	850,000,000	1,009,808,500	
	国庫債券 利付（30年）第27回	1,150,000,000	1,381,840,000	
	国庫債券 利付（30年）第28回	1,000,000,000	1,202,030,000	
	国庫債券 利付（30年）第29回	2,000,000,000	2,378,440,000	
	国庫債券 利付（30年）第30回	2,500,000,000	2,936,225,000	
	国庫債券 利付（30年）第31回	1,700,000,000	1,971,320,000	
	国庫債券 利付（30年）第32回	4,000,000,000	4,691,720,000	
	国庫債券 利付（30年）第33回	2,400,000,000	2,700,768,000	
	国庫債券 利付（30年）第34回	4,500,000,000	5,185,440,000	

国庫債券 利付（30年）第35回	2,300,000,000	2,576,000,000	
国庫債券 利付（30年）第36回	3,500,000,000	3,912,125,000	
国庫債券 利付（30年）第37回	2,300,000,000	2,530,322,000	
国庫債券 利付（30年）第38回	1,600,000,000	1,729,488,000	
国庫債券 利付（30年）第39回	1,400,000,000	1,535,100,000	
国庫債券 利付（30年）第40回	1,300,000,000	1,401,894,000	
国庫債券 利付（30年）第41回	1,500,000,000	1,589,970,000	
国庫債券 利付（30年）第42回	1,600,000,000	1,694,208,000	
国庫債券 利付（30年）第43回	1,000,000,000	1,057,750,000	
国庫債券 利付（30年）第44回	1,400,000,000	1,479,240,000	
国庫債券 利付（30年）第45回	1,700,000,000	1,733,133,000	
国庫債券 利付（30年）第46回	1,800,000,000	1,832,400,000	
国庫債券 利付（30年）第47回	1,700,000,000	1,758,956,000	
国庫債券 利付（30年）第48回	1,900,000,000	1,892,115,000	
国庫債券 利付（30年）第49回	2,900,000,000	2,883,035,000	
国庫債券 利付（30年）第50回	2,400,000,000	2,109,792,000	
国庫債券 利付（30年）第51回	4,150,000,000	3,240,486,000	
国庫債券 利付（30年）第52回	2,200,000,000	1,795,640,000	
国庫債券 利付（30年）第53回	1,700,000,000	1,415,913,000	
国庫債券 利付（30年）第54回	1,700,000,000	1,477,487,000	
国庫債券 利付（30年）第55回	1,500,000,000	1,299,870,000	
国庫債券 利付（30年）第56回	1,700,000,000	1,468,885,000	
国庫債券 利付（30年）第57回	2,000,000,000	1,723,040,000	
国庫債券 利付（30年）第58回	3,000,000,000	2,576,970,000	
国庫債券 利付（30年）第59回	1,600,000,000	1,337,600,000	
国庫債券 利付（30年）第60回	1,650,000,000	1,441,737,000	
国庫債券 利付（30年）第61回	2,000,000,000	1,658,420,000	
国庫債券 利付（30年）第62回	3,000,000,000	2,352,660,000	
国庫債券 利付（30年）第63回	4,000,000,000	3,038,760,000	
国庫債券 利付（30年）第64回	3,300,000,000	2,497,176,000	
国庫債券 利付（30年）第65回	3,800,000,000	2,866,834,000	
国庫債券 利付（30年）第66回	4,500,000,000	3,378,735,000	
国庫債券 利付（30年）第67回	3,500,000,000	2,767,450,000	
国庫債券 利付（30年）第68回	3,450,000,000	2,718,289,500	
国庫債券 利付（30年）第69回	2,700,000,000	2,180,952,000	
国庫債券 利付（30年）第70回	2,610,000,000	2,101,258,800	

国庫債券	利付（30年）第71回	2,700,000,000	2,166,426,000
国庫債券	利付（30年）第72回	2,200,000,000	1,760,924,000
国庫債券	利付（30年）第73回	2,000,000,000	1,596,940,000
国庫債券	利付（30年）第74回	2,000,000,000	1,728,280,000
国庫債券	利付（30年）第75回	2,000,000,000	1,860,900,000
国庫債券	利付（30年）第76回	2,000,000,000	1,904,480,000
国庫債券	利付（30年）第77回	1,600,000,000	1,596,832,000
国庫債券	利付（30年）第78回	2,000,000,000	1,901,500,000
国庫債券	利付（30年）第79回	1,500,000,000	1,355,505,000
国庫債券	利付（30年）第80回	4,000,000,000	4,173,600,000
国庫債券	利付（20年）第75回	600,000,000	615,312,000
国庫債券	利付（20年）第76回	910,000,000	931,057,400
国庫債券	利付（20年）第78回	800,000,000	822,152,000
国庫債券	利付（20年）第79回	860,000,000	885,051,800
国庫債券	利付（20年）第80回	1,400,000,000	1,442,798,000
国庫債券	利付（20年）第81回	360,000,000	372,265,200
国庫債券	利付（20年）第82回	820,000,000	849,323,200
国庫債券	利付（20年）第83回	1,370,000,000	1,425,937,100
国庫債券	利付（20年）第84回	1,200,000,000	1,246,668,000
国庫債券	利付（20年）第85回	400,000,000	418,316,000
国庫債券	利付（20年）第86回	1,700,000,000	1,785,289,000
国庫債券	利付（20年）第87回	500,000,000	523,990,000
国庫債券	利付（20年）第88回	1,100,000,000	1,161,402,000
国庫債券	利付（20年）第89回	470,000,000	495,088,600
国庫債券	利付（20年）第90回	1,500,000,000	1,587,915,000
国庫債券	利付（20年）第91回	250,000,000	265,325,000
国庫債券	利付（20年）第92回	650,000,000	689,513,500
国庫債券	利付（20年）第93回	2,300,000,000	2,443,451,000
国庫債券	利付（20年）第94回	3,700,000,000	3,942,535,000
国庫債券	利付（20年）第95回	1,500,000,000	1,615,290,000
国庫債券	利付（20年）第96回	1,500,000,000	1,604,985,000
国庫債券	利付（20年）第97回	1,500,000,000	1,617,300,000
国庫債券	利付（20年）第98回	1,300,000,000	1,396,876,000
国庫債券	利付（20年）第99回	1,100,000,000	1,186,559,000
国庫債券	利付（20年）第100回	820,000,000	890,856,200

	国庫債券 利付（20年）第101回	750,000,000	821,055,000
	国庫債券 利付（20年）第102回	1,500,000,000	1,648,800,000
	国庫債券 利付（20年）第103回	600,000,000	656,874,000
	国庫債券 利付（20年）第104回	400,000,000	434,388,000
	国庫債券 利付（20年）第105回	1,900,000,000	2,069,176,000
	国庫債券 利付（20年）第106回	400,000,000	437,476,000
	国庫債券 利付（20年）第107回	800,000,000	874,560,000
	国庫債券 利付（20年）第108回	1,000,000,000	1,083,410,000
	国庫債券 利付（20年）第109回	900,000,000	978,282,000
	国庫債券 利付（20年）第110回	2,600,000,000	2,852,824,000
	国庫債券 利付（20年）第111回	500,000,000	553,500,000
	国庫債券 利付（20年）第112回	500,000,000	550,810,000
	国庫債券 利付（20年）第113回	500,000,000	552,825,000
	国庫債券 利付（20年）第115回	1,000,000,000	1,115,100,000
	国庫債券 利付（20年）第116回	1,100,000,000	1,231,043,000
	国庫債券 利付（20年）第117回	1,400,000,000	1,558,256,000
	国庫債券 利付（20年）第118回	1,100,000,000	1,220,813,000
	国庫債券 利付（20年）第119回	800,000,000	877,736,000
	国庫債券 利付（20年）第120回	800,000,000	867,328,000
	国庫債券 利付（20年）第121回	1,900,000,000	2,100,754,000
	国庫債券 利付（20年）第122回	900,000,000	989,190,000
	国庫債券 利付（20年）第123回	2,000,000,000	2,242,440,000
	国庫債券 利付（20年）第124回	1,400,000,000	1,560,202,000
	国庫債券 利付（20年）第125回	1,800,000,000	2,034,846,000
	国庫債券 利付（20年）第126回	1,200,000,000	1,339,260,000

	国庫債券 利付（20年）第127回	1,200,000,000	1,330,848,000
	国庫債券 利付（20年）第128回	2,800,000,000	3,108,980,000
	国庫債券 利付（20年）第129回	1,300,000,000	1,434,056,000
	国庫債券 利付（20年）第130回	2,200,000,000	2,429,790,000
	国庫債券 利付（20年）第131回	800,000,000	877,592,000
	国庫債券 利付（20年）第132回	1,300,000,000	1,427,296,000
	国庫債券 利付（20年）第133回	1,900,000,000	2,100,640,000
	国庫債券 利付（20年）第134回	1,900,000,000	2,103,338,000
	国庫債券 利付（20年）第135回	700,000,000	769,384,000
	国庫債券 利付（20年）第136回	700,000,000	763,854,000
	国庫債券 利付（20年）第137回	1,000,000,000	1,100,270,000
	国庫債券 利付（20年）第138回	800,000,000	867,224,000
	国庫債券 利付（20年）第139回	1,000,000,000	1,092,150,000
	国庫債券 利付（20年）第140回	3,000,000,000	3,303,930,000
	国庫債券 利付（20年）第141回	2,600,000,000	2,865,746,000
	国庫債券 利付（20年）第142回	950,000,000	1,055,222,000
	国庫債券 利付（20年）第143回	2,300,000,000	2,516,660,000
	国庫債券 利付（20年）第144回	1,300,000,000	1,411,072,000
	国庫債券 利付（20年）第145回	3,300,000,000	3,642,111,000
	国庫債券 利付（20年）第146回	4,500,000,000	4,969,215,000
	国庫債券 利付（20年）第147回	5,500,000,000	6,021,510,000
	国庫債券 利付（20年）第148回	4,800,000,000	5,209,680,000
	国庫債券 利付（20年）第149回	4,350,000,000	4,720,663,500
	国庫債券 利付（20年）第150回	4,030,000,000	4,329,952,900
	国庫債券 利付（20年）第151回	5,000,000,000	5,262,050,000

	国庫債券 利付（20年）第152回	3,150,000,000	3,311,658,000
	国庫債券 利付（20年）第153回	2,500,000,000	2,651,825,000
	国庫債券 利付（20年）第154回	1,820,000,000	1,908,015,200
	国庫債券 利付（20年）第155回	3,850,000,000	3,942,477,000
	国庫債券 利付（20年）第156回	5,150,000,000	4,904,911,500
	国庫債券 利付（20年）第157回	5,540,000,000	5,126,217,400
	国庫債券 利付（20年）第158回	1,970,000,000	1,886,688,700
	国庫債券 利付（20年）第159回	2,010,000,000	1,943,489,100
	国庫債券 利付（20年）第160回	1,500,000,000	1,464,630,000
	国庫債券 利付（20年）第161回	2,100,000,000	2,017,218,000
	国庫債券 利付（20年）第162回	3,000,000,000	2,872,770,000
	国庫債券 利付（20年）第163回	2,000,000,000	1,907,960,000
	国庫債券 利付（20年）第164回	3,600,000,000	3,374,244,000
	国庫債券 利付（20年）第165回	3,000,000,000	2,801,910,000
	国庫債券 利付（20年）第166回	4,000,000,000	3,829,120,000
	国庫債券 利付（20年）第167回	1,600,000,000	1,481,568,000
	国庫債券 利付（20年）第168回	3,200,000,000	2,906,624,000
	国庫債券 利付（20年）第169回	4,430,000,000	3,941,459,600
	国庫債券 利付（20年）第170回	4,300,000,000	3,809,112,000
	国庫債券 利付（20年）第171回	5,000,000,000	4,406,700,000
	国庫債券 利付（20年）第172回	4,840,000,000	4,318,102,800
	国庫債券 利付（20年）第173回	6,000,000,000	5,326,320,000
	国庫債券 利付（20年）第174回	6,970,000,000	6,156,113,100
	国庫債券 利付（20年）第175回	6,500,000,000	5,810,350,000
	国庫債券 利付（20年）第176回	8,020,000,000	7,133,709,800

		国庫債券 利付（20年）第177回	6,570,000,000	5,717,214,000
		国庫債券 利付（20年）第178回	5,950,000,000	5,250,220,500
		国庫債券 利付（20年）第179回	6,000,000,000	5,271,060,000
		国庫債券 利付（20年）第180回	3,500,000,000	3,233,055,000
		国庫債券 利付（20年）第181回	3,000,000,000	2,811,060,000
		国庫債券 利付（20年）第182回	2,500,000,000	2,419,350,000
		国庫債券 利付（20年）第183回	3,500,000,000	3,553,165,000
		国庫債券 利付（20年）第184回	2,500,000,000	2,406,575,000
		国庫債券 利付（20年）第185回	1,500,000,000	1,440,030,000
		国庫債券 利付（20年）第186回	3,500,000,000	3,592,820,000
		大韓民国円貨債券（2023）第3回	100,000,000	101,739,000
		ポーランド共和国 第16回円貨債券（2023）	100,000,000	100,377,000
		ポーランド共和国 第17回円貨債券（2023）	100,000,000	101,434,000
		ハンガリー円貨債券（2020）第8回	100,000,000	99,581,000
		ハンガリー円貨債券（2020）第1回	100,000,000	98,555,000
	小計	銘柄数：271 組入時価比率：81.7%	831,560,000,000	820,643,716,800 82.2%
	合計			820,643,716,800
地方債証券	日本円	東京都 公募第745回	300,000,000	301,932,000
		東京都 公募第747回	100,000,000	100,632,000
		東京都 公募第760回	100,000,000	99,758,000
		東京都 公募第761回	100,000,000	99,839,000
		東京都 公募第769回	500,000,000	500,680,000
		東京都 公募第778回	100,000,000	99,689,000
		東京都 公募第784回	200,000,000	199,526,000
		東京都 公募第794回	100,000,000	98,424,000
		東京都 公募第800回	100,000,000	98,313,000
		東京都 公募第813回	200,000,000	196,216,000
		東京都 公募第822回	130,000,000	125,633,300

東京都	公募第830回	400,000,000	388,928,000
東京都	公募第843回	400,000,000	404,108,000
東京都	公募(30年)第7回	100,000,000	118,424,000
東京都	公募第10回	200,000,000	230,842,000
東京都	公募(30年)第5回	200,000,000	157,032,000
東京都	公募第7回	100,000,000	103,485,000
東京都	公募(20年)第13回	100,000,000	107,585,000
東京都	公募(20年)第16回	200,000,000	216,552,000
東京都	公募(20年)第17回	200,000,000	217,330,000
東京都	公募(20年)第20回	280,000,000	307,196,400
東京都	公募第23回	100,000,000	111,281,000
東京都	公募(20年)第26回	100,000,000	109,197,000
東京都	公募(20年)第28回	100,000,000	108,108,000
東京都	公募(20年)第29回	200,000,000	215,892,000
東京都	公募(20年)第30回	100,000,000	107,183,000
東京都	公募(5年)第32回	300,000,000	299,697,000
北海道	公募平成26年度第15回	100,000,000	100,411,000
北海道	公募平成27年度第7回	100,000,000	100,689,000
北海道	公募平成29年度第5回	200,000,000	199,964,000
北海道	公募平成29年度第7回	100,000,000	100,036,000
北海道	公募平成29年度第9回	100,000,000	99,981,000
北海道	公募平成30年度第15回	230,880,000	223,267,886
北海道	公募平成30年度第18回	200,000,000	198,040,000
北海道	公募令和2年度第4回	300,000,000	295,188,000
北海道	公募令和4年度第5回	100,000,000	97,175,000
北海道	公募令和5年度第2回	100,000,000	99,874,000
北海道	公募令和5年度第8回	100,000,000	101,652,000
北海道	公募令和5年度第10回	300,000,000	303,681,000
宮城県	公募第31回1号	300,000,000	302,133,000
宮城県	公募第32回2号	100,000,000	99,918,000
神奈川県	公募第212回	100,000,000	100,426,000
神奈川県	公募第231回	200,000,000	200,078,000
神奈川県	公募第243回	200,000,000	196,568,000
神奈川県	公募第247回	339,150,000	332,974,078
神奈川県	公募第258回	100,000,000	97,353,000
神奈川県	公募(30年)第3回	100,000,000	119,567,000

神奈川県 公募第7回	300,000,000	319,692,000
神奈川県 公募(20年)第13回	100,000,000	110,764,000
神奈川県 公募(20年)第14回	100,000,000	109,936,000
神奈川県 公募(20年)第17回	200,000,000	221,242,000
神奈川県 公募(20年)第20回	100,000,000	108,881,000
神奈川県 公募(20年)第21回	200,000,000	218,418,000
神奈川県 公募(20年)第26回	100,000,000	106,832,000
神奈川県 公募(20年)第27回	100,000,000	105,942,000
大阪府 公募第396回	200,000,000	201,276,000
大阪府 公募第417回	102,000,000	102,278,460
大阪府 公募第423回	100,000,000	99,945,000
大阪府 公募第429回	179,000,000	178,647,370
大阪府 公募第451回	130,000,000	127,597,600
大阪府 公募第452回	100,000,000	98,059,000
大阪府 公募第467回	140,000,000	136,542,000
大阪府 公募第469回	150,000,000	145,617,000
大阪府 公募第479回	200,000,000	194,662,000
大阪府 公募第481回	100,000,000	97,935,000
大阪府 公募第489回	176,000,000	175,445,600
大阪府 公募(20年)第1回	100,000,000	110,212,000
大阪府 公募(20年)第2回	100,000,000	110,682,000
大阪府 公募第5回	100,000,000	110,912,000
大阪府 公募第8回	100,000,000	109,622,000
大阪府 公募(20年)第12回	200,000,000	212,776,000
大阪府 公募(5年)第173回	200,000,000	199,692,000
大阪府 公募(5年)第174回	200,000,000	199,660,000
大阪府 公募(5年)第178回	400,000,000	399,068,000
大阪府 公募(5年)第184回	400,000,000	398,680,000
大阪府 公募(5年)第187回	144,000,000	143,438,400
大阪府 公募(5年)第190回	200,000,000	199,092,000
京都府 公募(20年)平成20年度第2回	200,000,000	218,152,000
京都府 公募平成26年度第5回	100,000,000	106,597,000
京都府 公募(20年)平成27年度第5回	200,000,000	207,476,000
京都府 公募(15年)平成27年度第8回	100,000,000	102,295,000
京都府 公募(15年)平成28年	200,000,000	195,924,000

	度第2回			
	京都府 公募(20年)平成28年度第5回	100,000,000	92,420,000	
	京都府 公募平成29年度第4回	100,000,000	100,051,000	
	京都府 公募令和3年度第5回	100,000,000	85,406,000	
	兵庫県 公募平成26年度第17回	100,000,000	100,439,000	
	兵庫県 公募平成29年度第22回	100,000,000	99,840,000	
	兵庫県 公募(30年)第2回	200,000,000	231,760,000	
	兵庫県 公募(15年)第1回	300,000,000	311,577,000	
	兵庫県 公募(15年)第3回	200,000,000	208,094,000	
	兵庫県 公募(12年)第3回	300,000,000	301,815,000	
	兵庫県 公募(15年)第8回	500,000,000	519,120,000	
	兵庫県 公募(15年)第11回	100,000,000	101,868,000	
	兵庫県 公募第2回	100,000,000	107,898,000	
	兵庫県 公募第9回	100,000,000	110,811,000	
	兵庫県 公募(20年)第11回	200,000,000	218,162,000	
	兵庫県 公募(20年)第14回	100,000,000	108,923,000	
	兵庫県 公募(20年)第21回	100,000,000	107,416,000	
	兵庫県 公募(20年)第22回	100,000,000	105,893,000	
	静岡県 公募平成27年度第11回	115,400,000	115,387,306	
	静岡県 公募平成28年度第2回	300,000,000	299,769,000	
	静岡県 公募平成29年度第3回	100,000,000	100,063,000	
	静岡県 公募(31年)第1回	174,000,000	171,870,240	
	静岡県 公募(5年)令和3年度第2回	100,000,000	99,760,000	
	静岡県 公募(5年)令和3年度第5回	300,000,000	299,124,000	
	静岡県 公募(15年)第2回	200,000,000	208,454,000	
	静岡県 公募(15年)第5回	200,000,000	207,390,000	
	静岡県 公募(15年)第9回	100,000,000	102,043,000	
	静岡県 公募(30年)第15回	100,000,000	78,353,000	
	静岡県 公募(20年)第11回	100,000,000	109,283,000	
	静岡県 公募(20年)第14回	200,000,000	218,242,000	
	静岡県 公募(20年)第18回	100,000,000	106,775,000	
	静岡県 公募(20年)第30回	200,000,000	175,204,000	
	愛知県 公募平成20年度第8回	100,000,000	108,422,000	
	愛知県 公募(20年)平成22年度第8回	200,000,000	219,100,000	

愛知県 公募（15年）平成23年度第13回	100,000,000	103,915,000
愛知県 公募（20年）平成24年度第4回	100,000,000	108,753,000
愛知県 公募（15年）平成24年度第14回	400,000,000	417,100,000
愛知県 公募平成24年度第17回	100,000,000	110,208,000
愛知県 公募（30年）平成25年度第8回	120,000,000	131,440,800
愛知県 公募（20年）平成25年度第17回	400,000,000	433,600,000
愛知県 公募平成26年度第8回	100,000,000	105,746,000
愛知県 公募平成26年度第13回	200,000,000	211,024,000
愛知県 公募平成26年度第17回	300,000,000	301,362,000
愛知県 公募（15年）平成27年度第2回	300,000,000	306,258,000
愛知県 公募（30年）平成27年度第8回	100,000,000	100,882,000
愛知県 公募平成27年度第15回	100,000,000	100,686,000
愛知県 公募平成29年度第8回	100,000,000	100,036,000
愛知県 公募平成29年度第9回	100,000,000	99,853,000
愛知県 公募平成30年度第7回	200,000,000	199,054,000
愛知県 公募令和3年度第10回	200,000,000	199,262,000
広島県 公募平成26年度第7回	200,000,000	200,948,000
広島県 公募平成29年度第3回	100,000,000	99,834,000
広島県 公募平成29年度第4回	211,300,000	211,420,441
広島県 公募令和2年度第2回	100,000,000	98,378,000
広島県 公募令和2年度第7回	300,000,000	294,249,000
広島県 公募令和5年度第4回	140,000,000	143,389,400
埼玉県 公募平成26年度第9回	100,000,000	100,415,000
埼玉県 公募平成27年度第9回	100,000,000	100,254,000
埼玉県 公募平成28年度第5回	100,000,000	99,809,000
埼玉県 公募平成30年度第4回	200,000,000	199,426,000
埼玉県 公募令和元年度第4回	100,000,000	98,450,000
埼玉県 公募令和2年度第4回	300,000,000	295,014,000
埼玉県 公募令和5年度第4回	100,000,000	100,517,000
埼玉県 公募（15年）第1回	200,000,000	206,570,000
埼玉県 公募（15年）第2回	200,000,000	205,754,000
埼玉県 公募（15年）第3回	100,000,000	98,844,000
埼玉県 公募（25年）第2回	200,000,000	179,794,000

	埼玉県 公募（30年）第9回	200,000,000	168,958,000
	埼玉県 公募（15年）第7回	200,000,000	188,136,000
	埼玉県 公募（15年）第8回	100,000,000	93,388,000
	埼玉県 公募（20年）第6回	100,000,000	109,076,000
	埼玉県 公募（20年）第16回	100,000,000	103,588,000
	埼玉県 公募（20年）第19回	200,000,000	188,948,000
	埼玉県 公募（20年）第20回	100,000,000	95,042,000
	埼玉県 公募（20年）第26回	100,000,000	87,030,000
	福岡県 公募平成27年度第1回	300,000,000	302,130,000
	福岡県 公募平成29年度第1回	100,000,000	100,085,000
	福岡県 公募平成23年度第1回	100,000,000	103,859,000
	福岡県 公募（15年）平成27年度第1回	200,000,000	204,520,000
	福岡県 公募（15年）令和元年度第1回	100,000,000	94,746,000
	福岡県 公募（15年）令和元年度第2回	200,000,000	188,384,000
	福岡県 公募（30年）平成19年度第1回	100,000,000	119,791,000
	福岡県 公募（30年）平成26年度第1回	100,000,000	105,951,000
	福岡県 公募（30年・定時償還）平成29年度第2回	100,000,000	86,573,000
	福岡県 公募（30年・定時償還）令和元年度第3回	100,000,000	74,375,000
	福岡県 公募（20年）平成20年度第1回	300,000,000	326,844,000
	福岡県 公募（20年）平成20年度第2回	100,000,000	108,470,000
	福岡県 公募（20年）平成22年度第1回	300,000,000	326,136,000
	福岡県 公募（20年）平成22年度第2回	300,000,000	334,116,000
	福岡県 公募（20年）平成24年度第2回	100,000,000	108,373,000
	福岡県 公募（20年）平成26年度第1回	100,000,000	107,518,000
	福岡県 公募（20年・定時償還）令和3年度第1回	100,000,000	85,902,000
	千葉県 公募平成27年度第6回	200,000,000	201,400,000
	千葉県 公募平成28年度第4回	200,000,000	199,730,000
	千葉県 公募平成29年度第4回	100,000,000	99,834,000
	千葉県 公募平成29年度第8回	100,000,000	99,811,000
	千葉県 公募令和元年度第6回	300,000,000	295,743,000

千葉県	公募令和4年度第4回	100,000,000	97,805,000
千葉県	公募令和5年度第9回	200,000,000	201,096,000
千葉県	公募(20年)第1回	400,000,000	415,096,000
千葉県	公募(20年)第8回	100,000,000	110,992,000
千葉県	公募(20年)第13回	200,000,000	217,876,000
千葉県	公募(20年)第16回	200,000,000	215,436,000
千葉県	公募(20年)第17回	100,000,000	105,972,000
千葉県	公募(20年)第20回	100,000,000	93,973,000
千葉県	公募(20年)第25回	100,000,000	94,039,000
新潟県	公募平成30年度第2回	200,000,000	199,556,000
新潟県	公募令和2年度第2回	120,000,000	117,434,400
長野県	公募令和3年度第1回	300,000,000	293,478,000
茨城県	公募令和3年度第3回	200,000,000	199,346,000
茨城県	公募令和5年度第1回	100,000,000	99,926,000
群馬県	公募第12回	100,000,000	100,683,000
群馬県	公募(5年)第13回	300,000,000	299,025,000
群馬県	公募(20年)第3回	100,000,000	108,747,000
大分県	公募令和5年度第1回	100,000,000	101,699,000
共同発行市場地方債	公募第143回	540,000,000	542,354,400
共同発行市場地方債	公募第145回	1,000,000,000	1,004,320,000
共同発行市場地方債	公募第148回	100,000,000	100,710,000
共同発行市場地方債	公募第152回	400,000,000	402,924,000
共同発行市場地方債	公募第154回	400,000,000	402,396,000
共同発行市場地方債	公募第156回	200,000,000	199,912,000
共同発行市場地方債	公募第157回	300,000,000	299,724,000
共同発行市場地方債	公募第161回	300,000,000	299,451,000
共同発行市場地方債	公募第172回	600,000,000	600,942,000
共同発行市場地方債	公募第184回	100,000,000	99,529,000
共同発行市場地方債	公募第186回	400,000,000	398,976,000
共同発行市場地方債	公募第188回	300,000,000	299,337,000
共同発行市場地方債	公募第190回	610,000,000	605,303,000

	回			
	共同発行市場地方債 公募第191回	100,000,000	99,043,000	
	共同発行市場地方債 公募第194回	300,000,000	296,358,000	
	共同発行市場地方債 公募第196回	400,000,000	393,696,000	
	共同発行市場地方債 公募第197回	300,000,000	295,203,000	
	共同発行市場地方債 公募第200回	100,000,000	98,305,000	
	共同発行市場地方債 公募第206回	300,000,000	294,894,000	
	共同発行市場地方債 公募第213回	300,000,000	293,223,000	
	共同発行市場地方債 公募第215回	400,000,000	390,760,000	
	共同発行市場地方債 公募第228回	300,000,000	290,589,000	
	共同発行市場地方債 公募第229回	250,000,000	243,962,500	
	共同発行市場地方債 公募第234回	300,000,000	293,292,000	
	堺市 公募平成22年度第1回	100,000,000	110,149,000	
	堺市 公募平成26年度第1回	100,000,000	103,005,000	
	堺市 公募第3回	100,000,000	96,504,000	
	堺市 公募令和5年度第2回	200,000,000	202,372,000	
	長崎県 公募令和元年度第3回	100,000,000	98,424,000	
	長崎県 公募令和4年度第3回	100,000,000	97,985,000	
	島根県 公募(30年)平成29年度第1回	100,000,000	86,690,000	
	島根県 公募(5年)令和2年度第3回	150,000,000	149,760,000	
	佐賀県 公募平成28年度第1回	100,000,000	99,827,000	
	熊本県 公募平成28年度第2回	132,000,000	131,722,800	
	熊本市 公募平成29年度第1回	100,000,000	99,942,000	
	新潟市 公募平成29年度第1回	100,000,000	100,000,000	
	新潟市 公募令和5年度第1回	200,000,000	202,636,000	
	静岡市 公募令和5年度第1回	100,000,000	102,421,000	
	大阪市 公募平成27年度第6回	100,000,000	100,684,000	
	大阪市 公募令和2年度第2回	300,000,000	294,897,000	
	大阪市 公募令和3年度第2回	300,000,000	292,548,000	
	大阪市 公募(15年)第1回	100,000,000	104,081,000	

大阪市	公募（20年）第1回	300,000,000	323,985,000
大阪市	公募（20年）第5回	100,000,000	110,049,000
大阪市	公募（20年）第6回	100,000,000	109,249,000
大阪市	公募（20年）第17回	200,000,000	218,386,000
大阪市	公募（20年）第19回	100,000,000	102,912,000
大阪市	公募（20年）第26回	100,000,000	94,552,000
名古屋市	公募第501回	200,000,000	199,852,000
名古屋市	公募第503回	100,000,000	99,832,000
名古屋市	公募第504回	200,000,000	199,428,000
名古屋市	公募第511回	200,000,000	196,178,000
名古屋市	公募第512回	300,000,000	295,101,000
名古屋市	公募（12年）第1回	200,000,000	202,728,000
名古屋市	公募（15年）第2回	100,000,000	103,092,000
名古屋市	公募（30年）第13回	100,000,000	87,564,000
名古屋市	公募（20年）第18回	100,000,000	102,506,000
名古屋市	公募（20年）第19回	100,000,000	92,841,000
京都市	公募平成29年度第1回	100,000,000	100,089,000
京都市	公募平成29年度第4回	101,280,000	101,320,512
京都市	公募平成30年度第1回	101,090,000	100,876,700
京都市	公募（20年）第2回	100,000,000	103,408,000
京都市	公募（20年）第5回	200,000,000	212,954,000
京都市	公募（20年）第6回	100,000,000	107,974,000
京都市	公募（20年）第13回	100,000,000	105,485,000
京都市	公募（20年）第15回	200,000,000	187,862,000
神戸市	公募（20年）平成20年度第24回	100,000,000	108,616,000
神戸市	公募平成25年度第12回	100,000,000	107,369,000
神戸市	公募（20年）平成26年度第3回	100,000,000	106,869,000
神戸市	公募平成28年度第1回	200,000,000	199,818,000
神戸市	公募平成30年度第2回	200,000,000	168,958,000
神戸市	公募令和3年度第6回	100,000,000	78,178,000
横浜市	公募平成28年度第5回	300,000,000	300,741,000
横浜市	公募平成29年度第3回	100,000,000	100,124,000
横浜市	公募2019年度第3回	200,000,000	196,496,000
横浜市	公募（30年）第2回	200,000,000	234,712,000
横浜市	公募（20年）第11回	100,000,000	106,009,000

横浜市	公募（20年）第18回	100,000,000	109,891,000
横浜市	公募（20年）第26回	100,000,000	109,675,000
横浜市	公募（20年）第30回	100,000,000	105,713,000
横浜市	公募（20年）第35回	100,000,000	93,521,000
札幌市	公募（15年）平成23年度第9回	200,000,000	208,230,000
札幌市	公募（20年）平成24年度第1回	100,000,000	109,519,000
札幌市	公募（20年）平成24年度第11回	200,000,000	219,838,000
札幌市	公募（5年）令和3年度第8回	100,000,000	96,809,000
札幌市	公募（5年）令和4年度第4回	100,000,000	98,426,000
札幌市	公募（20年）第6回	100,000,000	110,151,000
川崎市	公募第95回	160,000,000	158,732,800
川崎市	公募（20年）第14回	200,000,000	219,000,000
川崎市	公募（20年）第17回	100,000,000	107,579,000
川崎市	公募（20年）第19回	100,000,000	105,587,000
川崎市	公募（20年）第22回	100,000,000	93,493,000
川崎市	公募（30年）第11回	100,000,000	83,933,000
川崎市	公募（5年）第67回	100,000,000	100,285,000
北九州市	公募（10年）令和2年度第2回	200,000,000	195,352,000
北九州市	公募（10年）令和5年度第2回	200,000,000	202,448,000
北九州市	公募（20年）第3回	200,000,000	215,548,000
北九州市	公募（20年）第14回	100,000,000	109,135,000
福岡市	公募（20年）平成21年度第3回	200,000,000	220,026,000
福岡市	公募（20年）平成23年度第4回	100,000,000	110,024,000
福岡市	公募平成26年度第2回	100,000,000	106,958,000
福岡市	公募平成26年度第8回	160,000,000	160,768,000
福岡市	公募（5年）2020年度第9回	300,000,000	299,412,000
福岡市	公募（20年）2021年度第6回	100,000,000	86,302,000
広島市	公募平成27年度第2回	500,000,000	503,450,000
広島市	公募（10年）平成30年度第6回	241,000,000	238,765,930
広島市	公募（10年）令和3年度第6回	100,000,000	97,315,000

		広島市 公募（10年）令和5年度第5回	100,000,000	101,318,000	
		さいたま市 公募第21回	200,000,000	202,636,000	
		三重県 公募平成28年度第1回	155,000,000	155,089,900	
		三重県 公募令和5年度第3回	200,000,000	202,636,000	
		福井県 公募平成27年度第4回	200,000,000	199,838,000	
		福井県 公募令和元年度第3回	200,000,000	196,476,000	
		福井県 公募令和4年度第5回	100,000,000	97,802,000	
		徳島県 公募平成29年度第2回	200,000,000	199,884,000	
		徳島県 公募平成30年度第2回	300,000,000	299,334,000	
		山梨県 公募令和元年度第1回	100,000,000	98,237,000	
		岡山県 公募平成28年度第2回	168,900,000	169,170,240	
		岡山県 公募令和2年度第3回	300,000,000	294,432,000	
		岡山県 公募令和3年度第1回	100,000,000	96,952,000	
		秋田県 公募令和3年度第1回	116,600,000	113,306,050	
		神奈川県住宅供給公社債券 第4回	100,000,000	99,508,000	
		広島県・広島市折半保証広島高速道路債券 第22回	100,000,000	85,908,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第96回	100,000,000	109,006,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第102回	300,000,000	330,843,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第128回	100,000,000	98,898,000	
		愛知県・名古屋市折半保証名古屋高速道路債券 第148回	100,000,000	91,753,000	
		福岡北九州高速道路債券 第117回	100,000,000	108,673,000	
		福岡北九州高速道路債券 第136回	100,000,000	101,875,000	
		福岡北九州高速道路債券 第145回	100,000,000	93,357,000	
		東京都住宅供給公社債券 第19回	200,000,000	208,648,000	
		東京都住宅供給公社債券 第23回	100,000,000	102,578,000	
	小計	銘柄数：328 組入時価比率：5.8%	57,267,600,000	57,969,074,513 5.8%	
	合計			57,969,074,513	
特殊債券	日本円	新関西国際空港債券 政府保証第5回	117,000,000	117,074,880	
		新関西国際空港社債 財投機関債第6回	300,000,000	313,680,000	
		新関西国際空港社債 財投機関債第9回	100,000,000	103,751,000	

	新関西国際空港社債 財投機関債第1 2回	100,000,000	103,224,000
	新関西国際空港社債 財投機関債第1 4回	100,000,000	103,596,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第4 7回	100,000,000	103,461,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第6 6回	400,000,000	399,320,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第7 8回	200,000,000	200,032,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第8 2回	100,000,000	100,104,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第8 6回	300,000,000	299,775,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第9 6回	200,000,000	198,756,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第1 0 1回	300,000,000	299,073,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第1 3 7回	400,000,000	398,820,000
	日本政策投資銀行社債 財投機関債第1 3 8回	400,000,000	389,052,000
	日本政策投資銀行社債 政府保証第3 7回	400,000,000	399,708,000
	日本政策投資銀行社債 政府保証第4 1回	200,000,000	199,486,000
	日本政策投資銀行社債 政府保証第4 2回	300,000,000	299,763,000
	日本政策投資銀行社債 政府保証第5 5回	300,000,000	296,859,000
	日本政策投資銀行社債 政府保証第6 2回	200,000,000	195,596,000
	日本政策投資銀行社債 政府保証第7 5回	370,000,000	361,582,500
	日本政策投資銀行社債 政府保証第7 8回	220,000,000	221,203,400
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第1回	400,000,000	497,472,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第4回	100,000,000	117,590,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第8回	300,000,000	314,967,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第1 7回	100,000,000	105,790,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第2 3回	300,000,000	322,533,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第2 6回	100,000,000	118,888,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第3 3回	200,000,000	246,692,000

	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第39回	300,000,000	327,831,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第43回	300,000,000	272,442,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第47回	100,000,000	110,496,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第55回	100,000,000	110,540,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第89回	100,000,000	108,269,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第95回	200,000,000	217,658,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第103回	350,000,000	379,113,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第105回	600,000,000	658,614,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第145回	300,000,000	297,990,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第149回	100,000,000	100,629,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第151回	100,000,000	102,940,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第152回	100,000,000	101,060,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第155回	100,000,000	103,718,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第157回	100,000,000	102,419,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第160回	100,000,000	103,460,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第164回	100,000,000	101,986,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第173回	100,000,000	71,824,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第188回	100,000,000	93,556,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第204回	100,000,000	80,140,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第260回	200,000,000	154,822,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 財投機関債第278回	300,000,000	299,535,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第90回	100,000,000	109,960,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第92回	200,000,000	220,166,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第97回	200,000,000	220,578,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第99回	200,000,000	222,014,000

	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第106回	200,000,000	221,376,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第111回	100,000,000	110,255,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第114回	200,000,000	219,370,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第123回	100,000,000	112,073,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第127回	300,000,000	332,037,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第146回	100,000,000	109,542,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第164回	100,000,000	108,757,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第165回	100,000,000	107,069,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第167回	100,000,000	108,755,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第169回	300,000,000	325,362,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第171回	300,000,000	323,652,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第172回	300,000,000	325,656,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第176回	200,000,000	217,288,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第181回	100,000,000	108,787,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第183回	100,000,000	109,396,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第185回	200,000,000	219,388,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第196回	400,000,000	440,028,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第214回	100,000,000	107,033,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第216回	100,000,000	107,057,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第217回	100,000,000	104,663,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第219回	100,000,000	107,014,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第224回	100,000,000	104,545,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第228回	100,000,000	106,040,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第233回	100,000,000	105,105,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第239回	500,000,000	516,815,000

	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 4 1回	200,000,000	201,010,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 4 3回	444,000,000	445,998,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 4 5回	400,000,000	409,648,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 4 6回	200,000,000	206,810,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 5 5回	100,000,000	103,698,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 5 8回	400,000,000	402,240,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 6 1回	583,000,000	586,352,250
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 7 1回	151,000,000	150,764,440
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 9 6回	200,000,000	188,982,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第2 9 7回	100,000,000	99,911,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 0 6回	403,000,000	403,257,920
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 1 5回	100,000,000	99,948,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 2 1回	600,000,000	599,886,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 2 4回	100,000,000	99,722,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 3 5回	100,000,000	85,357,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 3 9回	500,000,000	499,790,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 4 2回	131,000,000	130,612,240
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 5 1回	100,000,000	99,579,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 5 4回	200,000,000	198,874,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 5 7回	100,000,000	99,743,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第3 9 8回	100,000,000	74,314,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第4 4 9回	500,000,000	500,430,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第4 5 3回	200,000,000	200,940,000
	日本高速道路保有・債務返済機構債券 政府保証債第4 6 3回	500,000,000	508,345,000
	日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第9回	100,000,000	117,602,000

	日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第28回	500,000,000	594,915,000
	日本高速道路保有・債務返済機構承継 財投機関債第33回	100,000,000	120,101,000
	公営企業債券 30年第4回財投機関債	300,000,000	361,848,000
	地方公営企業等金融機構債券(20年) 第1回	100,000,000	108,251,000
	地方公共団体金融機構債券(20年) 第1回	300,000,000	330,195,000
	地方公共団体金融機構債券 20年第4回	100,000,000	109,892,000
	地方公共団体金融機構債券 F16回	100,000,000	105,446,000
	地方公共団体金融機構債券 20年第6回	300,000,000	332,685,000
	地方公共団体金融機構債券 20年第7回	400,000,000	443,008,000
	地方公共団体金融機構債券(20年) 第10回	300,000,000	324,729,000
	地方公共団体金融機構債券(20年) 第19回	200,000,000	218,590,000
	地方公共団体金融機構債券(20年) 第20回	100,000,000	109,047,000
	地方公共団体金融機構債券 F96回	300,000,000	312,249,000
	地方公共団体金融機構債券 F104回	100,000,000	101,404,000
	地方公共団体金融機構債券 F122回	100,000,000	104,046,000
	地方公共団体金融機構債券 F124回	100,000,000	104,039,000
	地方公共団体金融機構債券 F132回	500,000,000	507,425,000
	地方公共団体金融機構債券(20年) 第24回	200,000,000	216,816,000
	地方公共団体金融機構債券 F143回	300,000,000	311,967,000
	地方公共団体金融機構債券 F145回	200,000,000	202,284,000
	地方公共団体金融機構債券 F147回	100,000,000	103,470,000
	地方公共団体金融機構債券 F160回	100,000,000	103,140,000
	地方公共団体金融機構債券(20年) 第29回	100,000,000	108,768,000
	地方公共団体金融機構債券(20年) 第32回	100,000,000	107,735,000
	地方公共団体金融機構債券(15年) 第2回	200,000,000	207,762,000

	地方公共団体金融機構債券（20年）第37回	100,000,000	106,684,000
	地方公共団体金融機構債券（20年）第38回	200,000,000	212,328,000
	地方公共団体金融機構債券 F240回	300,000,000	311,364,000
	地方公共団体金融機構債券 F243回	300,000,000	314,751,000
	地方公共団体金融機構債券 F248回	100,000,000	105,468,000
	地方公共団体金融機構債券（20年）第39回	200,000,000	210,982,000
	地方公共団体金融機構債券（20年）第40回	100,000,000	104,990,000
	政保 地方公共団体金融機構債券第69回	420,000,000	421,776,600
	地方公共団体金融機構債券（20年）第43回	100,000,000	102,515,000
	政保 地方公共団体金融機構債券第72回	189,000,000	190,181,250
	政保 地方公共団体金融機構債券第73回	338,000,000	340,058,420
	地方公共団体金融機構債券（20年）第44回	100,000,000	103,758,000
	地方公共団体金融機構債券 第74回	500,000,000	502,995,000
	政保 地方公共団体金融機構債券第75回	124,000,000	124,740,280
	政保 地方公共団体金融機構債券第76回	141,000,000	141,834,720
	政保 地方公共団体金融機構債券第77回	121,000,000	121,672,760
	地方公共団体金融機構債券 第77回	100,000,000	100,638,000
	政保 地方公共団体金融機構債券第78回	616,000,000	619,486,560
	地方公共団体金融機構債券 F308回	200,000,000	202,706,000
	地方公共団体金融機構債券 第79回	400,000,000	402,568,000
	政保 地方公共団体金融機構債券第80回	300,000,000	301,455,000
	政保 地方公共団体金融機構債券第83回	116,000,000	115,815,560
	地方公共団体金融機構債券 第84回	100,000,000	99,822,000
	地方公共団体金融機構債券（20年）第53回	200,000,000	179,714,000
	政保 地方公共団体金融機構債券第91回	300,000,000	299,781,000

地方公共団体金融機構債券（20年）第58回	100,000,000	95,523,000
地方公共団体金融機構債券 第95回	200,000,000	199,966,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第98回	122,000,000	122,041,480
地方公共団体金融機構債券 第101回	400,000,000	399,696,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第108回	157,000,000	156,434,800
地方公共団体金融機構債券 第67回	100,000,000	91,998,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第110回	100,000,000	99,463,000
政保 地方公共団体金融機構債券 第113回	110,000,000	109,709,600
政保 地方公共団体金融機構債券 第119回	116,000,000	114,379,480
政保 地方公共団体金融機構債券 第121回	100,000,000	98,111,000
地方公共団体金融機構債券 2回	100,000,000	68,948,000
地方公共団体金融機構債券 12回	200,000,000	157,744,000
地方公共団体金融機構債券 第166回	200,000,000	200,100,000
公営企業債券（20年）第19回 財投機関債	100,000,000	106,305,000
公営企業債券（20年）第20回 財投機関債	100,000,000	106,450,000
公営企業債券（20年）第23回 財投機関債	200,000,000	214,974,000
公営企業債券（20年）第24回 財投機関債	100,000,000	108,392,000
公営企業債券（20年）第25回 財投機関債	100,000,000	109,522,000
首都高速道路 第28回	200,000,000	199,064,000
阪神高速道路 第25回	100,000,000	99,629,000
日本政策金融公庫債券 政府保証第55回	108,000,000	106,803,360
日本政策金融公庫債券 政府保証第63回	270,000,000	263,476,800
都市再生債券 財投機関債第93回	100,000,000	103,766,000
都市再生債券 財投機関債第97回	100,000,000	103,405,000
都市再生債券 財投機関債第101回	100,000,000	102,916,000
都市再生債券 財投機関債第109回	100,000,000	102,800,000
都市再生債券 財投機関債第113回	300,000,000	306,918,000

都市再生債券 財投機関債第121回	200,000,000	198,998,000
都市再生債券 財投機関債第127回	200,000,000	199,438,000
都市再生債券 財投機関債第141回	100,000,000	93,119,000
都市再生債券 財投機関債第155回	100,000,000	74,107,000
都市再生債券 財投機関債第166回	100,000,000	72,843,000
都市再生債券 財投機関債第170回	100,000,000	86,286,000
都市再生債券 財投機関債第191回	100,000,000	99,400,000
本州四国連絡橋債券 財投機関債第7回	100,000,000	103,041,000
民間都市開発推進機構 政府保証第17回	400,000,000	400,508,000
関西国際空港債券 政府保証第54回	300,000,000	328,527,000
福祉医療機構債券 第50回財投機関債	100,000,000	99,948,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債第3回	400,000,000	425,884,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債第6回	200,000,000	215,128,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債第42回	100,000,000	102,186,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債第49回	100,000,000	110,349,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債第59回	100,000,000	109,438,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債第75回	100,000,000	110,614,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債第77回	300,000,000	311,439,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債第78回	100,000,000	110,568,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債第81回	100,000,000	109,685,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債第85回	200,000,000	218,178,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債第90回	200,000,000	208,206,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債第94回	100,000,000	109,515,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債第111回	100,000,000	104,001,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債第112回	100,000,000	108,505,000

住宅金融支援機構債券 財投機関債 第115回	100,000,000	109,177,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第120回	100,000,000	109,410,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第123回	300,000,000	327,177,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第128回	100,000,000	113,100,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第132回	200,000,000	206,582,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第134回	100,000,000	104,263,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第137回	100,000,000	104,335,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第143回	100,000,000	103,857,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第162回	100,000,000	103,708,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第177回	450,000,000	452,862,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第188回	300,000,000	299,469,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第195回	100,000,000	92,592,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第198回	300,000,000	299,649,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第208回	200,000,000	199,932,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第222回	200,000,000	199,578,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第223回	100,000,000	97,237,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第227回	100,000,000	99,920,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第244回	130,000,000	129,551,500
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第277回	100,000,000	76,327,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第301回	300,000,000	299,331,000
住宅金融支援機構債券 財投機関債 第306回	100,000,000	92,692,000
成田国際空港 第17回	400,000,000	401,592,000
成田国際空港 第19回	100,000,000	100,146,000
成田国際空港 第39回	300,000,000	279,090,000
沖縄振興開発金融公庫債券 財投機 関債第6回	200,000,000	205,508,000
商工債券 利付第845回い号	300,000,000	299,409,000

商工債券 利付第852回い号	100,000,000	99,551,000
商工債券 利付第854回い号	400,000,000	397,928,000
商工債券 利付第856回い号	200,000,000	198,844,000
商工債券 利付第862回い号	100,000,000	99,603,000
商工債券 利付第868回い号	100,000,000	99,469,000
商工債券 利付第871回い号	100,000,000	99,804,000
商工債券 利付第872回い号	100,000,000	100,159,000
商工債券 利付第876回い号	200,000,000	199,924,000
商工債券 利付第878回い号	100,000,000	99,777,000
商工債券 利付第879回い号	300,000,000	299,658,000
しんきん中金債券 利付第374回	300,000,000	299,202,000
しんきん中金債券 利付第377回	100,000,000	99,657,000
しんきん中金債券 利付第379回	400,000,000	398,480,000
しんきん中金債券 利付第380回	100,000,000	99,582,000
しんきん中金債券 利付第387回	100,000,000	99,595,000
しんきん中金債券 利付第400回	100,000,000	100,268,000
しんきん中金債券 利付第402回	100,000,000	99,876,000
しんきん中金債券 利付第403回	100,000,000	99,648,000
しんきん中金債券 利付第407回	300,000,000	301,056,000
商工債券 利付(3年)第274回	200,000,000	199,644,000
商工債券 利付(10年)第15回	200,000,000	200,874,000
商工債券 利付(10年)第16回	100,000,000	100,405,000
商工債券 利付(10年)第41回	300,000,000	288,666,000
国際協力機構債券 第6回財投機関債	200,000,000	221,092,000
国際協力機構債券 第15回財投機関債	100,000,000	108,428,000
国際協力機構債券 第25回財投機関債	100,000,000	106,272,000
国際協力機構債券 第32回財投機関債	100,000,000	102,649,000
国際協力機構債券 第35回財投機関債	100,000,000	99,781,000
国際協力機構債券 第40回財投機関債	100,000,000	99,965,000
国際協力機構債券 第68回財投機関債	100,000,000	97,523,000
東日本高速道路 第57回	100,000,000	99,769,000
東日本高速道路 第61回	200,000,000	196,638,000
東日本高速道路 第64回	100,000,000	98,137,000

東日本高速道路 第69回	100,000,000	98,323,000	
東日本高速道路 第83回	200,000,000	199,246,000	
東日本高速道路 第86回	400,000,000	397,840,000	
東日本高速道路 第95回	750,000,000	749,482,500	
中日本高速道路 第63回	100,000,000	100,717,000	
中日本高速道路 第86回	500,000,000	498,680,000	
中日本高速道路 第89回	100,000,000	99,643,000	
中日本高速道路 第90回	300,000,000	298,821,000	
中日本高速道路 第91回	200,000,000	199,064,000	
中日本高速道路 第96回	100,000,000	100,558,000	
中日本高速道路 第97回	200,000,000	202,530,000	
中日本高速道路 第98回	300,000,000	302,361,000	
中日本高速道路 第101回	500,000,000	501,105,000	
西日本高速道路 第29回	200,000,000	200,478,000	
西日本高速道路 第30回	300,000,000	299,787,000	
西日本高速道路 第61回	300,000,000	298,797,000	
西日本高速道路 第64回	200,000,000	199,064,000	
西日本高速道路 第69回	200,000,000	199,828,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第69回	200,000,000	211,252,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第90回	300,000,000	291,612,000	
鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 財投機関債第135回	300,000,000	293,823,000	
貸付債権担保第40回住宅金融公庫債券	20,052,000	20,121,780	
貸付債権担保第7回住宅金融支援機構債券	9,857,000	9,894,850	
貸付債権担保第25回住宅金融支援機構債券	14,806,000	15,473,306	
貸付債権担保第28回住宅金融支援機構債券	50,982,000	53,335,838	
貸付債権担保第42回住宅金融支援機構債券	45,404,000	46,959,995	
貸付債権担保第45回住宅金融支援機構債券	53,277,000	55,370,786	
貸付債権担保第52回住宅金融支援機構債券	39,424,000	40,745,492	
貸付債権担保第24回住宅金融支援機構債券	26,334,000	27,292,557	
貸付債権担保第48回住宅金融支援機構債券	49,533,000	51,470,730	
貸付債権担保第40回住宅金融支援	57,000,000	58,656,420	

機構債券			
貸付債權担保第 6 2 回住宅金融支援機構債券	86,319,000	88,550,346	
貸付債權担保第 6 0 回住宅金融支援機構債券	75,945,000	78,316,762	
貸付債權担保第 6 1 回住宅金融支援機構債券	51,146,000	52,591,897	
貸付債權担保第 5 1 回住宅金融支援機構債券	18,357,000	19,012,895	
貸付債權担保第 4 3 回住宅金融支援機構債券	45,070,000	46,872,800	
貸付債權担保第 7 9 回住宅金融支援機構債券	29,883,000	30,473,786	
貸付債權担保第 8 1 回住宅金融支援機構債券	66,154,000	67,412,910	
貸付債權担保第 7 2 回住宅金融支援機構債券	28,562,000	29,151,234	
貸付債權担保第 7 0 回住宅金融支援機構債券	88,755,000	91,243,690	
貸付債權担保第 3 3 回住宅金融支援機構債券	18,736,000	19,581,555	
貸付債權担保第 3 4 回住宅金融支援機構債券	19,083,000	19,960,054	
貸付債權担保第 3 5 回住宅金融支援機構債券	18,095,000	18,910,903	
貸付債權担保第 4 6 回住宅金融支援機構債券	17,391,000	18,086,466	
貸付債權担保第 5 5 回住宅金融支援機構債券	49,204,000	50,857,746	
貸付債權担保第 5 6 回住宅金融支援機構債券	70,005,000	72,346,667	
貸付債權担保第 5 7 回住宅金融支援機構債券	23,497,000	24,301,537	
貸付債權担保第 7 6 回住宅金融支援機構債券	56,204,000	57,692,281	
貸付債權担保第 2 3 回住宅金融支援機構債券	53,672,000	55,708,315	
貸付債權担保第 3 2 回住宅金融支援機構債券	53,760,000	56,025,446	
貸付債權担保第 3 9 回住宅金融支援機構債券	94,865,000	98,082,820	
貸付債權担保第 5 8 回住宅金融支援機構債券	52,518,000	54,293,633	
貸付債權担保第 6 4 回住宅金融支援機構債券	93,582,000	95,774,626	
貸付債權担保第 7 1 回住宅金融支援機構債券	84,189,000	85,903,929	
貸付債權担保第 7 3 回住宅金融支援機構債券	67,480,000	69,494,952	
貸付債權担保第 7 5 回住宅金融支援機構債券	55,980,000	57,584,946	

	機構債券			
	貸付債權担保第 8 3 回住宅金融支援機構債券	143,324,000	145,681,679	
	貸付債權担保第 8 4 回住宅金融支援機構債券	244,993,000	248,760,992	
	貸付債權担保第 8 8 回住宅金融支援機構債券	38,127,000	38,496,450	
	貸付債權担保第 8 9 回住宅金融支援機構債券	39,105,000	39,511,300	
	貸付債權担保第 9 0 回住宅金融支援機構債券	40,092,000	40,324,132	
	貸付債權担保第 9 2 回住宅金融支援機構債券	85,092,000	84,846,935	
	貸付債權担保第 9 3 回住宅金融支援機構債券	90,904,000	89,782,244	
	貸付債權担保第 9 4 回住宅金融支援機構債券	47,779,000	47,727,876	
	貸付債權担保第 9 6 回住宅金融支援機構債券	51,168,000	50,893,227	
	貸付債權担保第 9 7 回住宅金融支援機構債券	150,744,000	150,528,436	
	貸付債權担保第 9 8 回住宅金融支援機構債券	157,338,000	157,725,051	
	貸付債權担保第 9 9 回住宅金融支援機構債券	106,056,000	106,105,846	
	貸付債權担保第 1 0 0 回住宅金融支援機構債券	51,772,000	51,680,881	
	貸付債權担保第 1 0 1 回住宅金融支援機構債券	52,782,000	52,838,476	
	貸付債權担保第 1 1 5 回住宅金融支援機構債券	202,176,000	195,348,516	
	貸付債權担保第 1 1 6 回住宅金融支援機構債券	135,900,000	131,840,667	
	貸付債權担保第 1 1 7 回住宅金融支援機構債券	136,376,000	131,998,330	
	貸付債權担保第 1 1 8 回住宅金融支援機構債券	67,697,000	65,613,286	
	貸付債權担保第 1 1 9 回住宅金融支援機構債券	136,170,000	131,839,794	
	貸付債權担保第 1 2 0 回住宅金融支援機構債券	68,323,000	65,856,539	
	貸付債權担保第 1 2 1 回住宅金融支援機構債券	69,238,000	66,818,131	
	貸付債權担保第 1 2 3 回住宅金融支援機構債券	70,501,000	68,103,966	
	貸付債權担保第 1 2 5 回住宅金融支援機構債券	280,504,000	270,128,157	
	貸付債權担保第 1 2 6 回住宅金融支援機構債券	212,925,000	205,036,128	
	貸付債權担保第 1 2 8 回住宅金融支	141,650,000	136,323,960	

	援機構債券			
	貸付債權担保第 1 2 9 回住宅金融支援機構債券	144,994,000	139,742,317	
	貸付債權担保第 1 3 4 回住宅金融支援機構債券	147,134,000	140,961,728	
	貸付債權担保第 1 3 5 回住宅金融支援機構債券	73,973,000	70,846,161	
	貸付債權担保第 1 3 6 回住宅金融支援機構債券	74,625,000	71,708,655	
	貸付債權担保第 1 4 0 回住宅金融支援機構債券	74,571,000	71,304,044	
	貸付債權担保第 1 4 2 回住宅金融支援機構債券	231,588,000	220,214,713	
	貸付債權担保第 1 4 4 回住宅金融支援機構債券	229,407,000	218,152,292	
	貸付債權担保第 1 5 0 回住宅金融支援機構債券	406,880,000	382,129,489	
	貸付債權担保第 1 5 2 回住宅金融支援機構債券	164,268,000	155,852,550	
	貸付債權担保第 1 5 4 回住宅金融支援機構債券	166,216,000	157,175,511	
	貸付債權担保第 1 6 4 回住宅金融支援機構債券	262,497,000	247,736,793	
	貸付債權担保第 1 6 5 回住宅金融支援機構債券	173,896,000	164,578,652	
	貸付債權担保第 1 6 6 回住宅金融支援機構債券	262,506,000	249,438,451	
	貸付債權担保第 1 6 7 回住宅金融支援機構債券	174,958,000	166,136,617	
	貸付債權担保第 1 6 8 回住宅金融支援機構債券	174,438,000	165,478,864	
	貸付債權担保第 1 6 9 回住宅金融支援機構債券	265,899,000	251,870,168	
	貸付債權担保第 1 7 0 回住宅金融支援機構債券	443,075,000	419,565,440	
	貸付債權担保第 1 7 4 回住宅金融支援機構債券	271,416,000	257,177,516	
	貸付債權担保第 1 7 5 回住宅金融支援機構債券	273,897,000	258,975,091	
	貸付債權担保第 1 7 6 回住宅金融支援機構債券	273,519,000	257,468,905	
	貸付債權担保第 1 7 7 回住宅金融支援機構債券	182,816,000	173,243,754	
	貸付債權担保第 1 7 8 回住宅金融支援機構債券	274,407,000	262,001,059	
	貸付債權担保第 1 7 9 回住宅金融支援機構債券	275,262,000	262,054,929	
	貸付債權担保第 1 8 0 回住宅金融支援機構債券	183,770,000	175,757,628	
	貸付債權担保第 1 8 3 回住宅金融支	562,068,000	537,657,386	

		援機構債券			
		貸付債権担保第185回住宅金融支援機構債券	284,364,000	273,094,654	
		貸付債権担保第186回住宅金融支援機構債券	190,042,000	185,254,842	
		貸付債権担保第195回住宅金融支援機構債券	196,982,000	196,109,369	
		貸付債権担保第197回住宅金融支援機構債券	296,742,000	299,329,590	
		貸付債権担保第198回住宅金融支援機構債券	198,926,000	202,389,301	
		貸付債権担保第199回住宅金融支援機構債券	399,576,000	404,143,152	
		貸付債権担保第200回住宅金融支援機構債券	500,000,000	503,815,000	
	小計	銘柄数：377	69,187,569,000	70,230,988,870	
		組入時価比率：7.0%		7.0%	
	合計			70,230,988,870	
社債券	日本円	フランス相互信用連合銀行（BF C M）第31回円貨社債	100,000,000	96,087,000	
		フランス相互信用連合銀行（BF C M）第42回円貨社債	200,000,000	201,662,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第14回円貨社債	100,000,000	99,127,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第25回非上位円貨社債	200,000,000	196,768,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第29回非上位円貨社債	100,000,000	100,266,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第36回円貨社債	100,000,000	100,180,000	
		ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第37回円貨社債	100,000,000	100,352,000	
		クレディ・アグリコル・エス・エー第16回円貨社債（2018）	100,000,000	97,726,000	
		スタンダード・チャータード第3回円貨社債（2015）	100,000,000	99,905,000	
		エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー第3回円	100,000,000	99,640,000	
		ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第7回円貨社債	100,000,000	97,762,000	
		フランス電力第4回円貨社債（2017）	100,000,000	100,062,000	
		I N P E X 第1回社債間限定同順位特約付	500,000,000	497,410,000	
		清水建設第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,319,000	
		長谷工コーポレーション第14回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,000,000	

戸田建設 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,474,000
五洋建設 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,331,000
大和ハウス工業 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,987,000
大和ハウス工業 第25回特定社債間限定同順位特約付	300,000,000	289,215,000
大和ハウス工業 第26回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,041,000
大和ハウス工業 第29回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,054,000
明治ホールディングス 第10回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,026,000
アサヒグループホールディングス 第16回特定社債間限定同順位	300,000,000	298,839,000
アサヒグループホールディングス 第23回特定社債間限定同順位	100,000,000	100,220,000
麒麟ホールディングス 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,491,000
コカ・コーラボトラーズジャパン 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,680,000
コカ・コーラボトラーズジャパン 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,955,000
ニチレイ 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,999,000
日本たばこ産業 第13回	100,000,000	99,294,000
三越伊勢丹ホールディングス 第6回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,481,000
森ヒルズリート投資法人 第17回特定投資法人債間限定同順位特約付	200,000,000	199,352,000
森ビル 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	90,938,000
東急不動産ホールディングス 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,189,000
東急不動産ホールディングス 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,526,000
東急不動産ホールディングス 第29回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,673,000
セブン&アイ・ホールディングス 第14回社債間限定同順位特約	600,000,000	599,250,000
セブン&アイ・ホールディングス 第15回社債間限定同順位特約	200,000,000	199,024,000
東レ 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,844,000
東レ 第33回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,075,000
旭化成 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,679,000

旭化成 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,869,000
日本土地建物 第4回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,792,000
王子ホールディングス 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,699,000
王子ホールディングス 第42回社債間限定同順位特約付	600,000,000	596,928,000
日本製紙 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,634,000
大王製紙 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,195,000
レゾナックホールディングス 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,037,000
レゾナックホールディングス 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	94,257,000
住友化学 第52回社債間限定同順位特約付	100,000,000	91,510,000
住友化学 第56回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,421,000
住友化学 第60回社債間限定同順位特約付	100,000,000	87,698,000
住友化学 第61回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,417,000
住友化学 第65回社債間限定同順位特約付	100,000,000	80,199,000
イビデン 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,288,000
日本酸素ホールディングス 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,193,000
日本酸素ホールディングス 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,773,000
三菱瓦斯化学 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,543,000
三井化学 第48回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,087,000
J S R 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,516,000
三菱ケミカルホールディングス 第29回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,044,000
三菱ケミカルホールディングス 第33回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,054,000
三菱ケミカルホールディングス 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,543,000
ダイセル 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,653,000
UBE株式会社 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,889,000
電通 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,359,000

電通 第6回社債間限定同順位特約付	300,000,000	296,115,000
武田薬品工業 第16回社債間限定同順位特約付	300,000,000	284,982,000
アステラス製薬 第1回無担保社債間限定	100,000,000	99,982,000
アステラス製薬 第3回無担保社債間限定	100,000,000	100,040,000
アステラス製薬 第4回無担保社債間限定	100,000,000	100,284,000
オリエンタルランド 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,840,000
オリエンタルランド 第18回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,468,000
ヤフー 第12回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,222,000
楽天 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	74,065,000
富士フイルムホールディングス 第16回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,726,000
出光興産 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,825,000
JXホールディングス 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,824,000
コスモエネルギーホールディングス 第1回社債間限定同順位特約	100,000,000	100,038,000
TOYO TIRE 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,295,000
ブリヂストン 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,707,000
住友理工 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,909,000
AGC 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,838,000
太平洋セメント 第27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,814,000
日本碍子 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,368,000
新日鐵住金 第9回社債間限定同順位特約付	300,000,000	297,579,000
ジェイ エフ イー ホールディングス 第28回社債間限定同順位	100,000,000	99,824,000
ジェイ エフ イー ホールディングス 第34回社債間限定同順位	100,000,000	99,976,000
三菱マテリアル 第36回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,579,000
住友金属鉱山 第33回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,778,000
住友金属鉱山 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,044,000

住友電気工業 第26回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,286,000
LIXILグループ 第16回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,982,000
YKK 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,734,000
住友重機械工業 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,747,000
日立建機 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,009,000
荏原製作所 第10回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,655,000
ダイキン工業 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,072,000
タダノ 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,671,000
セガサミーホールディングス 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,384,000
日本精工 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,958,000
ジェイテクト 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,000,000
日立製作所 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	207,970,000
日立製作所 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,488,000
日本電気 第63回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,893,000
セイコーエプソン 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,814,000
パナソニック 第17回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,426,000
パナソニック 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,739,000
パナソニック 第22回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,020,000
パナソニック 第23回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,078,000
パナソニック 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,171,000
パナソニック 第26回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,768,000
TDK 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,709,000
デンソー 第17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,023,000
東海理化電機製作所 第1回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,413,000
三菱重工業 第35回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,571,000

三菱重工業 第38回社債間限定同順位特約付 (第2回グリーンボ	300,000,000	298,035,000	
I H I 第47回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,836,000	
I H I 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,203,000	
J A三井リース 第14回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,229,000	
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス 第9回社債間限定	100,000,000	99,817,000	
いすゞ自動車 第31回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,317,000	
トヨタ自動車 第26回社債間限定同順位特約付	700,000,000	696,808,000	
トヨタ自動車 第27回社債間限定同順位特約付	300,000,000	290,820,000	
S U B A R U 第8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,037,000	
楽天カード 第3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,383,000	
ニコン 第22回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,625,000	
オリンパス 第27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,116,000	
大日本印刷 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,594,000	
大日本印刷 第5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,848,000	
アシックス 第7回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,814,000	
丸紅 第113回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,648,000	
豊田通商 第18回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,351,000	
豊田通商 第19回社債間限定同順位特約付	200,000,000	203,090,000	
三井物産 第64回社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,549,000	
三井物産 第71回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,045,000	
日本紙パルプ商事 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,026,000	
住友商事 第49回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,254,000	
住友商事 第53回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,597,000	
住友商事 第61回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,580,000	
三菱商事 第80回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	104,574,000	

クレディセゾン 第65回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,631,000	
クレディセゾン 第76回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,459,000	
イオン 第24回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,548,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ 第7回劣後特約付	100,000,000	101,435,000	
りそなホールディングス 第20回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,869,000	
三井住友トラスト・ホールディングス 第2回劣後特約付	200,000,000	200,368,000	
みずほコーポレート銀行 第8回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,136,000	
三菱東京UFJ銀行 第23回劣後特約付	100,000,000	110,410,000	
三菱東京UFJ銀行 第24回劣後特約付	100,000,000	106,912,000	
三井住友フィナンシャルグループ 第3回劣後特約付	100,000,000	100,160,000	
三井住友フィナンシャルグループ 第4回劣後特約付	100,000,000	100,948,000	
三井住友信託銀行 第18回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,230,000	
セブン銀行 第12回社債間限定同順位特約付	300,000,000	299,556,000	
みずほ銀行 第7回劣後特約付	100,000,000	105,465,000	
芙蓉総合リース 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	95,440,000	
みずほリース 第3回社債間限定同順位特約付	300,000,000	299,658,000	
みずほリース 第7回社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,454,000	
みずほリース 第9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,323,000	
N T Tファイナンス 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,767,000	
N T Tファイナンス 第16回日本電信電話保証付	200,000,000	199,520,000	
N T Tファイナンス 第17回日本電信電話保証付	200,000,000	198,946,000	
N T Tファイナンス 第18回日本電信電話保証付	600,000,000	587,208,000	
N T Tファイナンス 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,812,000	
N T Tファイナンス 第26回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,198,000	
N T Tファイナンス 第30回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,318,000	

	日産フィナンシャルサービス 第5 6回社債間限定同順位特約付	200,000,000	199,042,000
	東京センチュリー 第28回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	97,160,000
	東京センチュリー 第33回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	98,780,000
	東京センチュリー 第34回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	98,342,000
	ホンダファイナンス 第63回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	99,847,000
	ホンダファイナンス 第69回社債 間限定同順位特約付	200,000,000	198,984,000
	ホンダファイナンス 第83回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	100,035,000
	SBIホールディングス 第26回 社債間限定同順位特約付	200,000,000	198,644,000
	トヨタファイナンス 第81回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	99,608,000
	トヨタファイナンス 第94回社債 間限定同順位特約付	100,000,000	99,840,000
	トヨタファイナンス 第96回社債 間限定同順位特約付	800,000,000	796,224,000
	リコーリース 第28回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	99,479,000
	イオンフィナンシャルサービス 第 17回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,509,000
	イオンフィナンシャルサービス 第 21回社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,674,000
	アコム 第78回特定社債間限定同 順位特約付	100,000,000	99,702,000
	オリエントコーポレーション 第3 2回社債間限定同順位特約付	200,000,000	189,018,000
	日立キャピタル 第61回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	99,856,000
	日立キャピタル 第80回社債間限 定同順位特約付	100,000,000	97,412,000
	オリックス 第189回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	100,123,000
	オリックス 第202回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	95,854,000
	三井住友ファイナンス&リース 第 27回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,562,000
	三菱UFJリース 第52回社債間 限定同順位特約付	400,000,000	398,340,000
	三菱UFJリース 第56回社債間 限定同順位特約付	100,000,000	99,642,000
	三菱UFJリース 第76回社債間 限定同順位特約付	300,000,000	292,944,000
	大和証券グループ本社 第23回社 債間限定同順位特約付	100,000,000	100,722,000

大和証券グループ本社 第36回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,363,000
大和証券グループ本社 第39回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,252,000
三井住友海上火災保険 第7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,480,000
NECキャピタルソリューション 第19回社債間限定同順位特約	100,000,000	99,355,000
三井不動産 第60回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,173,000
三井不動産 第71回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,634,000
三井不動産 第83回社債間限定同順位特約付	300,000,000	294,654,000
三井不動産 第84回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,167,000
三菱地所 第93回担保提供制限等財務上特約無	200,000,000	218,252,000
三菱地所 第120回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	99,591,000
三菱地所 第129回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	99,657,000
三菱地所 第135回担保提供制限等財務上特約無	100,000,000	96,242,000
東京建物 第25回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,077,000
東京建物 第34回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,086,000
ダイビル 第19回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	88,149,000
京阪神ビルディング 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,860,000
住友不動産 第109回社債間限定同順位特約付	200,000,000	193,088,000
イオンモール 第22回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,151,000
イオンモール 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,485,000
エヌ・ティ・ティ都市開発 第15回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,456,000
日本ビルファンド投資法人 第17回	100,000,000	89,992,000
ジャパンリアルエステイト投資法人 第4回特定投資法人債間限定	100,000,000	103,631,000
日本プライムリアルティ投資法人 第27回特定投資法人債間限定	100,000,000	94,744,000
グローバル・ワン不動産投資法人 第9回	100,000,000	99,647,000
野村不動産オフィスファンド投資法人 第7回特定投資法人債間限	100,000,000	109,064,000

東京急行電鉄 第8 2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,145,000
東京急行電鉄 第8 3回社債間限定同順位特約付	200,000,000	196,056,000
小田急電鉄 第6 8回社債間限定同順位特約付	200,000,000	205,922,000
小田急電鉄 第7 4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,930,000
京王電鉄 第3 8回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,748,000
京成電鉄 第6 3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,262,000
東日本旅客鉄道 第5 7回社債間限定同順位特約付	200,000,000	218,072,000
東日本旅客鉄道 第7 1回社債間限定同順位特約付	100,000,000	108,211,000
東日本旅客鉄道 第7 3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	109,546,000
東日本旅客鉄道 第8 6回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,101,000
東日本旅客鉄道 第1 0 6回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,876,000
東日本旅客鉄道 第1 0 7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,697,000
東日本旅客鉄道 第1 1 9回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,637,000
東日本旅客鉄道 第1 3 3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	78,859,000
東日本旅客鉄道 第1 4 2回社債間限定同順位特約付	200,000,000	109,098,000
東日本旅客鉄道 第1 4 5回社債間限定同順位特約付	200,000,000	132,134,000
東日本旅客鉄道 第1 4 7回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,853,000
東日本旅客鉄道 第1 5 1回社債間限定同順位特約付	100,000,000	59,153,000
東日本旅客鉄道 第1 5 3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	97,432,000
東日本旅客鉄道 第1 6 4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	96,554,000
東日本旅客鉄道 第1 6 5回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,322,000
東日本旅客鉄道 第1 6 7回社債間限定同順位特約付	200,000,000	140,434,000
東日本旅客鉄道 第1 8 4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,964,000
西日本旅客鉄道 第1 3回社債間限定同順位特約付	100,000,000	106,252,000
西日本旅客鉄道 第1 5回社債間限定同順位特約付	300,000,000	322,092,000

西日本旅客鉄道 第53回社債間限定同順位特約付	100,000,000	79,512,000
西日本旅客鉄道 第60回社債間限定同順位特約付	200,000,000	195,472,000
西日本旅客鉄道 第65回社債間限定同順位特約付	200,000,000	194,786,000
西日本旅客鉄道 第66回社債間限定同順位特約付	200,000,000	173,924,000
西日本旅客鉄道 第77回社債間限定同順位特約付	100,000,000	69,750,000
東海旅客鉄道 第51回社債間限定同順位特約付	200,000,000	219,652,000
東海旅客鉄道 第70回社債間限定同順位特約付	100,000,000	103,557,000
東海旅客鉄道 第73回社債間限定同順位特約付	300,000,000	297,750,000
東海旅客鉄道 第74回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,397,000
東京地下鉄 第22回	100,000,000	99,557,000
東京地下鉄 第23回	100,000,000	92,590,000
東京地下鉄 第24回	100,000,000	84,198,000
東京地下鉄 第44回	100,000,000	61,694,000
東京地下鉄 第49回	100,000,000	85,407,000
西武ホールディングス 第1回社債間限定同順位特約付	200,000,000	192,898,000
西日本鉄道 第45回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,342,000
阪急阪神ホールディングス 第47回	400,000,000	414,024,000
阪急阪神ホールディングス 第49回	100,000,000	94,315,000
名古屋鉄道 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	101,570,000
日本通運 第11回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,752,000
日本通運 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	93,517,000
日立物流 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,438,000
日本郵船 第32回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,354,000
横浜高速鉄道 第2回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,907,000
九州旅客鉄道 第2回社債間限定同順位特約付	200,000,000	157,282,000
九州旅客鉄道 第4回社債間限定同順位特約付	100,000,000	85,255,000
日本航空 第12回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,598,000

	位特約付			
	ANAホールディングス 第32回 社債間限定同順位特約付	100,000,000	89,485,000	
	KDDI 第25回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	99,024,000	
	KDDI 第30回社債間限定同順 位特約付	100,000,000	99,920,000	
	ソフトバンク 第11回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	99,410,000	
	ソフトバンク 第12回社債間限定 同順位特約付	200,000,000	195,728,000	
	ソフトバンク 第14回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	98,881,000	
	ソフトバンク 第16回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	93,749,000	
	ソフトバンク 第23回社債間限定 同順位特約付	100,000,000	97,987,000	
	東京電力 第548回	100,000,000	103,185,000	
	東京電力 第560回	100,000,000	102,059,000	
	中部電力 第524回	100,000,000	100,049,000	
	中部電力 第530回	200,000,000	196,140,000	
	中部電力 第559回	100,000,000	90,145,000	
	中部電力 第560回	100,000,000	89,666,000	
	関西電力 第509回	100,000,000	100,082,000	
	関西電力 第511回	300,000,000	299,076,000	
	関西電力 第520回	100,000,000	87,797,000	
	関西電力 第522回	200,000,000	198,494,000	
	関西電力 第535回	200,000,000	199,344,000	
	関西電力 第536回	100,000,000	96,992,000	
	関西電力 第556回	100,000,000	97,644,000	
	関西電力 第557回	100,000,000	91,589,000	
	中国電力 第394回	100,000,000	90,472,000	
	中国電力 第400回	100,000,000	99,544,000	
	中国電力 第406回	100,000,000	88,545,000	
	中国電力 第416回	100,000,000	98,443,000	
	中国電力 第422回	600,000,000	584,700,000	
	中国電力 第425回	100,000,000	97,389,000	
	中国電力 第448回	100,000,000	98,352,000	
	北陸電力 第307回	100,000,000	101,765,000	
	北陸電力 第312回	100,000,000	101,722,000	

北陸電力 第322回	100,000,000	99,778,000
北陸電力 第326回	200,000,000	176,340,000
北陸電力 第330回	100,000,000	98,314,000
北陸電力 第339回	100,000,000	90,060,000
東北電力 第481回	200,000,000	201,662,000
東北電力 第484回	100,000,000	91,687,000
東北電力 第491回	100,000,000	100,061,000
東北電力 第508回	100,000,000	99,003,000
東北電力 第521回	300,000,000	293,901,000
東北電力 第529回	200,000,000	198,820,000
東北電力 第560回	200,000,000	195,276,000
四国電力 第293回	100,000,000	91,384,000
四国電力 第321回	100,000,000	77,326,000
四国電力 第328回	100,000,000	99,053,000
九州電力 第449回	200,000,000	200,064,000
九州電力 第451回	100,000,000	100,049,000
九州電力 第476回	100,000,000	98,729,000
九州電力 第478回	100,000,000	88,076,000
九州電力 第481回	300,000,000	294,141,000
九州電力 第484回	200,000,000	195,784,000
九州電力 第493回	300,000,000	298,305,000
北海道電力 第323回	300,000,000	309,975,000
北海道電力 第338回	100,000,000	91,642,000
北海道電力 第350回	100,000,000	88,466,000
北海道電力 第385回	100,000,000	99,075,000
沖縄電力 第32回	100,000,000	99,946,000
電源開発 第50回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,859,000
電源開発 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,293,000
電源開発 第59回社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,122,000
電源開発 第73回社債間限定同順位特約付	200,000,000	191,664,000
電源開発 第86回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,369,000
東京電力パワーグリッド 第6回	100,000,000	100,709,000
東京電力パワーグリッド 第11回	300,000,000	300,990,000
東京電力パワーグリッド 第15回	300,000,000	297,000,000

	東京電力パワーグリッド 第28回	100,000,000	100,722,000	
	東京電力パワーグリッド 第32回	300,000,000	291,378,000	
	東京電力パワーグリッド 第35回	100,000,000	101,103,000	
	東京電力パワーグリッド 第38回	400,000,000	400,744,000	
	東京電力パワーグリッド 第40回	400,000,000	388,856,000	
	東京電力パワーグリッド 第45回	300,000,000	292,659,000	
	東京電力パワーグリッド 第50回	100,000,000	97,371,000	
	東京電力パワーグリッド 第51回	200,000,000	183,764,000	
	東京電力パワーグリッド 第54回	100,000,000	99,221,000	
	J E R A 第3回無担保社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,135,000	
	J E R A 第17回無担保社債間限定同順位特約付	200,000,000	200,498,000	
	東京瓦斯 第28回社債間限定同順位特約付	200,000,000	213,248,000	
	東京瓦斯 第37回社債間限定同順位特約付	100,000,000	107,379,000	
	東京瓦斯 第38回社債間限定同順位特約付	100,000,000	104,391,000	
	東京瓦斯 第55回社債間限定同順位特約付	100,000,000	83,730,000	
	大阪瓦斯 第36回社債間限定同順位特約付	100,000,000	74,069,000	
	大阪瓦斯 第43回社債間限定同順位特約付	200,000,000	151,962,000	
	大阪瓦斯 第51回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,626,000	
	東邦瓦斯 第44回社債間限定同順位特約付	100,000,000	86,980,000	
	北海道瓦斯 第23回社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,282,000	
	広島ガス 第13回社債間限定同順位特約付	100,000,000	98,995,000	
	西部ガスホールディングス 第21回社債間限定同順位特約付	100,000,000	100,897,000	
	ファーストリテイリング 第7回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	99,650,000	
	ファーストリテイリング 第8回特定社債間限定同順位特約付	100,000,000	92,047,000	
小計	銘柄数：356 組入時価比率：4.9%	50,700,000,000	49,501,620,000	5.0%
合計			49,501,620,000	
合計			998,345,400,183	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年1月10日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	1,900,447,446
コール・ローン	1,786,415,735
国債証券	790,850,100,311
派生商品評価勘定	8,180,995
未収入金	1,154,785,065
未収利息	7,904,074,511
前払費用	888,477,213
その他未収収益	23,307,695
流動資産合計	804,515,788,971
資産合計	804,515,788,971
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	13,920
未払金	2,380,249,735
未払解約金	1,923,175,366
未払利息	1,205
その他未払費用	11,324,112
流動負債合計	4,314,764,338
負債合計	4,314,764,338
純資産の部	
元本等	
元本	283,753,178,527
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	516,447,846,106
元本等合計	800,201,024,633
純資産合計	800,201,024,633
負債純資産合計	804,515,788,971

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p>

4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>
------------------------	--

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年 1月 10日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2,8201円
(10,000口当たり純資産額)	(28,201円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	245,838,841,205円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	
3. 自由処分権を有する担保受入金融資産の時価	
貸付有価証券の担保として受け入れている資産は次の通りであります。	
有価証券	280,774,238,051円
なお、上記の金額は利含み価格で表示しております。	

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年 7月 11日 至 2024年 1月 10日
1. 金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。
これらは、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。
○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。
○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年 1月 10日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
国債証券	(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年1月10日現在		2023年7月11日
期首		2023年7月11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額		274,691,663,539円
同期中における追加設定元本額		28,003,716,815円
同期中における一部解約元本額		18,942,201,827円
期末元本額		283,753,178,527円
期末元本額の内訳*		
バランスセレクト30		73,384,327円
バランスセレクト50		75,107,825円
バランスセレクト70		81,161,824円
野村外国債券インデックスファンド		239,197,037円
野村世界6資産分散投信(安定コース)		3,261,780,032円
野村世界6資産分散投信(分配コース)		22,553,683,277円
野村世界6資産分散投信(成長コース)		2,715,826,024円
野村資産設計ファンド2015		18,915,162円
野村資産設計ファンド2020		20,938,742円
野村資産設計ファンド2025		32,524,630円
野村資産設計ファンド2030		49,208,888円
野村資産設計ファンド2035		39,432,648円
野村資産設計ファンド2040		62,990,739円
野村外国債券インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)		77,812,039,688円
のむラップ・ファンド(保守型)		5,279,568,223円
のむラップ・ファンド(普通型)		30,952,406,982円
のむラップ・ファンド(積極型)		10,214,292,389円
野村外国債券インデックス(野村SMA向け)		373,019,399円
野村資産設計ファンド2045		12,573,127円
野村インデックスファンド・外国債券		1,133,591,607円
マイ・ロード		6,393,638,706円
ネクストコア		73,988,481円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス		352,789,814円
野村外国債券インデックスBコース(野村SMA・EW向け)		6,851,409,525円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)		978,439,179円
野村資産設計ファンド2050		11,658,915円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型		4,022,575円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型		2,891,394円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型		1,938,490円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型		1,726,309円
のむラップ・ファンド(やや保守型)		1,024,440,421円
のむラップ・ファンド(やや積極型)		1,805,979,405円
インデックス・ブレンド(タイプI)		2,157,938円
インデックス・ブレンド(タイプII)		2,112,528円
インデックス・ブレンド(タイプIII)		7,495,518円
インデックス・ブレンド(タイプIV)		2,700,206円
インデックス・ブレンド(タイプV)		6,533,530円
野村6資産均等バランス		4,010,344,739円
野村外国債券(含む新興国)インデックス Bコース(野村投資一任口座向け)		8,436,054,284円
世界6資産分散ファンド		84,299,112円
野村資産設計ファンド2060		6,061,044円
NEXT FUNDS 外国債券・FTSE世界国債インデックス(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信		11,866,393,403円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)外国債券		7,209,797,510円
野村外国債券インデックスファンドVA(適格機関投資家専用)		5,405,148円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)		817,113,101円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)		163,381,178円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)		821,882,824円

グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	270,728,098円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型 (適格機関投資家専用)	1,537,148円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型 (適格機関投資家専用)	5,884,617円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型 (適格機関投資家専用)	76,395円
野村インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	2,339,002,425円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA (適格機関投資家専用)	852,037円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	11,365,680円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	5,714,255円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	151,866,301円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	119,826,278円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	1,851,253,308円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	46,758,511円
ノムラ外国債券インデックスファンドVA (適格機関投資家専用)	853,164,296円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国債券 (適格機関投資家専用)	1,930,283,474円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	5,050,615円
バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	3,532,358円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	8,166,318円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	6,982,803円
野村外国債券パッシブファンド (確定拠出年金向け)	647,102,606円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	5,348,221,345円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	7,277,359,542円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	6,317,569,174円
野村外国債券インデックスファンド (確定拠出年金向け)	26,089,633,835円
マイバランスDC30	2,327,753,673円
マイバランスDC50	1,921,074,656円
マイバランスDC70	1,535,776,896円
野村DC外国債券インデックスファンド	10,985,988,186円
野村DC運用戦略ファンド	3,421,207,092円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	472,637,801円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	486,607,094円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	1,130,969,184円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	472,029,424円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	29,785,284円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	73,292,322円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	38,030,202円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	29,110,164円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	22,834,201円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	11,929,882円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	410,885,779円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	221,655,264円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	144,817,249円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	192,644,123円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	6,121,907円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	72,992,343円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	62,066,068円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	348,962,282円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	95,742,428円
マイターゲット2070 (確定拠出年金向け)	35,757円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年1月10日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年1月10日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY BOND	70,850,000.00	73,224,580.26	
		US TREASURY BOND	26,750,000.00	28,741,620.42	
		US TREASURY BOND	84,200,000.00	88,857,312.50	
		US TREASURY BOND	100,000.00	103,537.10	
		US TREASURY BOND	7,100,000.00	5,739,628.64	
		US TREASURY BOND	200,000.00	184,136.70	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,547.57	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,070.99	
		US TREASURY N/B	100,000.00	96,383.66	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,669.07	
		US TREASURY N/B	300,000.00	289,608.63	
		US TREASURY N/B	100,000.00	99,348.82	
		US TREASURY N/B	28,450,000.00	27,613,168.85	
		US TREASURY N/B	5,900,000.00	5,695,113.06	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,835.93	
		US TREASURY N/B	300,000.00	288,164.04	
		US TREASURY N/B	20,400,000.00	19,714,686.48	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,613.28	
		US TREASURY N/B	11,900,000.00	11,318,015.03	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,521.48	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,777.34	
		US TREASURY N/B	49,800,000.00	47,134,918.14	
		US TREASURY N/B	8,850,000.00	8,565,140.62	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,578.12	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,677.73	
		US TREASURY N/B	62,300,000.00	58,683,678.13	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,673.82	
		US TREASURY N/B	100,000.00	97,492.18	
		US TREASURY N/B	200,000.00	187,859.36	
		US TREASURY N/B	300,000.00	293,343.75	
		US TREASURY N/B	2,700,000.00	2,633,712.84	
		US TREASURY N/B	100,000.00	93,646.48	
US TREASURY N/B	36,750,000.00	35,348,906.25			
US TREASURY N/B	40,800,000.00	39,679,591.20			

	US TREASURY N/B	56,850,000.00	53,082,573.24
	US TREASURY N/B	48,500,000.00	47,334,860.25
	US TREASURY N/B	350,000.00	325,889.62
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,685.54
	US TREASURY N/B	53,000,000.00	51,706,052.70
	US TREASURY N/B	44,000,000.00	40,847,809.20
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,980.46
	US TREASURY N/B	56,500,000.00	54,352,553.65
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,183.59
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,277.34
	US TREASURY N/B	67,200,000.00	62,355,558.72
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,312.50
	US TREASURY N/B	170,000.00	164,554.67
	US TREASURY N/B	200,000.00	185,156.24
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,115.23
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,691.40
	US TREASURY N/B	35,180,000.00	32,466,601.78
	US TREASURY N/B	4,500,000.00	4,258,827.90
	US TREASURY N/B	200,000.00	198,738.28
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,355.46
	US TREASURY N/B	17,500,000.00	16,154,687.50
	US TREASURY N/B	200,000.00	201,351.56
	US TREASURY N/B	1,600,000.00	1,532,249.92
	US TREASURY N/B	200,000.00	185,316.40
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,890.62
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,933.59
	US TREASURY N/B	22,100,000.00	20,420,053.03
	US TREASURY N/B	1,800,000.00	1,695,867.12
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,642.57
	US TREASURY N/B	300,000.00	285,902.34
	US TREASURY N/B	1,700,000.00	1,566,921.79
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,773.43
	US TREASURY N/B	100,000.00	94,658.20
	US TREASURY N/B	100,000.00	92,318.35
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,697.26
	US TREASURY N/B	6,200,000.00	5,854,882.58

	US TREASURY N/B	100,000.00	91,441.40
	US TREASURY N/B	41,280,000.00	38,567,771.90
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,423.82
	US TREASURY N/B	48,400,000.00	45,040,357.56
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,523.43
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,121.09
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,585.93
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,701.17
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,195.31
	US TREASURY N/B	1,500,000.00	1,400,976.45
	US TREASURY N/B	300,000.00	276,210.93
	US TREASURY N/B	64,600,000.00	60,918,303.88
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,273.43
	US TREASURY N/B	2,750,000.00	2,564,267.47
	US TREASURY N/B	7,020,000.00	6,474,578.29
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,458.98
	US TREASURY N/B	100,000.00	92,115.23
	US TREASURY N/B	100,000.00	92,589.84
	US TREASURY N/B	100,000.00	94,673.82
	US TREASURY N/B	100,000.00	91,376.95
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,505.85
	US TREASURY N/B	100,000.00	89,650.39
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,298.82
	US TREASURY N/B	71,200,000.00	63,404,155.36
	US TREASURY N/B	350,000.00	335,665.01
	US TREASURY N/B	750,000.00	710,375.92
	US TREASURY N/B	50,200,000.00	44,574,065.92
	US TREASURY N/B	500,000.00	477,226.55
	US TREASURY N/B	15,150,000.00	13,418,992.81
	US TREASURY N/B	300,000.00	292,236.30
	US TREASURY N/B	14,100,000.00	12,398,636.19
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,677.73
	US TREASURY N/B	600,000.00	564,011.70
	US TREASURY N/B	28,550,000.00	25,154,108.83
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,857.42
	US TREASURY N/B	100,000.00	87,451.17

	US TREASURY N/B	100,000.00	100,263.67
	US TREASURY N/B	12,350,000.00	10,822,892.86
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,257.81
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	937,011.70
	US TREASURY N/B	300,000.00	263,531.25
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,398.43
	US TREASURY N/B	500,000.00	438,193.35
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,466.79
	US TREASURY N/B	10,600,000.00	9,312,472.06
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,048.82
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,197.26
	US TREASURY N/B	63,100,000.00	56,202,128.85
	US TREASURY N/B	16,500,000.00	14,743,007.40
	US TREASURY N/B	100,000.00	89,162.10
	US TREASURY N/B	3,600,000.00	3,437,296.56
	US TREASURY N/B	46,850,000.00	41,691,922.75
	US TREASURY N/B	25,700,000.00	22,827,821.97
	US TREASURY N/B	100,000.00	87,619.14
	US TREASURY N/B	150,000.00	142,927.72
	US TREASURY N/B	10,100,000.00	8,880,503.78
	US TREASURY N/B	11,800,000.00	10,415,804.54
	US TREASURY N/B	3,300,000.00	2,924,947.08
	US TREASURY N/B	28,500,000.00	27,401,191.04
	US TREASURY N/B	100,000.00	89,017.57
	US TREASURY N/B	100,000.00	88,308.59
	US TREASURY N/B	200,000.00	179,585.92
	US TREASURY N/B	38,550,000.00	36,113,516.64
	US TREASURY N/B	18,000,000.00	16,243,241.40
	US TREASURY N/B	15,600,000.00	14,410,500.00
	US TREASURY N/B	100,000.00	94,636.71
	US TREASURY N/B	28,900,000.00	26,647,831.67
	US TREASURY N/B	9,100,000.00	8,548,667.40
	US TREASURY N/B	10,800,000.00	10,400,694.84
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,164.06
	US TREASURY N/B	100,000.00	88,484.37
	US TREASURY N/B	41,000,000.00	39,175,016.20

	US TREASURY N/B	100,000.00	99,281.25
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,912.10
	US TREASURY N/B	100,000.00	88,734.37
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,240.23
	US TREASURY N/B	100,000.00	99,250.00
	US TREASURY N/B	100,000.00	81,652.34
	US TREASURY N/B	100,000.00	97,246.09
	US TREASURY N/B	6,200,000.00	5,368,933.40
	US TREASURY N/B	50,000,000.00	49,947,265.00
	US TREASURY N/B	45,200,000.00	44,231,553.84
	US TREASURY N/B	39,200,000.00	38,086,778.80
	US TREASURY N/B	86,650,000.00	97,342,471.36
	US TREASURY N/B	45,400,000.00	36,887,500.00
	US TREASURY N/B	23,330,000.00	18,800,697.46
	US TREASURY N/B	10,000,000.00	10,063,085.00
	US TREASURY N/B	82,500,000.00	89,802,537.00
	US TREASURY N/B	100,000.00	82,833.98
	US TREASURY N/B	100,000.00	85,119.14
	US TREASURY N/B	100,000.00	82,132.81
	US TREASURY N/B	150,000.00	123,603.51
	US TREASURY N/B	100,000.00	85,312.50
	US TREASURY N/B	64,230,000.00	59,046,433.46
	US TREASURY N/B	35,700,000.00	32,422,150.95
	US TREASURY N/B	87,650,000.00	88,321,065.93
	US TREASURY N/B	100,000.00	96,054.68
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,031.25
	US TREASURY N/B	100,000.00	98,875.00
	US TREASURY N/B	100,000.00	103,906.25
	US TREASURY N/B	100,000.00	105,355.46
	US TREASURY N/B	150,000.00	165,562.50
	US TREASURY N/B	100,000.00	104,722.65
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,197.26
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,367.18
	US TREASURY N/B	100,000.00	104,140.62
	US TREASURY N/B	100,000.00	102,517.57
	US TREASURY N/B	100,000.00	105,388.67

	US TREASURY N/B	3,500,000.00	3,576,562.50
	US TREASURY N/B	200,000.00	126,664.06
	US TREASURY N/B	100,000.00	95,957.03
	US TREASURY N/B	4,100,000.00	2,569,866.88
	US TREASURY N/B	1,400,000.00	1,404,566.38
	US TREASURY N/B	24,100,000.00	15,700,301.68
	US TREASURY N/B	4,100,000.00	4,364,818.18
	US TREASURY N/B	200,000.00	141,343.74
	US TREASURY N/B	100,000.00	101,521.48
	US TREASURY N/B	20,600,000.00	15,435,112.38
	US TREASURY N/B	34,300,000.00	32,127,441.43
	US TREASURY N/B	15,300,000.00	10,454,800.59
	US TREASURY N/B	3,400,000.00	2,908,128.80
	US TREASURY N/B	7,300,000.00	5,192,409.70
	US TREASURY N/B	100,000.00	85,300.78
	US TREASURY N/B	600,000.00	452,742.18
	US TREASURY N/B	100,000.00	83,324.21
	US TREASURY N/B	500,000.00	431,699.20
	US TREASURY N/B	200,000.00	159,660.14
	US TREASURY N/B	100,000.00	87,796.87
	US TREASURY N/B	100,000.00	79,587.89
	US TREASURY N/B	1,000,000.00	958,007.80
	US TREASURY N/B	290,000.00	244,155.06
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,966.79
	US TREASURY N/B	100,000.00	93,914.06
	US TREASURY N/B	100,000.00	90,558.59
	US TREASURY N/B	100,000.00	100,539.06
	US TREASURY N/B	100,000.00	90,275.39
	US TREASURY N/B	7,600,000.00	6,597,155.68
	US TREASURY N/B	39,450,000.00	32,869,089.07
	US TREASURY N/B	34,100,000.00	27,764,857.67
	US TREASURY N/B	45,200,000.00	33,633,387.80
	US TREASURY N/B	22,900,000.00	18,570,915.30
	US TREASURY N/B	17,500,000.00	13,867,724.50
	US TREASURY N/B	3,200,000.00	2,586,000.00
	US TREASURY N/B	55,700,000.00	40,999,332.94

	US TREASURY N/B	26,700,000.00	19,602,595.32	
	US TREASURY N/B	39,000,000.00	27,175,839.60	
	US TREASURY N/B	11,200,000.00	8,794,843.68	
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,603,242.00	
	US TREASURY N/B	2,000,000.00	1,601,367.00	
	US TREASURY N/B	11,400,000.00	8,699,401.56	
	US TREASURY N/B	6,300,000.00	4,803,503.67	
	US TREASURY N/B	100,000.00	79,833.98	
	US TREASURY N/B	100,000.00	81,632.81	
	US TREASURY N/B	500,000.00	398,671.85	
	US TREASURY N/B	200,000.00	170,660.14	
	US TREASURY N/B	100,000.00	79,646.48	
	US TREASURY N/B	100,000.00	77,744.14	
	US TREASURY N/B	250,000.00	170,527.32	
	US TREASURY N/B	300,000.00	210,181.62	
	US TREASURY N/B	200,000.00	128,289.06	
	US TREASURY N/B	96,900,000.00	50,785,435.35	
	US TREASURY N/B	102,200,000.00	55,371,632.96	
	US TREASURY N/B	32,600,000.00	18,895,263.18	
	US TREASURY N/B	22,600,000.00	13,971,830.76	
	US TREASURY N/B	150,000.00	104,402.34	
	US TREASURY N/B	100,000.00	63,648.43	
	US TREASURY N/B	100,000.00	61,585.93	
	US TREASURY N/B	100,000.00	67,570.31	
	US TREASURY N/B	100,000.00	77,699.21	
	US TREASURY N/B	100,000.00	79,796.87	
小計	銘柄数：240	2,908,350,000.00	2,594,074,318.64	
			(375,336,613,164)	
	組入時価比率：46.9%		47.5%	
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT	1,600,000.00	1,586,465.76	
	CANADIAN GOVERNMENT	34,000,000.00	32,814,875.60	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	96,560.12	
	CANADIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	3,076,573.92	
	CANADIAN GOVERNMENT	4,500,000.00	4,382,236.80	
	CANADIAN GOVERNMENT	2,100,000.00	1,982,333.64	
	CANADIAN GOVERNMENT	1,400,000.00	1,375,267.04	

	CANADIAN GOVERNMENT	350,000.00	325,009.51	
	CANADIAN GOVERNMENT	650,000.00	639,176.72	
	CANADIAN GOVERNMENT	300,000.00	285,157.11	
	CANADIAN GOVERNMENT	13,050,000.00	12,201,573.82	
	CANADIAN GOVERNMENT	3,800,000.00	3,545,134.38	
	CANADIAN GOVERNMENT	200,000.00	184,676.50	
	CANADIAN GOVERNMENT	3,100,000.00	3,026,252.24	
	CANADIAN GOVERNMENT	800,000.00	803,754.48	
	CANADIAN GOVERNMENT	250,000.00	236,993.02	
	CANADIAN GOVERNMENT	7,680,000.00	8,630,713.34	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	95,325.61	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	95,027.79	
	CANADIAN GOVERNMENT	10,150,000.00	8,995,367.46	
	CANADIAN GOVERNMENT	750,000.00	624,861.45	
	CANADIAN GOVERNMENT	5,950,000.00	5,276,017.91	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	88,025.22	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	91,077.89	
	CANADIAN GOVERNMENT	900,000.00	850,187.70	
	CANADIAN GOVERNMENT	19,550,000.00	23,513,950.18	
	CANADIAN GOVERNMENT	6,730,000.00	8,004,320.78	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	110,416.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	9,850,354.00	
	CANADIAN GOVERNMENT	600,000.00	557,696.94	
	CANADIAN GOVERNMENT	15,600,000.00	12,268,883.64	
	CANADIAN GOVERNMENT	100,000.00	73,274.07	
	CANADIAN GOVERNMENT	4,700,000.00	4,339,252.44	
小計	銘柄数 : 33	151,910,000.00	150,026,793.08	
			(16,216,396,064)	
	組入時価比率 : 2.0%		2.1%	
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT	70,500,000.00	66,867,840.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	149,000,000.00	137,434,843.50	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	24,500,000.00	22,997,905.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	35,000,000.00	31,242,750.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	83,200,000.00	78,691,392.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	77,300,000.00	75,403,831.00	
	MEX BONOS DESARR FIX RT	106,600,000.00	98,886,424.00	

	小計	MEX BONOS DESARR FIX RT	6,000,000.00	5,397,240.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	400,000.00	362,360.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	45,300,000.00	48,520,830.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	94,600,000.00	89,616,472.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	68,200,000.00	59,477,902.00	
		MEX BONOS DESARR FIX RT	109,500,000.00	97,066,275.00	
		銘柄数 : 13	870,100,000.00	811,966,064.50	(6,922,660,272)
組入時価比率 : 0.9%					
ユーロ	BELGIUM KINGDOM	600,000.00	582,235.20		
	BELGIUM KINGDOM	9,600,000.00	9,980,753.28		
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	96,349.80		
	BELGIUM KINGDOM	4,000,000.00	3,783,828.00		
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	93,271.20		
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	92,208.20		
	BELGIUM KINGDOM	11,400,000.00	10,262,280.00		
	BELGIUM KINGDOM	9,100,000.00	10,007,543.00		
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	88,430.00		
	BELGIUM KINGDOM	2,800,000.00	2,322,986.40		
	BELGIUM KINGDOM	100,000.00	86,668.60		
	BELGIUM KINGDOM	1,000,000.00	660,000.00		
	BELGIUM KINGDOM	4,100,000.00	4,701,703.70		
	BELGIUM KINGDOM	3,600,000.00	3,899,628.00		
	BELGIUM KINGDOM	5,550,000.00	4,072,717.65		
	BELGIUM KINGDOM	3,400,000.00	2,465,778.60		
	BELGIUM KINGDOM	3,300,000.00	3,279,903.00		
	BELGIUM KINGDOM	2,600,000.00	2,065,915.80		
	BELGIUM KINGDOM	2,200,000.00	1,675,102.00		
	BELGIUM KINGDOM GOVT	12,830,000.00	14,394,618.50		
	BELGIUM KINGDOM GOVT	11,500,000.00	13,813,708.00		
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,059.00		
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	24,100,000.00	23,099,488.50		
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5,750,000.00	5,890,501.25		
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,740.50		
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	94,410.00			
BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100,000.00	98,104.70			

	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1, 050, 000. 00	1, 049, 835. 67
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	48, 650, 000. 00	52, 309, 793. 55
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	96, 208. 50
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	92, 075. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	96, 190. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	93, 675. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	95, 493. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	89, 885. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	94, 709. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	94, 545. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	38, 850, 000. 00	43, 030, 260. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	93, 610. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	89, 845. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	86, 708. 20
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	94, 668. 90
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	96, 201. 10
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	100, 260. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	93, 804. 40
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1, 300, 000. 00	1, 342, 992. 17
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	86, 375. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	72, 229. 20
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	5, 600, 000. 00	5, 818, 212. 96
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	10, 400, 000. 00	12, 075, 960. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	9, 600, 000. 00	10, 969, 171. 20
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	96, 617. 10
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	3, 000, 000. 00	3, 637, 038. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	87, 806. 00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	100, 000. 00	83, 485. 03
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	20, 400, 000. 00	18, 388, 596. 72
	BUNDESobligation	200, 000. 00	189, 596. 00
	BUNDESobligation	100, 000. 00	93, 926. 00
	BUNDESobligation	3, 600, 000. 00	3, 643, 092. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	97, 249. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	97, 321. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	95, 998. 00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100, 000. 00	94, 256. 00

BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	94,168.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	42,150,000.00	48,049,735.50
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	94,341.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,400,000.00	1,583,820.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	93,712.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,100,000.00	1,222,067.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	92,009.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	90,480.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	91,245.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	700,000.00	699,643.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	17,800,000.00	21,909,130.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	9,200,000.00	9,364,036.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	34,900,000.00	42,494,589.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	17,800,000.00	21,952,117.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	17,400,000.00	20,571,783.36
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	83,141.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	35,400,000.00	43,719,916.86
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	12,600,000.00	16,545,852.54
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15,230,000.00	17,030,356.57
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	100,885.20
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	101,264.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	78,835.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	19,100,000.00	9,735,843.00
BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	100,000.00	87,178.00
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	3,350,000.00	3,329,263.50
BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	650,000.00	649,278.50
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	96,930.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	17,500,000.00	17,820,250.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	23,800,000.00	23,819,004.30
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,210.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,692.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,090.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	96,948.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	50,950,000.00	51,377,980.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	148,590.00
BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,100.00

	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	100,900.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,000.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,200,000.00	2,266,000.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	101,714.90
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	96,790.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	97,860.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	39,950,000.00	40,812,920.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	8,600,000.00	9,580,400.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	95,260.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	94,125.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	194,720.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	193,200.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	16,250,000.00	18,239,000.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,490.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	191,720.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	40,850,000.00	41,295,265.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	106,700.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,340.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	10,000,000.00	10,397,000.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	98,620.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	165,480.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	54,000,000.00	55,398,600.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	100,850.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	16,000,000.00	16,241,600.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	500,000.00	516,900.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	88,880.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	116,360.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	150,000.00	129,735.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	80,980.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	91,260.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	43,850,000.00	50,738,835.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	600,000.00	632,580.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	89,800.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	32,800,000.00	36,086,560.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	14,000,000.00	13,304,200.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,100,000.00	2,120,370.00

	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	82,900.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	100,140.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	90,700.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	86,670.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	2,800,000.00	3,053,680.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	200,000.00	174,920.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	12,800,000.00	13,984,000.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,800,000.00	1,832,400.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	9,300,000.00	9,889,620.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	85,690.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	86,770.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	92,900.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	100,000.00	71,640.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	14,600,000.00	14,826,300.00
	BUONI POLIENNALI DEL TES	9,500,000.00	6,803,035.50
	FINNISH GOVERNMENT	600,000.00	609,558.00
	FINNISH GOVERNMENT	100,000.00	96,976.60
	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,908,920.00
	FINNISH GOVERNMENT	3,300,000.00	3,340,207.20
	FINNISH GOVERNMENT	2,400,000.00	2,149,569.60
	FINNISH GOVERNMENT	1,300,000.00	1,144,200.20
	FINNISH GOVERNMENT	2,000,000.00	1,710,344.00
	FINNISH GOVERNMENT	4,500,000.00	3,226,036.50
	FINNISH GOVERNMENT	3,000,000.00	2,928,014.70
	FINNISH GOVERNMENT	400,000.00	380,168.00
	FINNISH GOVERNMENT	1,000,000.00	737,327.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	96,650.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	96,439.00
	FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	145,125.00
	FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	190,580.20
	FRANCE (GOVT OF)	40,250,000.00	40,191,275.25
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	93,825.70
	FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	138,958.87
	FRANCE (GOVT OF)	150,000.00	142,950.90
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	93,416.50
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	93,075.00

	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	92,318.20
	FRANCE (GOVT OF)	17,710,000.00	17,946,623.31
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	90,338.10
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	100,138.18
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	86,646.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	83,010.00
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	84,987.78
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	80,380.94
	FRANCE (GOVT OF)	200,000.00	140,882.40
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	55,336.50
	FRANCE (GOVT OF)	42,200,000.00	22,853,621.00
	FRANCE (GOVT OF)	9,150,000.00	8,732,432.43
	FRANCE (GOVT OF)	100,000.00	68,661.30
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	24,170,000.00	25,518,831.02
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	96,905.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	94,685.40
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	300,000.00	305,865.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	8,750,000.00	8,839,250.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	57,950,000.00	66,502,840.50
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	93,266.80
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	38,150,000.00	47,386,992.45
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	56,600,000.00	67,120,638.20
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	10,200,000.00	11,457,058.20
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	15,350,000.00	18,343,250.00
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	100,000.00	101,828.30
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	15,350,000.00	17,620,418.50
	FRANCE GOVERNMENT O. A. T	840,000.00	974,918.28
	IRISH GOVERNMENT	730,000.00	749,122.20
	IRISH GOVERNMENT	200,000.00	188,312.00
	IRISH TSY 1.10% 2029	600,000.00	562,080.60
	IRISH TSY 1.3% 2033	9,100,000.00	8,167,432.00
	IRISH TSY 1.35% 2031	100,000.00	93,030.40
	IRISH TSY 1.5% 2050	2,900,000.00	2,132,465.70
	IRISH TSY 1.7% 2037	3,100,000.00	2,722,969.94
	IRISH TSY 1% 2026	100,000.00	96,586.00
	IRISH TSY 2.4% 2030	8,300,000.00	8,302,921.60

	IRISH TSY 2% 2045	1,600,000.00	1,356,969.60
	NETHERLANDS GOVERNMENT	9,100,000.00	8,765,225.56
	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,400,000.00	1,339,380.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	95,325.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	95,690.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	16,500,000.00	18,480,000.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	93,265.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	89,091.84
	NETHERLANDS GOVERNMENT	100,000.00	89,388.04
	NETHERLANDS GOVERNMENT	250,000.00	251,023.85
	NETHERLANDS GOVERNMENT	21,400,000.00	24,517,616.20
	NETHERLANDS GOVERNMENT	15,000,000.00	10,380,000.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	500,000.00	361,289.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT	300,000.00	345,779.64
	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,800,000.00	3,870,436.80
	NETHERLANDS GOVERNMENT	3,400,000.00	2,959,373.60
	REPUBLIC OF AUSTRIA	800,000.00	591,620.80
	REPUBLIC OF AUSTRIA	900,000.00	867,326.40
	REPUBLIC OF AUSTRIA	5,500,000.00	5,360,608.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,900,000.00	8,253,920.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,952,000.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	8,800,000.00	9,889,044.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	11,600,000.00	10,473,640.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	700,000.00	600,650.89
	REPUBLIC OF AUSTRIA	10,350,000.00	9,997,768.80
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,750,000.00	3,099,049.25
	REPUBLIC OF AUSTRIA	3,100,000.00	3,147,002.20
	REPUBLIC OF AUSTRIA	7,000,000.00	5,203,800.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,000,000.00	1,172,380.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA	2,650,000.00	3,074,106.00
	SPANISH GOVERNMENT	38,500,000.00	44,355,927.00
	SPANISH GOVERNMENT	36,100,000.00	43,471,620.00
	SPANISH GOVERNMENT	14,250,000.00	15,497,573.25
小計	銘柄数：240	1,536,460,000.00	1,615,105,039.48 (255,509,617,245)
	組入時価比率：31.9%		32.3%

英bond	UK TREASURY	100,000.00	95,590.00
	UK TREASURY	120,000.00	120,756.00
	UK TREASURY	200,000.00	190,210.00
	UK TREASURY	100,000.00	96,605.00
	UK TREASURY	100,000.00	94,504.00
	UK TREASURY	100,000.00	90,980.20
	UK TREASURY	400,000.00	407,872.32
	UK TREASURY	200,000.00	182,722.00
	UK TREASURY	100,000.00	110,410.60
	UK TREASURY	11,250,000.00	9,630,225.00
	UK TREASURY	200,000.00	171,662.28
	UK TREASURY	1,850,000.00	1,974,508.70
	UK TREASURY	160,000.00	166,352.00
	UK TREASURY	13,000,000.00	13,689,192.40
	UK TREASURY	13,280,000.00	13,634,708.80
	UK TREASURY	100,000.00	75,700.80
	UK TREASURY	29,550,000.00	28,332,244.50
	UK TREASURY	4,250,000.00	4,529,225.00
	UK TREASURY	22,100,000.00	22,186,985.60
	UK TREASURY	500,000.00	499,650.00
	UK TREASURY	320,000.00	327,840.00
	UK TREASURY	9,890,000.00	8,709,197.29
	UK TREASURY	8,400,000.00	8,236,962.72
	UK TREASURY	100,000.00	58,022.20
	UK TREASURY	100,000.00	60,438.76
	UK TREASURY	100,000.00	97,818.80
	UK TREASURY	11,550,000.00	5,834,962.98
	UK TREASURY	100,000.00	89,900.60
	UK TREASURY	1,600,000.00	845,177.60
	UK TREASURY	1,550,000.00	839,015.00
	UK TREASURY	100,000.00	55,060.00
	UK TREASURY	100,000.00	94,190.00
UK TREASURY	100,000.00	66,025.68	
UK TREASURY	200,000.00	170,312.08	
UK TSY 0 1/2% 2061	9,500,000.00	2,960,200.00	
UK TSY 0 5/8% 2050	52,400,000.00	21,817,222.08	

小計	UK TSY 3 1/4% 2044	10,000,000.00	8,525,128.00
	UNITED KINGDOM GILT	30,670,000.00	30,300,426.50
	UNITED KINGDOM GILT	31,100,000.00	31,335,427.00
	UNITED KINGDOM GILT	9,000,000.00	9,280,892.69
	UNITED KINGDOM GILT	500,000.00	531,333.55
	UNITED KINGDOM GILT	500,000.00	526,870.00
	UNITED KINGDOM GILT	140,000.00	71,498.00
	UNITED KINGDOM (GOVERNMENT)	170,000.00	166,427.14
	銘柄数 : 44 組入時価比率 : 5.2%	275,850,000.00	227,280,453.87 (41,810,512,293) 5.3%
スウェーデン クローナ	SWEDISH GOVERNMENT	41,350,000.00	41,061,377.00
	SWEDISH GOVERNMENT	17,000,000.00	16,348,621.20
	SWEDISH GOVERNMENT	18,300,000.00	17,207,136.81
	SWEDISH GOVERNMENT	4,100,000.00	3,792,739.44
	SWEDISH GOVERNMENT	13,100,000.00	11,308,575.00
	SWEDISH GOVERNMENT	3,000,000.00	3,012,677.70
	SWEDISH GOVERNMENT	21,300,000.00	24,298,401.00
小計	銘柄数 : 7 組入時価比率 : 0.2%	118,150,000.00	117,029,528.15 (1,652,456,937) 0.2%
ノルウェー クローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	22,300,000.00	21,769,237.70
	NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	9,013,190.00
	NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,239,300.00
	NORWEGIAN GOVERNMENT	9,400,000.00	8,922,292.00
	NORWEGIAN GOVERNMENT	28,000,000.00	25,754,400.00
	NORWEGIAN GOVERNMENT	8,200,000.00	7,250,768.00
	NORWEGIAN GOVERNMENT	18,500,000.00	16,815,723.00
	NORWEGIAN GOVERNMENT	5,500,000.00	5,327,157.00
小計	銘柄数 : 8 組入時価比率 : 0.2%	106,800,000.00	100,092,067.70 (1,399,287,106) 0.2%
デンマーク クローネ	KINGDOM OF DENMARK	25,200,000.00	24,756,480.00
	KINGDOM OF DENMARK	3,300,000.00	3,087,148.02
	KINGDOM OF DENMARK	15,850,000.00	14,318,890.00
	KINGDOM OF DENMARK	2,600,000.00	2,548,000.00

小計	KINGDOM OF DENMARK	43,800,000.00	55,023,750.00
	KINGDOM OF DENMARK	7,500,000.00	4,080,375.00
	銘柄数：6	98,250,000.00	103,814,643.02 (2,201,908,578)
	組入時価比率：0.3%		0.3%
ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	8,300,000.00	7,888,253.60
	POLAND GOVERNMENT BOND	5,300,000.00	5,180,898.40
	POLAND GOVERNMENT BOND	56,800,000.00	52,512,281.60
	POLAND GOVERNMENT BOND	10,700,000.00	11,840,135.29
	POLAND GOVERNMENT BOND	8,900,000.00	9,256,827.70
	POLAND GOVERNMENT BOND	3,300,000.00	2,963,654.10
	POLAND GOVERNMENT BOND	7,400,000.00	5,890,651.60
	POLAND GOVERNMENT BOND	2,900,000.00	2,269,716.90
	POLAND GOVERNMENT BOND	16,300,000.00	17,365,152.84
	銘柄数：9	119,900,000.00	115,167,572.03 (4,189,853,854)
組入時価比率：0.5%		0.5%	
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	7,750,000.00	7,680,039.20
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	16,430,000.00	16,598,271.13
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,350,000.00	1,392,114.06
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,200,000.00	3,087,913.60
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	286,454.82
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,700,000.00	1,654,789.69
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	9,300,000.00	8,760,600.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	22,200,000.00	20,467,172.34
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	4,600,000.00	3,784,903.92
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,300,000.00	2,777,177.04
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	1,100,000.00	877,140.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	600,000.00	482,077.20
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,500,000.00	2,071,107.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	19,000,000.00	19,599,710.30
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	300,000.00	273,380.22
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000.00	96,949.19
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	400,000.00	349,177.64
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	11,800,000.00	11,234,444.88
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,250,000.00	1,975,050.00

小計	AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,250,000.00	2,604,891.90
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,700,000.00	4,484,190.00
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	7,000,000.00	3,972,500.00
	銘柄数：22 組入時価比率：1.4%	124,130,000.00	114,510,054.13 (11,084,573,239) 1.4%
ニュージーランド ドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,100,000.00	3,979,050.00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,100,000.00	3,107,905.00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	900,000.00	755,482.32
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,100,000.00	1,970,073.21
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	100,000.00	100,410.00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	300,000.00	250,260.00
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	4,000,000.00	3,682,290.40
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	6,450,000.00	5,161,103.59
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	2,600,000.00	1,650,879.62
	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,000,000.00	676,400.00
	小計	銘柄数：10 組入時価比率：0.2%	24,650,000.00
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT	1,100,000.00	1,084,050.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	4,530,000.00	4,429,887.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	500,000.00	477,800.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,850,000.00	5,963,490.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	200,000.00	199,460.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	300,000.00	301,500.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	5,260,000.00	5,278,410.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	400,000.00	366,800.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,930,000.00	4,102,762.80
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,220,000.00	3,017,140.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	850,000.00	834,993.25
	SINGAPORE GOVERNMENT	2,500,000.00	2,440,000.00
	SINGAPORE GOVERNMENT	3,000,000.00	2,463,000.00
	小計	銘柄数：13 組入時価比率：0.4%	31,640,000.00
リンギ	MALAYSIA GOVERNMENT	1,000,000.00	1,006,922.60

	MALAYSIA GOVERNMENT	100,000.00	106,549.29
	MALAYSIA GOVERNMENT	3,300,000.00	3,267,310.20
	MALAYSIA GOVERNMENT	7,000,000.00	7,508,558.40
	MALAYSIAN GOVERNMENT	800,000.00	806,478.48
	MALAYSIAN GOVERNMENT	16,900,000.00	17,224,143.69
	MALAYSIAN GOVERNMENT	4,600,000.00	4,646,071.76
	MALAYSIAN GOVERNMENT	12,000,000.00	11,959,521.60
	MALAYSIAN GOVERNMENT	3,700,000.00	3,708,146.29
	MALAYSIAN GOVERNMENT	500,000.00	518,252.05
	MALAYSIAN GOVERNMENT	280,000.00	282,206.06
	MALAYSIAN GOVERNMENT	15,400,000.00	16,006,378.08
	MALAYSIAN GOVERNMENT	400,000.00	370,574.76
	MALAYSIAN GOVERNMENT	5,400,000.00	5,535,083.70
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,200,000.00	10,133,867.28
	MALAYSIAN GOVERNMENT	11,100,000.00	11,287,383.54
	MALAYSIAN GOVERNMENT	14,350,000.00	15,739,958.22
	MALAYSIAN GOVERNMENT	10,500,000.00	11,209,068.15
	MALAYSIAN GOVERNMENT	7,100,000.00	7,810,983.35
小計	銘柄数：19	124,630,000.00	129,127,457.50 (4,014,224,009)
	組入時価比率：0.5%		0.5%
人民元	CHINA GOVERNMENT BOND	142,100,000.00	142,314,102.07
	CHINA GOVERNMENT BOND	13,500,000.00	13,529,322.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	49,900,000.00	49,915,339.26
	CHINA GOVERNMENT BOND	118,500,000.00	118,088,058.45
	CHINA GOVERNMENT BOND	73,500,000.00	73,441,508.70
	CHINA GOVERNMENT BOND	77,800,000.00	77,800,832.46
	CHINA GOVERNMENT BOND	156,500,000.00	156,635,122.10
	CHINA GOVERNMENT BOND	64,000,000.00	64,245,344.00
	CHINA GOVERNMENT BOND	68,500,000.00	68,533,400.60
	CHINA GOVERNMENT BOND	89,500,000.00	90,355,995.90
	CHINA GOVERNMENT BOND	95,000,000.00	94,760,723.50
	CHINA GOVERNMENT BOND	79,500,000.00	79,708,154.85
	CHINA GOVERNMENT BOND	33,000,000.00	33,037,517.70
	CHINA GOVERNMENT BOND	84,800,000.00	85,133,018.08
	CHINA GOVERNMENT BOND	54,000,000.00	54,259,232.40

	CHINA GOVERNMENT BOND	16,500,000.00	16,535,981.55	
	CHINA GOVERNMENT BOND	93,900,000.00	94,651,200.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	63,000,000.00	63,626,969.70	
	CHINA GOVERNMENT BOND	109,500,000.00	109,585,333.35	
	CHINA GOVERNMENT BOND	17,700,000.00	17,776,855.17	
	CHINA GOVERNMENT BOND	70,000,000.00	71,618,988.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	95,100,000.00	95,795,704.05	
	CHINA GOVERNMENT BOND	54,200,000.00	55,206,504.84	
	CHINA GOVERNMENT BOND	74,000,000.00	75,115,934.80	
	CHINA GOVERNMENT BOND	93,500,000.00	94,314,908.60	
	CHINA GOVERNMENT BOND	49,200,000.00	50,059,765.08	
	CHINA GOVERNMENT BOND	73,000,000.00	74,322,745.40	
	CHINA GOVERNMENT BOND	156,000,000.00	157,160,624.40	
	CHINA GOVERNMENT BOND	110,000,000.00	110,799,205.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	23,800,000.00	24,662,550.08	
	CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,551,540.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	20,000,000.00	20,316,686.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	31,500,000.00	32,063,223.15	
	CHINA GOVERNMENT BOND	63,300,000.00	64,007,788.95	
	CHINA GOVERNMENT BOND	49,400,000.00	50,431,047.16	
	CHINA GOVERNMENT BOND	70,300,000.00	72,285,595.38	
	CHINA GOVERNMENT BOND	76,000,000.00	76,671,482.80	
	CHINA GOVERNMENT BOND	106,000,000.00	105,945,675.00	
	CHINA GOVERNMENT BOND	42,000,000.00	42,709,321.20	
	CHINA GOVERNMENT BOND	15,000,000.00	17,455,738.50	
	CHINA GOVERNMENT BOND	36,000,000.00	40,576,744.80	
	CHINA GOVERNMENT BOND	87,700,000.00	95,738,161.04	
	CHINA GOVERNMENT BOND	66,100,000.00	69,805,645.32	
	CHINA GOVERNMENT BOND	72,800,000.00	78,535,169.44	
	CHINA GOVERNMENT BOND	10,000,000.00	10,500,356.00	
小計	銘柄数：45	3,065,600,000.00	3,110,585,116.83	
			(62,759,476,375)	
	組入時価比率：7.8%		7.9%	
新シエケル	ISRAEL FIXED BOND	700,000.00	671,584.76	
	ISRAEL FIXED BOND	15,400,000.00	14,911,376.48	
	ISRAEL FIXED BOND	5,600,000.00	5,231,918.72	

		ISRAEL FIXED BOND	6,500,000.00	6,931,226.25	
		ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	4,740,418.00	
		ISRAEL FIXED BOND	6,600,000.00	6,166,054.62	
		ISRAEL FIXED BOND	5,000,000.00	4,199,959.00	
		ISRAEL FIXED BOND	5,900,000.00	4,170,677.55	
		ISRAEL FIXED BOND	10,300,000.00	11,539,753.32	
		ISRAEL FIXED BOND	5,700,000.00	4,981,909.44	
	小計	銘柄数：10	66,700,000.00	63,544,878.14	
				(2,462,313,192)	
		組入時価比率：0.3%		0.3%	
	合計			790,850,100,311	
				(790,850,100,311)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(3) 貸付有価証券の明細(2024年1月10日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY N/B	40,700,000	
		US TREASURY N/B	37,500,000	
		US TREASURY N/B	45,000,000	
		US TREASURY N/B	27,700,000	
		US TREASURY N/B	17,900,000	
		US TREASURY N/B	1,000,000	
		US TREASURY N/B	38,000,000	
		US TREASURY N/B	40,000,000	
		US TREASURY N/B	9,000,000	
		US TREASURY N/B	19,400,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	33,500,000	
		US TREASURY N/B	29,000,000	
		US TREASURY N/B	85,000	
		US TREASURY BOND	50,000,000	
		US TREASURY BOND	15,400,000	
		US TREASURY N/B	45,877,000	
		US TREASURY N/B	24,000,000	
		US TREASURY BOND	50,000,000	
		US TREASURY BOND	9,000,000	
		US TREASURY BOND	2,000,000	
		US TREASURY BOND	19,000,000	
		US TREASURY N/B	50,000,000	
		US TREASURY N/B	20,000,000	
		US TREASURY N/B	2,500,000	
		US TREASURY N/B	45,000,000	
US TREASURY N/B	36,000,000			

	US TREASURY N/B	40,000,000
	US TREASURY N/B	34,000,000
	US TREASURY N/B	170,000
	US TREASURY N/B	7,225,000
	US TREASURY N/B	43,000,000
	US TREASURY N/B	1,000,000
	US TREASURY N/B	40,000,000
	US TREASURY N/B	26,000,000
	US TREASURY N/B	27,000,000
	US TREASURY N/B	13,900,000
	US TREASURY N/B	425,000
	US TREASURY N/B	39,000,000
	US TREASURY N/B	40,000,000
	US TREASURY N/B	1,000,000
	US TREASURY N/B	32,000,000
	US TREASURY N/B	17,000,000
	US TREASURY N/B	85,000
	US TREASURY N/B	85,000
	US TREASURY N/B	15,300,000
	US TREASURY N/B	20,300,000
	US TREASURY N/B	24,000,000
	US TREASURY N/B	50,000,000
	US TREASURY N/B	5,605,000
	US TREASURY N/B	38,000,000
	US TREASURY N/B	20,000,000
	US TREASURY N/B	85,000
	US TREASURY N/B	31,700,000
	US TREASURY N/B	27,000,000
	US TREASURY N/B	85,000
	US TREASURY N/B	34,000,000
	US TREASURY N/B	85,000
	US TREASURY N/B	50,000,000
	US TREASURY N/B	85,000
	US TREASURY N/B	41,200,000
	US TREASURY N/B	28,000,000
	US TREASURY N/B	1,400,000
	US TREASURY N/B	24,000,000
	US TREASURY N/B	34,000,000
	US TREASURY N/B	2,400,000
	US TREASURY N/B	9,000,000
	US TREASURY N/B	28,000,000
	US TREASURY N/B	85,000
	US TREASURY N/B	11,000,000
	US TREASURY N/B	31,000,000
	US TREASURY N/B	18,800,000
	US TREASURY N/B	50,000,000
	US TREASURY N/B	8,000,000
豪ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,800,000
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	18,000,000
	AUSTRALIAN GOVERNMENT	2,000,000

		AUSTRALIAN GOVERNMENT	100,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	5,500,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	10,000,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	3,900,000	
		AUSTRALIAN GOVERNMENT	14,400,000	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT	1,100,000	
		NEW ZEALAND GOVERNMENT	3,400,000	
	ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT	1,000,000	
		NORWEGIAN GOVERNMENT	4,000,000	
	ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND	1,290,000	
		POLAND GOVERNMENT BOND	2,805,000	
	ユーロ	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	7,650,000	
		BUNDESSCHATZANWEISUNGEN	1,400,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,000,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	11,900,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	15,000,000	
		BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	3,126,000	
		SPANISH GOVERNMENT	7,800,000	
		BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	8,000,000	
		NETHERLANDS GOVERNMENT	7,700,000	
		FINNISH GOVERNMENT	1,700,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,400,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	2,625,000	
		BUONI POLIENNALI DEL TES	10,000,000	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年1月10日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	1,055,705,741	—	1,060,275,090	4,569,349
米ドル	503,534,115	—	506,256,450	2,722,335
ユーロ	378,340,560	—	379,589,760	1,249,200
英ポンド	73,335,956	—	73,561,880	225,924
人民元	100,495,110	—	100,867,000	371,890
売建	1,280,365,566	—	1,276,767,840	3,597,726
米ドル	609,598,584	—	607,603,080	1,995,504
ユーロ	475,736,100	—	474,543,600	1,192,500
英ポンド	73,559,040	—	73,572,960	△13,920
人民元	121,471,842	—	121,048,200	423,642
合計	—	—	—	8,167,075

(注) 時価の算定方法

1 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日 (以下「当該日」といいます) の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物

相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

国内株式マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年1月10日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	35,311,505,339
株式	622,350,401,290
派生商品評価勘定	336,845,200
未収配当金	838,289,466
未収利息	135,732
その他未収収益	25,401,376
差入委託証拠金	247,740,842
流動資産合計	659,110,319,245
資産合計	659,110,319,245
負債の部	
流動負債	
未払解約金	971,847,375
未払利息	23,828
有価証券貸借取引受入金	25,987,429,584
流動負債合計	26,959,300,787
負債合計	26,959,300,787
純資産の部	
元本等	
元本	232,099,277,332
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	400,051,741,126
元本等合計	632,151,018,458
純資産合計	632,151,018,458
負債純資産合計	659,110,319,245

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
--------------------	--

2. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年1月10日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.7236円
(10,000口当たり純資産額)	(27,236円)
2. 有価証券の消費貸借契約により貸し付けた有価証券	
	25,337,718,910円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年7月11日 至 2024年1月10日
1. 金融商品に対する取組方針
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。
これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。
当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。
○市場リスクの管理
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。
○信用リスクの管理
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。
○流動性リスクの管理
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年1月10日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ	
ん。	
2. 時価の算定方法	
株式	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	

これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年1月10日現在		2023年7月11日
期首		2023年7月11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額		219,517,886,715円
同期中における追加設定元本額		24,824,128,931円
同期中における一部解約元本額		12,242,738,314円
期末元本額		232,099,277,332円
期末元本額の内訳*		
バランスセレクト30		104,786,729円
バランスセレクト50		239,967,409円
バランスセレクト70		388,539,687円
野村世界6資産分散投信(安定コース)		1,736,339,777円
野村世界6資産分散投信(分配コース)		2,404,625,037円
野村世界6資産分散投信(成長コース)		10,177,977,447円
野村資産設計ファンド2015		26,551,851円
野村資産設計ファンド2020		29,395,378円
野村資産設計ファンド2025		45,258,900円
野村資産設計ファンド2030		78,286,281円
野村資産設計ファンド2035		77,527,706円
野村資産設計ファンド2040		139,679,601円
野村日本株インデックス(野村投資一任口座向け)		20,518,118,557円
のむラップ・ファンド(保守型)		1,750,646,187円
のむラップ・ファンド(普通型)		14,270,090,052円
のむラップ・ファンド(積極型)		6,691,881,773円
野村資産設計ファンド2045		31,812,977円
野村インデックスファンド・TOPIX		2,030,975,506円
マイ・ロード		2,083,629,872円
ネクストコア		21,998,603円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型		1,145,740,176円
野村TOPIXインデックス(野村SMA・EW向け)		2,840,638,373円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)		1,162,848,196円
野村資産設計ファンド2050		36,039,329円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型		8,469,912円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型		5,483,715円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型		4,625,898円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型		4,532,158円
のむラップ・ファンド(やや保守型)		356,129,260円
のむラップ・ファンド(やや積極型)		1,082,010,588円
インデックス・ブレンド(タイプI)		3,814,279円
インデックス・ブレンド(タイプII)		3,667,025円
インデックス・ブレンド(タイプIII)		26,692,626円
インデックス・ブレンド(タイプIV)		11,995,763円
インデックス・ブレンド(タイプV)		36,833,809円
野村6資産均等バランス		4,296,110,438円
世界6資産分散ファンド		90,090,869円
野村資産設計ファンド2060		29,793,626円
はじめてのNISA・日本株式インデックス(TOPIX)		27,093,354円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)日本株式		3,409,155,077円
グローバル・インデックス・バランス25VA(適格機関投資家専用)		181,606,574円
グローバル・インデックス・バランス50VA(適格機関投資家専用)		108,936,216円
グローバル・インデックス・バランス40VA(適格機関投資家専用)		250,601,028円
グローバル・インデックス・バランス60VA(適格機関投資家専用)		115,562,620円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型(適格機関投資家専用)		1,639,857円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型(適格機関投資家専用)		4,708,360円

ワールド・インデックス・ファンドVA積極型（適格機関投資家専用）	203,749円
野村インデックス・バランス60VA（適格機関投資家専用）	1,497,082,779円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA（適格機関投資家専用）	504,969円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	12,124,373円
野村・国内株式インデックスファンド・VAS（適格機関投資家専用）	28,691,737円
野村世界インデックス・バランス40VA（適格機関投資家専用）	8,127,598円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA（適格機関投資家専用）	69,413,366円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA（適格機関投資家専用）	127,833,812円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA（適格機関投資家専用）	3,459,587,464円
野村世界バランス25VA（適格機関投資家専用）	24,935,544円
ノムラ日本株式インデックスファンドVA（適格機関投資家専用）	183,461,753円
ノムラFOFs用インデックスファンド・TOPIX（適格機関投資家専用）	4,002,122,589円
野村国内外マルチアセット（6資産）ファンド（適格機関投資家専用）	34,065,680円
野村国内外マルチアセット（6資産）オープン投信（適格機関投資家専用）	131,771,852円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス（2%コース向け）（適格機関投資家専用）	1,796,031円
バランスセレクト30（確定拠出年金向け）	5,047,622円
バランスセレクト50（確定拠出年金向け）	26,199,975円
バランスセレクト70（確定拠出年金向け）	34,031,156円
国内債券・株式バランスファンド（確定拠出年金向け）	99,224,828円
マイバランス30（確定拠出年金向け）	7,595,860,253円
マイバランス50（確定拠出年金向け）	23,438,664,009円
マイバランス70（確定拠出年金向け）	30,605,831,764円
野村国内株式インデックスファンド・TOPIX（確定拠出年金向け）	40,442,117,306円
マイバランスDC30	3,311,204,533円
マイバランスDC50	6,167,222,493円
マイバランスDC70	7,417,069,163円
野村DC国内株式インデックスファンド・TOPIX	13,628,277,304円
野村DC運用戦略ファンド	1,017,741,159円
野村DC運用戦略ファンド（マイルド）	83,907,131円
マイターゲット2050（確定拠出年金向け）	2,099,807,618円
マイターゲット2030（確定拠出年金向け）	1,942,262,431円
マイターゲット2040（確定拠出年金向け）	1,746,796,293円
野村世界6資産分散投信（DC）安定コース	15,905,944円
野村世界6資産分散投信（DC）インカムコース	7,848,663円
野村世界6資産分散投信（DC）成長コース	142,067,340円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2030	46,375,232円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2040	50,337,978円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2050	36,874,625円
マイターゲット2035（確定拠出年金向け）	1,114,784,644円
マイターゲット2045（確定拠出年金向け）	882,518,586円
マイターゲット2055（確定拠出年金向け）	671,570,017円
マイターゲット2060（確定拠出年金向け）	925,784,546円
野村資産設計ファンド（DC・つみたてNISA）2060	30,101,076円
マイターゲット2065（確定拠出年金向け）	350,898,612円
多資産分散投資ファンド（バランス10）（確定拠出年金向け）	161,386,257円
みらいバランス・株式10（富士通企業年金基金DC向け）	224,404,534円
野村DCバランスファンド（年金運用戦略タイプ）	102,350,832円
マイターゲット2070（確定拠出年金向け）	171,656円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年1月10日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	極洋	9,500	3,910.00	37,145,000	
		ニッスイ	251,500	794.20	199,741,300	
		マルハニチロ	37,300	2,846.00	106,155,800	貸付有価証券 300株
		雪国まいたけ	21,400	947.00	20,265,800	貸付有価証券 600株
		カネコ種苗	7,700	1,396.00	10,749,200	
		サカタのタネ	28,600	4,000.00	114,400,000	貸付有価証券 800株
		ホクト	20,100	1,762.00	35,416,200	
		ホクリヨウ	2,300	1,050.00	2,415,000	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
		住石ホールディングス	24,900	1,141.00	28,410,900	貸付有価証券 11,700株 (300株)
		日鉄鉱業	10,100	5,340.00	53,934,000	
		三井松島ホールディングス	14,900	2,847.00	42,420,300	貸付有価証券 6,500株 (1,800株)
		I N P E X	930,200	1,951.00	1,814,820,200	貸付有価証券 5,500株
		石油資源開発	29,100	5,490.00	159,759,000	
		K&Oエナジーグループ	11,400	2,283.00	26,026,200	貸付有価証券 700株
		ショーボンドホールディングス	34,300	6,525.00	223,807,500	貸付有価証券 1,900株
		ミライト・ワン	83,200	1,929.50	160,534,400	貸付有価証券 800株
		タマホーム	15,800	4,230.00	66,834,000	貸付有価証券 7,300株 (400株)
		サンヨーホームズ	1,700	751.00	1,276,700	貸付有価証券 700株
		日本アクア	5,800	950.00	5,510,000	貸付有価証券 2,700株 (1,200株)
		ファーストコーポレーション	3,600	748.00	2,692,800	貸付有価証券 300株
		ベステラ	3,300	1,080.00	3,564,000	貸付有価証券 1,500株 (900株)
		キャンディル	2,500	589.00	1,472,500	貸付有価証券 1,600株
		ダイセキ環境ソリューション	2,800	1,170.00	3,276,000	貸付有価証券 1,300株 (1,300株)
		第一カッター興業	6,400	1,360.00	8,704,000	
安藤・間	145,700	1,196.00	174,257,200			
東急建設	78,800	830.00	65,404,000			
コムシスホールディング	80,300	3,232.00	259,529,600	貸付有価証券		

ス				3,900株
ビーアールホールディングス	36,900	367.00	13,542,300	貸付有価証券 1,200株
高松コンストラクショングループ	18,700	2,845.00	53,201,500	
東建コーポレーション	7,200	8,900.00	64,080,000	貸付有価証券 400株
ソネック	1,500	956.00	1,434,000	
ヤマウラ	12,700	1,551.00	19,697,700	貸付有価証券 1,700株
オリエンタル白石	93,100	352.00	32,771,200	貸付有価証券 400株
大成建設	164,600	5,097.00	838,966,200	貸付有価証券 2,900株
大林組	629,200	1,279.00	804,746,800	貸付有価証券 3,100株
清水建設	498,900	987.00	492,414,300	貸付有価証券 9,400株
飛島建設	18,100	1,460.00	26,426,000	
長谷工コーポレーション	161,400	1,943.00	313,600,200	貸付有価証券 24,600株 (100株)
松井建設	16,400	869.00	14,251,600	
銭高組	1,500	4,100.00	6,150,000	
鹿島建設	390,100	2,512.50	980,126,250	
不動テトラ	12,200	2,390.00	29,158,000	
大末建設	3,900	1,399.00	5,456,100	
鉄建建設	12,600	2,052.00	25,855,200	
西松建設	33,600	4,064.00	136,550,400	
三井住友建設	131,000	407.00	53,317,000	
大豊建設	6,100	3,725.00	22,722,500	
佐田建設	6,200	634.00	3,930,800	
ナカノフドー建設	6,900	524.00	3,615,600	
奥村組	28,500	4,785.00	136,372,500	
東鉄工業	21,800	3,135.00	68,343,000	
イチケン	2,400	2,334.00	5,601,600	
富士ピー・エス	4,400	466.00	2,050,400	
浅沼組	13,000	4,055.00	52,715,000	
戸田建設	238,100	943.40	224,623,540	貸付有価証券 4,100株
熊谷組	29,000	3,735.00	108,315,000	
北野建設	1,800	3,185.00	5,733,000	
植木組	2,800	1,612.00	4,513,600	貸付有価証券

				100株 (100株)
矢作建設工業	23,900	1,412.00	33,746,800	
ピーエス三菱	22,300	915.00	20,404,500	貸付有価証券 7,200株 (2,100株)
日本ハウスホールディングス	37,600	301.00	11,317,600	貸付有価証券 14,900株 (5,000株)
新日本建設	24,700	1,144.00	28,256,800	
東亜道路工業	7,000	7,000.00	49,000,000	
日本道路	20,600	2,097.00	43,198,200	
東亜建設工業	13,600	3,785.00	51,476,000	
日本国土開発	50,000	623.00	31,150,000	貸付有価証券 1,400株
若築建設	6,100	3,095.00	18,879,500	
東洋建設	44,300	1,254.00	55,552,200	
五洋建設	249,400	840.00	209,496,000	
世紀東急工業	22,600	1,784.00	40,318,400	貸付有価証券 9,100株 (400株)
福田組	6,600	5,600.00	36,960,000	貸付有価証券 2,700株 (100株)
住友林業	152,100	4,318.00	656,767,800	貸付有価証券 7,300株
日本基礎技術	5,900	467.00	2,755,300	
巴コーポレーション	12,300	579.00	7,121,700	
大和ハウス工業	486,500	4,537.00	2,207,250,500	貸付有価証券 5,200株
ライト工業	36,200	2,078.00	75,223,600	
積水ハウス	533,600	3,287.00	1,753,943,200	貸付有価証券 164,100株
日特建設	16,800	1,160.00	19,488,000	
北陸電気工事	12,100	1,253.00	15,161,300	貸付有価証券 5,600株
ユアテック	38,800	1,119.00	43,417,200	
日本リーテック	13,700	1,233.00	16,892,100	
四電工	7,400	3,300.00	24,420,000	貸付有価証券 100株
中電工	27,300	2,686.00	73,327,800	
関電工	110,200	1,404.00	154,720,800	貸付有価証券 300株 (200株)
きんでん	123,900	2,417.50	299,528,250	
東京エネシス	17,500	1,036.00	18,130,000	貸付有価証券 400株
トーエネック	5,800	4,710.00	27,318,000	
住友電設	16,700	2,790.00	46,593,000	

日本電設工業	33,000	2,013.00	66,429,000	
エクシオグループ	86,000	3,211.00	276,146,000	貸付有価証券 6,600株(1,100株)
新日本空調	11,400	2,460.00	28,044,000	
九電工	38,000	5,219.00	198,322,000	貸付有価証券 400株
三機工業	38,000	1,825.00	69,350,000	
日揮ホールディングス	174,100	1,714.00	298,407,400	
中外炉工業	5,800	2,507.00	14,540,600	
ヤマト	8,100	965.00	7,816,500	貸付有価証券 200株
太平電業	10,900	4,415.00	48,123,500	
高砂熱学工業	47,100	3,260.00	153,546,000	
三晃金属工業	1,300	4,685.00	6,090,500	
朝日工業社	8,200	3,045.00	24,969,000	
明星工業	34,000	1,087.00	36,958,000	
大気社	20,300	4,235.00	85,970,500	貸付有価証券 600株
ダイダン	23,100	1,480.00	34,188,000	貸付有価証券 1,900株
日比谷総合設備	12,700	2,552.00	32,410,400	
フィル・カンパニー	2,700	636.00	1,717,200	貸付有価証券 200株
テスホールディングス	37,900	442.00	16,751,800	貸付有価証券 4,500株
インフロニア・ホールディングス	202,800	1,473.50	298,825,800	貸付有価証券 2,800株
レイズネクスト	25,400	1,561.00	39,649,400	
ニッポン	52,900	2,268.00	119,977,200	貸付有価証券 24,500株(24,400株)
日清製粉グループ本社	163,300	2,027.50	331,090,750	貸付有価証券 100株
日東富士製粉	3,100	4,905.00	15,205,500	
昭和産業	17,100	3,255.00	55,660,500	
鳥越製粉	8,700	656.00	5,707,200	貸付有価証券 3,900株
中部飼料	24,400	1,113.00	27,157,200	貸付有価証券 300株
フィード・ワン	25,800	841.00	21,697,800	
東洋精糖	1,800	2,148.00	3,866,400	貸付有価証券 800株
日本甜菜製糖	10,300	2,019.00	20,795,700	
DM三井製糖ホールディ	17,500	3,170.00	55,475,000	

ングス				
塩水港精糖	12,900	239.00	3,083,100	
ウェルネオシュガー	8,800	2,225.00	19,580,000	
森永製菓	75,600	2,665.50	201,511,800	
中村屋	4,400	3,080.00	13,552,000	貸付有価証券 300株
江崎グリコ	50,500	4,375.00	220,937,500	貸付有価証券 200株
名糖産業	7,000	1,707.00	11,949,000	貸付有価証券 2,200株
井村屋グループ	10,500	2,393.00	25,126,500	
不二家	12,100	2,466.00	29,838,600	貸付有価証券 5,600株
山崎製パン	118,200	3,447.00	407,435,400	
第一屋製パン	1,900	661.00	1,255,900	
モロゾフ	5,700	3,860.00	22,002,000	
亀田製菓	10,100	4,080.00	41,208,000	貸付有価証券 1,800株
寿スピリッツ	83,500	2,112.50	176,393,750	
カルビー	80,900	2,910.50	235,459,450	貸付有価証券 200株
森永乳業	61,700	2,922.50	180,318,250	貸付有価証券 3,400株(100株)
六甲バター	13,000	1,347.00	17,511,000	貸付有価証券 700株
ヤクルト本社	252,400	3,286.00	829,386,400	貸付有価証券 7,700株
明治ホールディングス	216,500	3,506.00	759,049,000	貸付有価証券 500株
雪印メグミルク	42,700	2,221.00	94,836,700	貸付有価証券 200株
プリマハム	23,700	2,345.00	55,576,500	
日本ハム	76,000	4,950.00	376,200,000	
林兼産業	3,300	568.00	1,874,400	
丸大食品	17,800	1,644.00	29,263,200	
S Foods	19,500	3,420.00	66,690,000	
柿安本店	6,900	2,542.00	17,539,800	貸付有価証券 3,200株(300株)
伊藤ハム米久ホールディングス	27,000	4,005.00	108,135,000	
サッポロホールディングス	58,100	6,654.00	386,597,400	貸付有価証券 12,900株
アサヒグループホールディングス	408,100	5,449.00	2,223,736,900	貸付有価証券 2,500株

キリンホールディングス	735,800	2,119.00	1,559,160,200	貸付有価証券 4,500株
宝ホールディングス	120,600	1,232.00	148,579,200	貸付有価証券 5,300株
オエノンホールディングス	52,800	359.00	18,955,200	貸付有価証券 24,600株
養命酒製造	5,800	1,891.00	10,967,800	
コカ・コーラ ボトラーズ ジャパンホールディングス	138,400	2,029.50	280,882,800	貸付有価証券 600株
ライフドリンクカンパニー	2,600	5,230.00	13,598,000	
サントリー食品インターナショナル	124,400	4,782.00	594,880,800	貸付有価証券 6,500株
ダイドーグループホールディングス	10,000	6,090.00	60,900,000	貸付有価証券 4,700株
伊藤園	59,800	4,395.00	262,821,000	貸付有価証券 100株
キーコーヒー	19,800	2,094.00	41,461,200	
ユニカフェ	3,300	926.00	3,055,800	貸付有価証券 1,500株 (100株)
ジャパンフーズ	1,500	1,359.00	2,038,500	貸付有価証券 1,000株
日清オイリオグループ	24,900	4,480.00	111,552,000	
不二製油グループ本社	41,100	2,508.00	103,078,800	
かどや製油	1,200	3,755.00	4,506,000	
J-オイルミルズ	20,200	2,010.00	40,602,000	
キッコーマン	117,100	9,127.00	1,068,771,700	貸付有価証券 3,800株 (100株)
味の素	419,800	5,690.00	2,388,662,000	貸付有価証券 30,100株 (200株)
ブルドックソース	9,400	2,258.00	21,225,200	
キューピー	94,900	2,653.00	251,769,700	貸付有価証券 12,000株 (700株)
ハウス食品グループ本社	60,800	3,228.00	196,262,400	貸付有価証券 3,500株 (200株)
カゴメ	76,000	3,239.00	246,164,000	貸付有価証券 3,400株 (2,300株)
焼津水産化学工業	4,200	1,218.00	5,115,600	貸付有価証券 300株 (300株)
アリアケジャパン	17,600	4,595.00	80,872,000	貸付有価証券 1,300株
ピエトロ	1,400	1,814.00	2,539,600	貸付有価証券 600株 (300株)
エバラ食品工業	4,200	2,918.00	12,255,600	
やまみ	900	3,410.00	3,069,000	
ニチレイ	80,900	3,601.00	291,320,900	

東洋水産	89,300	8,020.00	716,186,000	
イトアンドホールディングス	8,400	2,151.00	18,068,400	貸付有価証券 3,900株
大冷	1,400	1,945.00	2,723,000	
ヨシムラ・フード・ホールディングス	8,000	1,066.00	8,528,000	貸付有価証券 3,700株 (2,600株)
日清食品ホールディングス	186,300	5,059.00	942,491,700	貸付有価証券 2,700株
永谷園ホールディングス	8,700	2,170.00	18,879,000	
一正蒲鉾	4,200	750.00	3,150,000	
フジッコ	18,100	1,975.00	35,747,500	
ロック・フィールド	19,800	1,639.00	32,452,200	
日本たばこ産業	1,073,300	3,800.00	4,078,540,000	貸付有価証券 16,000株
ケンコーマヨネーズ	12,200	1,756.00	21,423,200	
わらべや日洋ホールディングス	11,800	3,555.00	41,949,000	
なとり	11,100	2,126.00	23,598,600	
イフジ産業	1,900	1,376.00	2,614,400	貸付有価証券 600株 (600株)
ファーマフーズ	25,400	1,180.00	29,972,000	貸付有価証券 11,700株 (100株)
ユウグレナ	109,900	709.00	77,919,100	貸付有価証券 44,300株 (6,800株)
紀文食品	15,300	1,213.00	18,558,900	
ピクルスホールディングス	10,400	1,223.00	12,719,200	
ミヨシ油脂	3,800	1,296.00	4,924,800	
理研ビタミン	15,300	2,293.00	35,082,900	
片倉工業	16,500	1,706.00	28,149,000	貸付有価証券 700株
グンゼ	12,800	5,110.00	65,408,000	
東洋紡	77,700	1,074.00	83,449,800	貸付有価証券 100株
ユニチカ	58,100	171.00	9,935,100	貸付有価証券 14,000株 (2,800株)
富士紡ホールディングス	7,900	3,845.00	30,375,500	
倉敷紡績	13,400	2,903.00	38,900,200	
シキボウ	8,300	1,164.00	9,661,200	
日本毛織	47,400	1,354.00	64,179,600	貸付有価証券 2,200株
ダイトウボウ	16,300	93.00	1,515,900	貸付有価証券 7,600株 (2,500株)
トーア紡コーポレーショ	3,900	433.00	1,688,700	貸付有価証券

ン				100株
ダイドーリミテッド	14,400	442.00	6,364,800	貸付有価証券 1,000株(900株)
帝国繊維	20,300	2,164.00	43,929,200	貸付有価証券 1,300株
帝人	172,600	1,362.00	235,081,200	貸付有価証券 100株
東レ	1,203,900	743.00	894,497,700	
住江織物	2,100	2,327.00	4,886,700	貸付有価証券 600株
日本フェルト	5,500	432.00	2,376,000	
イチカワ	1,200	1,678.00	2,013,600	
日東製網	1,000	1,555.00	1,555,000	
アツギ	7,000	507.00	3,549,000	
ダイニック	3,100	730.00	2,263,000	
セーレン	34,700	2,487.00	86,298,900	貸付有価証券 14,900株(14,200株)
ソトー	3,200	703.00	2,249,600	
東海染工	1,000	864.00	864,000	
小松マテーレ	26,000	860.00	22,360,000	
ワコールホールディングス	36,800	3,521.00	129,572,800	貸付有価証券 200株
ホギメディカル	23,700	3,575.00	84,727,500	
クラウドシアホールディングス	2,300	383.00	880,900	貸付有価証券 1,400株(1,000株)
T S Iホールディングス	58,400	772.00	45,084,800	貸付有価証券 13,600株(1,000株)
マツオカコーポレーション	3,000	1,480.00	4,440,000	
ワールド	25,400	1,713.00	43,510,200	貸付有価証券 100株
三陽商会	5,900	2,460.00	14,514,000	貸付有価証券 100株(100株)
ナイガイ	3,300	269.00	887,700	貸付有価証券 1,700株
オンワードホールディングス	105,900	511.00	54,114,900	
ルックホールディングス	4,400	2,376.00	10,454,400	貸付有価証券 300株(200株)
ゴールドウイン	31,800	10,130.00	322,134,000	
デサント	31,000	3,925.00	121,675,000	
キング	3,700	695.00	2,571,500	
ヤマトインターナショナル	7,900	315.00	2,488,500	

特種東海製紙	9,800	4,070.00	39,886,000	貸付有価証券 1,000株
王子ホールディングス	748,500	563.00	421,405,500	貸付有価証券 82,400株 (5,300株)
日本製紙	101,400	1,318.00	133,645,200	貸付有価証券 4,700株
三菱製紙	13,500	583.00	7,870,500	貸付有価証券 5,600株
北越コーポレーション	88,300	1,454.00	128,388,200	貸付有価証券 41,500株 (200株)
中越パルプ工業	4,000	1,964.00	7,856,000	貸付有価証券 100株
大王製紙	79,400	1,142.50	90,714,500	貸付有価証券 17,200株
阿波製紙	2,700	542.00	1,463,400	貸付有価証券 1,700株
レンゴー	163,700	962.40	157,544,880	
トモク	10,400	2,295.00	23,868,000	貸付有価証券 200株
ザ・パック	13,300	3,360.00	44,688,000	貸付有価証券 6,200株 (100株)
北の達人コーポレーション	75,700	218.00	16,502,600	貸付有価証券 35,500株 (100株)
クラレ	261,900	1,454.50	380,933,550	貸付有価証券 6,600株
旭化成	1,215,600	1,081.00	1,314,063,600	貸付有価証券 700株
共和レザー	5,800	776.00	4,500,800	
巴川コーポレーション	2,800	1,033.00	2,892,400	貸付有価証券 1,200株
レゾナック・ホールディングス	173,700	2,972.00	516,236,400	貸付有価証券 3,000株
住友化学	1,333,400	355.80	474,423,720	貸付有価証券 70,000株
住友精化	8,400	5,150.00	43,260,000	
日産化学	84,400	5,828.00	491,883,200	貸付有価証券 17,600株
ラサ工業	6,900	2,135.00	14,731,500	貸付有価証券 100株
クレハ	39,300	2,923.00	114,873,900	
多木化学	7,000	3,235.00	22,645,000	貸付有価証券 3,100株 (200株)
テイカ	15,500	1,404.00	21,762,000	
石原産業	29,800	1,439.00	42,882,200	
片倉コープアグリ	2,400	1,140.00	2,736,000	貸付有価証券 1,100株 (500株)
日本曹達	21,200	5,690.00	120,628,000	

東ソー	239,900	1,911.00	458,448,900	貸付有価証券 100株
トクヤマ	58,000	2,477.50	143,695,000	貸付有価証券 600株
セントラル硝子	19,200	2,773.00	53,241,600	貸付有価証券 200株
東亜合成	90,100	1,354.00	121,995,400	貸付有価証券 2,400株
大阪ソーダ	12,600	9,260.00	116,676,000	貸付有価証券 1,700株 (200株)
関東電化工業	34,700	863.00	29,946,100	貸付有価証券 1,500株
デンカ	65,300	2,585.00	168,800,500	貸付有価証券 1,000株
信越化学工業	1,629,400	5,552.00	9,046,428,800	貸付有価証券 14,300株
日本カーバイド工業	6,600	1,490.00	9,834,000	貸付有価証券 300株
堺化学工業	13,700	1,926.00	26,386,200	
第一稀元素化学工業	19,600	1,002.00	19,639,200	貸付有価証券 100株
エア・ウォーター	169,500	1,948.50	330,270,750	貸付有価証券 3,500株
日本酸素ホールディングス	174,300	3,831.00	667,743,300	貸付有価証券 1,000株
日本化学工業	6,600	1,908.00	12,592,800	
東邦アセチレン	10,600	374.00	3,964,400	
日本パーカライズニング	80,100	1,149.00	92,034,900	
高压ガス工業	26,100	878.00	22,915,800	
チタン工業	1,300	1,156.00	1,502,800	
四国化成ホールディングス	23,000	1,834.00	42,182,000	貸付有価証券 8,500株
戸田工業	4,100	1,578.00	6,469,800	貸付有価証券 1,500株 (800株)
ステラ ケミファ	9,800	3,290.00	32,242,000	
保土谷化学工業	5,600	3,640.00	20,384,000	
日本触媒	26,200	5,565.00	145,803,000	貸付有価証券 200株
大日精化工業	12,500	2,653.00	33,162,500	
カネカ	45,600	3,611.00	164,661,600	貸付有価証券 300株
三菱瓦斯化学	134,200	2,350.00	315,370,000	
三井化学	148,200	4,316.00	639,631,200	貸付有価証券 29,300株
J S R	195,700	4,055.00	793,563,500	貸付有価証券 1,700株

東京応化工業	85,700	3,104.00	266,012,800	
大阪有機化学工業	15,000	2,608.00	39,120,000	貸付有価証券 400株
三菱ケミカルグループ	1,313,600	892.00	1,171,731,200	
KHネオケム	27,400	2,295.00	62,883,000	
ダイセル	231,000	1,449.50	334,834,500	貸付有価証券 900株
住友ベークライト	25,200	7,467.00	188,168,400	貸付有価証券 1,100株
積水化学工業	361,100	2,131.50	769,684,650	貸付有価証券 8,300株
日本ゼオン	123,200	1,317.00	162,254,400	貸付有価証券 11,600株
アイカ工業	45,300	3,505.00	158,776,500	
UBE	85,500	2,362.50	201,993,750	
積水樹脂	26,800	2,483.00	66,544,400	貸付有価証券 100株
タキロンシーアイ	45,800	656.00	30,044,800	貸付有価証券 1,000株
旭有機材	12,000	3,940.00	47,280,000	
ニチバン	9,700	1,774.00	17,207,800	貸付有価証券 900株
リケンテクノス	38,700	854.00	33,049,800	
大倉工業	8,300	2,573.00	21,355,900	貸付有価証券 3,800株
積水化成成品工業	25,200	498.00	12,549,600	
群栄化学工業	4,200	3,290.00	13,818,000	
タイガースポリマー	4,600	868.00	3,992,800	貸付有価証券 200株
ミライアル	3,400	1,485.00	5,049,000	貸付有価証券 1,500株 (1,400株)
ダイキアクシス	4,100	728.00	2,984,800	貸付有価証券 1,800株
ダイキョーニシカワ	39,700	721.00	28,623,700	
竹本容器	3,800	779.00	2,960,200	
森六ホールディングス	9,300	2,816.00	26,188,800	
恵和	12,900	1,276.00	16,460,400	貸付有価証券 6,000株 (1,600株)
日本化薬	137,300	1,360.00	186,728,000	貸付有価証券 3,000株
カーリットホールディングス	19,400	924.00	17,925,600	
日本精化	11,900	3,075.00	36,592,500	貸付有価証券 300株
扶桑化学工業	19,100	4,425.00	84,517,500	貸付有価証券 700株

トリケミカル研究所	21,800	3,775.00	82,295,000	貸付有価証券 2,600株
ADEKA	62,700	2,887.00	181,014,900	
日油	54,200	6,959.00	377,177,800	
新日本理化	13,800	200.00	2,760,000	貸付有価証券 5,400株(4,300株)
ハリマ化成グループ	9,800	845.00	8,281,000	
花王	406,300	5,962.00	2,422,360,600	貸付有価証券 59,700株
第一工業製薬	7,200	1,937.00	13,946,400	
石原ケミカル	8,000	1,920.00	15,360,000	
日華化学	4,000	933.00	3,732,000	貸付有価証券 1,600株
ニイタカ	1,800	1,898.00	3,416,400	貸付有価証券 800株(700株)
三洋化成工業	11,100	4,405.00	48,895,500	
有機合成薬品工業	8,100	284.00	2,300,400	貸付有価証券 1,000株
大日本塗料	19,900	1,065.00	21,193,500	貸付有価証券 200株
日本ペイントホールディングス	954,100	1,150.50	1,097,692,050	貸付有価証券 13,200株(10,900株)
関西ペイント	176,100	2,556.00	450,111,600	
神東塗料	8,300	131.00	1,087,300	貸付有価証券 100株
中国塗料	36,900	1,755.00	64,759,500	
日本特殊塗料	7,100	1,246.00	8,846,600	
藤倉化成	20,700	442.00	9,149,400	
太陽ホールディングス	31,300	3,140.00	98,282,000	貸付有価証券 100株
DIC	70,200	2,683.50	188,381,700	貸付有価証券 16,900株
サカタインクス	40,000	1,390.00	55,600,000	貸付有価証券 3,500株
artience	39,100	2,670.00	104,397,000	
T&K TOKA	17,200	1,475.00	25,370,000	
富士フイルムホールディングス	333,800	8,823.00	2,945,117,400	貸付有価証券 1,100株
資生堂	375,700	4,212.00	1,582,448,400	貸付有価証券 14,200株
ライオン	235,500	1,342.50	316,158,750	
高砂香料工業	13,500	3,530.00	47,655,000	
マンダム	38,900	1,309.00	50,920,100	

ミルボン	24,400	3,692.00	90,084,800	貸付有価証券 2,100株(300株)
ファンケル	78,700	2,368.50	186,400,950	
コーセー	36,600	10,335.00	378,261,000	貸付有価証券 8,700株(3,800株)
コタ	16,600	1,597.00	26,510,200	
シーボン	1,400	1,500.00	2,100,000	
ポーラ・オルビスホールディングス	92,200	1,567.00	144,477,400	貸付有価証券 18,500株
ノエビアホールディングス	16,000	5,270.00	84,320,000	
アジュバンホールディングス	2,400	938.00	2,251,200	貸付有価証券 700株
新日本製薬	10,300	1,773.00	18,261,900	
I-n-e	3,600	2,442.00	8,791,200	貸付有価証券 400株
アクシージア	9,100	901.00	8,199,100	貸付有価証券 1,600株
エステー	13,900	1,548.00	21,517,200	
アグロ カネショウ	7,200	1,490.00	10,728,000	
コニシ	52,000	1,411.00	73,372,000	貸付有価証券 200株
長谷川香料	34,400	3,135.00	107,844,000	貸付有価証券 1,300株
小林製薬	52,400	6,798.00	356,215,200	
荒川化学工業	15,200	1,051.00	15,975,200	
メック	14,800	4,335.00	64,158,000	貸付有価証券 300株
日本高純度化学	4,100	2,500.00	10,250,000	
タカラバイオ	48,500	1,261.00	61,158,500	貸付有価証券 400株
JCU	20,100	3,760.00	75,576,000	
新田ゼラチン	6,800	780.00	5,304,000	貸付有価証券 3,100株(2,000株)
OATアグリオ	5,200	1,773.00	9,219,600	貸付有価証券 900株(600株)
デクセリアルズ	45,100	4,316.00	194,651,600	貸付有価証券 2,700株
アース製薬	16,300	4,625.00	75,387,500	貸付有価証券 5,500株(700株)
北興化学工業	18,100	1,072.00	19,403,200	
大成ラミック	5,200	2,995.00	15,574,000	
クミアイ化学工業	71,500	869.00	62,133,500	貸付有価証券 1,900株
日本農薬	33,000	656.00	21,648,000	貸付有価証券 1,300株

アキレス	11,300	1,614.00	18,238,200	
有沢製作所	31,500	1,081.00	34,051,500	貸付有価証券 300株
日東電工	115,600	10,825.00	1,251,370,000	貸付有価証券 8,700株
レック	23,000	1,053.00	24,219,000	貸付有価証券 100株
三光合成	22,600	514.00	11,616,400	
きもと	16,500	222.00	3,663,000	貸付有価証券 500株
藤森工業	14,200	3,885.00	55,167,000	
前澤化成工業	11,600	1,572.00	18,235,200	貸付有価証券 5,300株
未来工業	6,400	3,510.00	22,464,000	
ウェーブロックホールディングス	3,700	654.00	2,419,800	貸付有価証券 700株 (700株)
J S P	12,600	1,904.00	23,990,400	貸付有価証券 5,900株
エフピコ	34,000	2,960.50	100,657,000	貸付有価証券 100株
天馬	13,000	2,260.00	29,380,000	
信越ポリマー	38,800	1,637.00	63,515,600	貸付有価証券 100株
東リ	22,200	330.00	7,326,000	貸付有価証券 900株
ニフコ	53,800	3,839.00	206,538,200	貸付有価証券 400株 (200株)
バルカー	15,000	4,150.00	62,250,000	貸付有価証券 400株
ユニ・チャーム	374,800	5,246.00	1,966,200,800	貸付有価証券 300株 (300株)
ショーエイコーポレーション	3,200	610.00	1,952,000	
協和キリン	217,400	2,533.00	550,674,200	貸付有価証券 8,700株
武田薬品工業	1,592,300	4,312.00	6,865,997,600	貸付有価証券 4,700株
アステラス製薬	1,578,200	1,763.00	2,782,366,600	貸付有価証券 10,900株
住友ファーマ	133,500	488.00	65,148,000	貸付有価証券 55,600株 (42,700株)
塩野義製薬	226,800	7,135.00	1,618,218,000	貸付有価証券 200株
わかもと製薬	10,500	217.00	2,278,500	貸付有価証券 4,900株 (4,700株)
日本新薬	47,100	5,240.00	246,804,000	
中外製薬	563,200	5,668.00	3,192,217,600	貸付有価証券

				51,500株
科研製薬	30,800	3,493.00	107,584,400	
エーザイ	218,800	7,574.00	1,657,191,200	貸付有価証券 3,100株
ロート製薬	174,300	3,063.00	533,880,900	
小野薬品工業	381,800	2,649.00	1,011,388,200	貸付有価証券 31,600株
久光製薬	40,000	4,506.00	180,240,000	貸付有価証券 8,600株(900株)
持田製薬	20,700	3,390.00	70,173,000	
参天製薬	327,900	1,474.00	483,324,600	
扶桑薬品工業	6,300	1,975.00	12,442,500	
日本ケミファ	1,100	1,611.00	1,772,100	
ツムラ	56,600	2,716.00	153,725,600	
キッセイ薬品工業	29,800	3,205.00	95,509,000	貸付有価証券 1,000株
生化学工業	30,500	778.00	23,729,000	貸付有価証券 2,900株
栄研化学	33,000	1,725.00	56,925,000	貸付有価証券 1,700株(100株)
鳥居薬品	9,700	3,685.00	35,744,500	
JCRファーマ	60,900	1,195.00	72,775,500	貸付有価証券 8,700株
東和薬品	27,600	2,517.00	69,469,200	貸付有価証券 100株
富士製薬工業	13,300	1,888.00	25,110,400	
ゼリア新薬工業	24,900	2,063.00	51,368,700	
そーせいグループ	59,100	1,560.00	92,196,000	貸付有価証券 27,700株(300株)
第一三共	1,567,400	4,332.00	6,789,976,800	貸付有価証券 19,600株
杏林製薬	39,000	1,826.00	71,214,000	
大幸薬品	37,100	298.00	11,055,800	貸付有価証券 11,000株(4,500株)
ダイト	13,800	1,955.00	26,979,000	貸付有価証券 1,000株
大塚ホールディングス	374,200	5,775.00	2,161,005,000	貸付有価証券 24,400株
大正製薬ホールディングス	40,000	8,645.00	345,800,000	
ペプチドリーム	87,200	1,431.00	124,783,200	貸付有価証券 17,700株
セルソース	5,000	1,269.00	6,345,000	貸付有価証券 2,300株(2,200株)
あすか製薬ホールディングス	18,500	1,851.00	34,243,500	

サワイグループホールディングス	41,100	5,488.00	225,556,800	
日本コークス工業	182,500	123.00	22,447,500	貸付有価証券 500株
ニチレキ	23,400	2,426.00	56,768,400	貸付有価証券 100株
ユシロ化学工業	9,300	1,726.00	16,051,800	
ビーピー・カストロール	3,900	878.00	3,424,200	貸付有価証券 1,800株
富士石油	52,400	374.00	19,597,600	貸付有価証券 1,200株
MORESCO	3,600	1,339.00	4,820,400	貸付有価証券 500株
出光興産	999,100	800.00	799,280,000	
ENEOSホールディングス	2,848,400	590.00	1,680,556,000	
コスモエネルギーホールディングス	53,300	6,074.00	323,744,200	
横浜ゴム	91,000	3,338.00	303,758,000	貸付有価証券 600株
TOYO TIRE	103,400	2,412.50	249,452,500	貸付有価証券 200株
ブリヂストン	526,700	6,009.00	3,164,940,300	貸付有価証券 11,700株
住友ゴム工業	176,500	1,611.50	284,429,750	
藤倉コンポジット	12,100	1,432.00	17,327,200	
オカモト	8,500	4,995.00	42,457,500	
フコク	9,500	1,398.00	13,281,000	貸付有価証券 100株
ニッタ	18,300	3,770.00	68,991,000	貸付有価証券 200株
住友理工	27,900	1,109.00	30,941,100	
三ツ星ベルト	21,900	4,645.00	101,725,500	貸付有価証券 6,600株
バンドー化学	26,700	1,707.00	45,576,900	
日東紡績	22,800	5,100.00	116,280,000	貸付有価証券 1,400株
AGC	160,400	5,334.00	855,573,600	貸付有価証券 3,000株
日本板硝子	85,800	603.00	51,737,400	貸付有価証券 3,700株
石塚硝子	1,700	3,530.00	6,001,000	
日本山村硝子	3,700	1,408.00	5,209,600	貸付有価証券 1,700株 (500株)
日本電気硝子	73,400	3,169.00	232,604,600	貸付有価証券 4,700株
オハラ	8,500	1,182.00	10,047,000	貸付有価証券

				3,900株(400株)
住友大阪セメント	29,900	3,784.00	113,141,600	貸付有価証券 200株
太平洋セメント	106,400	2,978.00	316,859,200	貸付有価証券 1,900株
日本ヒューム	15,700	916.00	14,381,200	
日本コンクリート工業	34,900	357.00	12,459,300	貸付有価証券 100株
三谷セキサン	7,500	5,200.00	39,000,000	
アジアパイルホールディングス	25,600	723.00	18,508,800	
東海カーボン	166,000	1,052.00	174,632,000	貸付有価証券 16,800株
日本カーボン	9,500	4,430.00	42,085,000	貸付有価証券 200株
東洋炭素	12,700	4,925.00	62,547,500	貸付有価証券 200株
ノリタケカンパニーリミテド	10,000	7,140.00	71,400,000	貸付有価証券 300株
TOTO	118,700	3,902.00	463,167,400	
日本碍子	209,300	1,781.00	372,763,300	貸付有価証券 3,800株
日本特殊陶業	150,700	3,605.00	543,273,500	
ダントーホールディングス	6,600	1,068.00	7,048,800	貸付有価証券 3,900株
MARUWA	6,600	29,000.00	191,400,000	貸付有価証券 400株
品川リフラクトリーズ	22,100	1,841.00	40,686,100	
黒崎播磨	3,700	11,300.00	41,810,000	
ヨータイ	11,100	1,491.00	16,550,100	
東京窯業	10,700	449.00	4,804,300	
ニッカトー	4,500	578.00	2,601,000	
フジミインコーポレーテッド	48,400	3,020.00	146,168,000	
クミネ工業	2,900	1,033.00	2,995,700	
エーアンドエーマテリアル	2,100	1,338.00	2,809,800	
ニチアス	45,500	3,415.00	155,382,500	貸付有価証券 100株
ニチハ	22,500	2,985.00	67,162,500	
日本製鉄	828,800	3,338.00	2,766,534,400	貸付有価証券 263,900株(218,800株)
神戸製鋼所	372,200	1,936.00	720,579,200	貸付有価証券 9,600株(9,600株)
中山製鋼所	42,300	850.00	35,955,000	貸付有価証券

				9,100株(500株)
合同製鐵	10,400	4,840.00	50,336,000	
J F E ホールディングス	514,800	2,301.00	1,184,554,800	貸付有価証券 14,600株
東京製鐵	52,000	1,791.00	93,132,000	貸付有価証券 700株
共英製鋼	21,100	2,081.00	43,909,100	貸付有価証券 100株
大和工業	34,900	7,703.00	268,834,700	
東京鐵鋼	8,200	4,470.00	36,654,000	貸付有価証券 1,700株
大阪製鐵	8,500	2,494.00	21,199,000	貸付有価証券 300株
淀川製鋼所	21,000	3,945.00	82,845,000	
中部鋼鈹	12,200	2,445.00	29,829,000	
丸一鋼管	56,400	3,716.00	209,582,400	
モリ工業	3,300	4,410.00	14,553,000	
大同特殊鋼	116,600	1,503.50	175,308,100	貸付有価証券 7,300株(500株)
日本高周波鋼業	3,900	580.00	2,262,000	貸付有価証券 1,800株(1,600株)
日本冶金工業	13,500	4,310.00	58,185,000	貸付有価証券 1,000株
山陽特殊製鋼	18,300	2,630.00	48,129,000	貸付有価証券 100株
愛知製鋼	10,700	3,240.00	34,668,000	
日本金属	2,700	888.00	2,397,600	貸付有価証券 600株(300株)
大平洋金属	15,800	1,197.00	18,912,600	貸付有価証券 2,600株
新日本電工	92,100	279.00	25,695,900	貸付有価証券 5,200株
栗本鐵工所	8,600	3,310.00	28,466,000	
虹技	1,400	1,177.00	1,647,800	
日本鑄鐵管	1,100	1,081.00	1,189,100	
三菱製鋼	13,700	1,517.00	20,782,900	
日亜鋼業	10,400	322.00	3,348,800	
日本精線	2,900	4,995.00	14,485,500	
エンビプロ・ホールディングス	9,900	599.00	5,930,100	貸付有価証券 300株(100株)
シンニッタン	12,900	265.00	3,418,500	貸付有価証券 100株
新家工業	2,200	2,904.00	6,388,800	
大紀アルミニウム工業所	23,400	1,219.00	28,524,600	貸付有価証券

				7,100株
日本軽金属ホールディングス	54,100	1,762.00	95,324,200	
三井金属鉱業	53,900	4,436.00	239,100,400	
東邦亜鉛	11,800	1,163.00	13,723,400	貸付有価証券 5,500株
三菱マテリアル	132,300	2,580.00	341,334,000	貸付有価証券 600株
住友金属鉱山	214,600	4,189.00	898,959,400	貸付有価証券 22,200株
DOWAホールディングス	45,700	5,138.00	234,806,600	貸付有価証券 500株
古河機械金属	24,400	1,954.00	47,677,600	
大阪チタニウムテクノロジーズ	32,100	2,752.00	88,339,200	貸付有価証券 15,000株
東邦チタニウム	38,200	1,865.00	71,243,000	貸付有価証券 15,200株 (1,200株)
UACJ	25,900	3,780.00	97,902,000	
CKサンエツ	4,500	3,955.00	17,797,500	
古河電気工業	61,600	2,359.00	145,314,400	貸付有価証券 5,200株 (1,000株)
住友電気工業	692,400	1,873.50	1,297,211,400	貸付有価証券 24,400株
フジクラ	218,300	1,116.00	243,622,800	
SWCC	20,700	2,889.00	59,802,300	
タツタ電線	32,900	697.00	22,931,300	貸付有価証券 15,300株 (9,400株)
カナレ電気	1,800	1,561.00	2,809,800	
平河ヒューテック	11,800	1,365.00	16,107,000	貸付有価証券 4,500株
リョービ	19,700	2,777.00	54,706,900	貸付有価証券 9,000株
アーレスティ	11,400	732.00	8,344,800	貸付有価証券 5,200株 (1,300株)
AREホールディングス	69,500	1,987.00	138,096,500	貸付有価証券 200株
稲葉製作所	9,100	1,536.00	13,977,600	貸付有価証券 4,300株 (100株)
宮地エンジニアリンググループ	9,300	3,360.00	31,248,000	
トーカロ	53,400	1,517.00	81,007,800	貸付有価証券 200株
アルファC o	3,800	1,437.00	5,460,600	
SUMCO	328,900	2,108.50	693,485,650	貸付有価証券 49,500株
川田テクノロジーズ	4,400	7,020.00	30,888,000	

RS Technologies	12,400	3,010.00	37,324,000	
ジェイテックコーポレーション	1,400	2,324.00	3,253,600	貸付有価証券 400株 (300株)
信和	6,600	770.00	5,082,000	
東洋製罐グループホールディングス	110,400	2,383.50	263,138,400	
ホッカンホールディングス	9,000	1,712.00	15,408,000	
コロナ	10,300	963.00	9,918,900	
横河ブリッジホールディングス	29,000	2,721.00	78,909,000	貸付有価証券 200株
駒井ハルテック	1,800	2,050.00	3,690,000	
高田機工	800	3,455.00	2,764,000	
三和ホールディングス	186,000	2,211.00	411,246,000	貸付有価証券 1,600株 (200株)
文化シャッター	48,400	1,466.00	70,954,400	
三協立山	21,200	823.00	17,447,600	貸付有価証券 1,200株 (300株)
アルインコ	14,100	1,025.00	14,452,500	貸付有価証券 100株
東洋シャッター	2,400	681.00	1,634,400	
LIXIL	289,000	1,889.00	545,921,000	
日本ファイルコン	6,700	481.00	3,222,700	貸付有価証券 200株
ノーリツ	30,700	1,531.00	47,001,700	貸付有価証券 1,600株
長府製作所	18,400	2,070.00	38,088,000	貸付有価証券 700株
リンナイ	90,600	3,402.00	308,221,200	貸付有価証券 800株 (600株)
ダイニチ工業	5,100	722.00	3,682,200	
日東精工	26,800	549.00	14,713,200	貸付有価証券 1,900株
三洋工業	1,200	2,866.00	3,439,200	
岡部	33,100	753.00	24,924,300	貸付有価証券 200株
ジーテクト	23,600	1,765.00	41,654,000	
東ブレ	32,600	1,963.00	63,993,800	貸付有価証券 200株
高周波熱錬	28,500	997.00	28,414,500	
東京製綱	12,000	1,373.00	16,476,000	貸付有価証券 100株
サンコール	14,400	464.00	6,681,600	
モリテック スチール	9,100	297.00	2,702,700	貸付有価証券 400株

パイオラックス	23,000	2,470.00	56,810,000	貸付有価証券 300株
エイチワン	19,000	807.00	15,333,000	
日本発條	163,700	1,208.50	197,831,450	貸付有価証券 14,200株
中央発條	13,700	710.00	9,727,000	
アドバネクス	1,300	994.00	1,292,200	貸付有価証券 400株
立川ブラインド工業	8,400	1,454.00	12,213,600	貸付有価証券 100株
三益半導体工業	14,300	3,190.00	45,617,000	貸付有価証券 2,100株
日本ドライケミカル	2,400	2,795.00	6,708,000	
日本製鋼所	49,900	2,479.50	123,727,050	
三浦工業	75,600	2,833.50	214,212,600	貸付有価証券 200株
タクマ	61,200	1,764.00	107,956,800	貸付有価証券 2,800株
ツガミ	40,300	1,219.00	49,125,700	貸付有価証券 200株
オークマ	15,900	6,204.00	98,643,600	貸付有価証券 500株 (500株)
芝浦機械	18,100	3,555.00	64,345,500	
アマダ	289,100	1,544.50	446,514,950	貸付有価証券 2,300株
アイダエンジニアリング	41,900	857.00	35,908,300	
TAKI SAWA	700	2,597.00	1,817,900	
F U J I	85,300	2,459.00	209,752,700	貸付有価証券 200株
牧野フライス製作所	20,000	5,960.00	119,200,000	貸付有価証券 1,400株
オーエスジー	79,800	2,006.50	160,118,700	貸付有価証券 22,000株
ダイジェット工業	1,000	857.00	857,000	
旭ダイヤモンド工業	41,800	892.00	37,285,600	貸付有価証券 200株
DMG森精機	109,800	2,774.00	304,585,200	貸付有価証券 29,900株 (21,100株)
ソディック	44,100	744.00	32,810,400	貸付有価証券 1,700株
ディスコ	87,200	35,060.00	3,057,232,000	貸付有価証券 800株
日東工器	8,800	1,912.00	16,825,600	
日進工具	16,800	1,038.00	17,438,400	
パンチ工業	9,900	418.00	4,138,200	貸付有価証券 4,600株 (2,300株)

富士ダイス	9,400	678.00	6,373,200	貸付有価証券 200株(200株)
豊和工業	5,500	767.00	4,218,500	貸付有価証券 2,500株(200株)
リケンNPR	19,700	2,663.00	52,461,100	
東洋機械金属	8,300	716.00	5,942,800	
津田駒工業	1,800	374.00	673,200	貸付有価証券 900株
エンシュウ	2,300	684.00	1,573,200	
島精機製作所	28,800	1,577.00	45,417,600	貸付有価証券 3,300株(2,100株)
オプトラン	29,800	1,650.00	49,170,000	貸付有価証券 100株
NCホールディングス	2,400	1,954.00	4,689,600	
イワキポンプ	12,100	2,113.00	25,567,300	
フリュー	17,100	1,339.00	22,896,900	
ヤマシンフィルタ	43,500	337.00	14,659,500	貸付有価証券 1,100株(400株)
日阪製作所	19,800	950.00	18,810,000	
やまびこ	29,600	1,531.00	45,317,600	
野村マイクロ・サイエンス	6,100	16,070.00	98,027,000	貸付有価証券 2,800株(100株)
平田機工	8,700	6,540.00	56,898,000	貸付有価証券 100株
PEGASUS	20,000	458.00	9,160,000	貸付有価証券 8,600株(8,500株)
マルマエ	7,900	2,035.00	16,076,500	貸付有価証券 3,700株(100株)
タツモ	10,900	2,888.00	31,479,200	貸付有価証券 5,100株(2,500株)
ナブテスコ	113,700	2,864.50	325,693,650	貸付有価証券 9,400株
三井海洋開発	22,900	2,151.00	49,257,900	貸付有価証券 300株
レオン自動機	21,000	1,548.00	32,508,000	
SMC	54,200	78,470.00	4,253,074,000	貸付有価証券 500株
ホソカワミクロン	11,600	4,115.00	47,734,000	
ユニオンツール	8,000	3,430.00	27,440,000	貸付有価証券 300株
瑞光	13,000	1,854.00	24,102,000	貸付有価証券 3,300株(200株)
オイレス工業	24,600	2,080.00	51,168,000	貸付有価証券 4,700株
日精エー・エス・ビー機械	7,200	4,375.00	31,500,000	

サトーホールディングス	25,800	2,159.00	55,702,200	
技研製作所	17,000	1,907.00	32,419,000	貸付有価証券 2,500株(1,500株)
日本エアータック	8,500	1,241.00	10,548,500	貸付有価証券 1,500株
カワタ	3,100	1,092.00	3,385,200	
日精樹脂工業	13,400	1,153.00	15,450,200	
オカダアイオン	3,400	2,665.00	9,061,000	
ワイエイシイホールディングス	6,000	2,323.00	13,938,000	貸付有価証券 2,800株(600株)
小松製作所	849,200	3,850.00	3,269,420,000	
住友重機械工業	107,200	3,594.00	385,276,800	貸付有価証券 4,200株
日立建機	72,200	3,873.00	279,630,600	貸付有価証券 7,700株
日工	26,800	715.00	19,162,000	
巴工業	7,100	3,800.00	26,980,000	
井関農機	17,000	1,103.00	18,751,000	貸付有価証券 1,100株
TOWA	20,200	6,930.00	139,986,000	貸付有価証券 5,300株(1,200株)
丸山製作所	1,700	2,677.00	4,550,900	
北川鉄工所	7,100	1,359.00	9,648,900	
ローツェ	9,500	14,610.00	138,795,000	
タカキタ	3,300	501.00	1,653,300	
クボタ	950,800	2,172.50	2,065,613,000	貸付有価証券 261,600株
荏原実業	9,500	2,977.00	28,281,500	
三菱化工機	6,400	3,345.00	21,408,000	
月島ホールディングス	24,500	1,385.00	33,932,500	貸付有価証券 100株
帝国電機製作所	12,700	3,070.00	38,989,000	貸付有価証券 100株
東京機械製作所	2,600	495.00	1,287,000	貸付有価証券 100株
新東工業	36,600	1,097.00	40,150,200	
澁谷工業	17,000	2,477.00	42,109,000	
アイチ コーポレーション	25,200	1,089.00	27,442,800	
小森コーポレーション	44,600	1,312.00	58,515,200	
鶴見製作所	13,800	3,880.00	53,544,000	貸付有価証券 100株
日本ギア工業	3,800	521.00	1,979,800	貸付有価証券 1,700株

酒井重工業	2,500	6,490.00	16,225,000	
荏原製作所	74,300	8,600.00	638,980,000	貸付有価証券 4,200株
石井鐵工所	1,100	2,716.00	2,987,600	貸付有価証券 600株
西島製作所	15,600	2,340.00	36,504,000	
北越工業	18,200	2,618.00	47,647,600	
ダイキン工業	216,300	23,320.00	5,044,116,000	貸付有価証券 2,200株
オルガノ	21,800	5,880.00	128,184,000	
トーヨーカネツ	6,100	4,055.00	24,735,500	
栗田工業	101,300	5,544.00	561,607,200	
椿本チエイン	25,700	4,080.00	104,856,000	
大同工業	4,400	748.00	3,291,200	
木村化工機	13,800	741.00	10,225,800	
アネスト岩田	28,000	1,134.00	31,752,000	貸付有価証券 1,300株
ダイフク	305,800	2,899.00	886,514,200	貸付有価証券 6,600株
サムコ	4,900	4,210.00	20,629,000	貸付有価証券 1,600株 (700株)
加藤製作所	5,100	1,349.00	6,879,900	貸付有価証券 100株
油研工業	1,700	2,262.00	3,845,400	
タダノ	104,200	1,198.00	124,831,600	貸付有価証券 1,100株
フジテック	42,300	3,666.00	155,071,800	貸付有価証券 19,500株
CKD	50,100	2,542.00	127,354,200	貸付有価証券 4,000株
平和	53,600	2,175.00	116,580,000	
理想科学工業	14,500	2,837.00	41,136,500	
SANKYO	41,700	8,667.00	361,413,900	
日本金銭機械	21,900	1,430.00	31,317,000	貸付有価証券 2,200株
マースグループホールディングス	9,100	2,697.00	24,542,700	貸付有価証券 3,600株 (1,100株)
フクシマガリレイ	11,800	5,090.00	60,062,000	
オーイズミ	3,800	439.00	1,668,200	
ダイコク電機	8,900	3,785.00	33,686,500	貸付有価証券 4,500株
竹内製作所	32,900	4,580.00	150,682,000	貸付有価証券 700株
アマノ	51,400	3,434.00	176,507,600	

JUKI	28,100	471.00	13,235,100	貸付有価証券 9,700株(3,400株)
ジャノメ	18,300	692.00	12,663,600	
マックス	25,500	3,260.00	83,130,000	
グローリー	43,500	2,906.00	126,411,000	
新晃工業	18,300	2,867.00	52,466,100	
大和冷機工業	27,800	1,553.00	43,173,400	貸付有価証券 500株
セガサミーホールディングス	161,800	2,152.50	348,274,500	
T P R	23,000	1,821.00	41,883,000	貸付有価証券 1,800株
ツバキ・ナカシマ	36,300	748.00	27,152,400	貸付有価証券 17,000株(10,200株)
ホシザキ	106,900	5,359.00	572,877,100	貸付有価証券 400株
大豊工業	15,700	844.00	13,250,800	
日本精工	335,400	785.90	263,590,860	
N T N	392,900	269.20	105,768,680	貸付有価証券 123,700株(39,100株)
ジェイテクト	161,200	1,263.00	203,595,600	
不二越	13,400	3,760.00	50,384,000	貸付有価証券 2,000株
日本トムソン	49,300	579.00	28,544,700	貸付有価証券 500株
THK	104,500	2,844.00	297,198,000	貸付有価証券 15,500株
ユーシン精機	14,300	680.00	9,724,000	
前澤給装工業	13,900	1,380.00	19,182,000	
イーグル工業	20,000	1,698.00	33,960,000	
前澤工業	5,700	1,000.00	5,700,000	
日本ピラー工業	16,800	4,345.00	72,996,000	貸付有価証券 300株
キッツ	60,600	1,226.00	74,295,600	貸付有価証券 4,400株
マキタ	206,600	3,971.00	820,408,600	貸付有価証券 100株(100株)
三井E&S	89,900	729.00	65,537,100	
日立造船	159,900	948.00	151,585,200	貸付有価証券 1,800株(100株)
三菱重工業	316,800	8,831.00	2,797,660,800	貸付有価証券 5,700株
I H I	134,900	2,801.00	377,854,900	貸付有価証券 15,600株

サノヤスホールディングス	14,700	138.00	2,028,600	
スター精密	33,700	1,769.00	59,615,300	
日清紡ホールディングス	136,200	1,177.50	160,375,500	貸付有価証券 500株
イビデン	94,500	8,088.00	764,316,000	貸付有価証券 8,700株
コニカミノルタ	404,600	424.80	171,874,080	貸付有価証券 200株
ブラザー工業	242,100	2,335.00	565,303,500	貸付有価証券 800株
ミネベアミツミ	315,200	2,935.00	925,112,000	貸付有価証券 41,900株
日立製作所	870,800	10,600.00	9,230,480,000	貸付有価証券 10,600株
三菱電機	2,016,600	2,045.00	4,123,947,000	貸付有価証券 1,800株
富士電機	110,200	6,204.00	683,680,800	
東洋電機製造	3,300	1,006.00	3,319,800	
安川電機	196,800	5,868.00	1,154,822,400	貸付有価証券 12,000株 (7,300株)
シンフォニアテクノロジー	20,000	2,117.00	42,340,000	
明電舎	33,600	2,516.00	84,537,600	
オリジン	2,200	1,238.00	2,723,600	
山洋電気	7,800	6,280.00	48,984,000	
デンヨー	13,800	2,351.00	32,443,800	
PHCホールディングス	33,800	1,503.00	50,801,400	貸付有価証券 5,800株
KOKUSAI ELECTRIC	69,900	3,080.00	215,292,000	貸付有価証券 9,100株
ソシオネクスト	131,400	2,797.50	367,591,500	貸付有価証券 61,700株 (24,000株)
東芝テック	23,200	2,901.00	67,303,200	
芝浦メカトロニクス	10,300	6,250.00	64,375,000	貸付有価証券 1,700株
マブチモーター	89,100	2,417.50	215,399,250	貸付有価証券 600株 (200株)
ニデック	400,000	5,823.00	2,329,200,000	
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	11,400	372.00	4,240,800	貸付有価証券 200株 (200株)
トレックス・セミコンダクター	9,300	1,756.00	16,330,800	
東光高岳	10,900	2,202.00	24,001,800	
ダブル・スコープ	51,900	882.00	45,775,800	貸付有価証券 24,300株 (14,600株)

				株)
ダイヘン	18,200	6,480.00	117,936,000	
ヤーマン	31,300	1,041.00	32,583,300	貸付有価証券 13,900株 (3,800株)
JVCケンウッド	143,000	746.00	106,678,000	
ミマキエンジニアリング	17,200	878.00	15,101,600	
I-PEX	12,600	1,649.00	20,777,400	貸付有価証券 500株 (400株)
大崎電気工業	39,700	657.00	26,082,900	貸付有価証券 100株
オムロン	138,400	6,700.00	927,280,000	貸付有価証券 4,700株
日東工業	24,400	3,790.00	92,476,000	貸付有価証券 100株
IDEC	26,700	3,040.00	81,168,000	
正興電機製作所	3,400	1,094.00	3,719,600	
不二電機工業	2,000	1,191.00	2,382,000	貸付有価証券 1,000株
ジーエス・ユアサコーポレーション	70,700	2,065.50	146,030,850	
サクサホールディングス	2,300	2,597.00	5,973,100	
メルコホールディングス	5,700	3,465.00	19,750,500	
テクノメディカ	4,400	2,102.00	9,248,800	
ダイヤモンドエレクトリックホールディング	6,700	687.00	4,602,900	貸付有価証券 1,400株 (300株)
日本電気	237,900	8,706.00	2,071,157,400	
富士通	166,700	20,700.00	3,450,690,000	
沖電気工業	81,900	961.00	78,705,900	貸付有価証券 200株
岩崎通信機	4,700	760.00	3,572,000	
電気興業	8,100	2,332.00	18,889,200	
サンケン電気	16,800	7,209.00	121,111,200	貸付有価証券 1,100株
ナカヨ	1,600	1,200.00	1,920,000	
アイホン	9,800	2,760.00	27,048,000	
ルネサスエレクトロニクス	1,182,400	2,396.00	2,833,030,400	貸付有価証券 223,900株
セイコーエプソン	232,500	2,186.50	508,361,250	貸付有価証券 29,600株 (5,600株)
ワコム	137,800	688.00	94,806,400	貸付有価証券 2,100株
アルバック	43,000	6,650.00	285,950,000	貸付有価証券 400株
アクセル	6,300	2,266.00	14,275,800	

E I Z O	13,300	5,070.00	67,431,000	
日本信号	41,300	981.00	40,515,300	
京三製作所	37,900	467.00	17,699,300	
能美防災	24,500	2,249.00	55,100,500	
ホーチキ	13,500	1,794.00	24,219,000	
星和電機	4,400	488.00	2,147,200	
エレコム	43,300	1,696.00	73,436,800	
パナソニック ホールディングス	2,140,300	1,415.00	3,028,524,500	貸付有価証券 17,700株
シャープ	305,400	1,062.00	324,334,800	貸付有価証券 86,500株
アンリツ	127,600	1,356.00	173,025,600	
富士通ゼネラル	51,400	2,311.50	118,811,100	貸付有価証券 24,000株 (2,100株)
ソニーグループ	1,269,000	13,850.00	17,575,650,000	貸付有価証券 8,700株
T D K	286,900	6,758.00	1,938,870,200	貸付有価証券 9,400株
帝国通信工業	7,900	1,975.00	15,602,500	
タムラ製作所	72,200	579.00	41,803,800	貸付有価証券 13,300株
アルプスアルパイン	161,800	1,272.00	205,809,600	貸付有価証券 7,800株 (200株)
池上通信機	3,200	894.00	2,860,800	
日本電波工業	21,700	1,226.00	26,604,200	貸付有価証券 10,100株 (100株)
鈴木	9,700	1,160.00	11,252,000	
メイコー	18,000	4,170.00	75,060,000	
日本トリム	4,100	3,050.00	12,505,000	
ローランド ディー. ジー.	9,900	3,695.00	36,580,500	貸付有価証券 100株
フォスター電機	13,400	1,072.00	14,364,800	
SMK	4,800	2,584.00	12,403,200	
ヨコオ	16,000	1,439.00	23,024,000	
ティアック	16,500	99.00	1,633,500	貸付有価証券 7,400株 (7,400株)
ホシデン	41,200	1,756.00	72,347,200	貸付有価証券 1,300株
ヒロセ電機	26,700	17,390.00	464,313,000	貸付有価証券 2,400株 (100株)
日本航空電子工業	43,300	3,165.00	137,044,500	貸付有価証券 300株
T O A	20,600	1,102.00	22,701,200	貸付有価証券 100株

マクセル	40,000	1,594.00	63,760,000	貸付有価証券 200株
古野電気	23,500	1,925.00	45,237,500	
スミダコーポレーション	24,300	1,168.00	28,382,400	貸付有価証券 1,100株
アイコム	7,000	3,610.00	25,270,000	
リオン	7,400	2,255.00	16,687,000	
横河電機	198,200	2,843.50	563,581,700	
新電元工業	6,900	3,130.00	21,597,000	
アズビル	123,400	4,988.00	615,519,200	貸付有価証券 1,600株 (300株)
東亜ディーケーケー	4,700	909.00	4,272,300	
日本光電工業	76,900	4,664.00	358,661,600	貸付有価証券 100株
チノー	7,500	2,364.00	17,730,000	貸付有価証券 1,800株
共和電業	9,300	399.00	3,710,700	
日本電子材料	11,000	1,756.00	19,316,000	
堀場製作所	34,200	11,135.00	380,817,000	貸付有価証券 3,800株
アドバンテスト	514,000	4,976.00	2,557,664,000	貸付有価証券 29,800株
小野測器	4,100	446.00	1,828,600	貸付有価証券 200株 (200株)
エスペック	14,400	2,470.00	35,568,000	
キーエンス	179,500	64,570.00	11,590,315,000	貸付有価証券 43,700株
日置電機	8,500	6,400.00	54,400,000	
シスメックス	154,800	8,417.00	1,302,951,600	
日本マイクロニクス	32,200	3,815.00	122,843,000	貸付有価証券 400株
メガチップス	14,200	4,805.00	68,231,000	
OBARA GROUP	9,800	3,875.00	37,975,000	
澤藤電機	1,200	1,263.00	1,515,600	貸付有価証券 200株
原田工業	4,400	762.00	3,352,800	貸付有価証券 2,600株
コーセル	21,600	1,359.00	29,354,400	貸付有価証券 300株
イリソ電子工業	16,500	3,570.00	58,905,000	
オブテックスグループ	32,900	1,744.00	57,377,600	貸付有価証券 1,400株
千代田インテグレ	7,000	2,881.00	20,167,000	貸付有価証券 200株

レーザーテック	82,200	34,900.00	2,868,780,000	貸付有価証券 6,000株 (1,300株)
スタンレー電気	114,800	2,763.00	317,192,400	貸付有価証券 500株
ウシオ電機	91,100	2,060.00	187,666,000	
岡谷電機産業	7,700	293.00	2,256,100	
ヘリオス テクノ ホールディング	9,900	535.00	5,296,500	貸付有価証券 5,000株
エノモト	2,800	1,593.00	4,460,400	貸付有価証券 100株
日本セラミック	14,600	2,787.00	40,690,200	
遠藤照明	4,500	1,310.00	5,895,000	
古河電池	13,200	891.00	11,761,200	貸付有価証券 3,500株 (900株)
双信電機	4,000	304.00	1,216,000	
山一電機	16,100	1,963.00	31,604,300	貸付有価証券 1,100株
図研	15,600	4,065.00	63,414,000	
日本電子	44,900	6,147.00	276,000,300	
カシオ計算機	129,600	1,239.00	160,574,400	貸付有価証券 10,500株
ファナック	874,800	4,245.00	3,713,526,000	貸付有価証券 8,400株
日本シイエムケイ	38,100	775.00	29,527,500	貸付有価証券 200株
エンプラス	5,200	13,120.00	68,224,000	貸付有価証券 2,400株 (700株)
大真空	26,700	887.00	23,682,900	貸付有価証券 300株
ローム	331,700	2,649.00	878,673,300	貸付有価証券 5,200株
浜松ホトニクス	144,000	5,976.00	860,544,000	
三井ハイテック	15,900	7,066.00	112,349,400	貸付有価証券 1,900株 (400株)
新光電気工業	63,500	5,515.00	350,202,500	貸付有価証券 7,900株 (5,300株)
京セラ	1,114,600	2,132.50	2,376,884,500	貸付有価証券 14,000株
太陽誘電	87,400	3,681.00	321,719,400	貸付有価証券 3,200株 (600株)
村田製作所	1,632,100	2,961.50	4,833,464,150	貸付有価証券 900株
双葉電子工業	34,200	539.00	18,433,800	
北陸電気工業	3,700	1,380.00	5,106,000	
ニチコン	47,100	1,303.00	61,371,300	貸付有価証券 1,300株 (200株)

日本ケミコン	19,100	1,331.00	25,422,100	貸付有価証券 1,900株(100株)
KOA	27,200	1,551.00	42,187,200	貸付有価証券 2,700株(2,700株)
市光工業	32,300	563.00	18,184,900	
小糸製作所	185,900	2,255.00	419,204,500	貸付有価証券 100株
ミツバ	33,600	1,086.00	36,489,600	
SCREENホールディングス	61,300	11,855.00	726,711,500	貸付有価証券 9,000株(900株)
キャノン電子	19,800	2,074.00	41,065,200	
キャノン	894,700	3,708.00	3,317,547,600	貸付有価証券 38,400株
リコー	449,800	1,151.00	517,719,800	貸付有価証券 7,300株(700株)
象印マホービン	48,700	1,525.00	74,267,500	貸付有価証券 1,300株
MUTOHホールディングス	1,400	2,069.00	2,896,600	
東京エレクトロン	379,700	25,385.00	9,638,684,500	貸付有価証券 5,700株
イノテック	11,900	1,815.00	21,598,500	
トヨタ紡織	75,500	2,430.50	183,502,750	
芦森工業	2,000	2,123.00	4,246,000	
ユニプレス	32,200	990.00	31,878,000	貸付有価証券 2,100株
豊田自動織機	153,000	11,900.00	1,820,700,000	貸付有価証券 11,400株
モリタホールディングス	31,500	1,580.00	49,770,000	
三櫻工業	27,400	837.00	22,933,800	貸付有価証券 300株
デンソー	1,480,000	2,257.00	3,340,360,000	
東海理化電機製作所	50,600	2,310.00	116,886,000	
川崎重工業	146,400	3,207.00	469,504,800	貸付有価証券 1,300株
名村造船所	39,100	1,100.00	43,010,000	貸付有価証券 18,300株
日本車輛製造	5,900	2,143.00	12,643,700	
三菱ロジスネクスト	28,600	1,399.00	40,011,400	
近畿車輛	1,400	1,880.00	2,632,000	
日産自動車	2,548,300	569.80	1,452,021,340	貸付有価証券 662,100株
いすゞ自動車	521,500	1,938.00	1,010,667,000	貸付有価証券 1,800株
トヨタ自動車	9,850,200	2,745.00	27,038,799,000	貸付有価証券 81,900株

日野自動車	269,800	493.60	133,173,280	
三菱自動車工業	699,800	462.60	323,727,480	貸付有価証券 44,400株
エフテック	6,900	655.00	4,519,500	貸付有価証券 1,900株
レシップホールディングス	4,300	655.00	2,816,500	貸付有価証券 200株 (200株)
GMB	2,000	1,250.00	2,500,000	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
ファルテック	1,900	550.00	1,045,000	
武蔵精密工業	43,900	1,585.00	69,581,500	
日産車体	21,100	1,015.00	21,416,500	貸付有価証券 9,500株
新明和工業	51,700	1,195.00	61,781,500	
極東開発工業	29,600	1,962.00	58,075,200	貸付有価証券 1,000株
トビー工業	14,500	2,662.00	38,599,000	
ティラド	4,000	3,325.00	13,300,000	
タチエス	33,100	1,885.00	62,393,500	貸付有価証券 100株
NOK	69,700	2,000.00	139,400,000	貸付有価証券 700株
フタバ産業	48,100	833.00	40,067,300	貸付有価証券 200株
カヤバ	17,300	5,120.00	88,576,000	貸付有価証券 200株
大同メタル工業	35,100	553.00	19,410,300	
プレス工業	71,700	598.00	42,876,600	
ミクニ	12,600	464.00	5,846,400	
太平洋工業	41,100	1,371.00	56,348,100	貸付有価証券 100株
アイシン	138,400	5,270.00	729,368,000	貸付有価証券 300株
マツダ	593,400	1,659.00	984,450,600	貸付有価証券 9,300株
今仙電機製作所	6,300	654.00	4,120,200	貸付有価証券 100株 (100株)
本田技研工業	4,374,600	1,533.50	6,708,449,100	
スズキ	329,500	6,133.00	2,020,823,500	貸付有価証券 1,100株
SUBARU	556,300	2,777.00	1,544,845,100	貸付有価証券 11,300株
安永	4,300	680.00	2,924,000	貸付有価証券 2,400株 (2,400株)
ヤマハ発動機	775,300	1,297.50	1,005,951,750	貸付有価証券 71,600株

T B K	10,900	405.00	4,414,500	
エクセディ	29,300	2,704.00	79,227,200	
豊田合成	52,400	2,778.00	145,567,200	
愛三工業	29,700	1,251.00	37,154,700	
盟和産業	1,400	1,011.00	1,415,400	
日本プラスト	8,500	536.00	4,556,000	
ヨロズ	16,800	875.00	14,700,000	
エフ・シー・シー	31,800	1,840.00	58,512,000	貸付有価証券 100株
シマノ	72,800	22,900.00	1,667,120,000	貸付有価証券 500株 (500株)
テイ・エス テック	63,900	1,822.00	116,425,800	貸付有価証券 200株
ジャムコ	7,600	1,608.00	12,220,800	貸付有価証券 2,000株
テルモ	501,600	5,004.00	2,510,006,400	貸付有価証券 27,100株
クリエートメディック	3,200	898.00	2,873,600	
日機装	41,800	1,038.00	43,388,400	
日本エム・ディ・エム	14,200	770.00	10,934,000	
島津製作所	238,300	4,152.00	989,421,600	貸付有価証券 100株
JMS	16,600	515.00	8,549,000	
クボテック	2,800	258.00	722,400	貸付有価証券 1,300株
長野計器	13,000	2,080.00	27,040,000	貸付有価証券 1,700株
ブイ・テクノロジー	9,400	2,746.00	25,812,400	貸付有価証券 200株
東京計器	13,700	1,779.00	24,372,300	貸付有価証券 1,900株
愛知時計電機	7,800	2,392.00	18,657,600	貸付有価証券 100株
インターアクション	8,500	1,058.00	8,993,000	
オーバル	8,800	507.00	4,461,600	
東京精密	36,700	9,048.00	332,061,600	
マニー	71,800	2,228.00	159,970,400	貸付有価証券 100株 (100株)
ニコン	259,400	1,457.50	378,075,500	貸付有価証券 11,000株
トプコン	87,200	1,581.00	137,863,200	貸付有価証券 100株
オリンパス	1,104,200	2,176.00	2,402,739,200	貸付有価証券 64,000株

理研計器	12,700	6,670.00	84,709,000	貸付有価証券 600株
タムロン	11,000	5,540.00	60,940,000	
HOYA	353,200	17,380.00	6,138,616,000	
シード	5,000	845.00	4,225,000	
ノーリツ鋼機	17,000	3,145.00	53,465,000	貸付有価証券 100株
A&Dホロンホールディングス	26,200	1,831.00	47,972,200	
朝日インテック	200,400	3,010.00	603,204,000	貸付有価証券 19,600株
シチズン時計	165,000	891.00	147,015,000	貸付有価証券 31,100株 (15,200株)
リズム	2,300	2,976.00	6,844,800	貸付有価証券 400株
大研医器	8,500	511.00	4,343,500	
メニコン	61,700	2,439.00	150,486,300	貸付有価証券 3,900株 (100株)
シンシア	1,200	538.00	645,600	貸付有価証券 600株 (600株)
松風	8,100	2,796.00	22,647,600	
セイコーグループ	25,000	2,718.00	67,950,000	
ニプロ	149,500	1,153.00	172,373,500	貸付有価証券 18,700株 (1,100株)
KYORITSU	14,900	192.00	2,860,800	
中本パックス	3,300	1,691.00	5,580,300	貸付有価証券 1,500株
スノーピーク	25,600	940.00	24,064,000	貸付有価証券 12,000株 (1,300株)
パラマウントベッドホールディングス	37,300	2,791.00	104,104,300	
トランザクション	11,800	2,168.00	25,582,400	
粧美堂	2,700	685.00	1,849,500	貸付有価証券 600株 (500株)
ニホンフラッシュ	16,800	924.00	15,523,200	
前田工織	15,100	3,240.00	48,924,000	貸付有価証券 2,000株 (500株)
永大産業	11,800	228.00	2,690,400	
アートネイチャー	16,200	809.00	13,105,800	
フルヤ金属	4,200	9,450.00	39,690,000	
バンダイナムコホールディングス	491,500	2,972.50	1,460,983,750	貸付有価証券 15,100株
アイフィスジャパン	2,700	611.00	1,649,700	
SHOEI	40,500	1,929.00	78,124,500	貸付有価証券

				13,800株 (3,500株)
フランスベッドホールディングス	23,200	1,415.00	32,828,000	
パイロットコーポレーション	25,200	4,179.00	105,310,800	貸付有価証券 200株 (200株)
萩原工業	12,000	1,506.00	18,072,000	貸付有価証券 200株
フジシールインターナショナル	36,300	1,753.00	63,633,900	貸付有価証券 300株
タカラトミー	81,600	2,368.00	193,228,800	貸付有価証券 200株
広済堂ホールディングス	40,400	784.00	31,673,600	貸付有価証券 14,100株
エステールホールディングス	2,300	643.00	1,478,900	
タカノ	3,700	1,005.00	3,718,500	貸付有価証券 2,300株
プロネクサス	18,600	1,299.00	24,161,400	
ホクシン	7,600	117.00	889,200	貸付有価証券 4,100株 (600株)
ウッドワン	3,600	1,038.00	3,736,800	貸付有価証券 1,600株 (1,300株)
TOPPANホールディングス	220,500	3,997.00	881,338,500	
大日本印刷	196,000	4,213.00	825,748,000	貸付有価証券 4,500株
共同印刷	5,100	3,365.00	17,161,500	
NISSHA	30,700	1,550.00	47,585,000	
光村印刷	800	1,542.00	1,233,600	
TAKARA & COMPANY	11,500	2,686.00	30,889,000	
アシックス	152,800	4,421.00	675,528,800	貸付有価証券 17,800株
ツツミ	4,200	2,300.00	9,660,000	
ローランド	13,200	4,685.00	61,842,000	貸付有価証券 800株
小松ウオール工業	7,300	2,981.00	21,761,300	貸付有価証券 100株
ヤマハ	113,100	3,372.00	381,373,200	貸付有価証券 12,800株
河合楽器製作所	5,400	3,540.00	19,116,000	
クリナップ	17,600	713.00	12,548,800	
ピジョン	114,300	1,652.00	188,823,600	貸付有価証券 4,100株
キングジム	15,800	882.00	13,935,600	貸付有価証券 4,400株 (100株)
リンテック	36,000	2,688.00	96,768,000	

イトーキ	36,800	1,390.00	51,152,000	
任天堂	1,132,600	7,823.00	8,860,329,800	貸付有価証券 12,900株
三菱鉛筆	25,500	2,074.00	52,887,000	
タカラスタANDARD	37,800	1,702.00	64,335,600	
コクヨ	73,400	2,388.00	175,279,200	
ナカバヤシ	19,300	562.00	10,846,600	
グローブライド	16,100	2,033.00	32,731,300	貸付有価証券 300株 (100株)
オカムラ	54,000	2,183.00	117,882,000	貸付有価証券 300株
美津濃	17,800	4,080.00	72,624,000	
東京電力ホールディング ス	1,617,100	779.70	1,260,852,870	貸付有価証券 197,500株
中部電力	661,000	1,928.00	1,274,408,000	貸付有価証券 21,000株
関西電力	692,700	1,970.00	1,364,619,000	貸付有価証券 5,500株
中国電力	311,700	1,039.50	324,012,150	貸付有価証券 2,400株
北陸電力	183,400	739.30	135,587,620	貸付有価証券 600株
東北電力	472,300	973.30	459,689,590	貸付有価証券 1,000株
四国電力	167,100	1,056.50	176,541,150	貸付有価証券 900株
九州電力	413,500	1,050.50	434,381,750	貸付有価証券 1,000株
北海道電力	173,300	655.60	113,615,480	
沖縄電力	45,800	1,177.00	53,906,600	貸付有価証券 2,400株
電源開発	147,400	2,398.00	353,465,200	貸付有価証券 13,800株 (8,300株)
エフオン	11,600	450.00	5,220,000	
イーレックス	31,900	823.00	26,253,700	貸付有価証券 14,900株 (5,800株)
レノバ	47,800	1,191.00	56,929,800	貸付有価証券 15,100株 (2,200株)
東京瓦斯	379,200	3,506.00	1,329,475,200	貸付有価証券 12,600株 (700株)
大阪瓦斯	363,400	3,153.00	1,145,800,200	貸付有価証券 14,700株
東邦瓦斯	77,700	3,160.00	245,532,000	貸付有価証券 200株
北海道瓦斯	10,700	2,291.00	24,513,700	
広島ガス	37,900	398.00	15,084,200	

西部ガスホールディングス	18,700	2,011.00	37,605,700	
静岡ガス	35,800	1,059.00	37,912,200	貸付有価証券 14,700株
メタウォーター	21,500	2,100.00	45,150,000	貸付有価証券 100株
SBSホールディングス	16,000	2,562.00	40,992,000	貸付有価証券 100株
東武鉄道	197,100	4,021.00	792,539,100	貸付有価証券 2,100株
相鉄ホールディングス	64,200	2,785.50	178,829,100	貸付有価証券 400株
東急	503,000	1,795.00	902,885,000	貸付有価証券 2,000株
京浜急行電鉄	222,000	1,332.50	295,815,000	貸付有価証券 500株
小田急電鉄	296,600	2,301.50	682,624,900	貸付有価証券 100株
京王電鉄	86,200	4,629.00	399,019,800	貸付有価証券 200株
京成電鉄	115,700	7,042.00	814,759,400	貸付有価証券 100株
富士急行	22,100	4,590.00	101,439,000	貸付有価証券 100株 (100株)
東日本旅客鉄道	329,600	8,351.00	2,752,489,600	貸付有価証券 9,100株
西日本旅客鉄道	212,800	6,080.00	1,293,824,000	
東海旅客鉄道	691,000	3,714.00	2,566,374,000	
西武ホールディングス	217,000	2,059.00	446,803,000	貸付有価証券 600株
鴻池運輸	30,600	1,946.00	59,547,600	
西日本鉄道	47,900	2,464.50	118,049,550	貸付有価証券 200株 (200株)
ハマキョウレックス	15,300	4,195.00	64,183,500	
サカイ引越センター	19,900	2,789.00	55,501,100	貸付有価証券 1,400株
近鉄グループホールディングス	179,100	4,623.00	827,979,300	貸付有価証券 18,300株
阪急阪神ホールディングス	238,800	4,662.00	1,113,285,600	貸付有価証券 7,800株
南海電気鉄道	79,900	2,953.00	235,944,700	
京阪ホールディングス	98,700	3,786.00	373,678,200	貸付有価証券 2,500株
神戸電鉄	4,900	2,962.00	14,513,800	貸付有価証券 2,300株
名古屋鉄道	184,700	2,356.00	435,153,200	貸付有価証券 300株
山陽電気鉄道	13,500	2,187.00	29,524,500	貸付有価証券

				5,900株
アルプス物流	14,300	1,736.00	24,824,800	
ヤマトホールディングス	229,300	2,752.00	631,033,600	貸付有価証券 4,900株
山九	45,600	5,286.00	241,041,600	
丸運	5,800	280.00	1,624,000	貸付有価証券 1,300株
丸全昭和運輸	11,100	3,985.00	44,233,500	
センコーグループホール ディングス	94,800	1,155.00	109,494,000	貸付有価証券 2,700株 (300株)
トナミホールディングス	3,900	4,705.00	18,349,500	
ニッコンホールディング ス	57,300	3,130.00	179,349,000	
日本石油輸送	1,000	2,993.00	2,993,000	
福山通運	20,400	4,205.00	85,782,000	貸付有価証券 1,400株
セイノーホールディング ス	100,700	2,194.00	220,935,800	貸付有価証券 23,500株 (700株)
エスライングループ本社	2,800	909.00	2,545,200	
神奈川中央交通	5,100	3,060.00	15,606,000	
AZ-COM丸和ホール ディングス	45,800	1,584.00	72,547,200	貸付有価証券 4,500株
C&Fロジホールディン グス	17,200	1,560.00	26,832,000	
九州旅客鉄道	126,600	3,222.00	407,905,200	
S Gホールディングス	300,700	2,117.00	636,581,900	貸付有価証券 3,700株
NIPPON EXPR ESSホールディン	60,800	8,462.00	514,489,600	貸付有価証券 3,900株
日本郵船	513,400	4,637.00	2,380,635,800	貸付有価証券 8,500株
商船三井	388,700	4,780.00	1,857,986,000	
川崎汽船	151,400	6,395.00	968,203,000	貸付有価証券 67,500株
NSユナイテッド海運	9,600	4,955.00	47,568,000	貸付有価証券 2,600株
明海グループ	10,900	800.00	8,720,000	貸付有価証券 2,300株 (300株)
飯野海運	65,700	1,236.00	81,205,200	貸付有価証券 600株
共栄タンカー	1,800	863.00	1,553,400	
乾汽船	21,000	1,128.00	23,688,000	貸付有価証券 9,600株 (200株)
日本航空	439,900	2,831.50	1,245,576,850	
ANAホールディングス	487,300	3,183.00	1,551,075,900	貸付有価証券 114,000株 (13,700)

				株)
パスコ	1,900	1,875.00	3,562,500	
トランコム	5,200	7,180.00	37,336,000	
日新	13,600	2,553.00	34,720,800	
三菱倉庫	44,000	4,449.00	195,756,000	
三井倉庫ホールディングス	16,700	4,945.00	82,581,500	
住友倉庫	48,300	2,571.00	124,179,300	
澁澤倉庫	8,200	3,075.00	25,215,000	
東陽倉庫	2,600	1,570.00	4,082,000	
日本トランスシティ	36,000	642.00	23,112,000	
ケイヒン	1,800	1,815.00	3,267,000	
中央倉庫	9,600	1,182.00	11,347,200	
川西倉庫	1,900	1,213.00	2,304,700	
安田倉庫	12,200	1,245.00	15,189,000	
ファイブホールディングス	1,500	1,214.00	1,821,000	貸付有価証券 600株 (600株)
東洋埠頭	2,900	1,397.00	4,051,300	
上組	82,700	3,466.00	286,638,200	貸付有価証券 100株
サンリツ	2,400	786.00	1,886,400	
キムラユニティー	4,700	1,412.00	6,636,400	
キューソー流通システム	7,100	938.00	6,659,800	
東海運	5,800	292.00	1,693,600	
エーアイテーター	11,200	1,830.00	20,496,000	
内外トランスライン	7,200	2,433.00	17,517,600	貸付有価証券 3,300株
日本コンセプト	6,500	1,745.00	11,342,500	貸付有価証券 200株
NEC ネットズエスアイ	70,100	2,363.00	165,646,300	貸付有価証券 300株
クロスキャット	11,400	1,114.00	12,699,600	貸付有価証券 600株
システナ	272,200	314.00	85,470,800	
デジタルアーツ	11,400	5,180.00	59,052,000	
日鉄ソリューションズ	30,700	4,760.00	146,132,000	
キューブシステム	9,500	1,113.00	10,573,500	
コア	8,000	1,824.00	14,592,000	
手間いらず	3,000	2,928.00	8,784,000	貸付有価証券 1,100株 (1,000株)
ラクーンホールディング	14,900	647.00	9,640,300	貸付有価証券

ス				5,300株 (400株)
ソリトンシステムズ	9,300	1,495.00	13,903,500	
ソフトクリエイティブホールディングス	14,800	1,750.00	25,900,000	
T I S	196,800	3,304.00	650,227,200	
テクミラホールディングス	4,600	477.00	2,194,200	貸付有価証券 1,000株
グリーン	48,200	601.00	28,968,200	貸付有価証券 200株
GMOペパボ	2,200	1,230.00	2,706,000	
コーエーテクモホールディングス	112,700	1,767.50	199,197,250	貸付有価証券 4,400株 (2,700株)
三菱総合研究所	8,800	4,770.00	41,976,000	貸付有価証券 100株
ボルテージ	2,800	260.00	728,000	貸付有価証券 200株 (100株)
電算	1,200	1,513.00	1,815,600	
A G S	4,100	840.00	3,444,000	
ファインデックス	14,300	983.00	14,056,900	
ブレインパッド	13,500	1,158.00	15,633,000	貸付有価証券 100株
K L a b	33,100	293.00	9,698,300	貸付有価証券 10,300株 (3,000株)
ポールトゥウィンホールディングス	30,700	475.00	14,582,500	
ネクソン	402,500	2,820.50	1,135,251,250	貸付有価証券 29,000株
アイスタイル	53,400	425.00	22,695,000	貸付有価証券 20,600株
エムアップホールディングス	22,000	1,073.00	23,606,000	貸付有価証券 1,700株
エイチーム	10,600	587.00	6,222,200	貸付有価証券 2,400株
エニグモ	22,900	366.00	8,381,400	貸付有価証券 8,200株 (4,700株)
テクノスジャパン	8,900	648.00	5,767,200	
e n i s h	10,000	164.00	1,640,000	貸付有価証券 4,700株 (700株)
コロプラ	69,800	611.00	42,647,800	貸付有価証券 9,300株
オルトプラス	8,600	151.00	1,298,600	貸付有価証券 2,000株 (900株)
ブロードリーフ	85,400	587.00	50,129,800	貸付有価証券 900株
クロス・マーケティンググループ	6,000	571.00	3,426,000	
デジタルハーツホールディングス	11,200	1,010.00	11,312,000	貸付有価証券

インクス				900株 (100株)
システム情報	4,800	929.00	4,459,200	貸付有価証券 800株 (500株)
メディアドゥ	8,100	1,393.00	11,283,300	貸付有価証券 100株
じげん	52,500	539.00	28,297,500	貸付有価証券 3,900株 (3,600株)
ブイキューブ	21,600	310.00	6,696,000	貸付有価証券 4,200株 (800株)
エンカレッジ・テクノロジー	2,300	574.00	1,320,200	
サイバーリンクス	3,800	783.00	2,975,400	
ディー・エル・イー	7,100	202.00	1,434,200	貸付有価証券 3,900株
フィックスターズ	20,300	1,303.00	26,450,900	貸付有価証券 3,500株 (100株)
CARTA HOLDINGS	8,400	1,419.00	11,919,600	貸付有価証券 3,900株
オブティム	18,500	980.00	18,130,000	貸付有価証券 5,500株 (3,100株)
セレス	7,200	1,265.00	9,108,000	貸付有価証券 3,300株 (600株)
SHIFT	12,000	35,190.00	422,280,000	貸付有価証券 800株
ティーガイア	18,800	1,976.00	37,148,800	貸付有価証券 200株
セック	1,900	5,150.00	9,785,000	
テクマトリックス	32,900	1,743.00	57,344,700	
プロシップ	8,600	1,390.00	11,954,000	
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	46,800	2,466.50	115,432,200	貸付有価証券 2,400株
GMOペイメントゲートウェイ	36,000	9,793.00	352,548,000	貸付有価証券 2,400株
ザッパラス	2,700	473.00	1,277,100	貸付有価証券 1,400株 (800株)
システムリサーチ	6,200	3,095.00	19,189,000	
インターネットイニシアティブ	86,000	2,891.50	248,669,000	貸付有価証券 700株
さくらインターネット	20,200	2,310.00	46,662,000	貸付有価証券 9,400株 (1,900株)
ヴィンクス	2,400	2,019.00	4,845,600	貸付有価証券 500株 (200株)
GMOグローバルサイン・ホールディングス	5,500	2,745.00	15,097,500	貸付有価証券 2,500株 (2,300株)
SRAホールディングス	9,200	3,825.00	35,190,000	
システムインテグレータ	3,000	421.00	1,263,000	
朝日ネット	19,300	626.00	12,081,800	

e B A S E	25,300	772.00	19,531,600	貸付有価証券 100株
アバントグループ	22,700	1,476.00	33,505,200	
アドソル日進	7,600	1,601.00	12,167,600	
ODKソリューションズ	1,900	613.00	1,164,700	
フリービット	9,400	1,430.00	13,442,000	貸付有価証券 3,300株
コムチュア	26,000	1,907.00	49,582,000	
サイバーコム	1,600	1,904.00	3,046,400	
アステリア	14,100	656.00	9,249,600	貸付有価証券 200株
アイル	8,400	3,225.00	27,090,000	
マークラインズ	9,800	3,035.00	29,743,000	
メディカル・データ・ビ ジョン	21,500	677.00	14,555,500	貸付有価証券 3,500株 (1,000株)
g u m i	26,500	432.00	11,448,000	貸付有価証券 12,400株 (1,200株)
ショーケース	2,300	299.00	687,700	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
モバイルファクトリー	2,100	648.00	1,360,800	貸付有価証券 1,100株 (1,100株)
テラスカイ	7,800	1,746.00	13,618,800	貸付有価証券 3,600株 (200株)
デジタル・インフォメー ション・テクノロジー	10,400	1,681.00	17,482,400	
P C I ホールディングス	3,800	1,011.00	3,841,800	貸付有価証券 400株 (400株)
アイビーシー	1,500	470.00	705,000	貸付有価証券 100株
ネオジャパン	6,000	1,053.00	6,318,000	貸付有価証券 2,800株
P R T I M E S	3,600	1,860.00	6,696,000	貸付有価証券 100株
ラクス	85,100	2,402.00	204,410,200	貸付有価証券 200株
ランドコンピュータ	4,800	931.00	4,468,800	
ダブルスタンダード	5,500	1,617.00	8,893,500	貸付有価証券 1,400株
オープンドア	10,500	812.00	8,526,000	貸付有価証券 4,900株 (700株)
マイネット	3,200	295.00	944,000	
アカツキ	8,600	2,473.00	21,267,800	
ベネフィットジャパン	600	1,269.00	761,400	
U b i c o mホールディ ングス	5,600	1,661.00	9,301,600	貸付有価証券 1,600株
カナミックネットワーク	19,400	426.00	8,264,400	

ノムラシステムコーポレーション	10,900	118.00	1,286,200	
チェンジホールディングス	39,200	1,413.00	55,389,600	貸付有価証券 17,400株(1,000株)
シンクロ・フード	6,300	652.00	4,107,600	貸付有価証券 2,900株(2,900株)
オークネット	6,600	1,927.00	12,718,200	貸付有価証券 3,500株
キャピタル・アセット・プランニング	1,900	761.00	1,445,900	
セグエグループ	3,100	923.00	2,861,300	
エイトレッド	1,500	1,441.00	2,161,500	貸付有価証券 200株(200株)
マクロミル	35,300	817.00	28,840,100	
ビーグリー	2,100	1,194.00	2,507,400	貸付有価証券 200株(200株)
オロ	6,500	2,914.00	18,941,000	貸付有価証券 3,000株(900株)
ユーザーローカル	6,500	1,870.00	12,155,000	貸付有価証券 1,300株(1,000株)
テモナ	2,300	218.00	501,400	貸付有価証券 1,000株(1,000株)
ニーズウェル	5,500	768.00	4,224,000	貸付有価証券 1,100株(1,100株)
マネーフォワード	40,000	4,331.00	173,240,000	貸付有価証券 100株
サインポスト	3,900	380.00	1,482,000	貸付有価証券 1,000株(500株)
Sun Asterisk	12,800	968.00	12,390,400	貸付有価証券 3,800株(2,900株)
プラスアルファ・コンサルティング	10,600	2,730.00	28,938,000	
電算システムホールディングス	8,000	2,900.00	23,200,000	
Appier Group	61,500	1,861.00	114,451,500	貸付有価証券 6,000株
ビジョナル	6,700	8,860.00	59,362,000	
ソルクシーズ	8,100	401.00	3,248,100	貸付有価証券 200株
フェイス	2,800	483.00	1,352,400	貸付有価証券 100株
プロトコーポレーション	19,700	1,317.00	25,944,900	
ハイマックス	5,600	1,431.00	8,013,600	
野村総合研究所	398,600	4,368.00	1,741,084,800	貸付有価証券 6,900株
サイバネットシステム	12,900	1,094.00	14,112,600	貸付有価証券 2,300株(1,100株)
CEホールディングス	5,100	641.00	3,269,100	貸付有価証券

				100株
日本システム技術	5,800	2,982.00	17,295,600	
インテージホールディングス	20,300	1,705.00	34,611,500	貸付有価証券 700株
東邦システムサイエンス	5,900	1,282.00	7,563,800	
ソースネクスト	82,300	165.00	13,579,500	貸付有価証券 38,300株(200株)
インフォコム	23,200	2,462.00	57,118,400	貸付有価証券 200株
シンプレクス・ホールディングス	27,100	2,737.00	74,172,700	
HEROZ	6,000	1,765.00	10,590,000	貸付有価証券 2,400株(800株)
ラクスル	43,300	1,146.00	49,621,800	貸付有価証券 20,300株
メルカリ	109,100	2,496.50	272,368,150	貸付有価証券 18,400株(2,000株)
I P S	5,200	2,025.00	10,530,000	貸付有価証券 1,200株(900株)
F I G	11,600	317.00	3,677,200	貸付有価証券 7,500株
システムサポート	7,000	1,892.00	13,244,000	
イーソル	13,000	603.00	7,839,000	貸付有価証券 300株
東海ソフト	1,500	1,165.00	1,747,500	
ウイングアーク1st	18,700	2,951.00	55,183,700	
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	4,800	1,288.00	6,182,400	貸付有価証券 400株
サーバーワークス	3,700	3,280.00	12,136,000	
東名	700	1,829.00	1,280,300	貸付有価証券 400株
ヴィッツ	1,000	898.00	898,000	
トビラシステムズ	2,900	908.00	2,633,200	貸付有価証券 500株(500株)
S a n s a n	59,000	1,495.00	88,205,000	貸付有価証券 6,800株
L i n k - U	2,400	750.00	1,800,000	貸付有価証券 700株
ギフトイ	15,700	1,734.00	27,223,800	貸付有価証券 3,100株(200株)
メドレー	24,200	4,410.00	106,722,000	貸付有価証券 1,300株
ベース	6,300	3,460.00	21,798,000	貸付有価証券 2,000株
J M D C	30,700	4,175.00	128,172,500	貸付有価証券 4,700株(300株)
フォーカスシステムズ	12,000	1,016.00	12,192,000	

クレスコ	14,800	1,977.00	29,259,600	
フジ・メディア・ホールディングス	172,800	1,679.00	290,131,200	貸付有価証券 7,700株
オービック	60,100	24,890.00	1,495,889,000	貸付有価証券 1,700株
ジャストシステム	25,900	3,235.00	83,786,500	貸付有価証券 100株
TDCソフト	16,800	2,173.00	36,506,400	
LINEヤフー	2,561,200	480.30	1,230,144,360	貸付有価証券 756,100株
トレンドマイクロ	85,100	8,018.00	682,331,800	貸付有価証券 2,100株
IDホールディングス	12,100	1,706.00	20,642,600	
日本オラクル	34,400	11,430.00	393,192,000	貸付有価証券 600株
アルファシステムズ	4,700	3,065.00	14,405,500	
フューチャー	38,400	1,824.00	70,041,600	
CAC Holdings	9,600	1,769.00	16,982,400	
SBテクノロジー	7,600	2,430.00	18,468,000	
トーセ	2,900	716.00	2,076,400	
オービックビジネスコンサルタント	25,300	6,742.00	170,572,600	
アイティフォー	23,000	1,200.00	27,600,000	
東計電算	5,000	3,530.00	17,650,000	貸付有価証券 800株
エクスネット	1,400	1,121.00	1,569,400	
大塚商会	89,200	6,007.00	535,824,400	貸付有価証券 7,500株
サイボウズ	24,800	2,127.00	52,749,600	貸付有価証券 8,400株
電通総研	21,900	5,940.00	130,086,000	貸付有価証券 6,900株 (6,900株)
ACCESS	18,700	796.00	14,885,200	貸付有価証券 2,800株 (300株)
デジタルガレージ	28,700	3,565.00	102,315,500	
EMシステムズ	30,000	722.00	21,660,000	貸付有価証券 2,500株
ウェザーニューズ	5,600	5,460.00	30,576,000	貸付有価証券 100株 (100株)
C I J	29,900	691.00	20,660,900	
ビジネスエンジニアリング	3,000	4,175.00	12,525,000	貸付有価証券 1,300株
日本エンタープライズ	10,300	125.00	1,287,500	貸付有価証券 3,700株 (1,900株)
WOWOW	13,500	1,126.00	15,201,000	

スカラ	16,700	753.00	12,575,100	
インテリジェント ウェイブ	5,300	1,035.00	5,485,500	貸付有価証券 2,400株 (1,900株)
ANYCOLOR	6,300	3,210.00	20,223,000	貸付有価証券 2,900株 (100株)
I M A G I C A G R O U P	18,000	621.00	11,178,000	貸付有価証券 4,100株 (3,900株)
ネットワンシステムズ	72,600	2,399.00	174,167,400	貸付有価証券 1,100株
システムソフト	62,600	62.00	3,881,200	貸付有価証券 2,200株
アルゴグラフィックス	16,500	3,840.00	63,360,000	
マーベラス	29,200	731.00	21,345,200	
エイベックス	30,600	1,428.00	43,696,800	
B I P R O G Y	58,900	4,445.00	261,810,500	
都築電気	9,500	2,246.00	21,337,000	
T B S ホールディングス	90,500	3,165.00	286,432,500	貸付有価証券 200株
日本テレビホールディングス	159,300	1,639.00	261,092,700	貸付有価証券 2,700株
朝日放送グループホールディングス	16,800	674.00	11,323,200	貸付有価証券 7,800株
テレビ朝日ホールディングス	43,700	1,686.00	73,678,200	
スカパー J S A T ホールディングス	139,700	729.00	101,841,300	貸付有価証券 2,600株
テレビ東京ホールディングス	13,000	3,100.00	40,300,000	貸付有価証券 3,100株
日本BS放送	3,600	907.00	3,265,200	
ビジョン	27,100	1,206.00	32,682,600	
スマートバリュー	2,400	395.00	948,000	貸付有価証券 400株 (100株)
U S E N - N E X T H O L D I N G S	20,200	4,005.00	80,901,000	
ワイヤレスゲート	4,300	235.00	1,010,500	貸付有価証券 2,000株 (500株)
日本通信	177,100	232.00	41,087,200	貸付有価証券 12,600株 (12,500株)
クロップス	1,300	1,175.00	1,527,500	
日本電信電話	53,517,300	176.90	9,467,210,370	貸付有価証券 999,200株
K D D I	1,390,300	4,655.00	6,471,846,500	貸付有価証券 12,100株
ソフトバンク	2,895,100	1,837.50	5,319,746,250	貸付有価証券 52,800株
光通信	18,100	24,870.00	450,147,000	

エムティーアイ	12,300	653.00	8,031,900	貸付有価証券 700株
GMOインターネットグループ	66,500	2,542.00	169,043,000	貸付有価証券 900株
ファイバーゲート	9,700	914.00	8,865,800	貸付有価証券 100株
アイドママーケティング コミュニケーション	2,700	239.00	645,300	
KADOKAWA	95,100	2,992.50	284,586,750	貸付有価証券 1,500株
学研ホールディングス	29,900	1,013.00	30,288,700	
ゼンリン	30,800	893.00	27,504,400	貸付有価証券 100株
昭文社ホールディングス	4,300	360.00	1,548,000	貸付有価証券 500株 (300株)
インプレスホールディングス	10,000	178.00	1,780,000	貸付有価証券 1,100株
アイネット	10,900	1,841.00	20,066,900	
松竹	9,400	9,945.00	93,483,000	貸付有価証券 800株
東宝	100,100	4,996.00	500,099,600	
東映	5,900	21,080.00	124,372,000	
NTTデータグループ	470,400	2,071.50	974,433,600	貸付有価証券 38,900株
ピー・シー・エー	10,300	1,171.00	12,061,300	
ビジネスブレイン太田昭和	7,000	2,209.00	15,463,000	
D T S	37,900	3,730.00	141,367,000	貸付有価証券 800株
スクウェア・エニックス ・ホールディングス	82,200	5,460.00	448,812,000	
シーイーシー	22,700	1,639.00	37,205,300	
カブコン	160,900	5,284.00	850,195,600	貸付有価証券 1,800株
アイ・エス・ビー	9,200	1,484.00	13,652,800	
ジャステック	11,000	1,468.00	16,148,000	貸付有価証券 100株
S C S K	125,900	2,922.50	367,942,750	貸付有価証券 1,200株 (1,000株)
N S W	8,000	2,991.00	23,928,000	
アイネス	14,000	1,637.00	22,918,000	
T K C	28,500	3,755.00	107,017,500	
富士ソフト	36,200	6,310.00	228,422,000	貸付有価証券 17,000株 (400株)
N S D	64,200	2,833.00	181,878,600	
コナミグループ	67,400	8,334.00	561,711,600	貸付有価証券

				6,400株
福井コンピュータホールディングス	11,100	2,589.00	28,737,900	
JBC Cホールディングス	11,900	3,915.00	46,588,500	
ミロク情報サービス	16,300	1,800.00	29,340,000	貸付有価証券 2,600株
ソフトバンクグループ	887,500	6,310.00	5,600,125,000	貸付有価証券 17,400株
高千穂交易	5,300	3,855.00	20,431,500	貸付有価証券 2,500株
オルパヘルスケアホールディングス	1,600	1,830.00	2,928,000	貸付有価証券 100株 (100株)
伊藤忠食品	4,300	7,810.00	33,583,000	
エレマテック	17,000	1,810.00	30,770,000	
あらた	29,000	3,260.00	94,540,000	貸付有価証券 400株
トーメンデバイス	2,700	5,360.00	14,472,000	
東京エレクトロン デバイス	18,900	5,930.00	112,077,000	
円谷フィールズホールディングス	32,600	1,455.00	47,433,000	貸付有価証券 14,800株 (200株)
双日	211,300	3,315.00	700,459,500	
アルフレッサ ホールディングス	190,500	2,525.50	481,107,750	
横浜冷凍	51,700	1,068.00	55,215,600	貸付有価証券 100株
神栄	1,500	1,877.00	2,815,500	貸付有価証券 100株
ラサ商事	6,800	1,584.00	10,771,200	
アルコニックス	25,000	1,377.00	34,425,000	貸付有価証券 100株
神戸物産	146,800	4,009.00	588,521,200	貸付有価証券 300株
ハイパー	2,300	312.00	717,600	貸付有価証券 1,000株 (1,000株)
あい ホールディングス	30,400	2,387.00	72,564,800	
ディーブイエックス	2,900	1,090.00	3,161,000	
ダイワボウホールディングス	84,000	3,114.00	261,576,000	貸付有価証券 500株
マクニカホールディングス	44,900	7,685.00	345,056,500	貸付有価証券 6,700株 (4,900株)
ラクト・ジャパン	7,400	1,944.00	14,385,600	貸付有価証券 100株 (100株)
グリムス	8,000	2,167.00	17,336,000	
バイタルケーエスケー・ホールディングス	28,700	1,063.00	30,508,100	

八洲電機	15,300	1,362.00	20,838,600	
メディアスホールディングス	12,100	792.00	9,583,200	
レスターホールディングス	16,100	2,868.00	46,174,800	
ジオリーブグループ	2,400	1,361.00	3,266,400	
大光	4,400	627.00	2,758,800	貸付有価証券 2,000株
OCHIホールディングス	2,400	1,532.00	3,676,800	
TOKAIホールディングス	103,100	994.00	102,481,400	貸付有価証券 1,100株(600株)
黒谷	2,900	600.00	1,740,000	
Cominix	2,100	828.00	1,738,800	
三洋貿易	21,400	1,238.00	26,493,200	
ビューティガレージ	6,000	2,271.00	13,626,000	
ウイン・パートナーズ	12,300	1,224.00	15,055,200	
ミタチ産業	2,700	1,125.00	3,037,500	貸付有価証券 1,200株(800株)
シップヘルスケアホールディングス	68,200	2,309.50	157,507,900	
明治電機工業	7,000	1,422.00	9,954,000	
デリカフーズホールディングス	4,500	601.00	2,704,500	
スターティアホールディングス	2,700	1,376.00	3,715,200	貸付有価証券 1,100株(600株)
コメダホールディングス	46,500	2,809.00	130,618,500	
ピーバンドットコム	1,300	373.00	484,900	
アセンテック	7,300	505.00	3,686,500	貸付有価証券 100株
富士興産	2,900	1,950.00	5,655,000	
協栄産業	1,100	2,470.00	2,717,000	
フルサト・マルカホールディングス	16,900	2,607.00	44,058,300	貸付有価証券 900株
ヤマエグループホールディングス	10,700	4,180.00	44,726,000	貸付有価証券 2,400株
小野建	18,600	1,804.00	33,554,400	
南陽	2,200	2,203.00	4,846,600	
佐鳥電機	9,300	2,070.00	19,251,000	貸付有価証券 200株
エコートレーディング	2,000	1,410.00	2,820,000	貸付有価証券 1,000株(1,000株)
伯東	10,900	5,740.00	62,566,000	
コンドーテック	14,600	1,184.00	17,286,400	

中山福	5,600	380.00	2,128,000	
ナガイレーベン	24,000	2,494.00	59,856,000	
三菱食品	17,500	4,905.00	85,837,500	貸付有価証券 400株
松田産業	14,400	2,452.00	35,308,800	貸付有価証券 200株
第一興商	73,400	2,148.00	157,663,200	貸付有価証券 100株
メディパルホールディングス	196,600	2,420.50	475,870,300	
S P K	8,400	1,932.00	16,228,800	
萩原電気ホールディングス	8,100	4,840.00	39,204,000	
アズワン	29,700	5,495.00	163,201,500	
スズデン	6,600	2,410.00	15,906,000	貸付有価証券 200株
尾家産業	2,500	1,801.00	4,502,500	貸付有価証券 100株 (100株)
シモジマ	12,700	1,325.00	16,827,500	
ドウシシャ	17,600	2,112.00	37,171,200	貸付有価証券 300株
小津産業	2,300	1,620.00	3,726,000	貸付有価証券 700株 (700株)
高速	11,300	2,134.00	24,114,200	
たけびし	7,200	1,973.00	14,205,600	
リックス	3,300	3,515.00	11,599,500	貸付有価証券 400株
丸文	16,900	1,633.00	27,597,700	
ハビネット	16,100	2,813.00	45,289,300	
橋本総業ホールディングス	7,500	1,340.00	10,050,000	
日本ライフライン	55,600	1,304.00	72,502,400	
タカショー	16,500	557.00	9,190,500	貸付有価証券 7,700株 (700株)
I D O M	50,200	964.00	48,392,800	貸付有価証券 700株
進和	11,600	2,461.00	28,547,600	
エスケイジャパン	2,600	805.00	2,093,000	
ダイトロン	7,500	2,824.00	21,180,000	
シークス	27,000	1,493.00	40,311,000	貸付有価証券 12,600株
田中商事	3,000	803.00	2,409,000	
オーハシテクニカ	9,900	1,894.00	18,750,600	
白銅	5,300	2,391.00	12,672,300	貸付有価証券

				3,100株
ダイコー通産	1,100	1,203.00	1,323,300	
伊藤忠商事	1,275,800	6,091.00	7,770,897,800	貸付有価証券 400株
丸紅	1,582,400	2,334.00	3,693,321,600	貸付有価証券 30,200株
高島	7,200	1,226.00	8,827,200	貸付有価証券 1,000株(900株)
長瀬産業	87,000	2,333.50	203,014,500	貸付有価証券 300株
蝶理	11,900	2,911.00	34,640,900	
豊田通商	166,300	9,043.00	1,503,850,900	貸付有価証券 7,100株
三共生興	26,300	729.00	19,172,700	
兼松	79,400	2,170.00	172,298,000	
ツカモトコーポレーショ ン	1,500	1,258.00	1,887,000	
三井物産	1,430,100	5,496.00	7,859,829,600	貸付有価証券 100株
日本紙パルプ商事	9,100	5,010.00	45,591,000	
カメイ	20,200	1,809.00	36,541,800	
東都水産	500	7,160.00	3,580,000	貸付有価証券 300株
OUGホールディングス	1,500	2,465.00	3,697,500	
スターゼン	13,100	2,706.00	35,448,600	
山善	57,500	1,213.00	69,747,500	貸付有価証券 2,800株
椿本興業	3,900	6,480.00	25,272,000	貸付有価証券 100株
住友商事	1,148,700	3,189.00	3,663,204,300	
内田洋行	7,700	7,010.00	53,977,000	
三菱商事	3,760,900	2,326.50	8,749,733,850	貸付有価証券 39,000株
第一実業	17,800	1,992.00	35,457,600	
キャノンマーケティング ジャパン	44,000	4,233.00	186,252,000	貸付有価証券 1,400株
西華産業	7,400	2,985.00	22,089,000	
佐藤商事	13,200	1,538.00	20,301,600	
菱洋エレクトロ	18,000	3,700.00	66,600,000	貸付有価証券 4,700株(3,400株)
東京産業	17,300	852.00	14,739,600	
ユアサ商事	14,800	4,785.00	70,818,000	
神鋼商事	4,800	5,950.00	28,560,000	貸付有価証券 100株

トルク	5,600	270.00	1,512,000	貸付有価証券 2,600株(2,600株)
阪和興業	34,100	5,130.00	174,933,000	貸付有価証券 700株
正栄食品工業	12,600	4,845.00	61,047,000	貸付有価証券 2,600株
カナデン	14,200	1,593.00	22,620,600	
R Y O D E N	15,300	2,729.00	41,753,700	貸付有価証券 6,600株
岩谷産業	43,200	6,649.00	287,236,800	貸付有価証券 4,200株
ナイス	3,300	1,688.00	5,570,400	
ニチモウ	3,300	2,159.00	7,124,700	貸付有価証券 200株
極東貿易	11,300	2,061.00	23,289,300	
アステナホールディング ス	35,700	484.00	17,278,800	貸付有価証券 200株
三愛オブリ	45,600	1,677.00	76,471,200	貸付有価証券 1,600株
稲畑産業	37,500	3,070.00	115,125,000	貸付有価証券 10,100株
G S I クレオス	10,200	2,251.00	22,960,200	
明和産業	22,400	667.00	14,940,800	貸付有価証券 400株
クワザワホールディング ス	3,800	679.00	2,580,200	貸付有価証券 800株
ワキタ	31,400	1,611.00	50,585,400	貸付有価証券 1,700株
東邦ホールディングス	52,500	3,297.00	173,092,500	貸付有価証券 300株
サンゲツ	43,700	3,215.00	140,495,500	貸付有価証券 700株
ミツウロコグループホー ルディングス	24,200	1,594.00	38,574,800	貸付有価証券 200株
シナネンホールディング ス	5,300	4,235.00	22,445,500	
伊藤忠エネクス	47,000	1,647.00	77,409,000	
サンリオ	53,800	6,192.00	333,129,600	貸付有価証券 100株
サンワテクノス	9,700	2,273.00	22,048,100	
リョーサン	13,400	4,805.00	64,387,000	
新光商事	25,500	1,203.00	30,676,500	
トーヨー	7,400	2,755.00	20,387,000	貸付有価証券 3,400株
三信電気	7,600	2,329.00	17,700,400	
東陽テクニカ	19,200	1,466.00	28,147,200	

モスフードサービス	27,900	3,375.00	94,162,500	貸付有価証券 400株
加賀電子	17,300	6,380.00	110,374,000	貸付有価証券 200株
ソーダニッカ	14,000	1,166.00	16,324,000	
立花エレテック	12,600	2,865.00	36,099,000	
フォーバル	7,400	1,430.00	10,582,000	貸付有価証券 3,200株
PAL TAC	25,600	4,679.00	119,782,400	
三谷産業	33,200	370.00	12,284,000	貸付有価証券 100株
太平洋興発	3,900	834.00	3,252,600	
西本Wismettac ホールディングス	4,800	6,050.00	29,040,000	貸付有価証券 100株
ヤマシタヘルスケアホー ルディングス	900	2,195.00	1,975,500	
コア商事ホールディン グス	10,600	742.00	7,865,200	
KPPグループホールデ ィングス	49,100	693.00	34,026,300	貸付有価証券 900株
ヤマタネ	8,400	2,597.00	21,814,800	
丸紅建材リース	800	2,809.00	2,247,200	
泉州電業	9,500	3,375.00	32,062,500	
トラスコ中山	39,900	2,535.00	101,146,500	
オートボックスセブン	66,100	1,600.50	105,793,050	貸付有価証券 400株 (200株)
モリト	13,600	1,325.00	18,020,000	
加藤産業	23,500	4,710.00	110,685,000	
北恵	2,700	891.00	2,405,700	
イエローハット	30,100	1,812.00	54,541,200	貸付有価証券 4,500株
J Kホールディングス	14,600	1,076.00	15,709,600	
日伝	12,800	2,924.00	37,427,200	貸付有価証券 400株
北沢産業	6,400	277.00	1,772,800	貸付有価証券 500株 (100株)
杉本商事	9,200	2,286.00	21,031,200	
因幡電機産業	49,200	3,455.00	169,986,000	貸付有価証券 500株
東テック	6,300	4,940.00	31,122,000	
ミスミグループ本社	286,600	2,511.00	719,652,600	貸付有価証券 100株
アルテック	5,600	241.00	1,349,600	
タキヒヨー	2,500	1,010.00	2,525,000	貸付有価証券

				100株
蔵王産業	1,900	2,510.00	4,769,000	
スズケン	72,200	4,812.00	347,426,400	
ジェコス	11,300	1,091.00	12,328,300	
グローセル	19,400	685.00	13,289,000	貸付有価証券 100株
ローソン	40,400	7,316.00	295,566,400	
サンエー	14,500	4,635.00	67,207,500	
カワチ薬品	14,800	2,705.00	40,034,000	
エービーシー・マート	83,100	2,542.00	211,240,200	
ハードオフコーポレーション	5,900	1,715.00	10,118,500	
アスクル	39,300	2,156.00	84,730,800	貸付有価証券 2,000株
ゲオホールディングス	21,300	2,270.00	48,351,000	貸付有価証券 500株
アダストリア	22,900	3,345.00	76,600,500	
ジーフット	8,600	292.00	2,511,200	貸付有価証券 200株
シー・ヴィ・エス・ベイ エリア	1,400	747.00	1,045,800	貸付有価証券 600株
くら寿司	22,200	3,595.00	79,809,000	貸付有価証券 200株
キャンドゥ	6,800	2,785.00	18,938,000	貸付有価証券 800株 (100株)
I Kホールディングス	3,300	330.00	1,089,000	
パルグループホールディングス	37,200	2,311.00	85,969,200	
エディオン	75,100	1,596.00	119,859,600	貸付有価証券 33,200株
サーラコーポレーション	39,900	734.00	29,286,600	貸付有価証券 2,300株 (1,000株)
ワッツ	5,100	600.00	3,060,000	貸付有価証券 1,000株 (500株)
ハローズ	8,600	4,245.00	36,507,000	
フジオフードグループ本社	21,300	1,440.00	30,672,000	貸付有価証券 9,800株
あみやき亭	4,600	4,305.00	19,803,000	貸付有価証券 2,100株
ひらまつ	25,100	272.00	6,827,200	貸付有価証券 300株
大黒天物産	5,800	7,080.00	41,064,000	
ハニーズホールディングス	15,000	1,699.00	25,485,000	
ファーマライズホールディングス	2,800	661.00	1,850,800	

アルペン	15,700	1,966.00	30,866,200	貸付有価証券 7,100株
ハブ	3,400	760.00	2,584,000	
クオールホールディングス	26,100	1,752.00	45,727,200	
ジンズホールディングス	11,300	4,795.00	54,183,500	
ビックカメラ	101,000	1,380.00	139,380,000	貸付有価証券 47,300株 (300株)
DCMホールディングス	100,300	1,360.00	136,408,000	貸付有価証券 1,800株
Monotaro	269,100	1,581.00	425,447,100	貸付有価証券 69,200株 (31,700株)
東京一番フーズ	2,400	521.00	1,250,400	貸付有価証券 1,100株
DDグループ	6,800	1,321.00	8,982,800	貸付有価証券 900株
きちりホールディングス	2,500	1,046.00	2,615,000	貸付有価証券 1,400株
J. フロント リテイリング	217,800	1,353.00	294,683,400	貸付有価証券 31,400株
ドトール・日レスホールディングス	33,700	2,266.00	76,364,200	貸付有価証券 2,000株
マツキヨココカラ&カンパニー	345,300	2,648.50	914,527,050	
ブロンコビリー	11,100	3,240.00	35,964,000	貸付有価証券 5,200株
ZOZO	120,900	3,354.00	405,498,600	貸付有価証券 13,400株
トレジャー・ファクトリー	9,100	1,318.00	11,993,800	貸付有価証券 2,300株 (2,100株)
物語コーポレーション	31,700	4,800.00	152,160,000	貸付有価証券 12,700株
三越伊勢丹ホールディングス	319,600	1,629.00	520,628,400	貸付有価証券 1,400株 (1,400株)
Hamee	6,600	993.00	6,553,800	
マーケットエンタープライズ	1,100	1,069.00	1,175,900	貸付有価証券 500株 (500株)
ウエルシアホールディングス	98,500	2,368.00	233,248,000	貸付有価証券 900株 (900株)
クリエイティブSDホールディングス	31,400	3,130.00	98,282,000	貸付有価証券 1,400株 (400株)
丸善CHIホールディングス	12,400	334.00	4,141,600	貸付有価証券 2,400株 (1,000株)
ミサワ	2,100	700.00	1,470,000	
ティーライフ	1,400	1,430.00	2,002,000	
エー・ピーホールディングス	2,600	932.00	2,423,200	貸付有価証券 1,500株

チムニー	3,200	1,456.00	4,659,200	貸付有価証券 2,000株
シュッピン	17,100	1,147.00	19,613,700	貸付有価証券 1,500株 (1,500株)
オイシックス・ラ・大地	25,500	1,432.00	36,516,000	貸付有価証券 11,700株 (7,100株)
ネクステージ	43,300	2,351.00	101,798,300	貸付有価証券 20,300株
ジョイフル本田	55,200	1,907.00	105,266,400	貸付有価証券 21,600株
鳥貴族ホールディングス	7,000	3,455.00	24,185,000	貸付有価証券 3,200株
ホットランド	14,500	1,924.00	27,898,000	貸付有価証券 4,300株 (100株)
すかいらくホールディングス	259,400	2,203.50	571,587,900	貸付有価証券 42,700株 (2,400株)
SFPホールディングス	10,400	2,161.00	22,474,400	貸付有価証券 4,800株
綿半ホールディングス	14,700	1,444.00	21,226,800	貸付有価証券 100株
ヨシックスホールディングス	3,400	2,856.00	9,710,400	貸付有価証券 700株
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホール	53,000	1,027.00	54,431,000	貸付有価証券 24,900株
ゴルフダイジェスト・オンライン	8,600	675.00	5,805,000	貸付有価証券 4,000株 (2,100株)
BEENOS	7,800	1,397.00	10,896,600	貸付有価証券 2,800株
あさひ	17,600	1,291.00	22,721,600	
日本調剤	12,900	1,428.00	18,421,200	貸付有価証券 400株
コスモス薬品	18,800	16,240.00	305,312,000	
トーエル	4,700	770.00	3,619,000	貸付有価証券 1,400株 (100株)
セブン&アイ・ホールディングス	654,100	5,712.00	3,736,219,200	貸付有価証券 108,300株
クリエイト・レストランツ・ホールディング	128,500	1,157.00	148,674,500	貸付有価証券 57,900株
ツルハホールディングス	39,800	12,970.00	516,206,000	貸付有価証券 100株
サンマルクホールディングス	15,300	2,181.00	33,369,300	
フェリシモ	2,400	962.00	2,308,800	貸付有価証券 100株
トリドールホールディングス	53,200	4,365.00	232,218,000	貸付有価証券 9,600株 (600株)
TOKYO BASE	22,800	328.00	7,478,400	貸付有価証券 10,700株 (8,500株)
ウイルプラスホールディ	1,700	1,001.00	1,701,700	

ングス				
JMホールディングス	14,300	2,175.00	31,102,500	
サツドラホールディングス	4,800	801.00	3,844,800	貸付有価証券 1,600株(1,600株)
アレザホールディングス	14,200	1,063.00	15,094,600	貸付有価証券 6,600株
串カツ田中ホールディングス	5,100	1,616.00	8,241,600	貸付有価証券 1,100株
バロックジャパンリミテッド	14,800	829.00	12,269,200	貸付有価証券 6,900株(400株)
クスリのアオキホールディングス	50,800	3,307.00	167,995,600	貸付有価証券 3,900株
力の源ホールディングス	8,500	1,538.00	13,073,000	貸付有価証券 3,900株
FOOD & LIFE COMPANIE	101,200	2,927.00	296,212,400	
メディカルシステムネットワーク	20,600	670.00	13,802,000	
一家ホールディングス	2,600	673.00	1,749,800	貸付有価証券 1,300株
ジャパクラフトホールディングス	6,100	167.00	1,018,700	貸付有価証券 1,000株(300株)
はるやまホールディングス	5,000	617.00	3,085,000	貸付有価証券 3,100株
ノジマ	55,100	1,828.00	100,722,800	
カップ・クリエイト	29,800	1,753.00	52,239,400	貸付有価証券 14,000株
ライトオン	8,000	454.00	3,632,000	貸付有価証券 4,100株
良品計画	207,200	2,370.00	491,064,000	貸付有価証券 1,800株(1,800株)
パリミキホールディングス	13,200	523.00	6,903,600	貸付有価証券 400株(100株)
アドヴァングループ	18,000	1,061.00	19,098,000	
アルビス	6,200	2,661.00	16,498,200	
コナカ	11,500	411.00	4,726,500	貸付有価証券 100株
ハウス オブ ローゼ	1,300	1,620.00	2,106,000	
G-7ホールディングス	20,700	1,239.00	25,647,300	
イオン北海道	56,100	942.00	52,846,200	貸付有価証券 300株
コジマ	31,400	793.00	24,900,200	貸付有価証券 14,700株
ヒマラヤ	3,300	941.00	3,105,300	貸付有価証券 700株
コーナン商事	23,300	4,030.00	93,899,000	
エコス	7,000	2,492.00	17,444,000	貸付有価証券

				3,200株
ワタミ	20,000	1,045.00	20,900,000	
マルシェ	3,700	247.00	913,900	貸付有価証券 100株(100株)
パン・パシフィック・イ ンターナショナルホ	383,300	3,338.00	1,279,455,400	貸付有価証券 90,000株
西松屋チェーン	37,300	2,089.00	77,919,700	貸付有価証券 14,100株
ゼンショーホールディン グス	96,600	7,262.00	701,509,200	貸付有価証券 1,800株
幸楽苑ホールディングス	14,000	1,282.00	17,948,000	貸付有価証券 6,500株(100株)
ハークスレイ	3,700	873.00	3,230,100	
サイゼリヤ	28,100	5,670.00	159,327,000	
V Tホールディングス	72,100	527.00	37,996,700	
魚力	6,600	2,330.00	15,378,000	貸付有価証券 100株
ポブラ	2,800	196.00	548,800	貸付有価証券 1,700株
フジ・コーポレーション	9,000	1,714.00	15,426,000	
ユナイテッドアローズ	22,300	1,901.00	42,392,300	
ハイデイ日高	28,100	2,918.00	81,995,800	貸付有価証券 10,700株
Y U - W A C r e a t i o n H o l d i	5,900	156.00	920,400	貸付有価証券 2,700株(2,400株)
コロワイド	81,600	2,328.50	190,005,600	貸付有価証券 38,300株
壺番屋	15,000	5,620.00	84,300,000	貸付有価証券 700株
トップカルチャー	3,400	159.00	540,600	貸付有価証券 100株
P L A N T	2,300	1,501.00	3,452,300	
スギホールディングス	38,200	6,635.00	253,457,000	貸付有価証券 1,900株(300株)
薬王堂ホールディングス	9,300	2,650.00	24,645,000	
スクロール	28,300	1,000.00	28,300,000	
ヨンドシーホールディン グス	18,000	1,999.00	35,982,000	貸付有価証券 100株(100株)
木曾路	28,700	2,664.00	76,456,800	貸付有価証券 11,500株
S R S ホールディングス	31,300	1,149.00	35,963,700	貸付有価証券 14,700株
千趣会	34,900	347.00	12,110,300	貸付有価証券 16,400株
リテールパートナーズ	28,200	1,710.00	48,222,000	
上新電機	18,800	2,468.00	46,398,400	貸付有価証券

				100株
日本瓦斯	100,600	2,412.50	242,697,500	貸付有価証券 100株
ロイヤルホールディングス	33,400	2,596.00	86,706,400	貸付有価証券 16,000株
東天紅	800	857.00	685,600	貸付有価証券 300株
いなげや	18,400	1,326.00	24,398,400	貸付有価証券 700株 (300株)
チヨダ	18,100	880.00	15,928,000	
ライフコーポレーション	19,900	3,460.00	68,854,000	
リンガーハット	24,500	2,405.00	58,922,500	貸付有価証券 11,500株 (2,300株)
MrMaxHD	23,900	641.00	15,319,900	
テンアライド	13,900	314.00	4,364,600	貸付有価証券 1,200株 (1,200株)
AOKIホールディングス	40,700	1,167.00	47,496,900	貸付有価証券 100株
オークワ	27,300	868.00	23,696,400	貸付有価証券 13,100株
コメリ	29,200	3,205.00	93,586,000	貸付有価証券 7,600株
青山商事	40,600	1,570.00	63,742,000	
しまむら	22,300	16,485.00	367,615,500	
はせがわ	5,000	370.00	1,850,000	
高島屋	131,200	1,996.00	261,875,200	貸付有価証券 4,200株
松屋	32,200	948.00	30,525,600	貸付有価証券 2,100株
エイチ・ツー・オー リテイリング	84,000	1,589.00	133,476,000	貸付有価証券 1,400株
近鉄百貨店	8,100	2,698.00	21,853,800	
丸井グループ	126,000	2,504.00	315,504,000	貸付有価証券 8,000株
アクシアル リテイリング	12,900	4,110.00	53,019,000	
井筒屋	5,000	379.00	1,895,000	貸付有価証券 3,200株
イオン	643,400	3,290.00	2,116,786,000	貸付有価証券 110,200株
イズミ	33,700	3,644.00	122,802,800	貸付有価証券 2,900株
平和堂	31,700	2,178.00	69,042,600	
フジ	29,100	1,965.00	57,181,500	貸付有価証券 13,600株
ヤオコー	21,500	8,318.00	178,837,000	貸付有価証券 9,600株

ゼビオホールディングス	25,700	973.00	25,006,100	
ケーズホールディングス	134,200	1,359.00	182,377,800	貸付有価証券 400株
O l y m p i c グループ	4,700	552.00	2,594,400	
日産東京販売ホールディングス	15,600	463.00	7,222,800	
シルバーライフ	3,600	869.00	3,128,400	貸付有価証券 200株
Genky Drug Stores	8,300	5,540.00	45,982,000	貸付有価証券 3,500株
ナルミヤ・インターナショナル	1,700	1,200.00	2,040,000	貸付有価証券 100株 (100株)
ブックオフグループホールディングス	9,600	1,180.00	11,328,000	貸付有価証券 4,300株 (1,800株)
ギフトホールディングス	8,000	2,539.00	20,312,000	
アインホールディングス	26,100	4,658.00	121,573,800	
元気寿司	10,700	3,500.00	37,450,000	貸付有価証券 4,600株
ヤマダホールディングス	583,700	451.10	263,307,070	
アークランズ	56,500	1,736.00	98,084,000	貸付有価証券 1,800株
ニトリホールディングス	69,100	18,160.00	1,254,856,000	貸付有価証券 9,100株
グルメ杵屋	15,400	1,078.00	16,601,200	貸付有価証券 7,200株
愛眼	7,800	191.00	1,489,800	貸付有価証券 100株
ケーユーホールディングス	8,900	1,145.00	10,190,500	
吉野家ホールディングス	69,900	3,350.00	234,165,000	貸付有価証券 32,800株
松屋フーズホールディングス	9,000	5,970.00	53,730,000	
サガミホールディングス	28,500	1,472.00	41,952,000	貸付有価証券 11,300株
関西フードマーケット	12,900	1,485.00	19,156,500	
王将フードサービス	14,100	8,250.00	116,325,000	
ミニストップ	13,800	1,571.00	21,679,800	貸付有価証券 6,400株
アークス	34,800	2,896.00	100,780,800	
バローホールディングス	36,200	2,547.00	92,201,400	貸付有価証券 400株
ベルク	9,400	6,480.00	60,912,000	
大庄	8,000	1,278.00	10,224,000	貸付有価証券 3,700株
ファーストリテイリング	85,400	35,790.00	3,056,466,000	貸付有価証券 300株

サンドラッグ	64,000	4,561.00	291,904,000	貸付有価証券 100株 (100株)
サックスパーホールディングス	16,000	845.00	13,520,000	貸付有価証券 100株
ヤマザワ	2,200	1,278.00	2,811,600	
やまや	2,200	3,110.00	6,842,000	貸付有価証券 700株
ベルーナ	45,700	625.00	28,562,500	貸付有価証券 900株
いよぎんホールディングス	210,200	973.50	204,629,700	貸付有価証券 100株
しずおかフィナンシャルグループ	392,500	1,236.50	485,326,250	貸付有価証券 4,900株
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	148,700	1,016.00	151,079,200	
楽天銀行	61,500	2,229.00	137,083,500	貸付有価証券 1,400株
京都フィナンシャルグループ	223,900	2,255.50	505,006,450	貸付有価証券 1,600株
島根銀行	2,800	517.00	1,447,600	
じもとホールディングス	8,700	542.00	4,715,400	
めぶきフィナンシャルグループ	876,700	432.00	378,734,400	貸付有価証券 2,900株
東京きらぼしフィナンシャルグループ	22,600	4,030.00	91,078,000	
九州フィナンシャルグループ	341,900	825.10	282,101,690	貸付有価証券 2,400株
ゆうちょ銀行	1,941,500	1,445.00	2,805,467,500	貸付有価証券 49,900株 (49,900株)
富山第一銀行	56,100	761.00	42,692,100	貸付有価証券 1,400株 (300株)
コンコルディア・フィナンシャルグループ	948,000	658.00	623,784,000	
西日本フィナンシャルホールディングス	99,700	1,632.00	162,710,400	貸付有価証券 100株
三十三フィナンシャルグループ	15,800	1,856.00	29,324,800	貸付有価証券 400株
第四北越フィナンシャルグループ	27,700	3,875.00	107,337,500	
ひろぎんホールディングス	251,500	931.10	234,171,650	
おきなわフィナンシャルグループ	15,100	2,347.00	35,439,700	
十六フィナンシャルグループ	22,900	3,775.00	86,447,500	
北國フィナンシャルホールディングス	18,600	4,650.00	86,490,000	
プロクレアホールディング	20,200	1,876.00	37,895,200	

ガス				
あいちフィナンシャルグループ	27,200	2,453.00	66,721,600	貸付有価証券 200株
あおぞら銀行	127,000	3,126.00	397,002,000	貸付有価証券 58,400株 (3,200株)
三菱UFJフィナンシャル・グループ	10,759,600	1,260.00	13,557,096,000	貸付有価証券 106,500株
りそなホールディングス	2,060,100	736.70	1,517,675,670	貸付有価証券 21,200株
三井住友トラスト・ホールディングス	634,900	2,838.00	1,801,846,200	貸付有価証券 1,600株
三井住友フィナンシャルグループ	1,256,200	7,124.00	8,949,168,800	貸付有価証券 14,900株
千葉銀行	492,400	1,041.00	512,588,400	貸付有価証券 10,500株
群馬銀行	342,800	690.20	236,600,560	貸付有価証券 700株
武蔵野銀行	24,700	2,687.00	66,368,900	
千葉興業銀行	29,200	803.00	23,447,600	貸付有価証券 1,000株
筑波銀行	77,500	243.00	18,832,500	貸付有価証券 800株
七十七銀行	51,400	3,505.00	180,157,000	
秋田銀行	11,800	1,928.00	22,750,400	
山形銀行	19,600	1,085.00	21,266,000	貸付有価証券 1,500株
岩手銀行	11,200	2,549.00	28,548,800	貸付有価証券 400株
東邦銀行	139,700	292.00	40,792,400	貸付有価証券 2,700株
東北銀行	4,800	1,186.00	5,692,800	貸付有価証券 100株
ふくおかフィナンシャルグループ	153,900	3,403.00	523,721,700	
スルガ銀行	155,700	820.00	127,674,000	貸付有価証券 9,100株 (800株)
八十二銀行	379,100	766.70	290,655,970	貸付有価証券 100株
山梨中央銀行	19,800	1,698.00	33,620,400	貸付有価証券 300株
大垣共立銀行	33,700	1,870.00	63,019,000	貸付有価証券 200株
福井銀行	15,800	1,675.00	26,465,000	
清水銀行	7,000	1,545.00	10,815,000	
富山銀行	1,600	1,721.00	2,753,600	
滋賀銀行	29,400	3,450.00	101,430,000	
南都銀行	26,600	2,500.00	66,500,000	

百五銀行	166,200	542.00	90,080,400	貸付有価証券 2,900株(2,600株)
紀陽銀行	63,200	1,618.00	102,257,600	
ほくほくフィナンシャル グループ	109,300	1,535.00	167,775,500	貸付有価証券 800株(800株)
山陰合同銀行	110,600	1,010.00	111,706,000	
鳥取銀行	3,400	1,383.00	4,702,200	
百十四銀行	17,400	2,409.00	41,916,600	貸付有価証券 900株
四国銀行	25,900	982.00	25,433,800	
阿波銀行	24,800	2,443.00	60,586,400	貸付有価証券 100株(100株)
大分銀行	10,600	2,576.00	27,305,600	貸付有価証券 400株
宮崎銀行	10,600	2,655.00	28,143,000	
佐賀銀行	10,300	1,873.00	19,291,900	
琉球銀行	37,600	1,114.00	41,886,400	
セブン銀行	553,800	301.40	166,915,320	貸付有価証券 32,200株
みずほフィナンシャルグ ループ	2,384,800	2,510.00	5,985,848,000	
高知銀行	3,400	904.00	3,073,600	
山口フィナンシャルグル ープ	173,200	1,316.00	227,931,200	貸付有価証券 1,100株
名古屋銀行	11,400	5,300.00	60,420,000	
北洋銀行	267,700	351.00	93,962,700	貸付有価証券 200株
大光銀行	3,200	1,297.00	4,150,400	
愛媛銀行	23,800	1,024.00	24,371,200	貸付有価証券 700株
トマト銀行	3,500	1,185.00	4,147,500	
京葉銀行	74,100	682.00	50,536,200	
栃木銀行	88,200	301.00	26,548,200	貸付有価証券 300株
北日本銀行	5,800	2,148.00	12,458,400	
東和銀行	32,400	615.00	19,926,000	
福島銀行	10,300	242.00	2,492,600	貸付有価証券 1,100株(1,100株)
大東銀行	4,300	761.00	3,272,300	
トモニホールディングス	167,200	384.00	64,204,800	貸付有価証券 37,400株
フィデアホールディング ス	18,300	1,542.00	28,218,600	貸付有価証券 300株
池田泉州ホールディング	245,100	326.00	79,902,600	貸付有価証券

ス				2,000株
F P G	59,800	1,730.00	103,454,000	貸付有価証券 1,100株
ジャパンインベストメント アドバイザー	14,500	1,490.00	21,605,000	
マーキュリアホールディングス	5,000	703.00	3,515,000	
S B I ホールディングス	258,800	3,385.00	876,038,000	貸付有価証券 22,600株 (16,200株)
日本アジア投資	7,200	244.00	1,756,800	
ジャフコ グループ	52,600	1,700.00	89,420,000	貸付有価証券 3,800株
大和証券グループ本社	1,368,600	1,005.00	1,375,443,000	貸付有価証券 3,200株
野村ホールディングス	2,971,100	676.20	2,009,057,820	貸付有価証券 20,000株
岡三証券グループ	155,100	731.00	113,378,100	貸付有価証券 23,200株 (800株)
丸三証券	58,800	874.00	51,391,200	貸付有価証券 1,100株 (1,100株)
東洋証券	46,900	300.00	14,070,000	貸付有価証券 5,500株 (700株)
東海東京フィナンシャル・ ホールディングス	209,800	551.00	115,599,800	貸付有価証券 1,800株
光世証券	2,200	509.00	1,119,800	
水戸証券	52,200	445.00	23,229,000	
いちよし証券	33,100	746.00	24,692,600	
松井証券	87,000	777.00	67,599,000	貸付有価証券 2,000株
マネックスグループ	173,000	741.00	128,193,000	貸付有価証券 500株
極東証券	24,200	1,020.00	24,684,000	
岩井コスモホールディングス	20,100	1,892.00	38,029,200	
アイザワ証券グループ	25,500	1,332.00	33,966,000	
マネーパートナーズグループ	10,200	292.00	2,978,400	
スパークス・グループ	19,700	1,687.00	33,233,900	
小林洋行	4,200	245.00	1,029,000	貸付有価証券 1,100株
かんぽ生命保険	179,900	2,629.00	472,957,100	貸付有価証券 38,500株
F P パートナー	3,500	5,180.00	18,130,000	貸付有価証券 1,500株
S O M P O ホールディングス	265,800	7,215.00	1,917,747,000	貸付有価証券 13,300株

アニコム ホールディングス	60,000	553.00	33,180,000	
MS & ADインシュアランスグループホール	395,600	5,681.00	2,247,403,600	
第一生命ホールディングス	863,300	3,065.00	2,646,014,500	貸付有価証券 26,100株
東京海上ホールディングス	1,746,400	3,592.00	6,273,068,800	貸付有価証券 7,500株
T & Dホールディングス	474,400	2,319.50	1,100,370,800	貸付有価証券 23,900株
アドバンスクリエイト	10,200	1,017.00	10,373,400	貸付有価証券 100株
全国保証	46,200	5,419.00	250,357,800	
あんしん保証	4,200	250.00	1,050,000	
ジェイリース	4,600	2,111.00	9,710,600	貸付有価証券 900株 (900株)
イントラスト	3,700	806.00	2,982,200	
日本モーゲージサービス	5,400	528.00	2,851,200	貸付有価証券 2,900株
C a s a	3,800	899.00	3,416,200	貸付有価証券 300株
S B I アルヒ	16,900	861.00	14,550,900	
プレミアムグループ	29,800	1,831.00	54,563,800	
ネットプロテクションズ ホールディングス	58,500	217.00	12,694,500	貸付有価証券 4,700株
クレディセゾン	112,000	2,698.00	302,176,000	
芙蓉総合リース	16,300	12,765.00	208,069,500	
みずほリース	29,600	5,070.00	150,072,000	
東京センチュリー	132,100	1,584.00	209,246,400	貸付有価証券 18,100株
日本証券金融	64,900	1,539.00	99,881,100	
アイフル	260,100	387.00	100,658,700	貸付有価証券 1,700株
リコーリース	16,800	4,850.00	81,480,000	
イオンフィナンシャルサービス	101,400	1,315.00	133,341,000	
アコム	315,300	354.60	111,805,380	貸付有価証券 3,600株
ジャックス	18,800	5,370.00	100,956,000	
オリエントコーポレーション	57,700	1,084.00	62,546,800	
オリックス	1,076,900	2,760.50	2,972,782,450	貸付有価証券 2,400株
三菱HCキャピタル	787,200	977.80	769,724,160	貸付有価証券 7,800株
九州リースサービス	3,900	1,089.00	4,247,100	貸付有価証券

				100株
日本取引所グループ	461,000	3,052.00	1,406,972,000	貸付有価証券 15,800株
イー・ギャランティ	28,700	2,011.00	57,715,700	貸付有価証券 100株
アサックス	4,400	735.00	3,234,000	
NECキャピタルソリューション	8,700	3,495.00	30,406,500	
Robot Home	48,900	176.00	8,606,400	貸付有価証券 500株
大東建託	64,700	16,285.00	1,053,639,500	貸付有価証券 27,300株 (27,300株)
いちご	203,400	342.00	69,562,800	貸付有価証券 10,600株 (7,700株)
日本駐車場開発	187,000	193.00	36,091,000	貸付有価証券 88,500株 (300株)
スター・マイカ・ホールディングス	20,500	650.00	13,325,000	
SREホールディングス	7,600	2,834.00	21,538,400	貸付有価証券 3,500株 (2,400株)
ADワークスグループ	24,800	244.00	6,051,200	貸付有価証券 600株
ヒューリック	412,100	1,544.00	636,282,400	貸付有価証券 11,300株 (11,300株)
野村不動産ホールディングス	98,300	4,014.00	394,576,200	貸付有価証券 9,800株
三重交通グループホールディングス	37,800	617.00	23,322,600	貸付有価証券 17,400株 (900株)
サムティ	28,100	2,551.00	71,683,100	貸付有価証券 4,700株
ディア・ライフ	30,100	966.00	29,076,600	
コーセーアールイー	3,100	1,110.00	3,441,000	貸付有価証券 1,400株 (1,400株)
地主	13,500	2,318.00	31,293,000	貸付有価証券 5,200株 (1,500株)
プレサンスコーポレーション	28,000	1,673.00	46,844,000	貸付有価証券 10,000株
ハウスコム	1,600	919.00	1,470,400	
JPMC	10,200	1,125.00	11,475,000	
サンセイラディック	2,900	1,035.00	3,001,500	貸付有価証券 100株 (100株)
エストラスト	1,000	686.00	686,000	
フージャースホールディングス	27,200	1,112.00	30,246,400	
オープンハウスグループ	64,700	4,435.00	286,944,500	貸付有価証券 2,100株

東急不動産ホールディングス	531,200	974.00	517,388,800	貸付有価証券 63,000株
飯田グループホールディングス	169,300	2,291.00	387,866,300	貸付有価証券 13,700株(400株)
イーランド	1,500	1,550.00	2,325,000	
ムゲンエステート	6,500	1,125.00	7,312,500	貸付有価証券 200株
ビーロット	6,700	989.00	6,626,300	
ファーストブラザーズ	1,900	1,024.00	1,945,600	貸付有価証券 1,200株
And Doホールディングス	10,700	1,070.00	11,449,000	
シーアールイー	9,800	1,467.00	14,376,600	
ケイアイスター不動産	8,500	3,375.00	28,687,500	貸付有価証券 1,500株(1,500株)
アグレ都市デザイン	1,700	1,588.00	2,699,600	
グッドコムアセット	16,400	719.00	11,791,600	貸付有価証券 5,800株(400株)
ジェイ・エス・ビー	8,800	2,530.00	22,264,000	
ロードスターキャピタル	11,500	1,965.00	22,597,500	貸付有価証券 200株(200株)
テンポイノベーション	3,000	1,018.00	3,054,000	貸付有価証券 1,400株
グローバル・リンク・マネジメント	1,900	2,318.00	4,404,200	貸付有価証券 800株(800株)
フェイスネットワーク	2,700	1,527.00	4,122,900	
霞ヶ関キャピタル	4,800	8,510.00	40,848,000	貸付有価証券 2,200株(200株)
パーク24	114,700	1,855.50	212,825,850	貸付有価証券 1,900株
パラカ	6,200	1,941.00	12,034,200	
ミガロホールディングス	1,500	1,411.00	2,116,500	
三井不動産	817,000	3,644.00	2,977,148,000	貸付有価証券 3,300株
三菱地所	1,154,900	2,048.00	2,365,235,200	貸付有価証券 24,900株
平和不動産	28,700	3,905.00	112,073,500	貸付有価証券 200株
東京建物	154,300	2,221.00	342,700,300	貸付有価証券 40,500株
京阪神ビルディング	33,000	1,400.00	46,200,000	貸付有価証券 100株
住友不動産	255,500	4,419.00	1,129,054,500	貸付有価証券 900株
テーオーシー	31,500	742.00	23,373,000	貸付有価証券 300株
東京楽天地	2,900	6,710.00	19,459,000	貸付有価証券

				200株 (100株)
レオパレス21	176,800	424.00	74,963,200	貸付有価証券 3,700株 (3,700株)
スターツコーポレーション	25,400	3,020.00	76,708,000	貸付有価証券 200株
フジ住宅	22,200	722.00	16,028,400	
空港施設	24,900	599.00	14,915,100	
明和地所	8,800	1,309.00	11,519,200	
ゴールドクレスト	14,400	2,298.00	33,091,200	
エスリード	8,300	3,645.00	30,253,500	
日神グループホールディングス	28,300	521.00	14,744,300	貸付有価証券 100株
日本エスコン	33,100	965.00	31,941,500	貸付有価証券 200株
MIRARTHホールディングス	81,200	488.00	39,625,600	貸付有価証券 2,200株
AVANTIA	5,500	897.00	4,933,500	
イオンモール	91,600	1,813.50	166,116,600	貸付有価証券 100株
毎日コムネット	3,600	758.00	2,728,800	貸付有価証券 400株 (400株)
ファースト住建	4,000	1,096.00	4,384,000	貸付有価証券 800株 (800株)
カチタス	47,500	2,177.00	103,407,500	貸付有価証券 21,500株
トーセイ	29,400	2,101.00	61,769,400	貸付有価証券 13,700株
穴吹興産	1,900	2,045.00	3,885,500	貸付有価証券 500株 (500株)
サンフロンティア不動産	26,200	1,770.00	46,374,000	貸付有価証券 800株
FJネクストホールディングス	18,600	1,169.00	21,743,400	貸付有価証券 100株
インテリックス	2,400	505.00	1,212,000	
ランドビジネス	3,600	269.00	968,400	貸付有価証券 200株 (100株)
サンネクスタグループ	2,900	967.00	2,804,300	
グランディハウス	11,600	631.00	7,319,600	
日本空港ビルデング	62,500	6,353.00	397,062,500	貸付有価証券 300株
明豊ファシリティワークス	5,100	849.00	4,329,900	
LIFULL	63,000	190.00	11,970,000	貸付有価証券 12,800株
MIXI	39,600	2,469.00	97,772,400	貸付有価証券 1,000株

ジェイエシーリクルートメント	66,600	669.00	44,555,400	
日本M&Aセンターホールディングス	293,800	798.00	234,452,400	貸付有価証券 19,800株
メンバーズ	6,300	1,065.00	6,709,500	貸付有価証券 2,900株(500株)
中広	1,700	415.00	705,500	
UTグループ	23,700	2,315.00	54,865,500	
アイティメディア	7,000	1,017.00	7,119,000	
ケアネット	28,300	902.00	25,526,600	貸付有価証券 13,300株(9,400株)
E・Jホールディングス	10,800	1,657.00	17,895,600	
オープンアップグループ	55,300	2,278.00	125,973,400	貸付有価証券 5,200株
コシダカホールディングス	55,200	1,114.00	61,492,800	貸付有価証券 700株
アルトナー	4,300	2,385.00	10,255,500	
パソナグループ	22,400	2,516.00	56,358,400	貸付有価証券 2,400株(1,300株)
CDS	2,600	1,703.00	4,427,800	
リンクアンドモチベーション	53,100	553.00	29,364,300	貸付有価証券 600株
エス・エム・エス	64,600	2,899.00	187,275,400	貸付有価証券 300株
サニーサイドアップグループ	3,100	574.00	1,779,400	
パーソルホールディングス	1,877,300	247.60	464,819,480	貸付有価証券 2,300株
リニカル	6,600	543.00	3,583,800	貸付有価証券 100株
クックパッド	50,400	122.00	6,148,800	貸付有価証券 8,000株
エスクリ	4,200	298.00	1,251,600	貸付有価証券 2,300株
アイ・ケイ・ケイホールディングス	5,000	698.00	3,490,000	貸付有価証券 800株
学情	9,400	1,753.00	16,478,200	貸付有価証券 100株
スタジオアリス	9,200	2,120.00	19,504,000	貸付有価証券 4,100株
シミックホールディングス	8,900	2,644.00	23,531,600	貸付有価証券 900株(200株)
エプロ	2,800	910.00	2,548,000	貸付有価証券 100株(100株)
NJS	4,000	2,765.00	11,060,000	貸付有価証券 1,800株
総合警備保障	308,000	827.00	254,716,000	

カカクコム	121,800	1,763.00	214,733,400	
アイロムグループ	7,400	2,014.00	14,903,600	貸付有価証券 3,400株(1,300株)
セントケア・ホールディング	13,400	1,009.00	13,520,600	貸付有価証券 4,800株
サイネックス	1,700	830.00	1,411,000	
ルネサンス	14,300	904.00	12,927,200	貸付有価証券 6,700株(1,200株)
ディップ	28,200	3,200.00	90,240,000	
デジタルホールディングス	9,600	1,269.00	12,182,400	貸付有価証券 500株
新日本科学	16,800	1,854.00	31,147,200	貸付有価証券 7,800株(100株)
キャリアデザインセンター	2,100	2,113.00	4,437,300	
ベネフィット・ワン	64,100	2,112.00	135,379,200	貸付有価証券 30,100株(4,200株)
エムスリー	364,400	2,414.50	879,843,800	貸付有価証券 32,600株
ツカダ・グローバルホールディング	6,600	382.00	2,521,200	貸付有価証券 300株
プラス	1,100	697.00	766,700	貸付有価証券 600株
アウトソーシング	118,400	1,741.50	206,193,600	
ウェルネット	7,800	574.00	4,477,200	貸付有価証券 1,000株(1,000株)
ワールドホールディングス	8,300	2,838.00	23,555,400	
ディー・エヌ・エー	65,600	1,537.50	100,860,000	貸付有価証券 300株
博報堂DYホールディングス	235,200	1,146.50	269,656,800	貸付有価証券 2,500株
ぐるなび	34,400	270.00	9,288,000	貸付有価証券 5,200株(4,800株)
タカミヤ	25,000	500.00	12,500,000	貸付有価証券 100株
ジャパンバスターシステム	9,200	998.00	9,181,600	貸付有価証券 100株(100株)
ファンコミュニケーションズ	25,800	405.00	10,449,000	貸付有価証券 4,400株(100株)
ライク	6,900	1,507.00	10,398,300	貸付有価証券 2,300株
A o b a - B B T	3,800	409.00	1,554,200	
エスプール	53,000	442.00	23,426,000	貸付有価証券 14,100株(7,100株)
WDBホールディングス	9,400	2,266.00	21,300,400	貸付有価証券 1,000株
ティア	6,000	471.00	2,826,000	

CDG	1,100	1,224.00	1,346,400	
アドウェイズ	25,400	503.00	12,776,200	貸付有価証券 9,400株(1,600株)
バリューコマース	16,200	1,413.00	22,890,600	
インフォマート	191,400	494.00	94,551,600	貸付有価証券 7,100株
J Pホールディングス	47,100	463.00	21,807,300	貸付有価証券 200株
CLホールディングス	4,400	874.00	3,845,600	貸付有価証券 2,200株
プレステージ・インター ナショナル	86,300	610.00	52,643,000	貸付有価証券 10,400株
アミューズ	11,200	1,531.00	17,147,200	
ドリームインキュベータ	6,300	3,150.00	19,845,000	
クイック	12,800	2,578.00	32,998,400	
TAC	5,000	199.00	995,000	
電通グループ	181,200	3,871.00	701,425,200	貸付有価証券 16,600株
テイクアンドギヴ・ニ ーズ	6,200	1,197.00	7,421,400	
ぴあ	6,300	3,440.00	21,672,000	
イオンファンタジー	6,600	2,601.00	17,166,600	貸付有価証券 3,600株
シーティーエス	23,300	682.00	15,890,600	
NEXYZ. Group	3,200	716.00	2,291,200	貸付有価証券 1,400株(1,400株)
H. U. グループホール ディングス	54,000	2,775.00	149,850,000	貸付有価証券 100株
アルプス技研	17,500	2,744.00	48,020,000	
日本空調サービス	19,800	830.00	16,434,000	
オリエンタルランド	975,900	5,466.00	5,334,269,400	貸付有価証券 27,000株
ダスキン	41,100	3,426.00	140,808,600	
明光ネットワークジャ パン	22,400	785.00	17,584,000	
ファルコホールディン グス	8,300	2,160.00	17,928,000	
秀英予備校	2,300	307.00	706,100	貸付有価証券 100株
ラウンドワン	173,500	587.00	101,844,500	貸付有価証券 6,300株
リゾートトラスト	80,100	2,535.50	203,093,550	
ビー・エム・エル	22,700	2,964.00	67,282,800	貸付有価証券 700株
リソー教育	94,300	234.00	22,066,200	貸付有価証券 30,700株

早稲田アカデミー	10,200	1,787.00	18,227,400	貸付有価証券 4,700株(200株)
ユー・エス・エス	206,900	2,867.50	593,285,750	貸付有価証券 79,000株
東京個別指導学院	21,900	450.00	9,855,000	貸付有価証券 200株
サイバーエージェント	407,500	904.80	368,706,000	
楽天グループ	1,580,400	659.80	1,042,747,920	貸付有価証券 742,700株
クリーク・アンド・リバー社	9,300	2,239.00	20,822,700	
SBIグローバルアセット マネジメント	36,100	641.00	23,140,100	
テー・オー・ダブリュー	36,100	327.00	11,804,700	
山田コンサルティンググループ	8,000	1,781.00	14,248,000	
セントラルスポーツ	6,900	2,517.00	17,367,300	貸付有価証券 3,200株
フルキャストホールディングス	17,600	1,871.00	32,929,600	
エン・ジャパン	30,000	2,752.00	82,560,000	
リソルホールディングス	900	6,140.00	5,526,000	
テクノプロ・ホールディングス	108,000	3,656.00	394,848,000	貸付有価証券 17,000株
アトラグループ	3,100	188.00	582,800	
アイ・アールジャパンホールディングス	9,600	1,576.00	15,129,600	貸付有価証券 1,400株
Keeper 技研	11,400	6,620.00	75,468,000	貸付有価証券 1,800株
ファーストロジック	2,400	556.00	1,334,400	
三機サービス	1,500	1,377.00	2,065,500	
Gunosy	14,600	742.00	10,833,200	貸付有価証券 300株
デザインワン・ジャパン	2,500	130.00	325,000	貸付有価証券 1,100株
イー・ガーディアン	7,000	1,630.00	11,410,000	貸付有価証券 1,400株
リブセンス	4,700	260.00	1,222,000	
ジャパンマテリアル	56,400	2,514.00	141,789,600	
ベクトル	22,600	1,161.00	26,238,600	貸付有価証券 900株
ウチヤマホールディングス	4,400	394.00	1,733,600	
チャーム・ケア・コーポレーション	15,400	1,231.00	18,957,400	貸付有価証券 100株
キャリアリンク	6,800	2,451.00	16,666,800	貸付有価証券 2,300株(1,900株)

I B J	14,100	693.00	9,771,300	貸付有価証券 900株
アサンテ	9,100	1,678.00	15,269,800	貸付有価証券 2,400株
バリューHR	16,100	1,516.00	24,407,600	貸付有価証券 7,600株
M&Aキャピタルパート ナーズ	14,900	2,449.00	36,490,100	貸付有価証券 2,100株
ライドオンエクスプレス ホールディングス	7,300	1,030.00	7,519,000	貸付有価証券 3,400株
E R I ホールディングス	2,600	1,884.00	4,898,400	
アビスト	1,600	3,135.00	5,016,000	
シグマクス・ホールデ ィングス	24,900	1,377.00	34,287,300	
ウィルグループ	15,400	1,220.00	18,788,000	
エスクロー・エージェン ト・ジャパン	12,300	143.00	1,758,900	貸付有価証券 400株
メドピア	16,200	727.00	11,777,400	貸付有価証券 6,900株 (3,400株)
レアジョブ	2,000	879.00	1,758,000	貸付有価証券 900株
リクルートホールディン グス	1,365,300	5,932.00	8,098,959,600	貸付有価証券 13,800株
エラン	24,400	1,092.00	26,644,800	貸付有価証券 300株
土木管理総合試験所	4,800	340.00	1,632,000	
日本郵政	2,167,000	1,291.50	2,798,680,500	貸付有価証券 12,600株
ベルシステム24ホール ディングス	19,800	1,755.00	34,749,000	
鎌倉新書	15,700	555.00	8,713,500	貸付有価証券 8,900株 (200株)
SMN	2,000	305.00	610,000	貸付有価証券 600株
一蔵	1,300	598.00	777,400	
グローバルキッズCOM PANY	1,900	651.00	1,236,900	貸付有価証券 500株
エアトリ	13,500	1,838.00	24,813,000	貸付有価証券 6,300株
アトラエ	10,900	712.00	7,760,800	
ストライク	7,800	4,530.00	35,334,000	貸付有価証券 100株
ソラスト	50,800	613.00	31,140,400	貸付有価証券 1,200株
セラク	5,600	1,275.00	7,140,000	貸付有価証券 200株
インソース	40,000	900.00	36,000,000	貸付有価証券 3,100株 (500株)

ペイカレント・コンサルティング	135,500	4,760.00	644,980,000	貸付有価証券 200株
Orchestra Holdings	4,000	1,043.00	4,172,000	
アイモバイル	24,600	450.00	11,070,000	貸付有価証券 600株
キャリアインデックス	3,500	218.00	763,000	貸付有価証券 1,600株 (1,100株)
MS-Japan	5,900	1,158.00	6,832,200	
船場	2,100	875.00	1,837,500	
ジャパンエレベーターサービスホールディング	59,700	2,299.00	137,250,300	貸付有価証券 100株
フルテック	1,400	1,180.00	1,652,000	
グリーンズ	3,700	1,891.00	6,996,700	
ツナググループ・ホールディングス	2,900	878.00	2,546,200	
GameWith	3,100	315.00	976,500	貸付有価証券 400株 (100株)
MS&Consulting	1,400	705.00	987,000	
ウェルビー	9,200	837.00	7,700,400	
エル・ティー・エス	2,100	2,882.00	6,052,200	
ミダックホールディングス	11,200	2,101.00	23,531,200	貸付有価証券 2,200株
キュービーネットホールディングス	8,800	1,517.00	13,349,600	
RPAホールディングス	25,000	277.00	6,925,000	
スプリックス	3,000	842.00	2,526,000	
マネジメントソリューションズ	7,900	3,180.00	25,122,000	貸付有価証券 1,000株 (700株)
プロレド・パートナーズ	4,500	353.00	1,588,500	
and factory	3,000	330.00	990,000	貸付有価証券 1,400株
テノ.ホールディングス	1,300	509.00	661,700	貸付有価証券 600株 (600株)
フロンティア・マネジメント	4,600	1,426.00	6,559,600	貸付有価証券 100株 (100株)
ピアラ	1,900	297.00	564,300	貸付有価証券 200株
コプロ・ホールディングス	3,400	1,634.00	5,555,600	
ギークス	1,400	504.00	705,600	貸付有価証券 800株
アンビスホールディングス	19,700	3,035.00	59,789,500	貸付有価証券 1,700株
カーブスホールディングス	50,400	662.00	33,364,800	貸付有価証券 800株

フォーラムエンジニアリング	25,100	847.00	21,259,700	貸付有価証券 200株
Fast Fitness Japan	6,300	1,100.00	6,930,000	
ダイレクトマーケティングミックス	19,000	447.00	8,493,000	
ポピンズ	2,700	1,192.00	3,218,400	貸付有価証券 1,100株 (1,100株)
LITALICO	14,400	1,960.00	28,224,000	貸付有価証券 1,200株
コンフィデンス・インターワークス	900	1,550.00	1,395,000	
アドバンテッジリスクマネジメント	5,200	482.00	2,506,400	
リログループ	92,400	1,697.50	156,849,000	貸付有価証券 600株
東祥	12,900	872.00	11,248,800	貸付有価証券 300株
ID&Eホールディングス	11,100	3,465.00	38,461,500	
ビーウィズ	4,700	2,105.00	9,893,500	貸付有価証券 100株 (100株)
TREホールディングス	35,300	1,240.00	43,772,000	貸付有価証券 400株
人・夢・技術グループ	6,900	1,806.00	12,461,400	
NISSOホールディングス	16,000	834.00	13,344,000	貸付有価証券 7,500株
大栄環境	33,500	2,527.00	84,654,500	
日本管財ホールディングス	19,300	2,621.00	50,585,300	
M&A総研ホールディングス	8,800	4,475.00	39,380,000	
エイチ・アイ・エス	53,600	1,843.00	98,784,800	貸付有価証券 18,700株 (11,500株)
ラックランド	8,400	2,510.00	21,084,000	貸付有価証券 3,900株 (100株)
共立メンテナンス	28,900	6,018.00	173,920,200	貸付有価証券 5,700株 (1,900株)
イチネンホールディングス	19,500	1,600.00	31,200,000	
建設技術研究所	9,500	5,430.00	51,585,000	
スペース	12,000	948.00	11,376,000	
燦ホールディングス	17,300	1,132.00	19,583,600	
スバル興業	1,000	15,230.00	15,230,000	貸付有価証券 400株
東京テアトル	3,800	1,125.00	4,275,000	貸付有価証券 100株 (100株)

タナベコンサルティンググループ	5,500	1,041.00	5,725,500	
ナガワ	5,800	7,820.00	45,356,000	貸付有価証券 2,700株
東京都競馬	15,400	4,635.00	71,379,000	貸付有価証券 7,200株(1,900株)
常磐興産	3,800	1,259.00	4,784,200	貸付有価証券 2,400株
カナモト	28,600	2,843.00	81,309,800	
ニシオホールディングス	17,100	4,030.00	68,913,000	貸付有価証券 100株
トランス・コスモス	22,900	3,115.00	71,333,500	貸付有価証券 200株(200株)
乃村工藝社	80,400	884.00	71,073,600	
藤田観光	7,400	5,860.00	43,364,000	貸付有価証券 3,400株(100株)
KN T-C Tホールディングス	11,000	1,341.00	14,751,000	貸付有価証券 300株
トーカイ	16,300	2,118.00	34,523,400	
白洋舎	1,600	2,406.00	3,849,600	
セコム	187,800	10,740.00	2,016,972,000	貸付有価証券 100株(100株)
セントラル警備保障	9,900	2,525.00	24,997,500	
丹青社	35,700	880.00	31,416,000	
メイテックグループホールディングス	66,400	2,947.00	195,680,800	
応用地質	17,200	2,116.00	36,395,200	
船井総研ホールディングス	38,400	2,608.00	100,147,200	
進学会ホールディングス	2,700	253.00	683,100	貸付有価証券 1,200株(200株)
オオバ	6,400	972.00	6,220,800	貸付有価証券 2,800株
いであ	2,800	1,771.00	4,958,800	
学究社	7,400	2,067.00	15,295,800	
ベネッセホールディングス	62,000	2,635.00	163,370,000	貸付有価証券 2,200株(2,200株)
イオンディライト	19,800	3,610.00	71,478,000	
ナック	7,800	1,057.00	8,244,600	
ダイセキ	37,600	4,315.00	162,244,000	
ステップ	6,700	2,000.00	13,400,000	
小計	銘柄数：2,139 組入時価比率：98.4%		622,350,401,290 100.0%	
合計			622,350,401,290	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(注2) 備考欄の貸付有価証券の()内は、委託者の利害関係人である野村證券株式会社に対する貸付で、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券(2024年1月10日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年1月10日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	9,450,956,800	—	9,788,000,000	336,845,200
合計	9,450,956,800	—	9,788,000,000	336,845,200

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年1月10日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	3,634,368,716
コール・ローン	4,293,493,640
株式	1,886,458,573,541
投資証券	39,712,067,963
派生商品評価勘定	320,078,525
未収配当金	1,734,767,951
差入委託証拠金	19,869,917,856
流動資産合計	1,956,023,268,192
資産合計	1,956,023,268,192
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	86,087,491
未払解約金	923,714,940
未払利息	2,897
その他未払費用	8,181,700
流動負債合計	1,017,987,028
負債合計	1,017,987,028
純資産の部	

元本等	
元本	331,479,583,053
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	1,623,525,698,111
元本等合計	1,955,005,281,164
純資産合計	1,955,005,281,164
負債純資産合計	1,956,023,268,192

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>新株予約権証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年1月10日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	5.8978円
(10,000口当たり純資産額)	(58,978円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年7月11日 至 2024年1月10日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、株価変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、株価指数先物取引を行っております。 当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年1月10日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 新株予約権証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年1月10日現在	
期首	2023年7月11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	318,081,346,717円
同期中における追加設定元本額	26,786,592,827円
同期中における一部解約元本額	13,388,356,491円
期末元本額	331,479,583,053円
期末元本額の内訳*	
バランスセレクト30	23,619,166円
バランスセレクト50	72,404,505円
バランスセレクト70	97,691,533円
野村外国株式インデックスファンド	457,977,130円
野村世界6資産分散投信(安定コース)	2,375,783,569円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	3,271,873,317円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	4,602,772,358円
野村資産設計ファンド2015	6,961,626円

野村資産設計ファンド2020	7,706,886円
野村資産設計ファンド2025	11,934,620円
野村資産設計ファンド2030	20,609,133円
野村資産設計ファンド2035	20,360,351円
野村資産設計ファンド2040	36,541,958円
野村外国株インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	41,357,545,323円
のむラップ・ファンド (保守型)	1,213,025,131円
のむラップ・ファンド (普通型)	13,318,100,065円
のむラップ・ファンド (積極型)	15,448,527,376円
野村資産設計ファンド2045	8,362,343円
野村インデックスファンド・外国株式	8,833,727,068円
マイ・ロード	1,288,229,755円
ネクストコア	13,530,762円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	170,268,190円
野村外国株インデックスBコース (野村SMA・EW向け)	3,708,448,864円
野村世界6資産分散投信 (配分変更コース)	370,661,201円
野村資産設計ファンド2050	9,459,655円
野村ターゲットデートファンド2016 2026-2028年目標型	2,220,723円
野村ターゲットデートファンド2016 2029-2031年目標型	1,433,155円
野村ターゲットデートファンド2016 2032-2034年目標型	1,213,683円
野村ターゲットデートファンド2016 2035-2037年目標型	1,194,512円
のむラップ・ファンド (やや保守型)	294,089,297円
のむラップ・ファンド (やや積極型)	1,446,240,451円
インデックス・ブレンド (タイプI)	2,793,460円
インデックス・ブレンド (タイプII)	4,010,034円
インデックス・ブレンド (タイプIII)	38,696,448円
インデックス・ブレンド (タイプIV)	16,683,924円
インデックス・ブレンド (タイプV)	52,982,911円
野村6資産均等バランス	1,939,430,511円
野村つみたて外国株投信	17,597,323,379円
野村外国株 (含む新興国) インデックス Bコース (野村投資一任口座向け)	5,403,037,579円
世界6資産分散ファンド	40,707,136円
野村資産設計ファンド2060	7,809,997円
野村スリーゼロ先進国株式投信	2,496,783,814円
はじめてのNISA・全世界株式インデックス (オール・カンントリー)	309,343,797円
NEXT FUNDS 外国株式・MSCI-KOKUSA I 指数 (為替ヘッジなし) 連動型上場投信	7,121,270,215円
ファンドラップ (ウエルス・スクエア) 外国株式	6,916,475,668円
グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	82,094,475円
グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	49,244,221円
グローバル・インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	336,710,954円
グローバル・インデックス・バランス60VA (適格機関投資家専用)	258,792,790円
ワールド・インデックス・ファンドVA安定型 (適格機関投資家専用)	741,291円
ワールド・インデックス・ファンドVAバランス型 (適格機関投資家専用)	2,601,374円
ワールド・インデックス・ファンドVA積極型 (適格機関投資家専用)	202,628円
野村ワールド・インデックス・バランス35VA (適格機関投資家専用)	91,309円
野村ワールド・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	3,654,086円
野村外国株式インデックスファンド (適格機関投資家専用)	300,967,486円
野村世界インデックス・バランス40VA (適格機関投資家専用)	2,755,816円
野村グローバル・インデックス・バランス25VA (適格機関投資家専用)	20,929,816円
野村グローバル・インデックス・バランス50VA (適格機関投資家専用)	57,787,113円
野村グローバル・インデックス・バランス75VA (適格機関投資家専用)	1,786,394,842円
野村世界バランス25VA (適格機関投資家専用)	11,277,319円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国株式 (適格機関投資家専用)	1,147,110,003円
野村FOFs用・外国株式MSCI-KOKUSA Iインデックスファンド (適格機関投資家専用)	10,973,926,965円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス (2%コース向け) (適格機関投資家専用)	811,887円

バランスセレクト30 (確定拠出年金向け)	1,148,825 円
バランスセレクト50 (確定拠出年金向け)	7,898,899 円
バランスセレクト70 (確定拠出年金向け)	8,629,398 円
野村外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI (確定拠出年金向け)	104,345,816,728 円
マイバランス30 (確定拠出年金向け)	1,730,516,131 円
マイバランス50 (確定拠出年金向け)	7,108,506,715 円
マイバランス70 (確定拠出年金向け)	7,712,739,588 円
マイバランスDC30	754,740,140 円
マイバランスDC50	1,860,297,600 円
マイバランスDC70	1,859,690,877 円
野村DC外国株式インデックスファンド・MSCI-KOKUSAI	46,990,213,321 円
野村DC運用戦略ファンド	625,969,970 円
野村DC運用戦略ファンド (マイルド)	42,893,471 円
マイターゲット2050 (確定拠出年金向け)	560,569,293 円
マイターゲット2030 (確定拠出年金向け)	479,729,432 円
マイターゲット2040 (確定拠出年金向け)	513,202,363 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 安定コース	21,561,661 円
野村世界6資産分散投信 (DC) インカムコース	10,634,619 円
野村世界6資産分散投信 (DC) 成長コース	64,221,741 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2030	12,202,760 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2040	13,158,784 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2050	9,678,782 円
マイターゲット2035 (確定拠出年金向け)	317,428,365 円
マイターゲット2045 (確定拠出年金向け)	246,856,247 円
マイターゲット2055 (確定拠出年金向け)	172,179,016 円
マイターゲット2060 (確定拠出年金向け)	232,347,054 円
野村資産設計ファンド (DC・つみたてNISA) 2060	7,889,788 円
マイターゲット2065 (確定拠出年金向け)	88,049,921 円
多資産分散投資ファンド (バランス10) (確定拠出年金向け)	90,951,246 円
みらいバランス・株式10 (富士通企業年金基金DC向け)	67,628,251 円
野村DCバランスファンド (年金運用戦略タイプ)	46,232,004 円
マイターゲット2070 (確定拠出年金向け)	43,109 円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年1月10日現在)

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	米ドル	BAKER HUGHES CO	237,000	31.62	7,493,940.00	
		HALLIBURTON CO	210,000	34.51	7,247,100.00	
		SCHLUMBERGER LTD	336,000	48.56	16,316,160.00	
		APA CORPORATION	72,000	32.97	2,373,840.00	
		CHENIERE ENERGY INC	56,400	167.34	9,437,976.00	
		CHESAPEAKE ENERGY CORP	26,100	78.35	2,044,935.00	
		CHEVRON CORP	429,900	145.70	62,636,430.00	
		CONOCOPHILLIPS	283,700	112.76	31,990,012.00	
		COTERRA ENERGY INC	177,000	25.75	4,557,750.00	

DEVON ENERGY CORP	154,000	44.77	6,894,580.00
DIAMONDBACK ENERGY INC	40,900	152.76	6,247,884.00
EOG RESOURCES INC	138,800	116.07	16,110,516.00
EQT CORP	94,000	38.07	3,578,580.00
EXXON MOBIL CORP	949,200	99.67	94,606,764.00
HESS CORP	64,600	140.17	9,054,982.00
HF SINCLAIR CORP	40,000	52.86	2,114,400.00
KINDER MORGAN INC	479,000	18.05	8,645,950.00
MARATHON OIL CORP	147,000	23.21	3,411,870.00
MARATHON PETROLEUM CORP	94,000	154.31	14,505,140.00
OCCIDENTAL PETE CORP	155,000	57.46	8,906,300.00
ONEOK INC	136,300	70.39	9,594,157.00
OVINTIV INC	62,000	41.93	2,599,660.00
PHILLIPS 66	107,200	133.21	14,280,112.00
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	55,200	223.13	12,316,776.00
TARGA RESOURCES CORP	50,800	83.60	4,246,880.00
TEXAS PACIFIC LAND CORP	1,480	1,531.92	2,267,241.60
VALERO ENERGY CORP	85,500	127.17	10,873,035.00
WILLIAMS COS	288,000	35.42	10,200,960.00
AIR PRODUCTS	52,400	268.09	14,047,916.00
ALBEMARLE CORP	27,500	133.67	3,675,925.00
CELANESE CORP-SERIES A	24,600	147.60	3,630,960.00
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	46,300	78.38	3,628,994.00
CORTEVA INC	169,000	46.51	7,860,190.00
DOW INC	166,000	53.94	8,954,040.00
DUPONT DE NEMOURS INC	108,900	76.31	8,310,159.00
EASTMAN CHEMICAL CO.	27,200	87.80	2,388,160.00
ECOLAB INC	60,700	195.93	11,892,951.00
FMC CORP	28,400	60.59	1,720,756.00
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCE	61,800	80.05	4,947,090.00
LINDE PLC	115,600	406.69	47,013,364.00
LYONDELLBASELL INDU-CL A	60,800	95.17	5,786,336.00
MOSAIC CO/THE	76,000	34.19	2,598,440.00
PPG INDUSTRIES	56,500	146.23	8,261,995.00
RPM INTERNATIONAL INC	30,300	105.72	3,203,316.00
SHERWIN-WILLIAMS	57,800	297.51	17,196,078.00

WESTLAKE CORPORATION	9,400	135.07	1,269,658.00
MARTIN MARIETTA MATERIALS	14,800	497.32	7,360,336.00
VULCAN MATERIALS CO	31,300	223.42	6,993,046.00
AMCOR PLC	335,000	9.77	3,272,950.00
AVERY DENNISON CORP	19,200	195.40	3,751,680.00
BALL CORP	73,000	57.07	4,166,110.00
CROWN HOLDINGS INC	27,100	91.78	2,487,238.00
IP (INTERNATIONAL PAPER CO)	79,000	37.67	2,975,930.00
PACKAGING CORP OP AMERICA	22,000	167.14	3,677,080.00
WESTROCK CO	63,000	42.18	2,657,340.00
CLEVELAND-CLIFFS INC	115,000	18.68	2,148,200.00
FREEMONT-MCMORAN INC	342,000	41.70	14,261,400.00
NEWMONT CORP	273,000	38.68	10,559,640.00
NUCOR CORP	58,900	167.11	9,842,779.00
RELIANCE STEEL & ALUMINUM	13,700	277.49	3,801,613.00
STEEL DYNAMICS	38,500	113.01	4,350,885.00
AXON ENTERPRISE INC	17,200	249.10	4,284,520.00
BOEING CO	135,800	225.76	30,658,208.00
GENERAL DYNAMICS	55,100	251.24	13,843,324.00
HEICO CORP	10,700	170.61	1,825,527.00
HEICO CORP-CLASS A	17,000	134.39	2,284,630.00
HOWMET AEROSPACE INC	94,000	53.71	5,048,740.00
HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	9,500	253.24	2,405,780.00
L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	44,400	203.50	9,035,400.00
LOCKHEED MARTIN	53,100	456.29	24,228,999.00
NORTHROP GRUMMAN CORP	34,000	472.23	16,055,820.00
RTX CORP	344,900	85.80	29,592,420.00
TEXTRON INC	46,400	78.24	3,630,336.00
TRANSDIGM GROUP INC	12,990	1,000.12	12,991,558.80
ALLEGION PLC	19,700	124.05	2,443,785.00
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	30,900	165.35	5,109,315.00
CARLISLE COS INC	12,300	307.71	3,784,833.00
CARRIER GLOBAL CORP	198,000	56.80	11,246,400.00
FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	31,000	77.12	2,390,720.00
JOHNSON CONTROLS INTERNATIONAL PLC	161,000	57.66	9,283,260.00

LENNOX INTERNATIONAL INC	7,700	443.24	3,412,948.00
MASCO CORP	54,000	67.22	3,629,880.00
OWENS CORNING INC	21,100	151.15	3,189,265.00
SMITH (A. O.) CORP	27,900	79.84	2,227,536.00
TRANE TECHNOLOGIES PLC	54,600	244.49	13,349,154.00
AECOM	31,500	88.35	2,783,025.00
QUANTA SERVICES INC	34,900	204.10	7,123,090.00
AMETEK INC	55,300	163.00	9,013,900.00
EATON CORP PLC	95,000	239.48	22,750,600.00
EMERSON ELEC	136,500	94.62	12,915,630.00
HUBBELL INC	13,000	327.75	4,260,750.00
ROCKWELL AUTOMATION INC	27,300	302.97	8,271,081.00
VERTIV HOLDINGS CO	82,000	49.18	4,032,760.00
3M CORP	130,400	109.10	14,226,640.00
GENERAL ELECTRIC CO	257,900	128.78	33,212,362.00
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	157,300	201.63	31,716,399.00
JARDINE MATHESON HLDGS LTD	38,000	40.70	1,546,600.00
CATERPILLAR INC DEL	120,800	292.29	35,308,632.00
CNH INDUSTRIAL NV	240,000	11.95	2,868,000.00
CUMMINS INC	33,600	239.41	8,044,176.00
DEERE & COMPANY	65,100	393.22	25,598,622.00
DOVER CORP	33,100	147.58	4,884,898.00
FORTIVE CORP	83,200	71.87	5,979,584.00
GRACO INC	39,900	83.23	3,320,877.00
IDEX CORP	18,400	209.98	3,863,632.00
ILLINOIS TOOL WORKS INC	72,100	256.41	18,487,161.00
INGERSOLL-RAND INC	96,400	75.91	7,317,724.00
NORDSON CORP	12,200	250.32	3,053,904.00
OTIS WORLDWIDE CORP	98,100	86.90	8,524,890.00
PACCAR	125,000	94.82	11,852,500.00
PARKER HANNIFIN CORP	30,700	457.46	14,044,022.00
PENTAIR PLC	37,300	69.40	2,588,620.00
SNAP-ON INC	12,400	280.94	3,483,656.00
STANLEY BLACK & DECKER INC	35,400	97.54	3,452,916.00
TORO CO	25,200	91.23	2,298,996.00
WABTEC CORP	41,400	126.25	5,226,750.00

XYLEM INC	56,500	112.11	6,334,215.00
AERCAP HOLDINGS NV	48,600	73.13	3,554,118.00
FASTENAL CO	134,000	62.53	8,379,020.00
FERGUSON PLC	48,500	187.14	9,076,290.00
GRAINGER(W.W.) INC	10,500	823.99	8,651,895.00
UNITED RENTALS INC	16,000	548.02	8,768,320.00
WATSCO INC	8,000	404.59	3,236,720.00
CINTAS CORP	21,900	584.51	12,800,769.00
COPART INC	204,000	47.28	9,645,120.00
REPUBLIC SERVICES INC-CL A	53,100	163.81	8,698,311.00
ROLLINS INC	67,000	43.06	2,885,020.00
VERALTO CORP	56,700	76.74	4,351,158.00
WASTE CONNECTIONS INC	61,100	147.28	8,998,808.00
WASTE MANAGEMENT INC	96,000	178.23	17,110,080.00
C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	25,900	86.62	2,243,458.00
EXPEDITORS INTERNATIONAL WASH INC	34,800	122.85	4,275,180.00
FEDEX CORPORATION	56,400	247.25	13,944,900.00
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	171,400	159.94	27,413,716.00
DELTA AIR LINES INC	36,000	42.32	1,523,520.00
SOUTHWEST AIRLINES	34,000	29.32	996,880.00
CSX CORP	472,000	34.61	16,335,920.00
GRAB HOLDINGS LTD-CL A	450,000	3.33	1,498,500.00
HUNT J B TRANSPORT SVCS INC	19,200	191.42	3,675,264.00
KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION HOLDINGS INC	38,000	56.51	2,147,380.00
NORFOLK SOUTHERN CORP	53,900	227.65	12,270,335.00
OLD DOMINION FREIGHT LINE	23,100	390.76	9,026,556.00
U-HAUL HOLDING CO-NON VOTING	24,000	65.10	1,562,400.00
UBER TECHNOLOGIES INC	436,000	60.30	26,290,800.00
UNION PAC CORP	144,400	237.41	34,282,004.00
APTIV PLC	67,400	82.26	5,544,324.00
BORGWARNER INC	56,000	33.97	1,902,320.00
LEAR CORP	13,700	135.15	1,851,555.00
FORD MOTOR COMPANY	940,000	11.84	11,129,600.00
GENERAL MOTORS CO	322,000	36.54	11,765,880.00
LUCID GROUP INC	205,000	3.62	742,100.00

RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	151,000	19.25	2,906,750.00
TESLA INC	676,800	234.96	159,020,928.00
DR HORTON INC	71,400	151.76	10,835,664.00
GARMIN LTD	35,400	121.88	4,314,552.00
LENNAR CORP-A	59,400	148.16	8,800,704.00
NVR INC	789	7,034.76	5,550,425.64
PULTEGROUP INC	51,000	103.31	5,268,810.00
HASBRO INC	31,700	50.09	1,588,011.50
DECKERS OUTDOOR CORP	6,290	696.92	4,383,626.80
LULULEMON ATHLETICA INC	27,100	485.71	13,162,741.00
NIKE INC-B	288,900	102.74	29,681,586.00
V F CORP	72,000	17.16	1,235,520.00
AIRBNB INC-CLASS A	101,000	139.53	14,092,530.00
BOOKING HOLDINGS INC	8,460	3,489.23	29,518,885.80
CAESARS ENTERTAINMENT INC	53,000	45.76	2,425,280.00
CARNIVAL CORP	244,000	17.38	4,240,720.00
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	6,580	2,232.00	14,686,560.00
DARDEN RESTAURANTS INC	28,100	161.60	4,540,960.00
DOMINOS PIZZA INC	8,000	410.14	3,281,120.00
DOORDASH INC-A	61,700	103.05	6,358,185.00
DRAFTKINGS INC	102,000	34.24	3,492,480.00
EXPEDIA GROUP INC	33,800	152.73	5,162,274.00
HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	62,700	181.65	11,389,455.00
HYATT HOTELS CORP-CL A	10,600	128.57	1,362,842.00
LAS VEGAS SANDS CORP	91,000	50.01	4,550,910.00
MARRIOTT INTERNATIONAL-CLA	60,900	226.48	13,792,632.00
MCDONALD'S CORP	172,700	290.87	50,233,249.00
MGM RESORTS INTERNATIONAL	65,000	44.61	2,899,650.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	58,200	123.57	7,191,774.00
STARBUCKS CORP	272,500	93.09	25,367,025.00
VAIL RESORTS INC	8,900	211.43	1,881,727.00
WYNN RESORTS LTD	24,500	95.26	2,333,870.00
YUM BRANDS INC	65,700	128.22	8,424,054.00
GENUINE PARTS CO	33,700	137.20	4,623,640.00
LKQ CORP	62,000	46.86	2,905,320.00
POOL CORP	9,500	381.53	3,624,535.00

AMAZON.COM INC	2, 200, 200	151. 37	333, 044, 274. 00
EBAY INC	126, 000	42. 14	5, 309, 640. 00
ETSY INC	28, 000	76. 81	2, 150, 680. 00
GLOBAL-E ONLINE LTD	20, 000	39. 26	785, 200. 00
MERCADOLIBRE INC	10, 750	1, 573. 34	16, 913, 405. 00
AUTOZONE	4, 210	2, 521. 28	10, 614, 588. 80
BATH & BODY WORKS INC	50, 400	45. 00	2, 268, 000. 00
BEST BUY COMPANY INC	44, 700	75. 16	3, 359, 652. 00
BURLINGTON STORES INC	15, 900	196. 69	3, 127, 371. 00
CARMAX INC	36, 700	72. 53	2, 661, 851. 00
DICK S SPORTING GOODS INC	13, 900	141. 03	1, 960, 317. 00
HOME DEPOT	237, 000	346. 19	82, 047, 030. 00
LOWES COS INC	136, 800	217. 01	29, 686, 968. 00
OREILLY AUTOMOTIVE INC,	14, 370	927. 90	13, 333, 923. 00
ROSS STORES INC	80, 700	135. 90	10, 967, 130. 00
TJX COS INC	269, 500	93. 08	25, 085, 060. 00
TRACTOR SUPPLY COMPANY	25, 600	220. 82	5, 652, 992. 00
ULTA BEAUTY INC	11, 500	485. 06	5, 578, 190. 00
ALBERTSONS COS INC-CLASS A	76, 000	23. 10	1, 755, 600. 00
COSTCO WHOLESALE CORPORATION	104, 900	667. 18	69, 987, 182. 00
DOLLAR GENERAL CORP	52, 200	136. 69	7, 135, 218. 00
DOLLAR TREE INC	49, 400	138. 04	6, 819, 176. 00
KROGER CO	162, 000	46. 24	7, 490, 880. 00
SYSCO CORP	118, 900	75. 58	8, 986, 462. 00
TARGET CORP	109, 100	143. 77	15, 685, 307. 00
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	176, 000	25. 36	4, 463, 360. 00
WALMART INC	350, 800	159. 31	55, 885, 948. 00
BROWN-FORMAN CORP-CL B	71, 100	55. 56	3, 950, 316. 00
CELSIUS HOLDINGS INC	36, 000	58. 08	2, 090, 880. 00
COCA COLA CO	973, 200	60. 00	58, 392, 000. 00
COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNERS	49, 000	65. 11	3, 190, 390. 00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	39, 100	253. 54	9, 913, 414. 00
KEURIG DR PEPPER INC	250, 000	31. 98	7, 995, 000. 00
MOLSON COORS BEVERAGE CO-B	46, 000	62. 80	2, 888, 800. 00
MONSTER BEVERAGE CORP	184, 000	58. 74	10, 808, 160. 00
PEPSICO INC	325, 800	167. 17	54, 463, 986. 00

ARCHER DANIELS MIDLAND	129,000	70.67	9,116,430.00
BUNGE GLOBAL SA	36,200	96.67	3,499,454.00
CAMPBELL SOUP CO	46,000	44.80	2,060,800.00
CONAGRA BRANDS INC	112,000	29.32	3,283,840.00
DARLING INGREDIENTS INC	37,500	46.56	1,746,000.00
GENERAL MILLS	138,600	64.38	8,923,068.00
HERSHEY CO/THE	36,100	193.09	6,970,549.00
HORMEL FOODS CORP	67,000	32.23	2,159,410.00
JM SMUCKER CO/THE-NEW	24,200	131.21	3,175,282.00
KELLANOVA	62,600	56.39	3,530,014.00
KRAFT HEINZ CO/THE	204,000	38.55	7,864,200.00
LAMB WESTON HOLDINGS INC	35,200	107.41	3,780,832.00
MCCORMICK & CO INC.	57,800	67.63	3,909,014.00
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	320,700	73.74	23,648,418.00
TYSON FOODS INC-CL A	67,000	55.33	3,707,110.00
ALTRIA GROUP INC	423,000	41.86	17,706,780.00
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	367,800	95.59	35,158,002.00
CHURCH & DWIGHT CO INC	57,100	95.98	5,480,458.00
CLOROX CO	28,400	141.33	4,013,772.00
COLGATE PALMOLIVE CO.	186,000	80.82	15,032,520.00
KIMBERLY-CLARK CORP	79,000	123.64	9,767,560.00
PROCTER & GAMBLE CO	558,400	149.30	83,369,120.00
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	54,400	139.27	7,576,288.00
KENVUE INC	410,000	21.85	8,958,500.00
ABBOTT LABORATORIES	411,200	112.73	46,354,576.00
ALIGN TECHNOLOGY INC	16,700	277.52	4,634,584.00
BAXTER INTERNATIONAL INC.	123,000	40.66	5,001,180.00
BECTON, DICKINSON	68,600	237.84	16,315,824.00
BOSTON SCIENTIFIC CORP	346,000	59.23	20,493,580.00
DEXCOM INC	91,100	129.70	11,815,670.00
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	145,500	75.83	11,033,265.00
GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES INC	95,400	76.66	7,313,364.00
HOLOGIC INC	57,900	72.12	4,175,748.00
IDEXX LABORATORIES INC	19,500	553.04	10,784,280.00
INSULET CORP	17,000	204.68	3,479,560.00
INTUITIVE SURGICAL INC	83,300	330.56	27,535,648.00

MEDTRONIC PLC	316,600	86.66	27,436,556.00
RESMED INC	34,400	177.83	6,117,352.00
STERIS PLC	23,300	221.98	5,172,134.00
STRYKER CORP	80,500	303.25	24,411,625.00
TELEFLEX INC	11,400	247.84	2,825,376.00
THE COOPER COMPANIES, INC.	11,800	371.33	4,381,694.00
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	49,300	121.87	6,008,191.00
CARDINAL HEALTH INC	60,700	103.37	6,274,559.00
CENCORA INC	40,300	213.62	8,608,886.00
CENTENE CORP	130,000	78.01	10,141,300.00
CVS HEALTH CORP	305,700	80.36	24,566,052.00
DAVITA INC	12,500	108.45	1,355,625.00
ELEVANCE HEALTH INC	55,600	483.24	26,868,144.00
HCA HEALTHCARE INC	48,200	279.33	13,463,706.00
HENRY SCHEIN INC	30,100	75.06	2,259,306.00
HUMANA INC	29,100	459.30	13,365,630.00
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	21,200	228.19	4,837,628.00
MCKESSON CORP	32,200	481.06	15,490,132.00
MOLINA HEALTHCARE INC	14,000	380.46	5,326,440.00
QUEST DIAGNOSTICS INC	27,000	142.11	3,836,970.00
THE CIGNA GROUP	69,700	312.87	21,807,039.00
UNITEDHEALTH GROUP INC	219,470	538.37	118,156,063.90
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	14,300	154.28	2,206,204.00
ABBVIE INC	418,200	162.31	67,878,042.00
ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	29,100	198.20	5,767,620.00
AMGEN INC	126,700	307.26	38,929,842.00
BIOGEN INC	34,300	255.84	8,775,312.00
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	43,200	96.13	4,152,816.00
EXACT SCIENCES CORP	43,300	69.58	3,012,814.00
GILEAD SCIENCES INC	293,700	86.06	25,275,822.00
INCYTE CORP	45,000	64.38	2,897,100.00
MODERNA INC	77,900	110.18	8,583,022.00
NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	23,000	133.71	3,075,330.00
REGENERON PHARMACEUTICALS	25,420	902.69	22,946,379.80
UNITED THERAPEUTICS CORP	11,000	224.36	2,467,960.00
VERTEX PHARMACEUTICALS	61,400	421.01	25,850,014.00

BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	492,500	51.28	25,255,400.00
CATALENT INC	43,000	49.41	2,124,630.00
ELI LILLY & CO.	191,180	625.48	119,579,266.40
JAZZ PHARMACEUTICALS PLC	15,100	122.38	1,847,938.00
JOHNSON & JOHNSON	570,546	161.63	92,217,349.98
MERCK & CO INC	601,200	118.43	71,200,116.00
PFIZER INC	1,337,500	29.40	39,322,500.00
ROYALTY PHARMA PLC-CL A	87,000	28.33	2,464,710.00
TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	274,000	11.40	3,123,600.00
VIATRIS INC	292,000	11.60	3,387,200.00
ZOETIS INC	109,600	195.94	21,475,024.00
BANK OF AMERICA CORP	1,695,000	33.63	57,002,850.00
CITIGROUP	459,000	53.48	24,547,320.00
CITIZENS FINANCIAL GROUP	109,000	33.33	3,632,970.00
FIFTH THIRD BANCORP	160,000	35.31	5,649,600.00
FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	2,510	1,390.52	3,490,205.20
HUNTINGTON BANCSHARES INC	341,000	12.90	4,398,900.00
JPMORGAN CHASE & CO	688,600	170.66	117,516,476.00
KEYCORP	221,000	14.59	3,224,390.00
M & T BANK CORP	39,700	136.50	5,419,050.00
PNC FINANCIAL	95,100	154.51	14,693,901.00
REGIONS FINANCIAL CORP	223,000	19.12	4,263,760.00
TRUIST FINANCIAL CORP	316,000	37.68	11,906,880.00
US BANCORP	362,000	43.46	15,732,520.00
WELLS FARGO CO	867,000	49.29	42,734,430.00
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	95,200	95.66	9,106,832.00
BERKSHIRE HATHAWAY INC CL B	309,900	366.90	113,702,310.00
BLOCK INC	130,000	69.53	9,038,900.00
EQUITABLE HOLDINGS INC	79,000	32.62	2,576,980.00
FIDELITY NATIONAL INFORMATION	138,000	62.17	8,579,460.00
FISERV INC	145,600	135.10	19,670,560.00
FLEETCOR TECHNOLOGIES INC	16,600	283.69	4,709,254.00
GLOBAL PAYMENTS INC	61,000	131.34	8,011,740.00
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	17,500	167.19	2,925,825.00
MASTERCARD INC	199,300	422.60	84,224,180.00
PAYPAL HOLDINGS INC	247,000	61.05	15,079,350.00

TOAST INC-CLASS A	72,000	18.80	1,353,600.00
VISA INC-CLASS A SHARES	380,700	263.33	100,249,731.00
AFLAC INC	135,800	80.55	10,938,690.00
ALLSTATE CORP	62,400	150.98	9,421,152.00
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	17,500	119.14	2,084,950.00
AMERICAN INTL GROUP	167,800	67.83	11,381,874.00
AON PLC	48,400	293.98	14,228,632.00
ARCH CAPITAL GROUP LTD	88,400	76.15	6,731,660.00
ARTHUR J GALLAGHER & CO	50,600	226.14	11,442,684.00
ASSURANT INC	12,900	164.14	2,117,406.00
BROWN & BROWN INC	56,100	71.87	4,031,907.00
CHUBB LTD	97,500	225.31	21,967,725.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	36,000	106.51	3,834,360.00
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	6,200	327.68	2,031,616.00
EVEREST GROUP LTD	10,600	368.51	3,906,206.00
FNF GROUP	59,000	48.78	2,878,020.00
GLOBE LIFE INC	21,700	119.14	2,585,338.00
HARTFORD FINANCIAL SERVICES	74,000	81.87	6,058,380.00
LOEWS CORP	45,300	70.99	3,215,847.00
MARKEL GROUP INC	2,940	1,413.65	4,156,131.00
MARSH & MCLENNAN COS	116,500	191.09	22,261,985.00
METLIFE INC	154,200	69.22	10,673,724.00
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	57,100	78.61	4,488,631.00
PROGRESSIVE CO	137,800	166.67	22,967,126.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	86,600	103.28	8,944,048.00
TRAVELERS COS INC/THE	54,700	192.20	10,513,340.00
WILLIS TOWERS WATSON PLC	25,300	239.87	6,068,711.00
WR BERKLEY CORP	48,600	72.23	3,510,378.00
ACCENTURE PLC-CL A	148,700	342.75	50,966,925.00
AKAMAI TECHNOLOGIES	35,800	115.70	4,142,060.00
CLOUDFLARE INC - CLASS A	66,600	81.63	5,436,558.00
COGNIZANT TECH SOLUTIONS CORP	120,400	73.16	8,808,464.00
EPAM SYSTEMS INC	13,800	298.75	4,122,750.00
GARTNER INC	18,900	436.98	8,258,922.00
GODADDY INC - CLASS A	34,500	103.53	3,571,785.00
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINES	215,800	160.08	34,545,264.00

MONGODB INC	16,600	378.73	6,286,918.00
OKTA INC	36,400	83.99	3,057,236.00
SNOWFLAKE INC-CLASS A	66,500	196.90	13,093,850.00
TWILIO INC - A	41,400	72.85	3,015,990.00
VERISIGN INC	22,000	197.57	4,346,540.00
WIX.COM LTD	12,200	122.21	1,490,962.00
ADOBE INC	107,900	586.20	63,250,980.00
ANSYS INC	20,400	353.95	7,220,580.00
ASPEN TECHNOLOGY INC	7,200	203.20	1,463,040.00
ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	37,200	235.30	8,753,160.00
AUTODESK INC.	50,600	235.96	11,939,576.00
BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	48,000	47.41	2,275,680.00
BILL HOLDINGS INC	22,400	76.79	1,720,096.00
CADENCE DESIGN SYS INC	64,300	261.75	16,830,525.00
CHECK POINT SOFTWARE TECHNOLOGIES LTD.	21,800	153.46	3,345,428.00
CONFLUENT INC-CLASS A	47,000	22.58	1,061,260.00
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	53,600	273.77	14,674,072.00
CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	9,500	218.77	2,078,315.00
DATADOG INC - CLASS A	59,400	121.18	7,198,092.00
DOCUSIGN INC	50,000	56.09	2,804,500.00
DROPBOX INC-CLASS A	57,000	29.67	1,691,190.00
DYNATRACE INC	58,000	53.80	3,120,400.00
FAIR ISAAC CORP	5,850	1,159.66	6,784,011.00
FORTINET INC	160,000	59.40	9,504,000.00
GEN DIGITAL INC	141,000	22.56	3,180,960.00
HUBSPOT INC	11,300	564.30	6,376,590.00
INTUIT INC	66,400	605.18	40,183,952.00
MANHATTAN ASSOCIATES, INC.	14,000	204.01	2,856,140.00
MICROSOFT CORP	1,672,400	375.79	628,471,196.00
MONDAY.COM LTD	6,800	192.05	1,305,940.00
ORACLE CORPORATION	389,400	103.63	40,353,522.00
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	439,000	16.39	7,195,210.00
PALO ALTO NETWORKS INC	73,500	300.42	22,080,870.00
PTC INC	28,600	167.62	4,793,932.00
ROPER TECHNOLOGIES INC	25,500	531.52	13,553,760.00

SALESFORCE INC	230,540	261.34	60,249,323.60
SERVICENOW INC	48,410	698.67	33,822,614.70
SPLUNK INC	38,600	152.38	5,881,868.00
SYNOPSYS INC	35,900	501.87	18,017,133.00
TYLER TECHNOLOGIES INC	9,800	412.67	4,044,166.00
UIPATH INC - CLASS A	96,000	22.52	2,161,920.00
UNITY SOFTWARE INC	62,000	35.87	2,223,940.00
WORKDAY INC-CLASS A	49,400	275.82	13,625,508.00
ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	57,900	68.31	3,955,149.00
ZSCALER INC	21,100	226.26	4,774,086.00
ARISTA NETWORKS INC	62,800	245.20	15,398,560.00
CISCO SYSTEMS	959,900	49.91	47,908,609.00
F5 INC	13,900	174.08	2,419,712.00
JUNIPER NETWORKS INC	72,000	36.81	2,650,320.00
MOTOROLA SOLUTIONS INC	39,700	312.01	12,386,797.00
APPLE INC	3,704,300	185.14	685,814,102.00
DELL TECHNOLOGIES-C	59,000	77.11	4,549,490.00
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	299,000	16.14	4,825,860.00
HP INC	207,000	30.16	6,243,120.00
NETAPP INC	49,100	86.07	4,226,037.00
SEAGATE TECHNOLOGY	48,100	80.11	3,853,291.00
SUPER MICRO COMPUTER INC	11,600	343.73	3,987,268.00
WESTERN DIGITAL CORP	79,000	49.43	3,904,970.00
AMPHENOL CORP-CL A	142,400	95.85	13,649,040.00
CDW CORPORATION	31,400	218.18	6,850,852.00
CORNING INC	189,000	30.59	5,781,510.00
JABIL INC	31,000	128.37	3,979,470.00
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	42,100	151.42	6,374,782.00
TE CONNECTIVITY LTD	75,100	133.16	10,000,316.00
TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	11,400	438.25	4,996,050.00
TRIMBLE INC	58,000	51.14	2,966,120.00
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	12,600	256.44	3,231,144.00
ADVANCED MICRO DEVICES	382,848	149.26	57,143,892.48
ANALOG DEVICES INC	118,200	189.76	22,429,632.00
APPLIED MATERIALS	198,200	151.03	29,934,146.00
BROADCOM INC	105,147	1,082.49	113,820,576.03

ENPHASE ENERGY INC	32,500	117.06	3,804,450.00
ENTEGRIS INC	35,700	112.61	4,020,177.00
FIRST SOLAR INC	24,700	166.91	4,122,677.00
INTEL CORP	992,500	48.05	47,689,625.00
KLA CORP	32,500	556.34	18,081,050.00
LAM RESEARCH	31,470	752.02	23,666,069.40
LATTICE SEMICONDUCTOR CORP	30,700	66.81	2,051,067.00
MARVELL TECHNOLOGY INC	206,000	63.47	13,074,820.00
MICROCHIP TECHNOLOGY	130,200	85.34	11,111,268.00
MICRON TECHNOLOGY	261,500	83.33	21,790,795.00
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	10,900	593.75	6,471,875.00
NVIDIA CORP	585,240	531.40	310,996,536.00
NXP SEMICONDUCTORS NV	61,400	211.71	12,998,994.00
ON SEMICONDUCTOR CORPORATION	101,100	77.03	7,787,733.00
QORVO INC	22,500	104.00	2,340,000.00
QUALCOMM INC	264,400	139.89	36,986,916.00
SKYWORKS SOLUTIONS INC	37,900	104.58	3,963,582.00
TERADYNE INC	36,500	105.24	3,841,260.00
TEXAS INSTRUMENTS INC	215,100	168.63	36,272,313.00
AT & T INC	1,694,000	16.95	28,713,300.00
LIBERTY GLOBAL LTD-C	64,000	20.08	1,285,120.00
VERIZON COMMUNICATIONS	996,000	39.04	38,883,840.00
T-MOBILE US INC	125,800	163.20	20,530,560.00
ALLIANT ENERGY CORP	60,000	52.22	3,133,200.00
AMERICAN ELECTRIC POWER	121,900	84.13	10,255,447.00
CONSTELLATION ENERGY	76,000	116.49	8,853,240.00
DUKE ENERGY CORP	181,700	99.09	18,004,653.00
EDISON INTERNATIONAL	89,400	73.02	6,527,988.00
ENTERGY CORP	51,200	104.37	5,343,744.00
EVERGY INC	52,000	54.21	2,818,920.00
EVERSOURCE ENERGY	82,000	58.00	4,756,000.00
EXELON CORPORATION	236,000	36.44	8,599,840.00
FIRSTENERGY CORP	126,000	38.52	4,853,520.00
NEXTERA ENERGY INC	485,900	62.01	30,130,659.00
NRG ENERGY INC	55,000	51.72	2,844,600.00
PG&E CORP	482,000	18.06	8,704,920.00

PPL CORPORATION	173,000	27.82	4,812,860.00
SOUTHERN CO.	259,900	71.87	18,679,013.00
XCEL ENERGY INC	130,600	63.27	8,263,062.00
ATMOS ENERGY CORP	34,100	118.36	4,036,076.00
AMEREN CORPORATION	63,700	74.02	4,715,074.00
CENTERPOINT ENERGY INC	151,000	29.23	4,413,730.00
CMS ENERGY CORP	68,000	59.37	4,037,160.00
CONSOLIDATED EDISON INC	82,300	93.70	7,711,510.00
DOMINION ENERGY INC	198,000	48.28	9,559,440.00
DTE ENERGY COMPANY	49,300	110.95	5,469,835.00
NISOURCE INC	93,000	27.14	2,524,020.00
PUBLIC SVC ENTERPRISE	117,200	61.82	7,245,304.00
SEMPRA	148,900	76.35	11,368,515.00
WEC ENERGY GROUP INC	75,100	85.33	6,408,283.00
AMERICAN WATER WORKS CO INC	45,500	132.74	6,039,670.00
ESSENTIAL UTILITIES INC	57,000	38.28	2,181,960.00
ALLY FINANCIAL INC	66,000	34.12	2,251,920.00
AMERICAN EXPRESS CO	148,800	186.77	27,791,376.00
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	90,400	132.93	12,016,872.00
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	59,900	111.42	6,674,058.00
SYNCHRONY FINANCIAL	97,800	38.50	3,765,300.00
AMERIPRISE FINANCIAL INC	24,700	375.91	9,284,977.00
ARES MANAGEMENT CORP - A	37,800	115.78	4,376,484.00
BANK OF NEWYORK MELLON CORP	183,000	52.95	9,689,850.00
BLACKROCK INC	35,270	794.52	28,022,720.40
BLACKSTONE INC	169,000	121.00	20,449,000.00
CARLYLE GROUP INC/THE	52,000	39.24	2,040,480.00
CBOE GLOBAL MARKETS INC	24,200	175.50	4,247,100.00
CME GROUP INC	84,800	197.09	16,713,232.00
COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	41,000	151.99	6,231,590.00
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	9,000	454.51	4,090,590.00
FRANKLIN RESOURCES INC	75,000	29.12	2,184,000.00
FUTU HOLDINGS LTD-ADR	13,000	48.95	636,350.00
GOLDMAN SACHS GROUP	77,900	383.74	29,893,346.00
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	136,500	127.04	17,340,960.00
KKR & CO INC-A	135,200	81.40	11,005,280.00

LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	18,400	232.85	4,284,440.00
MARKETAXESS HOLDINGS INC	8,500	272.38	2,315,230.00
MOODYS CORP	39,400	373.07	14,698,958.00
MORGAN STANLEY	295,000	92.06	27,157,700.00
MSCI INC	18,700	539.75	10,093,325.00
NASDAQ INC	79,000	56.37	4,453,230.00
NORTHERN TRUST CORP	48,200	84.33	4,064,706.00
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	46,700	110.73	5,171,091.00
ROBINHOOD MARKETS INC -A	96,000	12.20	1,171,200.00
S&P GLOBAL INC	76,895	430.17	33,077,922.15
SCHWAB (CHARLES) CORP	358,100	66.75	23,903,175.00
SEI INVESTMENTS COMPANY	26,000	62.48	1,624,480.00
STATE STREET CORP	78,900	77.32	6,100,548.00
T ROWE PRICE GROUP INC	52,500	106.23	5,577,075.00
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	24,300	93.30	2,267,190.00
AES CORP	152,000	18.86	2,866,720.00
VISTRA CORP	80,000	39.59	3,167,200.00
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	36,500	193.00	7,044,500.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	69,300	130.68	9,056,124.00
AVANTOR INC	161,000	22.06	3,551,660.00
BIO TECHNE CORP	37,900	71.99	2,728,421.00
BIO-RAD LABORATORIES-A	5,100	317.77	1,620,627.00
CHARLES RIVER LABORATORIES	12,600	215.19	2,711,394.00
DANAHER CORP	166,200	230.87	38,370,594.00
ILLUMINA INC	37,000	139.74	5,170,380.00
IQVIA HOLDINGS INC	43,500	221.75	9,646,125.00
METTLER-TOLEDO INTL	5,260	1,140.81	6,000,660.60
REPLIGEN CORP	12,500	173.14	2,164,250.00
REVVITY INC	29,700	111.26	3,304,422.00
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	91,440	541.85	49,546,764.00
WATERS CORP	13,900	302.58	4,205,862.00
WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	17,700	349.34	6,183,318.00
AUTOMATIC DATA PROCESS	97,300	235.22	22,886,906.00
BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	30,900	127.26	3,932,334.00
BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIONS INC	27,300	200.00	5,460,000.00

CERIDIAN HCM HOLDING INC	34,400	65.87	2,265,928.00
EQUIFAX INC	29,000	243.27	7,054,830.00
JACOBS SOLUTIONS INC	29,300	131.07	3,840,351.00
LEIDOS HOLDINGS INC	29,800	110.22	3,284,556.00
PAYCHEX INC	76,000	118.67	9,018,920.00
PAYCOM SOFTWARE INC	12,600	203.02	2,558,052.00
PAYLOCITY HOLDING CORP	10,500	162.64	1,707,720.00
ROBERT HALF INC	24,700	82.04	2,026,388.00
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	54,000	60.20	3,250,800.00
TRUNSONION	46,200	65.92	3,045,504.00
VERISK ANALYTICS INC	34,400	234.72	8,074,368.00
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	23,200	368.61	8,551,752.00
COMCAST CORP-CL A	975,100	43.28	42,202,328.00
FOX CORP-CLASS A	61,000	30.26	1,845,860.00
FOX CORP-CLASS B	30,000	28.17	845,100.00
INTERPUBRIC GROUP	93,000	32.91	3,060,630.00
LIBERTY BROADBAND CORP-C	27,100	76.65	2,077,215.00
LIBERTY MEDIA CORP-LIBER-NEW	34,000	30.44	1,034,960.00
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	86,000	24.25	2,085,500.00
OMNICOM GROUP	45,600	88.39	4,030,584.00
PARAMOUNT GLOBAL	109,000	14.23	1,551,070.00
SIRIUS XM HOLDINGS INC	171,000	5.40	923,400.00
TRADE DESK INC/THE -CLASS A	104,300	68.45	7,139,335.00
DISNEY (WALT) CO	433,500	89.67	38,871,945.00
ELECTRONIC ARTS	60,100	137.72	8,276,972.00
LIBERTY MEDIA CORP-LIB-NEW-C	47,200	62.09	2,930,648.00
LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	38,100	91.45	3,484,245.00
NETFLIX INC	105,000	482.09	50,619,450.00
ROBLOX CORP -CLASS A	103,000	42.28	4,354,840.00
ROKU INC	30,500	91.60	2,793,800.00
SEA LTD-ADR	86,000	38.14	3,280,040.00
TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE INC	40,400	159.22	6,432,488.00
WARNER BROS DISCOVERY INC	557,000	11.03	6,143,710.00
ALPHABET INC-CL A	1,405,700	140.95	198,133,415.00
ALPHABET INC-CL C	1,237,000	142.56	176,346,720.00
MATCH GROUP INC	63,000	39.04	2,459,520.00

	META PLATFORMS INC-CLASS A	526,600	357.43	188,222,638.00
	PINTEREST INC- CLASS A	138,000	37.79	5,215,020.00
	SNAP INC-A	239,000	17.05	4,074,950.00
	CBRE GROUP INC	73,400	86.72	6,365,248.00
	COSTAR GROUP INC	98,000	83.72	8,204,560.00
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	260,000	3.43	891,800.00
	ZILLOW GROUP INC - C	38,000	55.44	2,106,720.00
	小計銘柄数：588			9,724,561,384.58
				(1,407,046,786,734)
	組入時価比率：72.0%			74.5%
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	145,000	20.33	2,947,850.00
	CAMECO CORP	100,000	59.93	5,993,000.00
	CANADIAN NATURAL RESOURCES LTD	261,100	87.26	22,783,586.00
	CENOVUS ENERGY INC	333,000	21.65	7,209,450.00
	ENBRIDGE INC	507,000	49.18	24,934,260.00
	IMPERIAL OIL	48,000	77.92	3,740,160.00
	KEYERA CORP	57,000	32.00	1,824,000.00
	MEG ENERGY CORP	67,000	23.41	1,568,470.00
	PARKLAND CORP	36,000	44.07	1,586,520.00
	PEMBINA PIPELINE CORP	127,000	45.37	5,761,990.00
	SUNCOR ENERGY INC	306,000	43.81	13,405,860.00
	TC ENERGY CORP	247,000	53.01	13,093,470.00
	TOURMALINE OIL CORP	77,000	61.80	4,758,600.00
	NUTRIEN LTD	118,000	71.36	8,420,480.00
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	37,000	57.24	2,117,880.00
	AGNICO EAGLE MINES LTD	116,000	69.10	8,015,600.00
	BARRICK GOLD	413,000	23.33	9,635,290.00
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	138,000	12.56	1,733,280.00
	FRANCO-NEVADA CORP	45,700	143.22	6,545,154.00
	IVANHOE MINES LTD-CL A	141,000	13.35	1,882,350.00
	KINROSS GOLD CORP	300,000	7.51	2,253,000.00
	LUNDIN MINING CORP	169,000	10.53	1,779,570.00
	PAN AMERICAN SILVER CORP	81,000	20.33	1,646,730.00
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	112,000	52.30	5,857,600.00
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	105,000	63.86	6,705,300.00

WEST FRASER TIMBER	14,200	115.63	1,641,946.00
CAE INC	76,000	28.22	2,144,720.00
STANTEC INC	25,000	106.94	2,673,500.00
WSP GLOBAL INC	29,300	184.31	5,400,283.00
TOROMONT INDUSTRIES LTD	19,400	115.39	2,238,566.00
ELEMENT FLEET MANAGEMENT CORP	98,000	21.82	2,138,360.00
GFL ENVIRONMENTAL INC - SUB VT	54,000	43.62	2,355,480.00
RB GLOBAL INC	43,300	86.97	3,765,801.00
AIR CANADA	43,000	19.30	829,900.00
CANADIAN NATL RAILWAY CO	132,900	165.71	22,022,859.00
CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY LTD	219,600	105.15	23,090,940.00
TFI INTERNATIONAL INC	18,900	179.09	3,384,801.00
MAGNA INTERNATIONAL INC	63,000	75.34	4,746,420.00
BRP INC/CA- SUB VOTING	7,400	94.44	698,856.00
GILDAN ACTIVEWEAR INC	44,000	42.12	1,853,280.00
RESTAURANT BRANDS INTERNATIONAL INC	69,300	104.35	7,231,455.00
CANADIAN TIRE CORP LTD A	11,500	142.09	1,634,035.00
DOLLARAMA INC	65,200	96.43	6,287,236.00
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	183,000	79.62	14,570,460.00
EMPIRE CO LTD A	39,000	35.13	1,370,070.00
LOBLAW COMPANIES	38,200	126.58	4,835,356.00
METRO INC	53,000	67.77	3,591,810.00
WESTON(GEORGE)LTD	15,200	165.39	2,513,928.00
SAPUTO INC	57,000	26.68	1,520,760.00
BANK OF MONTREAL	170,700	129.85	22,165,395.00
BANK OF NOVA SCOTIA HALIFAX	288,000	63.62	18,322,560.00
CANADIAN IMPERIAL BANK OF COMMERCE	221,000	63.74	14,086,540.00
NATIONAL BANK OF CANADA	80,700	100.77	8,132,139.00
ROYAL BANK OF CANADA	330,600	135.33	44,740,098.00
TORONTO DOMINION BANK	431,200	83.07	35,819,784.00
FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	4,940	1,281.82	6,332,190.80
GREAT-WEST LIFECO INC	64,000	43.52	2,785,280.00
IA FINANCIAL CORP INC	24,100	88.14	2,124,174.00
INTACT FINANCIAL CORP	41,800	202.30	8,456,140.00
MANULIFE FINANCIAL CORP	428,000	28.86	12,352,080.00

	POWER CORPORATION OF CANADA	133,000	38.25	5,087,250.00	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	138,000	68.24	9,417,120.00	
	CGI INC	48,500	140.07	6,793,395.00	
	SHOPIFY INC - CLASS A	286,500	107.29	30,738,585.00	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	4,770	3,452.35	16,467,709.50	
	DESCARTES SYSTEMS GRP(THE)	20,800	108.02	2,246,816.00	
	OPEN TEXT CORP	62,000	54.75	3,394,500.00	
	BCE INC	14,400	54.40	783,360.00	
	QUEBECOR INC-CL B	34,000	31.83	1,082,220.00	
	TELUS CORP	98,600	24.26	2,392,036.00	
	ROGERS COMMUNICATIONS-CL B	85,000	63.22	5,373,700.00	
	EMERA INC	68,000	51.33	3,490,440.00	
	FORTIS INC	118,000	55.90	6,596,200.00	
	HYDRO ONE LTD	78,000	39.04	3,045,120.00	
	ALTAGAS LTD	72,000	28.72	2,067,840.00	
	ALGONQUIN POWER & UTILITIES	139,000	8.81	1,224,590.00	
	CANADIAN UTILITIES LTD A	27,000	32.31	872,370.00	
	BROOKFIELD ASSET MGMT-A	80,000	51.88	4,150,400.00	
	BROOKFIELD CORP	333,000	52.44	17,462,520.00	
	IGM FINANCIAL INC	21,000	35.15	738,150.00	
	ONEX CORPORATION	16,900	89.21	1,507,649.00	
	TMX GROUP LTD	66,000	31.84	2,101,440.00	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	29,000	41.08	1,191,320.00	
	NORTHLAND POWER INC	53,000	24.89	1,319,170.00	
	THOMSON REUTERS CORP	38,500	193.55	7,451,675.00	
	FIRSTSERVICE CORP	10,000	215.57	2,155,700.00	
	小計 銘柄数 : 86			603,207,928.30	
				(65,200,744,969)	
	組入時価比率 : 3.3%			3.5%	
ユーロ	TENARIS SA	115,000	15.00	1,725,000.00	
	ENI SPA	566,000	14.92	8,446,984.00	
	GALP ENERGIA SGPS SA-B SHRS	121,000	13.86	1,677,665.00	
	NESTE OYJ	102,000	32.15	3,279,300.00	
	OMV AG	32,000	38.63	1,236,160.00	
	REPSOL SA	306,000	13.09	4,005,540.00	
	TOTALENERGIES SE	543,000	60.12	32,645,160.00	

AIR LIQUIDE SA	124,700	170.98	21,321,206.00
AKZO NOBEL	39,400	70.28	2,769,032.00
ARKEMA	13,600	98.70	1,342,320.00
BASF SE	212,000	45.51	9,648,120.00
COVESTRO AG	47,000	51.30	2,411,100.00
DSM-FIRMENICH AG	43,000	88.19	3,792,170.00
EVONIK INDUSTRIES AG	60,000	17.72	1,063,500.00
OCI	28,000	25.22	706,160.00
SYENSQO SA	16,400	91.59	1,502,076.00
SYMRISE AG	31,200	99.36	3,100,032.00
UMICORE	53,000	22.00	1,166,000.00
WACKER CHEMIE AG	4,100	104.30	427,630.00
HEIDELBERG MATERIALS AG	33,700	83.34	2,808,558.00
SMURFIT KAPPA GROUP PLC	62,000	35.63	2,209,060.00
ARCELORMITTAL	119,000	24.78	2,949,415.00
VOESTALPINE AG	29,000	26.90	780,100.00
STORA ENSO OYJ-R	139,000	12.55	1,745,145.00
UPM-KYMMENE OYJ	125,000	34.79	4,348,750.00
AIRBUS SE	139,700	143.12	19,993,864.00
DASSAULT AVIATION SA	4,700	184.10	865,270.00
LEONARDO SPA	102,000	16.46	1,678,920.00
MTU AERO ENGINES AG	13,100	200.80	2,630,480.00
RHEINMETALL AG	10,300	305.10	3,142,530.00
SAFRAN SA	80,700	161.78	13,055,646.00
THALES SA	25,000	137.20	3,430,000.00
COMP DE SAINT-GOBAIN (ORD)	109,000	64.62	7,043,580.00
KINGSPAN GROUP PLC	36,800	74.82	2,753,376.00
ACS, ACTIVIDADES CONS Y SERV	52,598	39.54	2,079,724.92
BOUYGUES	43,000	35.62	1,531,660.00
EIFFAGE SA	18,100	97.98	1,773,438.00
FERROVIAL SE	119,606	33.85	4,048,663.10
VINCI	119,400	115.22	13,757,268.00
LEGRAND SA	61,700	89.60	5,528,320.00
PRYSMIAN SPA	65,000	40.90	2,658,500.00
SCHNEIDER ELECTRIC SE	129,500	173.92	22,522,640.00
SIEMENS ENERGY AG	120,000	12.01	1,441,800.00

SIEMENS AG	180,100	159.40	28,707,940.00
ALSTOM	71,000	11.90	845,255.00
DAIMLER TRUCK HOLDING AG	129,000	32.74	4,223,460.00
GEA GROUP AG	41,000	36.23	1,485,430.00
KNORR-BREMSE AG	18,600	58.78	1,093,308.00
KONE OYJ	80,000	45.40	3,632,000.00
METSO CORPORATION	163,000	8.96	1,461,784.00
RATIONAL AG	1,360	666.50	906,440.00
WARTSILA OYJ	115,000	13.26	1,524,900.00
BRENNTAG SE	34,100	82.44	2,811,204.00
IMCD NV	12,600	150.85	1,900,710.00
DHL GROUP	237,000	44.74	10,604,565.00
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	137,000	7.93	1,086,410.00
ADP	9,000	118.40	1,065,600.00
AENA SME SA	17,200	164.25	2,825,100.00
GETLINK	88,000	16.25	1,430,440.00
CONTINENTAL AG	26,000	74.84	1,945,840.00
MICHELIN (CGDE)	164,000	31.64	5,188,960.00
BAYER MOTOREN WERK	75,900	100.82	7,652,238.00
BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PFD	15,000	91.85	1,377,750.00
DR ING HC F PORSCHE AG	27,700	77.50	2,146,750.00
FERRARI NV	30,200	313.40	9,464,680.00
MERCEDES-BENZ GROUP AG	191,700	63.80	12,230,460.00
PORSCHE AUTOMOBIL HOLDING SE	35,200	46.57	1,639,264.00
RENAULT SA	46,000	36.12	1,661,750.00
STELLANTIS NV	524,000	20.55	10,770,820.00
VOLKSWAGEN AG	6,300	122.40	771,120.00
VOLKSWAGEN AG-PREF	48,600	113.34	5,508,324.00
SEB SA	5,400	111.20	600,480.00
ADIDAS AG	38,100	178.10	6,785,610.00
HERMES INTERNATIONAL	7,480	1,826.20	13,659,976.00
KERING SA	17,900	384.00	6,873,600.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	65,420	680.70	44,531,394.00
MONCLER SPA	49,000	54.14	2,652,860.00
PUMA SE	24,100	46.82	1,128,362.00

ACCOR SA	46,000	34.64	1,593,440.00
AMADEUS IT GROUP SA	108,200	63.68	6,890,176.00
DELIVERY HERO SE	38,000	23.83	905,730.00
FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	41,500	154.75	6,422,125.00
LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	24,000	32.98	791,520.00
SODEXO	20,400	103.00	2,101,200.00
D' IETEREN GROUP	5,400	174.70	943,380.00
PROSUS NV	344,000	27.00	9,288,000.00
INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL SA	261,000	37.81	9,868,410.00
ZALANDO SE	50,000	19.19	959,500.00
CARREFOUR SUPERMARCHE	143,000	16.64	2,379,520.00
HELLOFRESH SE	35,000	13.50	472,500.00
JERONIMO MARTINS	64,000	22.04	1,410,560.00
KESKO OYJ-B SHS	70,000	18.39	1,287,650.00
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	228,000	26.97	6,150,300.00
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	205,000	59.60	12,218,000.00
DAVIDE CAMPARI-MIRANO NV	123,000	9.92	1,220,898.00
HEINEKEN HOLDING NV	30,400	75.80	2,304,320.00
HEINEKEN NV	68,600	90.80	6,228,880.00
PERNOD RICARD SA	49,100	148.55	7,293,805.00
REMY COINTREAU	4,900	96.42	472,458.00
DANONE	152,500	61.00	9,302,500.00
JDE PEET'S BV	31,000	24.40	756,400.00
KERRY GROUP PLC-A	39,100	78.04	3,051,364.00
LOTUS BAKERIES	92	7,820.00	719,440.00
HENKEL AG & CO KGAA	22,900	66.02	1,511,858.00
HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	41,000	73.76	3,024,160.00
BEIERSDORF AG	24,600	136.95	3,368,970.00
LOREAL-ORD	57,200	440.50	25,196,600.00
BIOMERIEUX	8,800	101.45	892,760.00
CARL ZEISS MEDITEC AG-BR	8,600	101.10	869,460.00
DIASORIN ITALIA SPA	6,000	90.94	545,640.00
ESSILORLUXOTTICA	69,600	183.86	12,796,656.00
KONINKLIJKE PHILIPS NV	185,998	22.05	4,102,185.89
SIEMENS HEALTHINEERS AG	66,000	52.94	3,494,040.00
AMPLIFON SPA	30,000	31.65	949,500.00

FRESENIUS MEDICAL CARE AG	51,000	37.20	1,897,200.00
FRESENIUS SE & CO KGAA	99,000	28.38	2,809,620.00
ARGENX SE	14,100	372.40	5,250,840.00
GRIFOLS SA	63,000	10.55	664,650.00
BAYER AG-REG	230,000	35.59	8,186,850.00
IPSEN	9,000	107.10	963,900.00
MERCK KGAA	31,300	143.15	4,480,595.00
ORION OYJ	24,200	41.94	1,014,948.00
RECORDATI SPA	24,000	48.92	1,174,080.00
SANOFI	270,800	95.19	25,777,452.00
UCB SA	29,100	82.62	2,404,242.00
ABN AMRO BANK NV-CVA	120,000	13.47	1,617,000.00
AIB GROUP PLC	360,000	4.06	1,463,040.00
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTARIA S. A.	1,410,000	8.41	11,863,740.00
BANCO BPM SPA	300,000	4.87	1,461,300.00
BANCO SANTANDER SA	3,820,000	3.89	14,865,530.00
BANK OF IRELAND GROUP PLC	243,000	8.74	2,125,278.00
BNP PARIBAS	249,000	62.63	15,594,870.00
CAIXABANK	980,000	3.92	3,849,440.00
COMMERZBANK AG	256,000	11.74	3,005,440.00
CREDIT AGRICOLE SA	251,000	13.31	3,342,818.00
ERSTE GROUP BANK AG	82,000	38.19	3,131,580.00
FINECOBANK BANCA FINECO SPA	139,000	13.55	1,883,450.00
ING GROEP NV	856,000	13.02	11,145,120.00
INTESA SANPAOLO	3,690,000	2.75	10,173,330.00
KBC GROEP NV	59,600	60.54	3,608,184.00
MEDIOBANCA S. P. A.	124,000	11.28	1,399,340.00
NORDEA BANK ABP	767,000	11.48	8,806,694.00
SOCIETE GENERALE	173,000	24.75	4,281,750.00
UNICREDIT SPA	378,000	25.55	9,659,790.00
ADYEN NV	5,110	1,147.00	5,861,170.00
EDENRED	61,000	54.62	3,331,820.00
EURAZEO SE	10,700	70.80	757,560.00
EXOR NV	24,300	89.30	2,169,990.00
GROUPE BRUXELLES LAM	21,400	70.58	1,510,412.00

NEXI SPA	130,000	7.33	952,900.00
SOFINA SA	3,700	218.20	807,340.00
WORLDLINE SA	54,000	14.82	800,550.00
AEGON LTD	400,000	5.27	2,109,600.00
AGEAS	36,000	39.58	1,424,880.00
ALLIANZ SE-REG	96,000	243.55	23,380,800.00
ASR NEDERLAND NV	36,000	42.70	1,537,200.00
ASSICURAZIONI GENERALI	237,000	19.68	4,664,160.00
AXA SA	433,000	29.63	12,831,955.00
HANNOVER RUECK SE	14,000	223.00	3,122,000.00
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	32,200	376.80	12,132,960.00
NN GROUP NV	67,000	36.73	2,460,910.00
POSTE ITALIANE SPA	120,000	10.27	1,232,400.00
SAMPO OYJ-A SHS	106,000	39.49	4,185,940.00
TALANX AG	14,000	65.50	917,000.00
BECHTLE AG	20,000	43.45	869,000.00
CAPGEMINI SA	36,700	184.50	6,771,150.00
DASSAULT SYSTEMES SE	159,000	42.24	6,716,955.00
NEMETSCHEK SE	14,200	74.84	1,062,728.00
SAP SE	247,400	139.28	34,457,872.00
NOKIA OYJ	1,280,000	3.20	4,100,480.00
ASM INTERNATIONAL NV	10,900	445.80	4,859,220.00
ASML HOLDING NV	95,520	654.50	62,517,840.00
BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	17,400	130.90	2,277,660.00
INFINEON TECHNOLOGIES AG	309,000	35.20	10,876,800.00
STMICROELECTRONICS NV	163,000	40.70	6,634,100.00
CELLNEX TELECOM SA	134,000	35.06	4,698,040.00
DEUTSCHE TELEKOM-REG	764,000	22.51	17,197,640.00
ELISA OYJ	31,700	42.57	1,349,469.00
INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	72,000	11.50	828,000.00
KONINKLIJKE KPN NV	730,000	3.12	2,278,330.00
ORANGE SA	431,000	10.53	4,538,430.00
TELECOM ITALIA SPA	2,700,000	0.29	783,810.00
TELEFONICA SA	1,200,000	3.73	4,476,000.00
ACCIONA S. A.	5,800	127.25	738,050.00
ELIA GROUP SA/NV	6,626	116.20	769,941.20

ENDESA S. A.	75,000	19.17	1,437,750.00
ENEL SPA	1,922,000	6.69	12,875,478.00
ENERGIAS DE PORTUGAL	730,000	4.58	3,343,400.00
FORTUM OYJ	100,000	13.86	1,386,000.00
IBERDROLA SA	1,437,002	11.64	16,726,703.28
IBERDROLA SA-RTS	1,437,002	0.20	288,118.90
REDEIA CORP SA	89,000	14.87	1,323,430.00
TERNA SPA	332,000	7.70	2,559,056.00
VERBUND AG	16,900	86.45	1,461,005.00
ENAGAS SA	60,000	15.73	944,100.00
NATURGY ENERGY GROUP SA	32,000	27.00	864,000.00
SNAM SPA	460,000	4.82	2,217,660.00
E.ON SE	524,000	12.78	6,699,340.00
ENGIE	426,000	16.55	7,050,300.00
VEOLIA ENVIRONNEMENT	163,000	28.99	4,725,370.00
AMUNDI SA	12,800	62.60	801,280.00
DEUTSCHE BANK AG-REG	454,000	12.70	5,765,800.00
DEUTSCHE BOERSE AG	45,100	185.90	8,384,090.00
EURONEXT NV	21,200	77.65	1,646,180.00
CORP ACCIONA ENERGIAS RENOVABLES S A	14,000	25.32	354,480.00
EDP RENOVAVEIS SA	66,880	17.23	1,152,342.40
RWE AG	149,000	41.17	6,134,330.00
EUROFINS SCIENTIFIC SE	30,600	57.88	1,771,128.00
QIAGEN N. V.	52,000	41.69	2,167,880.00
SARTORIUS AG-VORZUG	6,200	323.70	2,006,940.00
SARTORIUS STEDIM BIOTECH	7,000	242.20	1,695,400.00
BUREAU VERITAS SA	68,000	22.94	1,559,920.00
RANDSTAD NV	25,500	53.24	1,357,620.00
TELEPERFORMANCE	13,300	129.95	1,728,335.00
WOLTERS KLUWER	60,400	129.15	7,800,660.00
PUBLICIS GROUPE	55,400	84.98	4,707,892.00
VIVENDI SE	164,000	9.91	1,626,552.00
BOLLORE SE	162,000	5.73	928,260.00
UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	196,000	25.25	4,949,000.00
SCOUT24 SE	17,900	66.28	1,186,412.00

	LEG IMMOBILIEN SE	17,000	74.10	1,259,700.00
	VONOVIA SE	170,000	27.20	4,624,000.00
小計	銘柄数：222			1,141,425,598.69 (180,573,529,712)
	組入時価比率：9.2%			9.5%
英ポンド	BP PLC	4,060,000	4.59	18,649,610.00
	SHELL PLC-NEW	1,568,000	24.81	38,902,080.00
	CRODA INTERNATIONAL PLC	31,100	46.64	1,450,504.00
	CRH PLC	169,200	53.78	9,099,576.00
	ANGLO AMERICAN PLC	298,000	18.23	5,434,924.00
	ANTOFAGASTA PLC	89,000	15.96	1,420,440.00
	ENDEAVOUR MINING PLC	41,000	15.11	619,510.00
	GLENCORE PLC	2,490,000	4.51	11,249,820.00
	RIO TINTO PLC-REG	268,300	55.72	14,949,676.00
	MONDI PLC	113,000	15.01	1,696,130.00
	BAE SYSTEMS PLC	714,000	11.46	8,186,010.00
	MELROSE INDUSTRIES PLC	305,000	5.81	1,772,050.00
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	2,020,000	3.08	6,237,760.00
	DCC PLC	25,000	57.00	1,425,000.00
	SMITHS GROUP PLC	80,000	16.90	1,352,400.00
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	17,000	99.20	1,686,400.00
	ASHTED GROUP PLC	102,200	49.82	5,091,604.00
	BUNZLE	77,000	31.94	2,459,380.00
	RENTOKIL INITIAL PLC	586,000	4.14	2,427,212.00
	BARRATT DEVELOPMENTS PLC	250,000	5.44	1,362,000.00
	PERSIMMON PLC	77,000	13.91	1,071,455.00
	TAYLOR WIMPEY PLC	840,000	1.46	1,226,820.00
	THE BERKELEY GRP HOLDINGS	24,300	47.86	1,162,998.00
	BURBERRY GROUP PLC	91,000	13.81	1,256,710.00
	COMPASS GROUP PLC	410,000	21.73	8,909,300.00
	ENTAIN PLC	150,000	9.76	1,464,000.00
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	38,200	70.64	2,698,448.00
	WHITBREAD PLC	46,000	35.48	1,632,080.00
	NEXT PLC	28,600	84.26	2,409,836.00
	JD SPORTS FASHION PLC	610,000	1.14	697,535.00
	KINGFISHER PLC	450,000	2.26	1,017,450.00

OCADO GROUP PLC	148,000	7.08	1,047,840.00
SAINSBURY	400,000	3.05	1,223,600.00
TESCO PLC	1,690,000	3.00	5,078,450.00
COCA-COLA HBC AG-DI	54,000	23.38	1,262,520.00
DIAGEO PLC	529,000	27.67	14,640,075.00
ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	79,000	23.50	1,856,500.00
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	507,000	23.73	12,031,110.00
IMPERIAL BRANDS PLC	207,000	18.64	3,859,515.00
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	169,600	55.74	9,453,504.00
HALEON PLC	1,320,000	3.38	4,467,540.00
UNILEVER PLC	592,300	38.60	22,862,780.00
SMITH & NEPHEW PLC	198,000	10.83	2,145,330.00
NMC HEALTH PLC	13,300	0.00	0.00
ASTRAZENECA PLC	367,180	109.02	40,029,963.60
GSK PLC	965,000	15.76	15,210,330.00
HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	37,000	18.94	700,965.00
BARCLAYS PLC	3,640,000	1.54	5,615,792.00
HSBC HOLDINGS PLC	4,617,000	6.34	29,294,865.00
LLOYDS BANKING GROUP PLC	15,100,000	0.47	7,187,600.00
NATWEST GROUP PLC	1,410,000	2.20	3,114,690.00
STANDARD CHARTERED PLC	560,000	6.37	3,567,200.00
M&G PLC	500,000	2.26	1,131,500.00
WISE PLC - A	137,000	8.62	1,181,762.00
ADMIRAL GROUP PLC	61,000	27.22	1,660,420.00
AVIVA PLC	650,000	4.33	2,818,400.00
LEGAL & GENERAL	1,420,000	2.50	3,559,940.00
PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	170,000	5.23	890,460.00
PRUDENTIAL PLC	641,000	8.45	5,421,578.00
SAGE GROUP PLC (THE)	239,000	11.50	2,748,500.00
HALMA PLC	92,000	21.65	1,991,800.00
BT GROUP PLC	1,510,000	1.21	1,827,100.00
VODAFONE GROUP PLC	5,380,000	0.70	3,766,538.00
SSE PLC	263,000	18.83	4,953,605.00
CENTRICA PLC	1,270,000	1.57	1,995,805.00
NATIONAL GRID PLC	882,000	10.74	9,472,680.00
SEVERN TRENT PLC	66,000	26.17	1,727,220.00

	UNITED UTILITIES GROUP PLC	167,000	10.54	1,761,015.00
	3I GROUP PLC	232,000	22.80	5,289,600.00
	ABRDN PLC	440,000	1.70	750,860.00
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	82,000	7.23	593,024.00
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC	98,500	90.20	8,884,700.00
	SCHRODERS PLC	189,176	4.23	800,782.00
	ST JAMES S PLACE PLC	118,000	6.33	747,176.00
	PEARSON	143,000	9.78	1,398,826.00
	EXPERIAN PLC	219,000	31.20	6,832,800.00
	INTERTEK GROUP PLC	39,000	41.96	1,636,440.00
	RELX PLC	447,000	31.16	13,928,520.00
	INFORMA PLC	335,000	7.79	2,609,650.00
	WPP PLC	257,000	7.54	1,939,836.00
	AUTO TRADER GROUP PLC	223,000	7.09	1,581,516.00
小計	銘柄数：81			437,570,940.60
				(80,495,550,232)
	組入時価比率：4.1%			4.3%
スイスフラン	CLARIANT AG-REG	53,000	11.65	617,450.00
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	1,630	660.00	1,075,800.00
	GIVAUDAN-REG	2,190	3,383.00	7,408,770.00
	SIKA AG-REG	36,200	253.60	9,180,320.00
	HOLCIM LTD	124,900	65.10	8,130,990.00
	SIG GROUP AG	74,000	18.90	1,398,600.00
	GEBERIT AG-REG	7,900	522.60	4,128,540.00
	ABB LTD	378,000	36.20	13,683,600.00
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	5,900	197.30	1,164,070.00
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	9,300	209.10	1,944,630.00
	VAT GROUP AG	6,600	388.90	2,566,740.00
	KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	13,200	293.10	3,868,920.00
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-BR A	124,500	112.75	14,037,375.00
	THE SWATCH GROUP AG-B	6,900	219.40	1,513,860.00
	THE SWATCH GROUP AG-REG	10,500	42.10	442,050.00
	AVOLTA AG	22,000	32.32	711,040.00
	BARRY CALLEBAUT AG	810	1,343.00	1,087,830.00
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	227	10,310.00	2,340,370.00
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	26	104,000.00	2,704,000.00

NESTLE SA-REG	632,600	98.82	62,513,532.00	
ALCON INC	117,100	66.28	7,761,388.00	
SONOVA HOLDING AG-REG	12,400	277.10	3,436,040.00	
STRAUMANN HOLDING AG-REG	27,000	130.75	3,530,250.00	
NOVARTIS AG-REG	485,700	91.14	44,266,698.00	
ROCHE HOLDING (GENUSSCHEINE)	166,500	252.25	41,999,625.00	
ROCHE HOLDINGS AG-BEARER	7,400	272.80	2,018,720.00	
SANDOZ GROUP AG	94,140	29.40	2,767,716.00	
BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	6,500	108.90	707,850.00	
BALOISE HOLDING AG	11,300	130.10	1,470,130.00	
HELVETIA HOLDING AG-REG	8,300	117.70	976,910.00	
SWISS LIFE HOLDING AG	7,150	588.80	4,209,920.00	
SWISS RE LTD	71,600	96.60	6,916,560.00	
ZURICH INSURANCE GROUP AG	34,900	439.00	15,321,100.00	
TEMENOS AG-REG	13,700	79.40	1,087,780.00	
LOGITECH INTERNATIONAL-REG	37,600	80.42	3,023,792.00	
SWISSCOM AG-REG	6,040	508.00	3,068,320.00	
BKW AG	4,600	153.20	704,720.00	
JULIUS BAER GROUP LTD	49,900	46.98	2,344,302.00	
PARTNERS GROUP HOLDING AG	5,410	1,162.00	6,286,420.00	
UBS GROUP AG	783,000	25.39	19,880,370.00	
BACHEM HOLDING AG-REG B	7,900	61.40	485,060.00	
LONZA AG-REG	17,500	356.50	6,238,750.00	
ADECCO GROUP AG-REG	38,000	39.49	1,500,620.00	
SGS SA-REG	35,100	71.72	2,517,372.00	
SWISS PRIME SITE-REG	17,500	89.30	1,562,750.00	
小計	銘柄数 : 45		324,601,650.00 (55,104,376,104) 組入時価比率 : 2.8% 2.9%	
スウェーデンク ローナ	BOLIDEN AB	66,000	292.80	19,324,800.00
	HOLMEN AB-B SHARES	24,000	423.60	10,166,400.00
	SVENSKA CELLULOSA AB-B	137,000	149.55	20,488,350.00
	SAAB AB-B	18,000	646.00	11,628,000.00
	ASSA ABLOY AB-B	237,000	283.30	67,142,100.00
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	374,000	66.40	24,833,600.00

SKANSKA AB-B SHS	77,000	176.60	13,598,200.00
INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	33,000	254.50	8,398,500.00
LIFCO AB-B SHS	52,000	245.00	12,740,000.00
ALFA LAVAL AB	69,000	382.50	26,392,500.00
ATLAS COPCO AB-A SHS	643,000	163.15	104,905,450.00
ATLAS COPCO AB-B SHS	370,000	141.45	52,336,500.00
EPIROC AB - A	151,000	189.10	28,554,100.00
EPIROC AB - B	89,000	167.00	14,863,000.00
HUSQVARNA AB-B SHS	94,000	79.84	7,504,960.00
INDUTRADE AB	64,000	254.90	16,313,600.00
SANDVIK AB	250,000	210.60	52,650,000.00
SKF AB-B SHARES	76,000	198.15	15,059,400.00
VOLVO AB-A SHS	50,000	254.00	12,700,000.00
VOLVO AB-B SHS	354,000	248.15	87,845,100.00
BEIJER REF AB	94,000	127.60	11,994,400.00
SECURITAS AB-B SHS	110,857	97.20	10,775,300.40
VOLVO CAR AB-B	120,000	30.65	3,678,000.00
EVOLUTION AB	42,600	1,175.00	50,055,000.00
HENNES&MAURITZ AB-B	155,000	167.44	25,953,200.00
ESSITY AKTIEBOLAG-B	141,000	255.90	36,081,900.00
GETINGE AB-B SHS	53,000	227.70	12,068,100.00
SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	50,143	278.60	13,969,839.80
SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN AB	367,000	142.25	52,205,750.00
SVENSKA HANDELSBANKEN-A	342,000	109.65	37,500,300.00
SWEDBANK AB	197,000	205.30	40,444,100.00
INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	31,000	326.80	10,130,800.00
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	40,000	326.50	13,060,000.00
INVESTOR AB-B SHS	411,000	228.95	94,098,450.00
LUNDBERGS AB-B SHS	20,000	538.60	10,772,000.00
ERICSSON LM-B	710,000	62.61	44,453,100.00
HEXAGON AB-B SHS	498,000	117.00	58,266,000.00
TELIA CO AB	580,000	27.44	15,915,200.00
TELE 2 AB-B SHS	116,000	89.38	10,368,080.00
EQT AB	81,000	259.80	21,043,800.00
FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	141,000	67.64	9,537,240.00
SAGAX AB-B	50,000	261.50	13,075,000.00

	小計	銘柄数 : 42			1,202,890,120.20 (16,984,808,497) 0.9%
		組入時価比率 : 0.9%			
	ノルウェー クローネ	AKER BP ASA	72,000	289.10	20,815,200.00
		EQUINOR ASA	210,000	317.70	66,717,000.00
		YARA INTERNATIONAL ASA	37,000	352.50	13,042,500.00
		NORSK HYDRO	330,000	66.56	21,964,800.00
		KONGSBERG GRUPPEN ASA	21,000	495.40	10,403,400.00
		MOWI ASA	109,000	188.70	20,568,300.00
		ORKLA ASA	180,000	81.72	14,709,600.00
		SALMAR ASA	16,000	594.20	9,507,200.00
		DNB BANK ASA	215,000	216.00	46,440,000.00
		GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	52,000	181.40	9,432,800.00
		TELENOR ASA	165,000	122.15	20,154,750.00
		ADEVINTA ASA	93,000	112.30	10,443,900.00
		小計	銘柄数 : 12		
		組入時価比率 : 0.2%			
	デンマーク クローネ	CHR HANSEN HOLDING A/S	23,500	560.00	13,160,000.00
		NOVOZYMES A/S-B SHARES	50,000	367.30	18,365,000.00
		ROCKWOOL A/S-B SHS	2,600	1,935.00	5,031,000.00
		VESTAS WIND SYSTEMS A/S	236,000	206.55	48,745,800.00
		DSV A/S	44,300	1,231.00	54,533,300.00
		A P MOLLER - MAERSK A/S-A	720	12,980.00	9,345,600.00
		AP MOLLER-MAERSK A/S-B	1,090	13,220.00	14,409,800.00
		PANDORA A/S	20,000	976.60	19,532,000.00
		CARLSBERG B	23,400	858.40	20,086,560.00
		COLOPLAST-B	31,500	786.80	24,784,200.00
		DEMANT A/S	25,000	298.10	7,452,500.00
		GENMAB A/S	15,800	2,214.00	34,981,200.00
		NOVO NORDISK A/S-B	773,200	723.10	559,100,920.00
		DANSKE BANK AS	166,000	189.25	31,415,500.00
		TRYG A/S	83,000	144.30	11,976,900.00
	ORSTED A/S	43,300	379.50	16,432,350.00	
	小計	銘柄数 : 16			889,352,630.00

				(18,863,169,282)
	組入時価比率：1.0%			1.0%
豪ドル	AMPOL LTD	59,000	36.52	2,154,680.00
	SANTOS LTD.	760,000	7.57	5,753,200.00
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	444,000	31.10	13,808,400.00
	ORICA LTD	99,000	16.11	1,594,890.00
	JAMES HARDIE INDUSTRIES PLC	101,000	54.43	5,497,430.00
	BHP GROUP LIMITED	1,201,000	48.97	58,812,970.00
	BLUESCOPE STEEL LTD	104,000	22.27	2,316,080.00
	FORTESCUE LTD	404,000	28.06	11,336,240.00
	IGO LTD	150,000	8.45	1,267,500.00
	MINERAL RESOURCES LTD	42,000	67.11	2,818,620.00
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	257,000	12.88	3,310,160.00
	PILBARA MINERALS LTD	630,000	3.86	2,431,800.00
	RIO TINTO LTD	88,300	131.90	11,646,770.00
	SOUTH32 LTD	1,110,000	3.37	3,740,700.00
	REECE LTD	49,000	22.01	1,078,490.00
	BRAMBLES LTD	318,000	13.85	4,404,300.00
	QANTAS AIRWAYS LIMITED	220,000	5.42	1,192,400.00
	AURIZON HOLDINGS LTD	470,000	3.86	1,814,200.00
	TRANSURBAN GROUP	743,000	13.79	10,245,970.00
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	134,000	39.67	5,315,780.00
	LOTTERY CORP LTD/THE	550,000	4.64	2,552,000.00
	WESFARMERS LIMITED	272,000	56.87	15,468,640.00
	COLES GROUP LTD	317,000	16.25	5,151,250.00
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALIA	330,000	5.47	1,805,100.00
	WOOLWORTHS GROUP LTD	292,000	37.09	10,830,280.00
	TREASURY WINE ESTATES LTD	202,000	10.17	2,054,340.00
	COCHLEAR LTD	15,400	295.95	4,557,630.00
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	41,000	51.64	2,117,240.00
	SONIC HEALTHCARE LTD	112,000	31.87	3,569,440.00
	CSL LIMITED	115,000	290.10	33,361,500.00
ANZ GROUP HOLDINGS LTD	718,000	25.89	18,589,020.00	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	397,200	113.02	44,891,544.00	
NATIONAL AUSTRALIA BANK	741,000	30.90	22,896,900.00	
WESTPAC BANKING CORP	839,000	23.10	19,380,900.00	

	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	57,000	32.31	1,841,670.00	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	600,000	5.82	3,492,000.00	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	690,000	3.74	2,580,600.00	
	QBE INSURANCE	355,000	15.08	5,353,400.00	
	SUNCORP GROUP LTD	291,000	13.72	3,992,520.00	
	WISETECH GLOBAL LTD	39,000	71.75	2,798,250.00	
	XERO LIMITED	34,300	108.84	3,733,212.00	
	TELSTRA GROUP LTD	920,000	3.91	3,597,200.00	
	ORIGIN ENERGY LTD	410,000	8.42	3,452,200.00	
	APA GROUP	300,000	8.63	2,589,000.00	
	ASX LTD	47,000	62.57	2,940,790.00	
	MACQUARIE GROUP LIMITED	86,000	179.51	15,437,860.00	
	IDP EDUCATION LTD	62,000	20.68	1,282,160.00	
	COMPUTERSHARE LTD	137,000	24.70	3,383,900.00	
	CAR GROUP LTD	90,000	30.39	2,735,100.00	
	REA GROUP LTD	12,500	178.54	2,231,750.00	
	SEEK LTD	87,000	26.05	2,266,350.00	
	小計 銘柄数：51			401,474,326.00	
				(38,862,714,756)	
				組入時価比率：2.0%	2.1%
ニュージーランドドル	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	310,000	8.59	2,662,900.00	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE CORPORATION L	144,000	24.10	3,470,400.00	
	EBOS GROUP LTD	35,000	36.55	1,279,250.00	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	430,000	5.20	2,236,000.00	
	MERCURY NZ LTD	137,000	6.71	919,270.00	
	MERIDIAN ENERGY LTD	300,000	5.71	1,713,000.00	
	小計 銘柄数：6			12,280,820.00	
				(1,107,729,964)	
				組入時価比率：0.1%	0.1%
香港ドル	XINYI GLASS HOLDINGS CO LTD	430,000	7.75	3,332,500.00	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	620,040	41.05	25,452,642.00	
	TECHTRONIC INDUSTRIES COMPANY LIMITED	325,000	86.05	27,966,250.00	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	280,000	13.48	3,774,400.00	
	MTR CORP	390,000	27.80	10,842,000.00	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	530,000	41.05	21,756,500.00	

	SANDS CHINA LTD	564,000	22.60	12,746,400.00
	BUDWEISER BREWING CO APAC LT	410,000	13.60	5,576,000.00
	WH GROUP LIMITED	2,099,806	4.91	10,310,047.46
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	840,000	20.10	16,884,000.00
	HANG SENG BANK	191,000	86.50	16,521,500.00
	AIA GROUP LTD	2,732,000	63.60	173,755,200.00
	HKT TRUST AND HKT LTD	849,600	9.35	7,943,760.00
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS LTD	134,000	42.95	5,755,300.00
	CLP HLDGS	394,000	63.40	24,979,600.00
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	350,000	44.60	15,610,000.00
	HONG KONG & CHINA GAS	2,630,383	5.92	15,571,867.36
	HONG KONG EXCHANGES & CLEARING LTD	285,000	245.20	69,882,000.00
	CK ASSET HOLDINGS LTD	480,040	37.05	17,785,482.00
	ESR GROUP LTD	570,000	10.84	6,178,800.00
	HANG LUNG PROPERTIES LTD	460,000	10.32	4,747,200.00
	HENDERSON LAND	310,443	22.60	7,016,011.80
	NEW WORLD DEVELOPMENT	309,916	10.82	3,353,291.12
	SINO LAND CO. LTD	890,000	8.26	7,351,400.00
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	341,000	79.30	27,041,300.00
	SWIRE PACIFIC-A	104,000	65.65	6,827,600.00
	SWIRE PROPERTIES LTD	230,000	15.38	3,537,400.00
	THE WHARF HOLDINGS LIMITED	250,000	22.40	5,600,000.00
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	383,000	24.50	9,383,500.00
小計	銘柄数：29			567,481,951.74
				(10,504,090,926)
	組入時価比率：0.5%			0.6%
シンガポールド ル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	380,000	3.82	1,451,600.00
	JARDINE CYCLE&CARRIAGE LTD	21,000	29.10	611,100.00
	KEPPEL LTD	360,000	6.95	2,502,000.00
	SEATRUM LTD	10,173,615	0.11	1,149,618.49
	SINGAPORE AIRLINES LTD	360,000	6.43	2,314,800.00
	GENTING SINGAPORE LTD	1,410,000	1.00	1,410,000.00
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	440,000	3.51	1,544,400.00
	DBS GROUP HLDGS	434,000	32.87	14,265,580.00
	OCBC-ORD	814,000	12.88	10,484,320.00

		UNITED OVERSEAS BANK	298,000	28.51	8,495,980.00	
		SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS LIMITED	1,890,000	2.39	4,517,100.00	
		SEMBCORP INDUSTRIES LTD	200,000	5.52	1,104,000.00	
		SINGAPORE EXCHANGE LTD	199,000	9.76	1,942,240.00	
		CAPITALAND INVESTMENT LTD/SI	600,000	3.05	1,830,000.00	
		CITY DEVELOPMENTS LTD	100,000	6.47	647,000.00	
		UOL GROUP LIMITED	130,000	6.23	809,900.00	
	小計	銘柄数：16			55,079,638.49	
		組入時価比率：0.3%			(5,988,258,296)	0.3%
	新シェケル	ICL GROUP LTD	190,000	18.26	3,469,400.00	
		ELBIT SYSTEMS LTD	5,900	763.20	4,502,880.00	
		BANK HAPOALIM BM	291,000	32.31	9,402,210.00	
		BANK LEUMI LE-ISRAEL	364,000	28.34	10,315,760.00	
		ISRAEL DISCOUNT BANK-A	280,000	18.01	5,042,800.00	
		MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	39,000	139.00	5,421,000.00	
		NICE LTD	14,800	771.80	11,422,640.00	
		AZRIELI GROUP	12,000	241.40	2,896,800.00	
	小計	銘柄数：8			52,473,490.00	
		組入時価比率：0.1%			(2,033,305,758)	0.1%
	合計				1,886,458,573,541	
					(1,886,458,573,541)	

(注1) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券(2024年1月10日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE WARRANT	4,480.00	0.00	
		小計	銘柄数：1	4,480.00	0.00
		組入時価比率：0.0%			0.0%
	合計			0	(0)
投資証券	米ドル	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	39,800	5,107,932.00	

	AMERICAN HOMES 4 RENT-A	75,000	2,698,500.00	
	AMERICAN TOWER CORP	111,000	23,516,460.00	
	ANNALY CAPITAL MANAGEMENT	116,000	2,264,320.00	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	33,400	6,115,874.00	
	BOSTON PROPERTIES	33,600	2,396,352.00	
	CAMDEN PROPERTY TRUST	24,700	2,423,070.00	
	CROWN CASTLE INC	102,700	11,683,152.00	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	71,900	9,607,278.00	
	EQUINIX INC	22,300	17,810,787.00	
	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	40,600	2,850,120.00	
	EQUITY RESIDENTIAL	87,000	5,353,110.00	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	15,300	3,792,564.00	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	49,300	7,790,879.00	
	GAMING AND LEISURE PROPERTIE	61,000	2,909,090.00	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	123,000	2,447,700.00	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	173,000	3,432,320.00	
	INVITATION HOMES INC	143,000	4,847,700.00	
	IRON MOUNTAIN INC	70,000	4,699,800.00	
	KIMCO REALTY CORP	164,000	3,401,360.00	
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	26,800	3,548,052.00	
	PROLOGIS INC	218,900	29,129,023.00	
	PUBLIC STORAGE	37,000	10,985,300.00	
	REALTY INCOME CORP	169,000	10,020,010.00	
	REGENCY CENTERS CORP	39,000	2,516,670.00	
	SBA COMMUNICATIONS CORP	25,600	6,286,848.00	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	78,300	11,130,345.00	
	SUN COMMUNITIES INC	29,000	3,917,030.00	
	UDR INC	73,000	2,783,490.00	
	VENTAS INC	97,000	4,678,310.00	
	VICI PROPERTIES INC	236,000	7,469,400.00	
	WELLTOWER INC	123,100	11,028,529.00	
	WEYERHAEUSER CO	175,000	5,904,500.00	
	WP CAREY INC	49,100	3,280,371.00	
小計	銘柄数 : 34	2,933,400	237,826,246.00	
			(34,411,079,533)	
	組入時価比率 : 1.8%		86.7%	

カナダドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	21,000	997,500.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	28,000	530,040.00	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.0%	49,000 1,527,540.00 (165,111,798) 0.4%	
ユーロ	COVIVIO	11,300	531,778.00	
	GECINA SA	11,700	1,228,500.00	
	KLEPIERRE	49,000	1,213,240.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	27,300	1,793,064.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	45,000	1,223,100.00	
	小計	銘柄数：5 組入時価比率：0.0%	144,300 5,989,682.00 (947,567,692) 2.4%	
英ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	180,000	1,254,960.00	
	SEGRO PLC	265,000	2,303,910.00	
	小計	銘柄数：2 組入時価比率：0.0%	445,000 3,558,870.00 (654,689,725) 1.6%	
豪ドル	DEXUS/AU	252,000	1,912,680.00	
	GOODMAN GROUP	400,000	9,696,000.00	
	GPT GROUP	440,000	1,988,800.00	
	MIRVAC GROUP	890,000	1,806,700.00	
	SCENTRE GROUP	1,210,000	3,569,500.00	
	STOCKLAND TRUST GROUP	540,000	2,365,200.00	
	VICINITY CENTRES	980,000	1,989,400.00	
	小計	銘柄数：7 組入時価比率：0.1%	4,712,000 23,328,280.00 (2,258,177,504) 5.7%	
香港ドル	LINK REIT	590,000	25,222,500.00	
小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%	590,000 25,222,500.00 (466,868,475) 1.2%		
シンガポールドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	890,040	2,607,817.20	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,320,021	2,653,242.21	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	860,029	1,436,248.43	
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL	490,000	739,900.00	

		TRUST		
	小計	銘柄数：4	3,560,090	7,437,207.84 (808,573,236)
		組入時価比率：0.0%		2.0%
	合計			39,712,067,963 (39,712,067,963)
	合計			39,712,067,963 (39,712,067,963)

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年1月10日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
株価指数先物取引				
買建	27,318,559,656	—	27,550,443,952	231,884,296
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	3,168,513,542	—	3,170,620,280	2,106,738
米ドル	2,471,465,538	—	2,473,608,240	2,142,702
カナダドル	86,193,048	—	86,447,520	254,472
ユーロ	316,354,720	—	316,343,600	△11,120
英ポンド	128,738,176	—	128,752,680	14,504
スイスフラン	102,321,180	—	101,850,540	△470,640
デンマーククローネ	63,440,880	—	63,617,700	176,820
合計	—	—	—	233,991,034

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

す。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

J-REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年1月10日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,177,661,583
投資証券	52,173,238,450
派生商品評価勘定	3,789,540
未収入金	22,759,440
未収配当金	465,342,962
差入委託証拠金	62,472,290
流動資産合計	53,905,264,265
資産合計	53,905,264,265
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	196,860
未払金	396,657,700
未払解約金	61,754,808
未払利息	794
流動負債合計	458,610,162
負債合計	458,610,162
純資産の部	
元本等	
元本	20,297,793,578
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	33,148,860,525
元本等合計	53,446,654,103
純資産合計	53,446,654,103
負債純資産合計	53,905,264,265

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2. 費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
	派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。

(重要な会計上の見積りに関する注記)
該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年1月10日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	2.6331円
(10,000口当たり純資産額)	(26,331円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年7月11日 至 2024年1月10日	
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年1月10日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ
2. 時価の算定方法	投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年1月10日現在	
期首	2023年7月11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	19,430,146,387円

同期中における追加設定元本額	3,131,335,288円
同期中における一部解約元本額	2,263,688,097円
期末元本額	20,297,793,578円
期末元本額の内訳*	
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,739,159,989円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	2,405,681,676円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	1,483,808,954円
野村資産設計ファンド2015	13,354,840円
野村資産設計ファンド2020	14,783,551円
野村資産設計ファンド2025	18,969,964円
野村資産設計ファンド2030	23,162,234円
野村資産設計ファンド2035	22,279,094円
野村資産設計ファンド2040	44,649,257円
野村資産設計ファンド2045	7,700,051円
野村インデックスファンド・J-REIT	2,892,640,392円
ネクストコア	25,930,238円
野村インデックスファンド・内外7資産バランス・為替ヘッジ型	1,141,012,053円
野村J-REITインデックス(野村SMA・EW向け)	1,466,806,350円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	876,256,494円
野村資産設計ファンド2050	5,847,133円
インデックス・ブレンド(タイプI)	260,461円
インデックス・ブレンド(タイプII)	207,874円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	1,356,866円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	487,164円
インデックス・ブレンド(タイプV)	1,195,248円
野村6資産均等バランス	4,303,850,199円
野村世界REITインデックス Aコース(野村投資一任口座向け)	106,651,256円
野村資産設計ファンド2060	4,279,329円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)REIT	199,386,637円
ノムラFOFs用インデックスファンド・J-REIT(適格機関投資家専用)	137,676,390円
野村国内外マルチアセット(6資産)ファンド(適格機関投資家専用)	51,555,713円
J-REITインデックスファンド(適格機関投資家専用)	1,660,689,889円
野村国内外マルチアセット(6資産)オープン投信(適格機関投資家専用)	199,426,230円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	451,731円
オールウェザー・ファクターアロケーションMオープン投信(適格機関投資家専用)	11,379,921円
野村DC運用戦略ファンド	1,195,961,856円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	116,362,909円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	15,982,477円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	7,868,612円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	20,410,939円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	13,701,927円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	16,121,857円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	5,982,672円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	4,322,309円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	40,180,842円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年1月10日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年1月10日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	エスコンジャパンリート投資法人 投資証券	1,026	121,991,400	
		サンケイリアルエステート投資法人 投資証券	1,616	146,571,200	
		S O S i L A物流リート投資法人 投資証券	2,517	305,312,100	
		東海道リート投資法人 投資証券	751	95,076,600	
		日本アコモデーションファンド投資 法人 投資証券	1,742	1,053,910,000	
		森ヒルズリート投資法人 投資証券	5,933	834,773,100	
		産業ファンド投資法人 投資証券	7,698	1,091,576,400	
		アドバンス・レジデンス投資法人 投資証券	4,950	1,596,375,000	
		アクティビア・プロパティーズ投資 法人 投資証券	2,647	1,028,359,500	
		G L P投資法人 投資証券	17,042	2,416,555,600	
		コンフォリア・レジデンシャル投資 法人 投資証券	2,481	777,793,500	
		日本プロロジスリート投資法人 投 資証券	8,789	2,410,822,700	
		星野リゾート・リート投資法人 投 資証券	931	532,532,000	
		O n e リート投資法人 投資証券	880	236,984,000	
		イオンリート投資法人 投資証券	6,188	873,126,800	
		ヒューリックリート投資法人 投資 証券	4,720	706,584,000	
		日本リート投資法人 投資証券	1,639	557,260,000	
		積水ハウス・リート投資法人 投資 証券	15,160	1,174,900,000	
		トーセイ・リート投資法人 投資証 券	1,062	144,963,000	
		ヘルスケア&メディカル投資法人 投資証券	1,244	174,160,000	
		サムティ・レジデンシャル投資法人 投資証券	1,375	151,800,000	
		野村不動産マスターファンド投資法 人 投資証券	16,315	2,652,819,000	
		いちごホテルリート投資法人 投資 証券	836	94,300,800	
		ラサールロジポート投資法人 投資 証券	6,449	982,827,600	
スターアジア不動産投資法人 投資 証券	7,775	458,725,000			
マリモ地方創生リート投資法人 投 資証券	778	95,849,600			

三井不動産ロジスティクスパーク投資法人 投資証券	2,098	968,227,000	
大江戸温泉リート投資法人 投資証券	771	53,121,900	
投資法人みらい 投資証券	6,923	305,650,450	
三菱地所物流リート投資法人 投資証券	1,742	656,734,000	
CREロジスティクスファンド投資法人 投資証券	2,172	339,266,400	
ザイマックス・リート投資法人 投資証券	818	97,096,600	
タカラレーベン不動産投資法人 投資証券	2,392	243,984,000	
アドバンス・ロジスティクス投資法人	2,211	283,229,100	
日本ビルファンド投資法人 投資証券	5,885	3,589,850,000	
ジャパンリアルエステイト投資法人 投資証券	5,182	3,021,106,000	
日本都市ファンド投資法人 投資証券	24,182	2,468,982,200	
オリックス不動産投資法人 投資証券	10,052	1,687,730,800	
日本プライムリアルティ投資法人 投資証券	3,450	1,240,275,000	
N T T都市開発リート投資法人	5,115	636,306,000	
東急リアル・エステート投資法人 投資証券	3,382	581,365,800	
グローバル・ワン不動産投資法人 投資証券	3,725	413,847,500	
ユナイテッド・アーバン投資法人 投資証券	11,285	1,664,537,500	
森トラストリート投資法人 投資証券	9,724	717,631,200	
インヴィンシブル投資法人 投資証券	24,427	1,443,635,700	
フロンティア不動産投資法人 投資証券	1,872	812,448,000	
平和不動産リート投資法人 投資証券	3,769	506,930,500	
日本ロジスティクスファンド投資法人 投資証券	3,232	919,827,200	
福岡リート投資法人 投資証券	2,609	442,747,300	
K D X不動産投資法人 投資証券	14,518	2,347,560,600	
いちごオフィスリート投資法人 投資証券	4,134	343,122,000	
大和証券オフィス投資法人 投資証券	1,045	700,150,000	

小計	阪急阪神リート投資法人 投資証券	2,405	335,016,500
	スターツプロシード投資法人 投資証券	874	175,761,400
	大和ハウスリート投資法人 投資証券	7,605	1,956,006,000
	ジャパン・ホテル・リート投資法人 投資証券	16,888	1,185,537,600
	大和証券リビング投資法人 投資証券	7,429	773,358,900
	ジャパンエクセレント投資法人 投資証券	4,384	546,246,400
	銘柄数：58 組入時価比率：97.6%	318,844	52,173,238,450 100.0%
合計		52,173,238,450	

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年1月10日現在			
	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち1年超		
市場取引				
REIT 指数先物取引				
買建	1,264,658,660	—	1,268,329,000	3,592,680
合計	1,264,658,660	—	1,268,329,000	3,592,680

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

海外REITインデックス マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(2024年1月10日現在)

資産の部	
流動資産	
預金	279,630,291
コール・ローン	256,504,990
投資証券	71,126,974,924
派生商品評価勘定	18,439,334
未収配当金	289,071,699
差入委託証拠金	222,953,434
流動資産合計	72,193,574,672

資産合計	72,193,574,672
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,513,559
未払解約金	9,339,401
未払利息	173
その他未払費用	556,500
流動負債合計	12,409,633
負債合計	12,409,633
純資産の部	
元本等	
元本	20,277,327,780
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金(△)	51,903,837,259
元本等合計	72,181,165,039
純資産合計	72,181,165,039
負債純資産合計	72,193,574,672

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>投資証券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。</p> <p>先物取引 計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。</p> <p>為替予約取引 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p> <p>投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。</p> <p>配当株式 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額又は発行価額を計上しております。</p> <p>有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。</p> <p>為替差損益 約定日基準で計上しております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

2024年 1月 10日現在	
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	3.5597円
(10,000口当たり純資産額)	(35,597円)

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

自 2023年 7月 11日 至 2024年 1月 10日	
1. 金融商品に対する取組方針	
当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	
2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	
当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。	
当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。	
これらは、REITの価格変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。	
当ファンドは、信託財産に属する資産の価格変動リスクの低減を目的として、REIT指数先物取引を行っております。	
当ファンドは、信託財産に属する外貨建資金の受渡を行うことを目的として、為替予約取引を利用しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	
委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。	
○市場リスクの管理	
市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。	
○信用リスクの管理	
信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。	
○流動性リスクの管理	
流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年 1月 10日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
投資証券	
(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	
派生商品評価勘定	
デリバティブ取引については、附属明細表に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

元本の移動及び期末元本額の内訳

2024年 1月 10日現在	
期首	2023年 7月 11日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	19,712,531,062円
同期中における追加設定元本額	2,755,193,312円
同期中における一部解約元本額	2,190,396,594円
期末元本額	20,277,327,780円
期末元本額の内訳*	
野村世界6資産分散投信(安定コース)	1,292,521,003円
野村世界6資産分散投信(分配コース)	1,780,321,147円
野村世界6資産分散投信(成長コース)	1,072,100,403円
野村資産設計ファンド2015	9,798,116円
野村資産設計ファンド2020	10,846,790円
野村資産設計ファンド2025	13,917,797円
野村資産設計ファンド2030	16,993,563円

野村資産設計ファンド2035	16,348,074円
野村資産設計ファンド2040	32,896,038円
野村資産設計ファンド2045	5,652,384円
野村インデックスファンド・外国REIT	1,520,572,097円
ネクストコア	9,078,211円
野村インデックスファンド・海外5資産バランス	555,881,060円
野村世界6資産分散投信(配分変更コース)	649,443,627円
野村資産設計ファンド2050	4,290,054円
インデックス・ブレンド(タイプI)	1,150,909円
インデックス・ブレンド(タイプII)	1,228,525円
インデックス・ブレンド(タイプIII)	10,005,258円
インデックス・ブレンド(タイプIV)	3,542,095円
インデックス・ブレンド(タイプV)	10,371,444円
野村6資産均等バランス	3,163,757,306円
野村資産設計ファンド2060	3,140,225円
NEXT FUNDS 外国REIT・S&P先進国REIT指数(除く日本・為替ヘッジなし)連動型上場投信	5,757,433,238円
ファンドラップ(ウエルス・スクエア)REIT	2,689,444,916円
ノムラ海外REITインデックス・ファンドVA(適格機関投資家専用)	1,044,335,930円
ノムラFOFs用インデックスファンド・外国REIT(適格機関投資家専用)	73,362,304円
野村FOFs用・ターゲット・リターン・8資産バランス(2%コース向け)(適格機関投資家専用)	331,101円
野村DC運用戦略ファンド	419,481,049円
野村DC運用戦略ファンド(マイルド)	27,360,572円
野村世界6資産分散投信(DC)安定コース	11,731,043円
野村世界6資産分散投信(DC)インカムコース	5,784,196円
野村世界6資産分散投信(DC)成長コース	14,978,389円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2030	10,059,097円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2040	11,841,875円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2050	4,389,396円
野村資産設計ファンド(DC・つみたてNISA)2060	3,172,109円
多資産分散投資ファンド(バランス10)(確定拠出年金向け)	19,766,439円

*は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式(2024年1月10日現在)

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券(2024年1月10日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	米ドル	ACADIA REALTY TRUST	35,000	602,350.00	
		AGREE REALTY CORP	36,200	2,300,510.00	
		ALEXANDER & BALDWIN INC	26,600	483,854.00	
		ALEXANDERS INC	800	170,960.00	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	56,370	7,234,525.80	
		ALPINE INCOME PROPERTY TRUST	4,800	80,592.00	
		AMERICAN ASSETS TRUST INC	17,700	409,755.00	
		AMERICAN HOMES 4 RENT-A	114,700	4,126,906.00	

	AMERICOLD REALTY TRUST INC	96,000	2,892,480.00	
	APARTMENT INCOME REIT CO	52,900	1,852,558.00	
	APARTMENT INVT&MGMT CO-A	49,400	385,814.00	
	APPLE HOSPITALITY REIT INC	76,500	1,263,780.00	
	ARMADA HOFFLER PROPERTIES INC	24,500	303,065.00	
	ASHFORD HOSPITALITY TRUST	12,000	21,120.00	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	51,230	9,380,725.30	
	BOSTON PROPERTIES	51,970	3,706,500.40	
	BRAEMAR HOTELS & RESORTS INC	20,000	48,000.00	
	BRANDYWINE REALTY TRUST	62,700	348,612.00	
	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	108,300	2,457,327.00	
	BROADSTONE NET LEASE INC-A	67,300	1,152,176.00	
	BRT APARTMENTS CORP	4,200	77,700.00	
	CAMDEN PROPERTY TRUST	38,490	3,775,869.00	
	CARETRUST REIT INC	43,900	958,337.00	
	CBL & ASSOCIATES PROPERTIES	8,900	223,746.00	
	CENTERSPACE	5,350	292,698.50	
	CHATHAM LODGING TRUST	17,800	192,062.00	
	CITY OFFICE REIT INC	12,800	80,256.00	
	CLIPPER REALTY INC	4,000	21,280.00	
	COMMUNITY HEALTHCARE TRUST I	9,700	248,223.00	
	COPT DEFENSE PROPERTIES	40,200	1,022,286.00	
	COUSINS PROPERTIES INC	54,600	1,336,062.00	
	CTO REALTY GROWTH INC	7,400	126,762.00	
	CUBESMART	81,000	3,727,620.00	
	DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	77,600	728,664.00	
	DIGITAL CORE REIT MANAGEMENT	285,000	185,250.00	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	109,270	14,600,657.40	
	DIVERSIFIED HEALTHCARE TRUST	82,000	250,100.00	
	DOUGLAS EMMETT INC	61,500	875,145.00	
	EAGLE HOSPITALITY TRUST	100,000	0.00	
	EASTERLY GOVERNMENT PROPERTIES INC	35,500	480,670.00	
	EASTGROUP PROPERTIES	16,690	3,040,417.30	
	ELME COMMUNITIES	32,000	466,560.00	
	EMPIRE STATE REALTY TRUST IN	47,300	473,000.00	

EPR PROPERTIES	27,100	1,296,193.00
EQUINIX INC	33,880	27,059,617.20
EQUITY COMMONWEALTH	39,200	773,416.00
EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	67,200	4,717,440.00
EQUITY RESIDENTIAL	124,630	7,668,483.90
ESSENTIAL PROPERTIES REALTY	56,100	1,474,308.00
ESSEX PROPERTY TRUST INC	23,150	5,738,422.00
EXTRA SPACE STORAGE INC	76,220	12,045,046.60
FARMLAND PARTNERS INC	16,500	186,945.00
FEDERAL REALTY INVS TRUST	26,470	2,710,528.00
FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	47,650	2,525,450.00
FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	32,500	823,550.00
FRANKLIN STREET PROPERTIES C	31,000	80,600.00
GAMING AND LEISURE PROPERTIE	96,300	4,592,547.00
GETTY REALTY CORP	17,600	515,152.00
GLADSTONE COMMERCIAL CORP	14,400	191,520.00
GLADSTONE LAND CORP	13,300	187,796.00
GLOBAL MEDICAL REIT INC	21,400	229,836.00
GLOBAL NET LEASE INC	71,400	712,572.00
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	137,200	2,374,932.00
HEALTHPEAK PROPERTIES INC	197,200	3,924,280.00
HIGHWOODS PROPERTIES INC	38,900	897,812.00
HOST HOTELS & RESORTS INC	254,300	5,045,312.00
HUDSON PACIFIC PROPERTIES IN	45,600	419,520.00
INDEPENDENCE REALTY TRUST IN	80,800	1,214,424.00
INDUSTRIAL LOGISTICS PROPERTIES	24,000	109,920.00
INNOVATIVE INDUSTRIAL PROPERTIES INC	10,070	945,774.40
INVENTRUST PROPERTIES CORP	24,200	610,082.00
INVITATION HOMES INC	207,500	7,034,250.00
IRON MOUNTAIN INC	105,310	7,070,513.40
JBG SMITH PROPERTIES	31,900	546,447.00
KEPPEL PACIFIC OAK US REIT	250,000	86,250.00
KILROY REALTY CORP	38,300	1,576,045.00
KIMCO REALTY CORP	239,842	4,974,323.08
KITE REALTY GROUP TRUST	79,000	1,756,960.00

LTC PROPERTIES INC	15,100	484,559.00
LXP INDUSTRIAL TRUST	105,100	1,019,470.00
MACERICH CO /THE	77,400	1,194,282.00
MANULIFE US REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	590,515	46,650.68
MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	215,200	787,632.00
MID-AMERICA APARTMENT COMM	42,080	5,570,971.20
NATIONAL STORAGE AFFILIATES	27,800	1,108,386.00
NATL HEALTH INVESTORS INC	15,580	839,138.80
NET LEASE OFFICE PROPERTY	5,324	92,105.20
NETSTREIT CORP	25,100	463,346.00
NEXPOINT DIVERSIFIED REAL ESTATE TRUST	12,298	86,700.90
NEXPOINT RESIDENTIAL TRUST INC	8,200	273,142.00
NNN REIT INC	65,700	2,848,752.00
OFFICE PROPERTIES INCOME	17,800	107,334.00
OMEGA HEALTHCARE INVESTORS	88,300	2,658,713.00
ONE LIBERTY PROPERTIES INC	5,500	120,450.00
ORION OFFICE REIT INC	20,800	113,984.00
PARAMOUNT GROUP INC	63,100	307,928.00
PARK HOTELS & RESORTS INC	75,500	1,216,305.00
PEAKSTONE REALTY TRUST	12,500	207,375.00
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST	43,200	676,944.00
PHILLIPS EDISON & CO INC	43,700	1,564,023.00
PHYSICIANS REALTY TRUST	85,700	1,129,526.00
PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	47,300	340,087.00
PLYMOUTH INDUSTRIAL REIT INC	13,100	311,518.00
POSTAL REALTY TRUST INC-A	6,600	94,116.00
PRIME US REIT	212,000	47,700.00
PROLOGIS INC	333,440	44,370,860.80
PUBLIC STORAGE	57,100	16,952,990.00
REALTY INCOME CORP	261,190	15,485,955.10
REGENCY CENTERS CORP	59,220	3,821,466.60
RETAIL OPPORTUNITY INVESTMEN	46,800	652,392.00
REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	76,100	4,281,386.00
RLJ LODGING TRUST	55,800	644,490.00
RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	21,500	2,410,150.00

	SABRA HEALTH CARE REIT INC	83,100	1,139,301.00	
	SAFEHOLD INC	15,900	360,930.00	
	SAUL CENTERS INC	4,800	187,824.00	
	SERVICE PROPERTIES TRUST	60,700	499,561.00	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	117,710	16,732,476.50	
	SITE CENTERS CORP	64,600	865,640.00	
	SL GREEN REALTY CORP	23,000	1,046,960.00	
	SPIRIT REALTY CAPITAL INC	50,900	2,299,153.00	
	STAG INDUSTRIAL INC	65,400	2,523,132.00	
	SUMMIT HOTEL PROPERTIES INC	41,200	272,744.00	
	SUN COMMUNITIES INC	44,880	6,061,941.60	
	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	73,700	800,382.00	
	TANGER INC	37,800	1,033,830.00	
	TERRENO REALTY CORP	30,210	1,891,750.20	
	UDR INC	109,100	4,159,983.00	
	UMH PROPERTIES INC	22,800	351,348.00	
	UNITI GROUP INC	88,600	505,906.00	
	UNIVERSAL HEALTH RLTY INCOME	4,600	191,176.00	
	URBAN EDGE PROPERTIES	43,600	786,108.00	
	VENTAS INC	145,130	6,999,619.90	
	VERIS RESIDENTIAL INC	28,600	437,008.00	
	VICI PROPERTIES INC	373,200	11,811,780.00	
	VORNADO REALTY TRUST	57,400	1,594,572.00	
	WELLTOWER INC	199,700	17,891,123.00	
	WHITESTONE REIT	16,800	195,888.00	
	WP CAREY INC	78,850	5,267,968.50	
	XENIA HOTELS & RESORTS INC	38,900	514,647.00	
小計	銘柄数 : 140	9,513,119	383,274,825.26	
			(55,456,034,466)	
	組入時価比率 : 76.8%		78.0%	
カナダドル	ALLIED PROPERTIES REAL ESTAT	22,800	475,836.00	
	ARTIS REAL ESTATE INVESTMENT	18,900	126,252.00	
	BOARDWALK REAL ESTATE INVEST	8,570	589,873.10	
	BSR REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	7,400	115,810.00	
	BTB REAL ESTATE INVESTMENT T	15,000	45,450.00	
	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	30,300	1,439,250.00	

	CHOICE PROPERTIES REIT	58,900	833,435.00	
	CROMBIE REAL ESTATE INVESTMENT	19,700	271,663.00	
	CT REAL ESTATE INVESTMENT TR	17,800	259,702.00	
	DREAM INDUSTRIAL REAL ESTATE INVESTMENT	47,900	654,314.00	
	DREAM OFFICE REAL ESTATE INVESTMENT TRUS	6,000	65,280.00	
	FIRST CAPITAL REAL ESTATE INVESTMENT	36,200	556,394.00	
	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	11,440	882,710.40	
	H&R REAL ESTATE INVSTMNT-UTS	44,300	440,342.00	
	INTERRENT REAL ESTATE INVEST	24,000	313,920.00	
	KILLAM APARTMENT REAL ESTATE	19,700	361,298.00	
	MINTO APARTMENT REAL ESTATE	8,200	131,528.00	
	MORGUARD NORTH AMERICAN RESI	7,300	110,084.00	
	NEXUS INDUSTRIAL REIT	12,600	105,210.00	
	NORTHWEST HEALTHCARE PROPERT	42,000	216,300.00	
	PRIMARIS REIT	17,600	244,288.00	
	PRO REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	11,000	57,640.00	
	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	52,000	984,360.00	
	SLATE GROCERY REIT	10,800	132,840.00	
	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	24,800	626,448.00	
	TRUE NORTH COMMERCIAL REAL E	2,435	24,350.00	
小計	銘柄数：26	577,645	10,064,577.50	
			(1,087,880,181)	
	組入時価比率：1.5%		1.5%	
ユーロ	AEDIFICA	16,950	1,039,882.50	
	ALTAREA	1,700	138,720.00	
	CARE PROPERTY INVEST	13,800	187,128.00	
	CARMILA	21,200	337,504.00	
	COFINIMMO	13,400	933,310.00	
	COVIVIO	17,650	830,609.00	
	CROMWELL REIT EUR	104,000	145,600.00	
	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	15,900	360,612.00	
	GECINA SA	18,410	1,933,050.00	
	HAMBORNER REIT AG	26,400	183,480.00	
	ICADE	11,300	390,528.00	
	IMMOBILIARE GRANDE DISTRIBUZ	18,000	41,130.00	

	INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI SA	105,200	632,252.00	
	INTERVEST OFFICES & WAREHOUSES	10,900	225,630.00	
	IRISH RESIDENTIAL PROPERTIES	164,000	187,288.00	
	KLEPIERRE	69,900	1,730,724.00	
	LAR ESPANA REAL ESTATE SOCIM	20,000	128,000.00	
	MERCIALYS	32,500	322,562.50	
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	119,000	1,136,450.00	
	MONTEA	5,330	448,253.00	
	NSI NV	6,400	121,984.00	
	RETAIL ESTATES	4,560	287,280.00	
	SHURGARD SELF STORAGE LTD	11,600	488,360.00	
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	36,430	2,392,722.40	
	VASTNED RETAIL NV	7,200	148,320.00	
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	62,100	1,687,878.00	
	WERELDHAVE NV	15,700	228,592.00	
	XIOR STUDENT HOUSING NV	9,700	283,240.00	
小計	銘柄数 : 28	959,230	16,971,089.40	
			(2,684,826,343)	
	組入時価比率 : 3.7%		3.8%	
英ボンド	ABRDN PROPERTY INCOME TRUST LIMITED	140,000	72,800.00	
	AEW UK REIT PLC	64,000	62,016.00	
	ASSURA PLC	1,093,000	511,305.40	
	BALANCED COMMERCIAL PROPERTY TRUST LTD	237,000	167,085.00	
	BIG YELLOW GROUP PLC	69,800	808,982.00	
	BRITISH LAND	335,800	1,339,506.20	
	CLS HOLDINGS PLC	46,000	45,402.00	
	CUSTODIAN PROPERTY INCOME REIT PLC	160,000	138,560.00	
	DERWENT LONDON PLC	41,000	940,540.00	
	EMPIRIC STUDENT PROPERTY PLC	221,000	211,276.00	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	92,800	388,089.60	
	HAMMERSON PLC	1,350,000	375,570.00	
	HELICAL PLC	38,000	85,690.00	
	HOME REIT PLC	267,000	50,796.75	
	IMPACT HEALTHCARE REIT PLC	160,000	143,520.00	
	INTU PROPERTIES PLC	184,000	0.00	

	LAND SECURITIES GROUP PLC	269,600	1,879,651.20	
	LIFE SCIENCE REIT PLC	124,000	78,616.00	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	399,000	735,357.00	
	LXI REIT PLC	623,000	646,051.00	
	NEWRIVER REIT PLC	119,000	101,150.00	
	PICTON PROPERTY INCOME LTD	202,000	137,764.00	
	PRIMARY HEALTH PROPERTIES	493,000	502,367.00	
	PRS REIT PLC/THE	191,000	160,058.00	
	REGIONAL REIT LTD	190,000	62,890.00	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	77,400	659,835.00	
	SCHRODER REAL ESTATE INVESTM TRUST	200,000	88,400.00	
	SEGRO PLC	442,900	3,850,572.60	
	SHAFTESBURY CAPITAL PLC	713,000	973,245.00	
	SUPERMARKET INCOME REIT PLC	436,000	370,164.00	
	TARGET HEALTHCARE REIT PLC	210,000	179,550.00	
	TRIPLE POINT SOCIAL HOUSING	120,000	74,640.00	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	680,000	1,125,400.00	
	UK COMMERCIAL PROPERTY REIT	313,000	194,060.00	
	UNITE GROUP PLC	142,000	1,475,380.00	
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	161,000	196,742.00	
	WAREHOUSE REIT PLC	155,000	136,400.00	
	WORKSPACE GROUP PLC	48,700	261,519.00	
小計	銘柄数 : 38	10,809,000	19,230,950.75	
			(3,537,725,699)	
	組入時価比率 : 4.9%		5.0%	
豪ドル	ABACUS GROUP	144,000	162,000.00	
	ABACUS STORAGE KING	190,000	202,350.00	
	ARENA REIT	137,000	493,200.00	
	BWP TRUST	168,000	591,360.00	
	CENTURIA CAPITAL GROUP	293,000	495,170.00	
	CENTURIA INDUSTRIAL REIT	195,000	627,900.00	
	CENTURIA OFFICE REIT	161,000	213,325.00	
	CHARTER HALL GROUP	168,900	1,920,393.00	
	CHARTER HALL LONG WALE REIT	243,000	884,520.00	
	CHARTER HALL RETAIL REIT	192,000	683,520.00	

	CHARTER HALL SOCIAL INFRASTRUCTURE REIT	124,000	362,080.00	
	CROMWELL PROPERTY GROUP	520,000	205,400.00	
	DEXUS INDUSTRIA REIT	80,000	220,000.00	
	DEXUS/AU	385,300	2,924,427.00	
	GDI PROPERTY GROUP	210,000	136,500.00	
	GOODMAN GROUP	622,900	15,099,096.00	
	GPT GROUP	687,000	3,105,240.00	
	GROWTHPOINT PROPERTIES AUSTR	103,000	242,050.00	
	HEALTHCO REIT	176,000	239,360.00	
	HMC CAPITAL LTD	84,000	477,960.00	
	HOMECO DAILY NEEDS REIT	657,000	811,395.00	
	HOTEL PROPERTY INVESTMENTS L	66,000	184,140.00	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	139,000	619,940.00	
	MIRVAC GROUP	1,414,000	2,870,420.00	
	NATIONAL STORAGE REIT	460,000	1,007,400.00	
	REGION RE LTD	421,000	917,780.00	
	RURAL FUNDS GROUP	140,000	291,200.00	
	SCENTRE GROUP	1,866,000	5,504,700.00	
	STOCKLAND TRUST GROUP	857,000	3,753,660.00	
	VICINITY CENTRES	1,386,000	2,813,580.00	
	WAYPOINT REIT	256,000	604,160.00	
小計	銘柄数：31	12,546,100	48,664,226.00	
			(4,710,697,076)	
	組入時価比率：6.5%		6.6%	
ニュージーランドドル	ARGOSY PROPERTY LTD	330,000	372,900.00	
	GOODMAN PROPERTY TRUST	376,000	846,000.00	
	KIWI PROPERTY GROUP LTD	580,000	504,600.00	
	PRECINCT PROPERTIES GROUP	500,000	645,000.00	
小計	銘柄数：4	1,786,000	2,368,500.00	
			(213,638,700)	
	組入時価比率：0.3%		0.3%	
香港ドル	CHAMPION REIT	700,000	1,582,000.00	
	FORTUNE REIT	525,000	2,514,750.00	
	LINK REIT	921,900	39,411,225.00	
	PROSPERITY REIT	430,000	580,500.00	
	SUNLIGHT REAL ESTATE INVESTMENT	360,000	745,200.00	

小計	YUEXIU REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	829,800	954,270.00	
	銘柄数：6	3,766,700	45,787,945.00	(847,534,861)
	組入時価比率：1.2%			1.2%
シンガポールドル	AIMS APAC REIT MANAGEMENT LTD	265,650	355,971.00	
	CAPITALAND ASCENDAS REIT	1,276,762	3,740,912.66	
	CAPITALAND ASCOTT TRUST	897,956	875,507.10	
	CAPITALAND CHINA TRUST	408,279	367,451.10	
	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	1,815,694	3,649,544.94	
	CDL HOSPITALITY TRUSTS	243,000	262,440.00	
	EC WORLD REIT	60,000	16,800.00	
	ESR-LOGOS REIT	2,100,272	661,585.68	
	FAR EAST HOSPITALITY TRUST	386,000	252,830.00	
	FRASERS CENTREPOINT TRUST	394,838	900,230.64	
	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL TRUST	1,070,746	1,231,357.90	
	KEPPEL DC REIT	493,211	922,304.57	
	KEPPEL REIT	837,000	782,595.00	
	LENLEASE GLOBAL COMMERCIAL	610,000	384,300.00	
	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	739,000	1,832,720.00	
	MAPLETREE LOGISTICS TRUST	1,187,980	1,983,926.60	
	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIAL TRUST	820,716	1,239,281.16	
	PARAGON REIT	478,000	406,300.00	
	PARKWAY LIFE REAL ESTATE	134,000	494,460.00	
	SASSEUR REAL ESTATE INVESTME	180,000	124,200.00	
	STARHILL GLOBAL REIT	520,000	267,800.00	
	SUNTEC REIT	818,000	1,022,500.00	
小計	銘柄数：22	15,737,104	21,775,018.35	(2,367,379,995)
	組入時価比率：3.3%			3.3%
ウォン	D&D PLATFORM REIT CO LTD	22,000	70,730,000.00	
	ESR KENDALL SQUARE REIT CO LTD	60,000	220,200,000.00	
	JR REIT XXVII	60,000	248,100,000.00	
	KORAMCO LIFE INFRA REIT	19,000	98,040,000.00	
	LOTTE REIT CO LTD	45,000	139,500,000.00	

	小計	NH ALL-ONE REIT CO LTD	14,000	46,620,000.00	
		SHINHAN ALPHA REIT CO LTD	28,000	185,080,000.00	
		SK REITS CO LTD	44,000	172,920,000.00	
		銘柄数：8	292,000	1,181,190,000.00	(129,458,424)
		組入時価比率：0.2%			0.2%
	新シエケル 小計	MENIVIM-THE NEW REIT LTD	260,000	457,080.00	
		REIT 1 LTD	74,000	1,263,180.00	
		SELLA CAPITAL REAL ESTATE LTD	80,000	648,800.00	
		銘柄数：3	414,000	2,369,060.00	(91,799,179)
		組入時価比率：0.1%			0.1%
合計				71,126,974,924	(71,126,974,924)

(注1) 投資信託受益証券、投資証券及び親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

(注2) 外貨建有価証券については、通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注4) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

種類	2024年1月10日現在			
	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引				
REIT 指数先物取引				
買建	990,097,754	—	1,005,853,048	15,755,294
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建	216,103,309	—	216,273,790	170,481
米ドル	216,103,309	—	216,273,790	170,481
合計	—	—	—	15,925,775

(注) 時価の算定方法

1 先物取引

外国先物取引について

先物の評価においては、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2 為替予約取引

1) 計算日において対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

① 計算日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、当該日に最も近い前後二つの対顧客先物

相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村世界6資産分散投信（安定コース）

2024年1月31日現在

I 資産総額	93,116,954,505円
II 負債総額	126,125,434円
III 純資産総額（I - II）	92,990,829,071円
IV 発行済口数	71,537,057,742口
V 1口当たり純資産額（III / IV）	1.2999円

野村世界6資産分散投信（分配コース）

2024年1月31日現在

I 資産総額	130,112,805,399円
II 負債総額	180,782,698円
III 純資産総額（I - II）	129,932,022,701円
IV 発行済口数	107,666,666,444口
V 1口当たり純資産額（III / IV）	1.2068円

野村世界6資産分散投信（成長コース）

2024年1月31日現在

I 資産総額	84,314,304,735円
II 負債総額	115,763,567円
III 純資産総額（I - II）	84,198,541,168円
IV 発行済口数	42,147,829,759口
V 1口当たり純資産額（III / IV）	1.9977円

野村世界6資産分散投信（配分変更コース）

2024年1月31日現在

I 資産総額	15,693,612,925円
II 負債総額	27,830,789円
III 純資産総額（I - II）	15,665,782,136円
IV 発行済口数	11,462,845,891口
V 1口当たり純資産額（III / IV）	1.3667円

(参考) 国内債券NOMURA-BPI総合 マザーファンド

2024年1月31日現在

I 資産総額	1,016,005,301,318円
II 負債総額	9,157,534,688円
III 純資産総額 (I - II)	1,006,847,766,630円
IV 発行済口数	801,048,314,510口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.2569円

(参考) 外国債券マザーファンド

2024年1月31日現在

I 資産総額	817,460,062,140円
II 負債総額	1,717,806,548円
III 純資産総額 (I - II)	815,742,255,592円
IV 発行済口数	284,810,793,517口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.8642円

(参考) 国内株式マザーファンド

2024年1月31日現在

I 資産総額	714,971,371,930円
II 負債総額	55,302,256,465円
III 純資産総額 (I - II)	659,669,115,465円
IV 発行済口数	232,064,214,434口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.8426円

(参考) 外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド

2024年1月31日現在

I 資産総額	2,081,416,383,343円
II 負債総額	7,367,169,428円
III 純資産総額 (I - II)	2,074,049,213,915円
IV 発行済口数	335,149,983,633口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	6.1884円

(参考) J-REITインデックス マザーファンド

2024年1月31日現在

I 資産総額	55,638,779,835円
II 負債総額	1,659,522,544円
III 純資産総額 (I - II)	53,979,257,291円
IV 発行済口数	20,614,600,621口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.6185円

(参考) 海外REITインデックス マザーファンド

2024年1月31日現在

I 資産総額	72,684,812,669円
II 負債総額	97,573,833円
III 純資産総額 (I - II)	72,587,238,836円
IV 発行済口数	20,493,102,559口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	3.5420円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2024年2月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

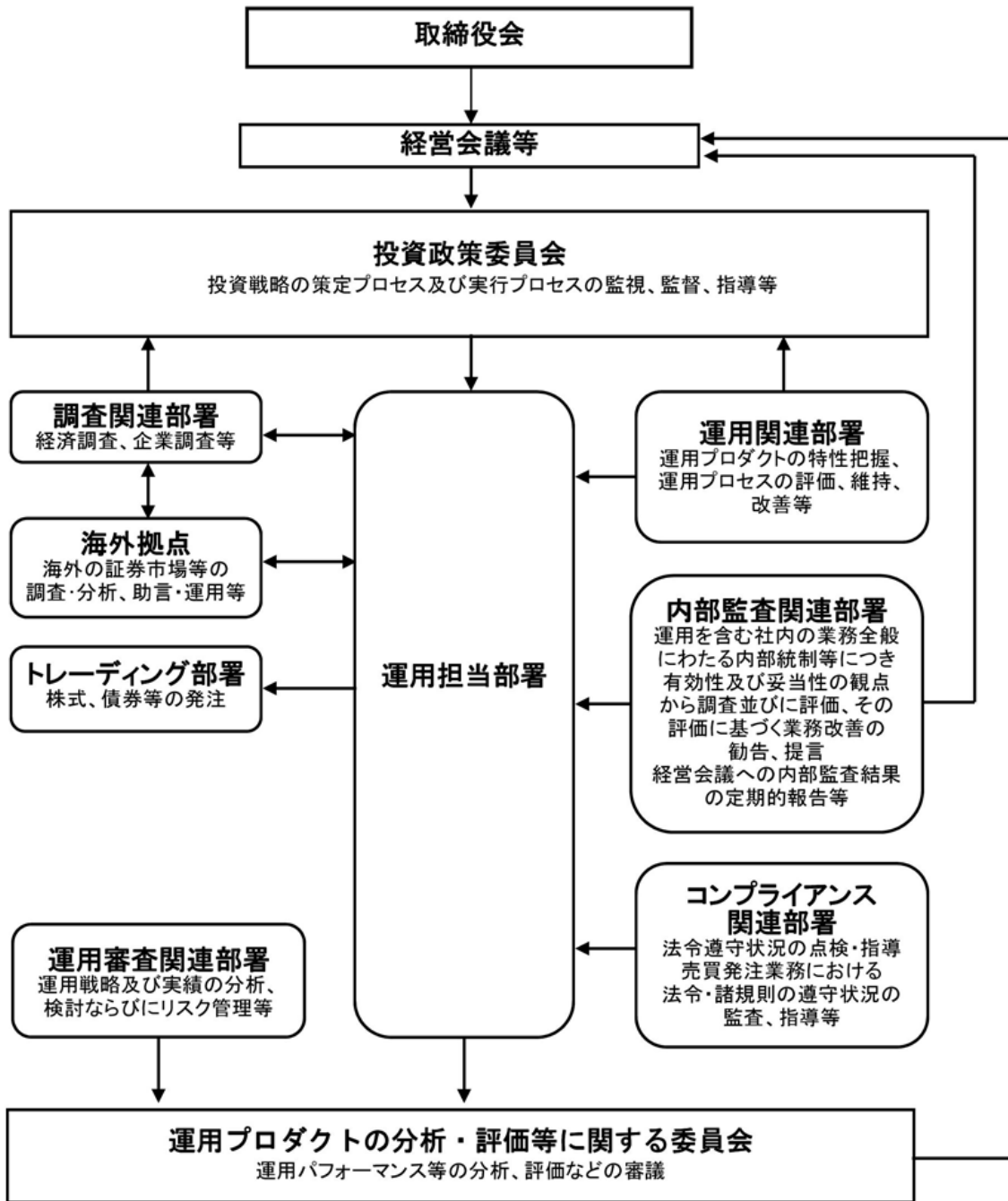
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b) 投資信託の運用体制



2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2024年1月31日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	994	49,640,942
単位型株式投資信託	176	662,104
追加型公社債投資信託	14	7,094,438
単位型公社債投資信託	464	933,607
合計	1,648	58,331,091

3 【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 52 年大蔵省令第 38 号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号)により作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、事業年度(2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)の財務諸表ならびに中間会計期間(2023 年 4 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日まで)の中間財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年6月9日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第64期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求めら

れているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月24日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水永 真太郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは中間監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金			2,006		1,865
金銭の信託			35,894		42,108
有価証券			29,300		21,900
前払金			11		11
前払費用			454		775
未収入金			694		1,775
未収委託者報酬			27,176		26,116
未収運用受託報酬			4,002		3,780
短期貸付金			1,835		1,001
未収還付法人税等			-		2,083
その他			57		84
貸倒引当金			△15		△15
流動資産計			101,417		101,486
固定資産					
有形固定資産			1,744		1,335
建物	※2	1,219		906	
器具備品	※2	525		428	
無形固定資産			5,210		5,563
ソフトウェア		5,209		5,562	
その他		0		0	
投資その他の資産			16,067		16,336
投資有価証券		2,201		1,793	
関係会社株式		9,214		10,025	
長期差入保証金		443		520	
長期前払費用		13		10	
前払年金費用		1,297		1,553	
繰延税金資産		2,784		2,340	
その他		112		92	
固定資産計			23,023		23,235
資産合計			124,440		124,722

		前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			120		124
未払金			17,615		17,879
未払収益分配金		0		0	
未払償還金		17		57	
未払手数料		8,357		8,409	
関係会社未払金		8,149		8,911	
その他未払金		1,089		500	
未払費用	※1		9,512		9,682
未払法人税等			1,319		1,024
前受収益			22		22
賞与引当金			4,416		3,635
その他			121		46
流動負債計			33,127		32,414
固定負債					
退職給付引当金			3,194		2,940
時効後支払損引当金			588		595
資産除去債務			1,123		1,123
固定負債計			4,905		4,659
負債合計			38,033		37,074
(純資産の部)					
株主資本			86,232		87,419
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			55,322		56,509
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		54,637		55,823	
別途積立金		24,606		24,606	
繰越利益剰余金		30,030		31,217	
評価・換算差額等			174		229
その他有価証券評価差額金			174		229
純資産合計			86,407		87,648
負債・純資産合計			124,440		124,722

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			115,733		113,491
運用受託報酬			17,671		18,198
その他営業収益			530		331
営業収益計			133,935		132,021
営業費用					
支払手数料			39,087		38,684
広告宣伝費			804		1,187
公告費			0		0
調査費			26,650		29,050
調査費		4,867		6,045	
委託調査費		21,783		23,004	
委託計算費			1,384		1,363
営業雑経費			3,094		3,302
通信費		72		89	
印刷費		918		903	
協会費		79		83	
諸経費		2,023		2,225	
営業費用計			71,021		73,587
一般管理費					
給料			12,033		11,316
役員報酬		229		226	
給料・手当		7,375		7,752	
賞与		4,427		3,337	
交際費			47		78
寄付金			73		115
旅費交通費			65		283
租税公課			1,049		963
不動産賃借料			1,432		1,232
退職給付費用			1,212		829
固定資産減価償却費			2,525		2,409
諸経費			11,116		12,439
一般管理費計			29,556		29,669
営業利益			33,357		28,763

		前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※1	3,530		7,645	
受取利息		10		45	
為替差益		-		49	
その他		1,268		637	
営業外収益計			4,809		8,377
営業外費用					
金銭の信託運用損		1,387		1,736	
時効後支払損引当金繰入額		12		10	
為替差損		23		-	
その他		266		8	
営業外費用計			1,689		1,755
經常利益			36,477		35,385
特別利益					
投資有価証券等売却益		26		10	
株式報酬受入益		53		46	
固定資産売却益		9		-	
資産除去債務履行差額		141		-	
特別利益計			230		57
特別損失					
投資有価証券等売却損		0		16	
関係会社株式評価損		727		-	
固定資産除却損	※2	374		52	
資産除去債務履行差額		0		-	
事務所移転費用		54		-	
特別損失計			1,158		69
税引前当期純利益			35,549		35,374
法人税、住民税及び事業税			10,474		8,890
法人税等調整額			171		419
当期純利益			24,904		26,064

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,395	56,686	87,596
当期変動額									
剰余金の配当							△26,268	△26,268	△26,268
当期純利益							24,904	24,904	24,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△1,364	△1,364	△1,364
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	57	57	87,654
当期変動額			
剰余金の配当			△26,268
当期純利益			24,904
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	116	116	116
当期変動額合計	116	116	△1,247
当期末残高	174	174	86,407

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	30,030	55,322	86,232
当期変動額									
剰余金の配当							△24,877	△24,877	△24,877
当期純利益							26,064	26,064	26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	1,186	1,186	1,186
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	174	174	86,407
当期変動額			
剰余金の配当			△24,877
当期純利益			26,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	54	54	54
当期変動額合計	54	54	1,240
当期末残高	229	229	87,648

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等</p>
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>
<p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>
<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>5. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年</p> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
<p>6. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>

7. 収益及び費用の計上基準

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[会計上の見積りに関する注記]

該当事項はありません。

[会計方針の変更]

(時価の算定に関する会計基準の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

これにより、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

[未適用の会計基準等]

該当事項はありません。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2022年3月31日)	当事業年度末 (2023年3月31日)												
<p>※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">未払費用 1,223 百万円</p>	<p>※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">未払費用 1,350 百万円</p>												
<p>※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">589 百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">618</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,207</td> </tr> </table>	建物	589 百万円	器具備品	618	合計	1,207	<p>※2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">901 百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">657</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,559</td> </tr> </table>	建物	901 百万円	器具備品	657	合計	1,559
建物	589 百万円												
器具備品	618												
合計	1,207												
建物	901 百万円												
器具備品	657												
合計	1,559												

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)																
<p>※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">受取配当金 3,525 百万円</p>	<p>※1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。</p> <p style="text-align: right;">受取配当金 7,634 百万円</p>																
<p>※2. 固定資産除却損</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">346 百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">28</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">374</td> </tr> </table>	建物	346 百万円	器具備品	28	ソフトウェア	-	合計	374	<p>※2. 固定資産除却損</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">0 百万円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td style="text-align: right;">52</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">52</td> </tr> </table>	建物	0 百万円	器具備品	0	ソフトウェア	52	合計	52
建物	346 百万円																
器具備品	28																
ソフトウェア	-																
合計	374																
建物	0 百万円																
器具備品	0																
ソフトウェア	52																
合計	52																

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2021年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	26,268百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,100円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2022年5月18日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	24,877百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,830円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	55,782百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10,830円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月30日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	35,894	35,894	-
資産計	35,894	35,894	-
(2) その他 (デリバティブ取引)	121	121	-
負債計	121	121	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等 (※) 1. 2	9,529
組合出資金等	1,886
合計	11,415

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、前事業年度において727百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	2,006	-	-	-
金銭の信託	35,894	-	-	-
未収委託者報酬	27,176	-	-	-
未収運用受託報酬	4,002	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	29,300	-	-	-
短期貸付金	1,835			
合計	100,215	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他） （※）	-	1,736	-	1,736
資産計	-	1,736	-	1,736
デリバティブ取引（通貨関連）	-	121	-	121
負債計	-	121	-	121

（※）時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、投資信託を主要な構成物とする金銭の信託34,157百万円は表中に含まれておりません。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,108	42,108	-
資産計	42,108	42,108	-
(2) その他 (デリバティブ取引)	46	46	-
負債計	46	46	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、有価証券、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度 (百万円)
市場価格のない株式等 (※)	10,261
組合出資金等	1,557
合計	11,819

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	1,865	-	-	-
金銭の信託	42,108	-	-	-
未収委託者報酬	26,116	-	-	-
未収運用受託報酬	3,780	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
其他有価証券	21,900	-	-	-
短期貸付金	1,001			
合計	96,772	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,108	-	42,108
資産計	-	42,108	-	42,108
デリバティブ取引（通貨関連）	-	46	-	46
負債計	-	46	-	46

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2022 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2022 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)
子会社株式	9,107
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2022 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	29,300	29,300	-
小計	29,300	29,300	-
合計	29,300	29,300	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 315 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,886 百万円）は、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

1. 売買目的有価証券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023 年 3 月 31 日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023 年 3 月 31 日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 株式	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 譲渡性預金	21,900	21,900	-
小計	21,900	21,900	-
合計	21,900	21,900	-

※市場価格のない株式等（貸借対照表計上額 235 百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額 1,557 百万円）は、記載していません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	66	-	16
合計	66	-	16

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,714	-	△121	△121

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	952	-	△46	△46

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	23,270 百万円
勤務費用	961
利息費用	176
数理計算上の差異の発生額	△1,521
退職給付の支払額	△904
その他	△14
退職給付債務の期末残高	21,967
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,349 百万円
期待運用収益	454
数理計算上の差異の発生額	△258
事業主からの拠出額	814
退職給付の支払額	△672
年金資産の期末残高	19,687
(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	18,807 百万円
年金資産	△19,687
	△879
非積立型制度の退職給付債務	3,159
未積立退職給付債務	2,279
未認識数理計算上の差異	△489
未認識過去勤務費用	106
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
退職給付引当金	3,194
前払年金費用	△1,297
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,896
(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	961 百万円
利息費用	176
期待運用収益	△454
数理計算上の差異の費用処理額	322
過去勤務費用の費用処理額	△45
確定給付制度に係る退職給付費用	959
(5) 年金資産に関する事項	
①年金資産の主な内容	
年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。	
債券	51%
株式	32%
生保一般勘定	10%
生保特別勘定	6%
その他	1%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	0.9%
退職一時金制度の割引率	0.6%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、197 百万円でした。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	21,967 百万円
勤務費用	853
利息費用	188
数理計算上の差異の発生額	△1,476
退職給付の支払額	△1,133
その他	△83
退職給付債務の期末残高	20,314

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	19,687 百万円
期待運用収益	462
数理計算上の差異の発生額	△716
事業主からの拠出額	819
退職給付の支払額	△874
年金資産の期末残高	19,378

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	17,386 百万円
年金資産	△19,378
	△1,991
非積立型制度の退職給付債務	2,927
未積立退職給付債務	935
未認識数理計算上の差異	398
未認識過去勤務費用	53
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387
退職給付引当金	2,940
前払年金費用	△1,553
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	1,387

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	853 百万円
利息費用	188
期待運用収益	△462
数理計算上の差異の費用処理額	127
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	653

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	34%
株式	27%
生保一般勘定	11%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分

と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企業年金制度の割引率	1.4%
退職一時金制度の割引率	1.1%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、202百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2022年3月31日)		当事業年度末 (2023年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,381	賞与引当金	1,138
退職給付引当金	990	退職給付引当金	911
関係会社株式評価減	1,010	関係会社株式評価減	1,010
未払事業税	285	未払事業税	227
投資有価証券評価減	110	投資有価証券評価減	11
減価償却超過額	272	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	182	時効後支払損引当金	184
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	505
ゴルフ会員権評価減	92	ゴルフ会員権評価減	78
資産除去債務	348	資産除去債務	348
未払社会保険料	114	未払社会保険料	85
その他	84	その他	44
繰延税金資産小計	5,376	繰延税金資産小計	4,878
評価性引当額	△1,795	評価性引当額	△1,696
繰延税金資産合計	3,581	繰延税金資産合計	3,181
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△233	資産除去債務に対応する除去費用	△171
関係会社株式評価益	△81	関係会社株式評価益	△84
その他有価証券評価差額金	△78	その他有価証券評価差額金	△102
前払年金費用	△402	前払年金費用	△481
繰延税金負債合計	△796	繰延税金負債合計	△840
繰延税金資産の純額	2,784	繰延税金資産の純額	2,340
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.4%
タックスヘイブン税制	1.8%	タックスヘイブン税制	2.1%
外国税額控除	△0.5%	外国税額控除	△0.6%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.4%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.7%
その他	0.1%	その他	△0.8%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3%

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

(単位：百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
期首残高	1,371		1,123	
有形固定資産の取得に伴う増加	48		-	
資産除去債務の履行による減少	△296		-	
期末残高	1,123		1,123	

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日）

区分	前事業年度 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2022 年 3 月 31 日)
委託者報酬	115,670 百万円
運用受託報酬	16,675 百万円
成功報酬 (注)	1,058 百万円
その他営業収益	530 百万円
合計	133,935 百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日）

区分	当事業年度 (自 2022 年 4 月 1 日 至 2023 年 3 月 31 日)
委託者報酬	113,491 百万円
運用受託報酬	17,245 百万円
成功報酬 (注)	952 百万円
その他営業収益	331 百万円
合計	132,021 百万円

(注) 成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	3,427	短期貸付 金	1,835
							資金の返済	1,709		
							貸付金利息	9	未収利息	4

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託 の募集の取扱 及び売上の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (*1)	29,119	未払手 数 料	6,013

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エー エム・ファイ ナンス・イン ク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接 100%	資産の賃貸借	資金の貸付	5,736	短期貸付 金	1,001
							資金の返済	6,489		
							貸付金利息	44	未収利息	11

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託 の募集の取扱 及び売出の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払(*1)	27,180	未払手 数料	5,773

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株) (東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
1株当たり純資産額	16,775円81銭	1株当たり純資産額	17,016円74銭
1株当たり当期純利益	4,835円10銭	1株当たり当期純利益	5,060円34銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	24,904百万円	損益計算書上の当期純利益	26,064百万円
普通株式に係る当期純利益	24,904百万円	普通株式に係る当期純利益	26,064百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

中間財務諸表

◇ 中間貸借対照表

		2023年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		7,755
金銭の信託		42,741
未収委託者報酬		28,981
未収運用受託報酬		5,565
短期貸付金		747
その他		1,398
貸倒引当金		△17
流動資産計		87,173
固定資産		
有形固定資産	※1	1,140
無形固定資産		5,519
ソフトウェア		5,518
その他		0
投資その他の資産		16,784
投資有価証券		1,862
関係会社株式		10,025
長期差入保証金		519
前払年金費用		1,721
繰延税金資産		1,761
その他		893
固定資産計		23,444
資産合計		110,617

		2023年9月30日現在
区分	注記 番号	金額(百万円)
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		29,900
未払金		12,829
未払収益分配金		1
未払償還金		40
未払手数料		9,305
関係会社未払金		2,395
その他未払金	※2	1,085
未払費用		10,122
未払法人税等		2,521
賞与引当金		1,993
その他		201
流動負債計		57,568
固定負債		
退職給付引当金		2,855
時効後支払損引当金		601
資産除去債務		1,123
固定負債計		4,579
負債合計		62,148
(純資産の部)		
株主資本		48,142
資本金		17,180
資本剰余金		13,729
資本準備金		11,729
その他資本剰余金		2,000
利益剰余金		17,232
利益準備金		685
その他利益剰余金		16,547
繰越利益剰余金		16,547
評価・換算差額等		325
その他有価証券評価差額金		325
純資産合計		48,468
負債・純資産合計		110,617

◇ 中間損益計算書

		自 2023年4月1日 至 2023年9月30日
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業収益		
委託者報酬		59,892
運用受託報酬		10,062
その他営業収益		156
営業収益計		70,111
営業費用		
支払手数料		20,743
調査費		15,670
その他営業費用		2,845
営業費用計		39,259
一般管理費	※1	15,475
営業利益		15,376
営業外収益	※2	7,161
営業外費用	※3	715
経常利益		21,822
特別利益	※4	11
特別損失	※5	10
税引前中間純利益		21,823
法人税、住民税及び事業税		4,781
法人税等調整額		536
中間純利益		16,505

◇ 中間株主資本等変動計算書
 当中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計	
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当中間期変動額									
剰余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782
中間純利益							16,505	16,505	16,505
別途積立金の取崩						△24,606	24,606	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	△24,606	△14,669	△39,276	△39,276
当中間期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	—	16,547	17,232	48,142

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当中間期変動額			
剰余金の配当			△55,782
中間純利益			16,505
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	96	96	96
当中間期変動額合計	96	96	△39,179
当中間期末残高	325	325	48,468

[重要な会計方針]

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等</p>						
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>						
<p>4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>						
<p>5. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。</p> <table border="0" data-bbox="667 965 1050 1059"> <tr> <td>建物</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>附属設備</td> <td>6～15年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>4～15年</td> </tr> </table> <p>(2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	建物	6年	附属設備	6～15年	器具備品	4～15年
建物	6年						
附属設備	6～15年						
器具備品	4～15年						
<p>6. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企業年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企業年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企業年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、</p>						

7. 収益及び費用の計上基準

受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

① 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

② 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

③ 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

[注記事項]

◇ 中間貸借対照表関係

2023年9月30日現在	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	1,754百万円
※2 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

◇ 中間損益計算書関係

自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	196百万円
無形固定資産	958百万円
※2 営業外収益のうち主要なもの 受取配当金	6,692百万円
※3 営業外費用のうち主要なもの 金銭の信託運用損	627百万円
※4 特別利益の内訳 株式報酬受入益	11百万円
※5 特別損失の内訳 固定資産除却損	10百万円

◇ 中間株主資本等変動計算書関係

自 2023年4月1日 至 2023年9月30日				
1 発行済株式に関する事項				
	株式の種類	当事業年度期首	増加	減少
	普通株式	5,150,693株	—	—
				当中間会計期間末
				5,150,693株
2 配当に関する事項				
配当金支払額				
2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。				
・普通株式の配当に関する事項				
(1) 配当金の総額			55,782百万円	
(2) 1株当たり配当額			10,830円	
(3) 基準日			2023年3月31日	
(4) 効力発生日			2023年6月30日	

◇ 金融商品関係

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	42,741	42,741	-
資産計	42,741	42,741	-
(2) その他（デリバティブ取引）	60	60	-
負債計	60	60	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
市場価格のない株式等（※）	10,266
組合出資金等	1,621
合計	11,888

(※) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	42,741	-	42,741
資産計	-	42,741	-	42,741
デリバティブ取引（通貨関連）	-	60	-	60
負債計	-	60	-	60

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

当中間会計期間末（2023年9月30日）

1. 売買目的有価証券(2023年9月30日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2023年9月30日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2023年9月30日)

市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表 計上額（百万円）
子会社株式	9,919
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2023年9月30日)

該当事項はありません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

当中間会計期間（2023年9月30日）

区分	取引の種類	契約額等 （百万円）	契約額等 のうち一年超 （百万円）	時価 （百万円）	評価損益 （百万円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	684	-	△60	△60

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減（単位：百万円）

	自 2023年4月1日 至 2023年9月30日
期首残高	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加	-
時の経過による調整額	-
中間期末残高	1,123

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

区分	当中間会計期間 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)
委託者報酬	59,884 百万円
運用受託報酬	9,422 百万円
成功報酬 (注)	646 百万円
その他営業収益	156 百万円
合計	70,111 百万円

(注) 成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

当中間会計期間(自 2023 年 4 月 1 日 至 2023 年 9 月 30 日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の 10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 1 株当たり情報

自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	
1株当たり純資産額	9,410円05銭
1株当たり中間純利益	3,204円61銭
(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益につきましては、潜在株式がないため、記載しておりません。	
2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
中間純利益	16,505百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	16,505百万円
期中平均株式数	5,150千株

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約款

(野村世界6資産分散投信(安定コース))

運用の基本方針

約款第23条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長を目的に運用を行うことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 各マザーファンド受益証券への投資配分比率は以下を基本とし、原則として毎月、リバランスを行ない、各マザーファンドの対象指数(※)の月次リターンに、ファンドの各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：60%

外国債券マザーファンド受益証券：10%

国内株式マザーファンド受益証券：5%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：15%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

(※) 各マザーファンドの対象指数

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド：NOMURA-BPI 総合

外国債券マザーファンド：FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)

国内株式マザーファンド：東証株価指数 (TOPIX)

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド：MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジなし)

J-REIT インデックス マザーファンド：東証 REIT 指数 (配当込み)

海外 REIT インデックス マザーファンド：S&P 先進国 REIT 指数 (除く日本、配当込み、円換算ベース)

② 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への直接投資は行ないません。

② デリバティブの直接利用は行ないません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスク

を減じる目的で、実質的に活用する場合があります。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村世界6資産分散投信（安定コース）
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金5億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については5億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないません。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者には、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の換金の手取金をもって、当該換金の申込日と同日にこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合には、販売会社は、1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。

④ <削除>

⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第1項または第3項の取得申込に係る受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または

記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 (削除)

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第18条 (削除)

第19条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第21条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、 「外国債券マザーファンド」、 「国内株式マザーファンド」、 「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、 「J-REIT インデックス マザーファンド」、 「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第22条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第25条において同じ。）、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第20条および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条および第31条に掲げる取引を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第26条（削除）

（混蔵寄託）

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第29条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券

等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年1月11日から3月10日まで、3月11日から5月10日まで、5月11日から7月10日まで、7月11日から9月10日まで、9月11日から11月10日まで、11月11日から翌年1月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成18年1月10日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利

息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 37 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 34 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 62 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 38 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 39 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 40 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振

替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金（第42条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第42条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第40条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第39条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第42条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするとき、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に

一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第43条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。こ

の場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第50条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の種類）から第19条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成17年10月3日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村世界 6 資産分散投信 (安定コース)

追加型証券投資信託 野村世界 6 資産分散投信 (分配コース)

追加型証券投資信託 野村世界 6 資産分散投信 (成長コース)

追加型証券投資信託 野村世界 6 資産分散投信 (配分変更コース)

(野村世界6資産分散投信(分配コース))

運用の基本方針

約款第23条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、インカムゲイン(利子配当収益)の獲得と信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である「国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド」、「J-REITインデックスマザーファンド」、「海外REITインデックスマザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 各マザーファンド受益証券への投資配分比率は以下を基本とし、原則として毎月、リバランスを行ない、各マザーファンドの対象指数(※)の月次リターンに、ファンドの各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド受益証券：20%

外国債券マザーファンド受益証券：50%

国内株式マザーファンド受益証券：5%

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド受益証券：15%

J-REITインデックスマザーファンド受益証券：5%

海外REITインデックスマザーファンド受益証券：5%

(※) 各マザーファンドの対象指数

国内債券NOMURA-BPI総合マザーファンド：NOMURA-BPI総合

外国債券マザーファンド：FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)

国内株式マザーファンド：東証株価指数(TOPIX)

外国株式MSCI-KOKUSAIマザーファンド：MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジなし)

J-REIT

インデックスマザーファンド：東証REIT指数(配当込み)

海外REITインデックスマザーファンド：S&P先進国REIT指数(除く日本、配当込み、円換算ベース)

② 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ② デリバティブの直接利用は行ないません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。
- ③ 株式への直接投資は行ないません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村世界6資産分散投信（分配コース）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金5億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については5億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者には、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の換金の手取金をもって、当該換金の申込日と同日にこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合には、販売会社は、1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。

④ <削除>

⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第1項または第3項の取得申込に係る受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または

記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 (削除)

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第18条 (削除)

第19条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第21条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、
「外国債券マザーファンド」、
「国内株式マザーファンド」、
「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、
「J-REIT インデックス マザーファンド」、
「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第22条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第25条において同じ。）、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第20条および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条および第31条に掲げる取引を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第26条（削除）

（混蔵寄託）

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第29条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券

等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年1月11日から3月10日まで、3月11日から5月10日まで、5月11日から7月10日まで、7月11日から9月10日まで、9月11日から11月10日まで、11月11日から翌年1月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成18年1月10日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利

息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 37 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 34 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 69 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 38 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 39 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 40 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振

替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金（第42条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第42条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第40条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第39条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第42条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするとき、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に

一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第43条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。こ

の場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第50条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしがたって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の種類）から第19条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成17年10月3日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第3項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村世界6資産分散投信（安定コース）

追加型証券投資信託 野村世界6資産分散投信（分配コース）

追加型証券投資信託 野村世界6資産分散投信（成長コース）

追加型証券投資信託 野村世界6資産分散投信（配分変更コース）

(野村世界6資産分散投信(成長コース))

運用の基本方針

約款第23条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 各マザーファンド受益証券への投資配分比率は以下を基本とし、原則として毎月、リバランスを行ない、各マザーファンドの対象指数(※)の月次リターンに、ファンドの各マザーファンドへの基本投資割合を掛け合わせた合成指数に連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド受益証券：10%

外国債券マザーファンド受益証券：10%

国内株式マザーファンド受益証券：35%

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド受益証券：35%

J-REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

海外 REIT インデックス マザーファンド受益証券：5%

(※) 各マザーファンドの対象指数

国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド：NOMURA-BPI 総合

外国債券マザーファンド：FTSE 世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)

国内株式マザーファンド：東証株価指数 (TOPIX)

外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド：MSCI-KOKUSAI 指数 (円ベース・為替ヘッジなし)

J-REIT インデックス マザーファンド：東証 REIT 指数 (配当込み)

海外 REIT インデックス マザーファンド：S&P 先進国 REIT 指数 (除く日本、配当込み、円換算ベース)

② 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③ 非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。実質組入外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産総額の75%以下を基本とします。

④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への直接投資は行ないません。
- ② デリバティブの直接利用は行ないません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。
- ③ 株式への直接投資は行ないません。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みません。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村世界6資産分散投信（成長コース）
約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的および金額）

第2条 委託者は、金5億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

（信託金の限度額）

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項および第47条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込みの勧誘の種類）

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

（当初の受益者）

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については5億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第24条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

（信託日時の異なる受益権の内容）

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、当該取得申込の代金（第2項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者には、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。以下同じ。）の受益者が、当該信託にかかる受益権の換金の手取金をもって、当該換金の申込日と同日にこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合には、販売会社は、1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとします。

④ <削除>

⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第39条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第1項または第3項の取得申込に係る受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または

記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 (削除)

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第18条 (削除)

第19条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとします。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第21条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、 「外国債券マザーファンド」、 「国内株式マザーファンド」、 「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、 「J-REIT インデックス マザーファンド」、 「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限るものとします。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第22条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第25条において同じ。）、第25条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第20条および前条に掲げる資産への投資等ならびに第24条および第31条に掲げる取引を行なうことができます。

(運用の基本方針)

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第26条（削除）

（混蔵寄託）

第27条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第29条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第30条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券

等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第32条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第33条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第34条 この信託の計算期間は、毎年1月11日から3月10日まで、3月11日から5月10日まで、5月11日から7月10日まで、7月11日から9月10日まで、9月11日から11月10日まで、11月11日から翌年1月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成18年1月10日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第35条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第36条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利

息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第 37 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 34 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 76 の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第 1 項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第 38 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 39 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 40 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 10 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振

替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金（第42条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第42条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除く。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

(収益分配金および償還金の時効)

第40条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第39条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第42条 受益者（販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするとき、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に

一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第43条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第45条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第46条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第43条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。こ

の場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第50条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第39条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の種類）から第19条（受益証券の再交付の費用）の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成17年10月3日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項の「別に定める信託」は次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村世界 6 資産分散投信 (安定コース)

追加型証券投資信託 野村世界 6 資産分散投信 (分配コース)

追加型証券投資信託 野村世界 6 資産分散投信 (成長コース)

追加型証券投資信託 野村世界 6 資産分散投信 (配分変更コース)

(野村世界6資産分散投信(配分変更コース))

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目的に運用を行なうことを基本とします。

2. 運用方法

(1) 投資対象

親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外 REIT インデックス マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 原則として、各マザーファンドすべてに投資を行いません。運用にあたっては、投資対象資産のリスクや利回りおよび市場環境(トレンド)を分析し、効率的に収益を獲得することを目指して、各マザーファンド受益証券への投資比率を決定します。なお、各マザーファンドへの投資比率は適宜見直します。

② 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への直接投資は行いません。

② 外貨建資産への直接投資は行いません。

③ デリバティブの直接利用は行いません。なお、各マザーファンドにおいて対象指数の動きに連動する投資成果を目指すため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引および為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行いません。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みません)等の全額とします。

- ② 収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
野村世界6資産分散投信（配分変更コース）
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的と金額)

第2条 委託者は、金1,000万円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第37条第1項、第38条第1項、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000万口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、第2条の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社（委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）をいいます。以下同じ。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。

② 前項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

③ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算

した価額とします。

④ 別に定める信託（この信託を除きます。）の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとします。

⑤ 第2項および第3項の規定にかかわらず、受益者が第33条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

⑥ 第1項および第3項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金（第2項または第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド」、「外国債券マザーファンド」、「国内株式マザーファンド」、「外国株式 MSCI-KOKUSAI マザーファンド」、「J-REIT インデックス マザーファンド」、「海外REIT インデックス マザーファンド」の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第20条において同じ。）、第20条第1項に定める信託業務の委託

先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前2条に掲げる資産への投資等ならびに第19条および第25条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(公社債の借入れ)

第19条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(信託業務の委託等)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約、有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による親投資信託の受益証券の一部解約金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年1月11日から7月10日までおよび7月11日から翌年1月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成28年1月12日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の95の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第32条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、販売会社との累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行いません。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権

にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金(第36条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第36条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第33条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第36条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、1口単位もしくは1口の整数倍となる販売会社が定める単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

④ 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよ

びすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第37条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が30億口を下回った場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないません。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第43条 この信託は、受益者が第36条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第44条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱い)

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第33条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 27 年 9 月 28 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第 12 条第 3 項および第 4 項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託 野村世界 6 資産分散投信 (安定コース)

追加型証券投資信託 野村世界 6 資産分散投信 (分配コース)

追加型証券投資信託 野村世界 6 資産分散投信 (成長コース)

追加型証券投資信託 野村世界 6 資産分散投信 (配分変更コース)

(国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、NOMURA-BPI 総合 (NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス総合) の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の公社債に投資することにより、NOMURA-BPI 総合の動きに連動する投資成果を目指します。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資は行ないません。

② 外貨建資産への投資は行ないません。

③ 有価証券先物取引等は約款第 14 条の範囲で行ないます。

④ スワップ取引は約款第 15 条の範囲で行ないます。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等 (同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。) の利用は行ないません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内債券 NOMURA-BPI 総合 マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金50億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第1項、第33条第2項、第36条第1項、第37条第1項および第39条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、50億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限るものとし、かつ、株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債券については、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）

5. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

す。)

6. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

7. コマーシャル・ペーパー

8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

9. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

10. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ(3)に定めるものに限る)

11. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

12. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

13. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号から第6号までの証券および第8号の証券のうち第1号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、

法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(保管業務の委任)

第17条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第18条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第19条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第20条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第 22 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 23 条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第 24 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第 25 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 26 条 この信託の計算期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は平成 14 年 7 月 25 日から平成 15 年 3 月 31 日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 27 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 28 条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第 29 条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第 30 条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないま

せん。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第32条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第33条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第41条 第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合にお

いて、第 33 条第 4 項または前条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第 33 条第 3 項または前条第 2 項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 44 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 45 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 14 年 7 月 25 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国債券マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の公社債を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主として外国の公社債に投資することにより、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

② 有価証券先物取引等は約款第14条の範囲で行ないます。

③ スワップ取引は約款第15条の範囲で行ないます。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国債券マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第35条第1項、第35条第2項、第38条、第39条第1項および第41条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については1,000億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（株式、出資証券、投資証券およびその他の資産でこれらの性質を有するものを除きます。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条及び第15条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 国債証券

2. 地方債証券

3. 特別の法律により法人の発行する債券

4. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

5. コマーシャル・ペーパー

6. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券の性質を有するもの

7. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

9. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イ（3）に定

めるものに限る)

10. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

11. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号から第4号までの証券および第6号の証券のうち第1号から第4号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行いません。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第14条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額（以下本号において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額、以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第15条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一

定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、公社債の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第17条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第19条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第20条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業

務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第20条の2 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第22条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第23条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第24条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第25条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第26条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第27条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第28条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第29条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第30条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、第16条に規定する有価証券の貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第31条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第32条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第33条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第34条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第35条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投

資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第37条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第43条 第35条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第35条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第35条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第45条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第46条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成13年5月11日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(国内株式マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指して運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

① 主としてわが国の株式に投資することにより、東証株価指数(TOPIX)の動きに連動する投資成果を目指します。

② 非株式割合(株式以外の資産への投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 株式への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への投資は行いません。

③ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

④ 有価証券先物取引等は約款第16条の範囲で行いません。

⑤ スワップ取引は約款第17条の範囲で行いません。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等(同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。)の利用は行いません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
国内株式マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第33条第1項、第33条第2項、第36条第1項、第37条第1項および第39条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については、1,000億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条及び第17条に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券

2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

3. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、前号の証券の性質を有するもの

4. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

5. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書を以下「株式」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2

条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式は、わが国の金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。

(信用取引の指図範囲)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債（総称して「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第16条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所ならびに外国の金融商品取引所における邦貨建の株式、株価指数に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入貸付債権信託受益権および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用および価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純

資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第18条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(有価証券の保管)

第19条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第20条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第23条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第24条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第25条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第26条 この信託の計算期間は、毎年5月11日から翌年5月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第27条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第28条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第29条 委託者および受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第30条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第31条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第32条 委託者は受益者の請求があった場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第33条 委託者は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃の場合またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第34条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第35条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第36条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第40条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第37条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第40条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第38条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第39条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第40条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第40条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第41条 第33条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第33条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第33条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 42 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 43 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 44 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 45 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 13 年 5 月 11 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号
受託者 野村信託銀行株式会社

(外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド)

運用の基本方針

約款第13条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として外国の株式に投資することにより、MSCI-KOKUSAI 指数（円ベース・為替ヘッジなし）の中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④ 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行ないます。
- ⑤ スワップ取引は約款第18条の範囲で行ないます。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。
- ⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑨ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑩ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑪ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
外国株式MSCI-KOKUSAI マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金100億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条第1項、第40条第2項、第43条、第44条第1項および第46条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については100億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条及び第18条に定めるものに限りません。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. （削除）

ロ. 為替手形

ハ. （削除）

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
19. 外国の者に対する権利で前号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第16号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

③ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(投資する株式等の範囲)

第14条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、第13条の運用の基本方針の範囲内（新株引受権証券および新株予約権証券については、第13条の運用の基本方針に特別の規定がない場合、株式の範囲と同じものとする。）で、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限)

第15条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(信用取引の指図範囲)

第16条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売り出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（前号のものを除きます。）の行使により取得可能な株券

(先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第17条 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等（株式、株価指数に係る先物取引の買建においては、信託財産が未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

② 委託者は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合せてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合せて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

③ 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」と

います。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、且つ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第18条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

④ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が提示する価額、価格情報会社が提供する価額等、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って評価するものとします。

⑤ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第19条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計

額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

② 前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第21条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

第22条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第23条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(有価証券の保管)

第25条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第26条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第27条 信託財産に属する国債証券のうち振替決済にかかる国債証券については、日本銀行で保管することがあります。この場合、日本銀行においては日本銀行名義で一括登録することがあります。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第28条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第30条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第31条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金立替え)

第32条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第33条 この信託の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成14年2月22日から平成15年3月31日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第34条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委

託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第35条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第36条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第37条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第38条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第39条 委託者は受益者の請求があつた場合には、信託の一部を解約します。

② 解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第41条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受

益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第42条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第48条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第40条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第40条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第49条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成14年2月22日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

(J-REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証 REIT 指数（配当込み）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の不動産投資信託証券※（以下「J-REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

① J-REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。

② 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、東証 REIT 指数（配当込み）における時価の構成割合が 30%を超える J-REIT がある場合には、当該 J-REIT へ東証 REIT 指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
J-REIT インデックス マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金3億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金800億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第31条第1項、第31条第2項、第34条第1項、第35条第1項および第37条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については3億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条の2に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものと

します。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ. 上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ. 価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ. 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第14条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、東証REIT指数（配当込み）における時価の構成割合がその100分の30を超える投資信託証券がある場合には、当該投資信託証券へ東証REIT指数（配当込み）における構成割合の範囲で投資の指図を行なうことができるものとします。

(先物取引の運用指図・目的・範囲)

第14条の2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を

加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。）ならびに第12条第2項第1号から第4号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(公社債の借入れ)

第15条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(保管業務の委任)

第16条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(投資信託証券等の保管)

第17条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第18条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第19条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理すること

があります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第20条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第21条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第22条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第23条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第24条 この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第25条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第26条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第27条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第28条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第29条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第30条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、一部解約を行ないます。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第31条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第32条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第33条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第34条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第38条の規定に

したがいいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第35条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第38条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第36条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第37条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第38条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第38条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第39条 第31条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第31条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第31条第3項または前条第2項に規定

する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第 40 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 13 条第 1 項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第 41 条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第 42 条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第 43 条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成 17 年 5 月 27 日

東京都江東区豊洲二丁目 2 番 1 号

委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目 2 番 2 号

受託者 野村信託銀行株式会社

(海外 REIT インデックス マザーファンド)

運用の基本方針

約款第 13 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）※の動きに連動する投資成果を目指して運用を行ないます。

※S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）は、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、ドルベース）を委託会社において円換算した指数です。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の不動産投資信託証券※（以下「REIT」といいます。）を主要投資対象とします。

※海外の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。

(2) 投資態度

- ① REIT の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 株式への直接投資は行ないません。
- ④ 不動産投信指数先物取引は約款第 14 条の 2 の範囲で行ないません。
- ⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 30%以内とします。ただし、S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が 30%を超える REIT がある場合には、当該 REIT を S&P 先進国 REIT 指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。
- ⑥ 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ⑦ 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

親投資信託
海外REITインデックス マザーファンド
約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。）の適用を受けます。

(信託の目的、金額および追加信託の限度額)

第2条 委託者は、金20億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第34条第1項、第34条第2項、第37条第1項、第38条第1項および第40条第2項の規定による解約の日までとします。

(受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第4条第2項第12号で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

第5条 この信託の元本および収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とする野村アセットマネジメント株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割および再分割)

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については20億円を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第15条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行および種類)

第9条 委託者は、第6条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

③ 受益者は当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第10条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(投資の対象とする資産の種類)

第11条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第14条の2に定めるものに限ります。）に係る権利

ハ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 金銭債権（イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第12条 委託者は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

5. 投資証券、新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

6. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。また、第4号および第5号の証券を以下「投資信託証券」といい、投資信託証券にかかる運

用の指図は、次に掲げる要件を満たす不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。以下同じ。）に限り行なうことができるものとします。

イ. 上場または店頭登録（以下「上場等」といいます。）をしているもの（上場等の前の新規募集または売出し、もしくは上場等の後の追加募集または売出しに係るものを含む。）で、常時売却可能なものであること

ロ. 価格が日々発表されるなど、時価評価が可能なものであること

ハ. 決算時点における運用状況が開示されており、当該情報の入手が可能であること

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（前項に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第13条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。なお、この信託約款において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を以下「金融商品取引所」といい、また、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを以下「証券取引所」という場合があります。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第14条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、S&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における時価の構成割合が30%を超えるREITがある場合には、当該REITをS&P先進国REIT指数（除く日本、配当込み、円換算ベース）における構成割合の範囲で投資することができるものとします。

(先物取引の運用指図・目的・範囲)

第14条の2 委託者は、信託財産が運用対象とする不動産投資信託証券の市場価格と運用の基本方針において目標とする投資成果との乖離を防止するため、わが国の不動産投信指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。以下同じ。）および外国の金融商品取引所におけるこれと類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする不動産投資信託証券（以下「ヘッジ対象不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象不動産投資信託証券の組入可能額（組入ヘッジ対象不動産投資信託証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受取る利払金および償還金を加えた額を限度とし、且つ信託財産が限月までに受取る利払金および償還金等（信託財産が未収分配

金および未収配当金として計上している額を含むものとし、この額には信託財産が当該限月を超えて受取る分配金および配当金も含まれます。) ならびに第 12 条第 2 項第 1 号から第 4 号に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

(公社債の借入れ)

第 15 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第 1 項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 16 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第 17 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

② 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

(外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第 18 条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

② 前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

(保管業務の委任)

第 19 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(投資信託証券等の保管)

第 20 条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 21 条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者をいいます。以下本条において同

じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成18年6月12日までとし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第30条 委託者および受託者は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第31条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、期中には分配を行ないません。

(追加信託金および一部解約金の計理処理)

第32条 追加信託金または信託の一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託金にあつては追加信託差金、信託の一部解約にあつては解約差金として処理します。

(信託の一部解約)

第33条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、一部解約を行ないません。解約金は、一部解約を行なう日の前営業日の基準価額に、当該解約にかかる受益権の口数を乗じた金額とします。

(信託契約の解約)

第34条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

④ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）の全額を委託者に交付します。

② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第36条 委託者は、受託者より償還金の交付を受けた後、受益証券と引換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第39条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第42条 第34条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第34条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第34条第3項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面の交付)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第45条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成17年5月27日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社